平成23年度包括外部監査結果報告書

「公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及 び施設の管理運営について」

> 平成 24 年 3 月 熊本県包括外部監査人 河喜多保典

目 次

第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 外部監査の着眼点	2
5. 主な監査手続	2
6. 監査の対象年度	3
7. 監査実施期間	3
8. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格	3
9. 利害関係	3
第2章 外部監査の対象	4
I. 指定管理者制度について	4
1. 公の施設	4
2. 指定管理者制度の目的	
3. 指定管理者制度の概要(導入前との違い)	4
Ⅱ. 熊本県における指定管理者制度導入への取組み	
1. 条例の整備	
2. 熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の策定	
3. 制度導入の基本方針	
4. 熊本県の指定管理者制度に係る事務運用の概要	6
Ⅲ. 熊本県の公の施設における指定管理者制度の導入状況	. 15
1. 平成 23 年 4 月現在の指定管理者制度導入状況	
2. 平成 23 年 4 月現在の指定管理者の分類	. 20
第3章 外部監査の結果及び意見(総論)	
I. 事務の執行に関する事項	
1. 審査基準の類型化について	
2. 募集期間、参加資格について	
3. 指定管理者の選定について	
4. モニタリングについて	
Ⅱ.施設の運営管理に関する事項	
1. 熊本県における公の施設の見直し状況について	
2. 施設の運営について	
第4章 外部監査の結果及び意見(施設別)	
1. 熊本県立劇場	29

2.	熊本県総合福祉センター	41
3.	熊本県身体障害者福祉センター	48
4.	熊本県環境センター	57
5.	熊本県富岡ビジターセンター	67
6.	熊本県天草ビジターセンター	73
7.	くまもと県民交流館	81
8.	熊本県野外劇場	91
9.	熊本産業展示場(グランメッセ熊本)	96
10.	観光物産交流スクエア(通称「かたらんね」)	108
11.	熊本県伝統工芸館	118
12.	熊本県農業公園	126
13.	熊本県阿蘇みんなの森	135
14.	牛深漁港漁港浄化施設	140
15.	樋合漁港 漁港利用調整施設	149
16.	熊本港コンテナターミナル	161
17.	三角港波多マリーナ	170
18.	八代港コンテナターミナル	179
19.	水俣港緑地	188
20.	水前寺江津湖公園広木地区	195
21.	熊本県テクノ中央緑地	201
22.	水俣広域公園	206
23.	熊本北部流域下水道	211
24.	球磨川上流流域下水道	223
25.	八代北部流域下水道	229
26.	熊本県営住宅(42 団地)	234
27.	熊本県立青少年の家(27. 熊本県立天草青年の家、28. 熊本県立菊池少年自然	の家、
29.	熊本県立豊野少年自然の家、30. 熊本県立あしきた青少年の家)	244
31.	熊本県立美術館分館	257
32.	熊本県民総合運動公園	270
33.	熊本県営八代運動公園	281
34.	藤崎台県営野球場	288
35.	熊本武道館	294
36.	熊本県立総合体育館	301
37.	熊本県総合射撃場	311

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37条第1項の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件

公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について

3. 特定の事件を選定した理由

熊本県は、平成21年2月に「熊本県財政再建戦略」を策定し、財政システム改革(歳入に応じた歳出構造への転換)、行政システム改革(簡素で効率的な行政システムの構築)に取り組んでおり、限られた財源の中で必要な県民サービスを維持していくために簡素で効率的な行政システムの構築を目指している。具体的には、県が実施する施策の必要性の点検や民間・市町村等との役割分担の見直し、NPOや企業等地域の多様な主体による公共活動の拡大を踏まえた県が提供する行政サービスへの民間活力の活用等の方針が示されている。

上記方針のもと、県の財政再建戦略の行政システム改革において、業務の見直しの中で公の施設に係る指定管理者制度の更なる導入、組織体制等の見直しの中で公の施設の廃止・民営化の施策が実施されている。

熊本県においては、平成17年4月から公の施設に指定管理者制度が導入され、これまでにも3年又は5年の指定期間が終了するごとに、指定管理者の募集、選定、指定の手続が行われ、平成23年度においても19施設について指定管理者の募集が予定されている。

指定管理者制度導入の目的は、民間活力の活用による住民サービスの向上と経費削減等を図ることにあり、これまでの公の施設における指定管理者制度の運用状況を検証し、施設の管理が適切になされているか検討することには県民の関心も高いと考えられる。

厳しい財政状況が予測され歳出削減が図られるなか、指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営が適切に実施されているかどうかを監査し、施設の管理運営が経済的・効率的なものかどうかを検証することは意義のあることだと判断し、本テーマを選定した。

4. 外部監査の着眼点

- (1) 指定管理者制度を導入した合理性があるか
- (2) 選定手続は適正か
 - ①公募・非公募の別、決定手続きの適正性、非公募の理由の適正性等
 - ②募集方法・募集期間等の公募手続は適正か
 - ③選定委員会の構成、選定方法は適正か
 - ④選定基準は公平、適正か
- (3)条例、協定書の内容は適切か
 - ①基準価格の積算根拠は適切か
 - ②再委託は適切か
 - ③債務負担行為の設定はなされているか
 - ④指定管理料の精算の有無
 - ⑤リスク管理、リスク回避の条項は適切か
- (4) 施設の収支状況
 - ①支出(人件費、委託費等)と収入(利用料収入、指定管理料収入)のバランスの 妥当性
 - ②指定管理料設定の妥当性
 - ③施設の利用料金の妥当性
- (5) サービスの向上
 - ①効率的な運営(開館・利用時間、使用料、職員の配置等)がなされているか
 - ②利用状況、利用者等の推移はどうか
 - ③自主事業が行われているか
- (6) コスト削減

指定管理料と従前の管理委託料との比較、直営時での人件費・委託料等との比較

- (7)条例、協定に基づく適正な運営の検証がなされているか
 - ①施設の管理運営状況
 - ②契約事務は適正に行われているか
 - ③物品の管理事務 (現物確認、台帳との照合)

5. 主な監査手続

- (1) 入手資料等による分析、施設及び指定管理者の概況把握
- (2) 法令、条例等の閲覧、指定管理者との協定書の閲覧等
- (3) 選定委員の選考過程の検証、選定委員会の議事録の閲覧
- (4) 担当課、担当者への質問、意見聴取
- (5) 施設の利用状況、県民へのサービスの提供状況等の分析・比較検討
- (6) 指定管理者からの事業報告内容の検討

- (7) 施設管理の経済性、有効性等の測定
- (8) 施設の現地調査

6. 監査の対象年度

平成 22 年度 (平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)。 ただし、必要に応じて過年度に遡及した。

7. 監査実施期間

平成23年8月1日から平成24年3月31日まで

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格

職務	氏 名	資 格
包括外部監査人	河喜多 保典	公認会計士
	千歳 睦男	公認会計士
	山 元 修 一	公認会計士
	荒木幸介	公認会計士
 補 助 者	吉川栄一	公認会計士
M 切 1	星野誠之	公認会計士
	入江 佳隆	公認会計士
	坂 井 裕 子	事務職員
	杉本 知歌子	事務職員

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注)本報告書の記載金額は、端数処理の関係で合計欄の金額と内訳の合計額が一致しない場合がある。

第2章 外部監査の対象

I. 指定管理者制度について

1. 公の施設

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その住民の利用に供するため地方公共団体が設ける施設をいい(地方自治法第244条第1項)、公の施設は住民の利害に関係をもつものであるため、その設置及び管理に関する事項は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めのあるものを除くほか、条例で定めなければならない(同法第244条の2第1項)。

熊本県の平成 23 年 4 月 1 日現在の公の施設は、県立劇場、福祉施設、公園、流域下水道施設、県営住宅、美術館、図書館、スポーツ施設など 49 施設がある。

2. 指定管理者制度の目的

指定管理者制度は、平成 15 年 6 月に改正された地方自治法により、公の施設について地方公共団体が指定する指定管理者に施設の管理を代行させる制度であり、公の施設の管理を株式会社等の民間事業者が行うことを可能とし、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民へのサービス向上を図るとともに、経費の節減等を図る目的がある。

3. 指定管理者制度の概要(導入前との違い)

従来、公の施設の管理運営については地方公共団体が直営で行うか、または、地方公共 団体の出資法人、公共団体及び公共的団体に限定された外部に管理を委ねる(これを「管 理委託制度」という。)ことができたが、指定管理者制度の導入により委託先の制限が排除 され民間事業者が公の施設の管理主体となることが可能となった点が最大の特徴である。

【管理委託制度(改正前)】

- ○管理受託者(以下の者に限定)
 - ・地方公共団体が1/2以上出資してい る法人等
 - •公共団体(地方公共団体等)
 - 公共的団体(農協、自治会等)
- ○管理の内容
 - ・地方公共団体の管理の下で、委託された管理業務を執行
 - ※施設の管理権限は地方公共団体が 保有
 - →管理受託者による使用許可は不可

【指定管理者制度(改正後)】

- ○指定管理者 (特段の制限なし)
 - ・法人その他の団体を議会の議決を経て、期間を定めて指定
 - →営利企業やNPOによる施設管理が可能



- ・条例に規定された管理・業務の範囲 において管理を代行
- ※施設の管理権限を指定管理者に委任
- →指定管理者による使用許可が可能



1. 条例の整備

平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、指定管理者制度が導入されたことにより、 熊本県は平成16年6月に「熊本県の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例」(熊本県条例第44号。以下「指定手続条例」という。)及び「熊本県公の施設の指定管理者の 指定の手続に関する条例施行規則」(熊本県規則第46号)を制定した。

2. 熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の策定

熊本県では指定管理者制度に係る事務について、平成 16 年 9 月に「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」(最終改正平成 23 年 8 月)(以下「運用指針」という。)を 策定した。

この運用指針は、熊本県が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 及び指定手続条例の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定までの標準的な 事務処理及び指定管理者による施設の管理運営等の監視・評価(以下「モニタリング」と いう。)の標準的な実施方法等について定めたものである。

なお、運用指針では多くの公の施設について共通する事項を例示した準則例示集も示されている。

3. 制度導入の基本方針

平成17年2月の熊本県行財政改革基本方針では、管理委託を行っている公の施設については、平成18年度の全面導入に向けた手続きを進め一部施設について平成17年度から導

入し、県が直営で行っている公の施設については指定管理者の導入について検討を行う実施計画を策定し、平成 17 年 4 月より公の施設に指定管理者制度を導入している。

4. 熊本県の指定管理者制度に係る事務運用の概要

熊本県では、指定管理者制度に係る事務については運用指針に定めており、以下運用指針の主な概要を記載する。なお、運用指針は平成23年8月に改正されているため、改正後の内容も合わせて記載する。

- (1) 指定管理者の募集方針に関して
- ①募集方針の策定
 - i 指定管理者制度を導入する施設の名称及び位置
 - ii 休館日、利用時間等管理の基準の具体的内容
 - iii 施設管理運営と指定管理者募集の基本的な考え方
 - iv 指定管理者が行う業務の範囲の具体的内容
 - v 参加資格とその設定理由
 - vi 審査の方法、審査の基準及び配点等
 - ・審査基準の適用判断及びその理由
 - vii 指定管理者の指定期間
 - viii 利用料金制の有無
 - ix 基準価格(指定管理者へ支払うこととなる委託料の基準)
 - x 選考委員会の設置要項及び委員名簿

②審查基準

審査基準については、指定手続条例第 4 条第 1 項の選定基準に基づき施設の性格や設置目的等を踏まえて設定し、審査基準の配点については基準の項目ごとにそれぞれ得点を配分する。

また、得点の配分方式については、施設の性格や特性を踏まえ、運用指針で示す以下の審査基準の類型化を参考に当該施設の特性等を判断して設定することしている。

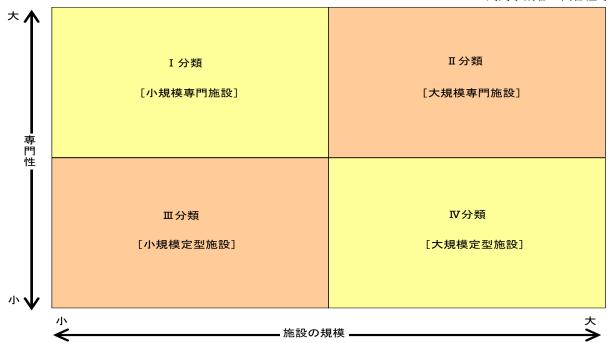
審査基準の類型化

[施設の規模]

管理経費の所要額委託費の額等

[専門性]

業務の定型性、技術性 ソフト事業のノウハウ 民間事業者の代替性等



I 分類(小規模専門施設)

審査基準	審査項目	判	定
た日の正然と利用の地 畑	設置目的との適合性等	適・不適で判例	
住民の平等な利用の確保	事業内容の偏り等	YED . JIVE	E C TIME

	審査基準	審査項目	配点(100点満点)
1	施設の効用の最大限	サービスの内容等	35
1	の発揮	000	39
9	管理経費の縮減	提案価格の得点	25
	官理経貨の稲板	収支計画の内容等	20
9	管理を安定して行う人 的、財政的基礎	人的、財政的基盤等	30
3	的、財政的基礎	000	30
4	その他必要な事項 ^{→部)}	局枠得点として配分	10

【審査基準の配点の視点】

- ・施設で実施する事業内容を重視 ・事業者によるサービスの質的向上を重視

Ⅱ分類(大規模専門施設)

審査基準	審査項目	判定
住民の平等な利用の確保	設置目的との適合性等	適・不適で判断
	事業内容の偏り等	TABLE TOTAL

	審査基準	審査項目	配点(100点满点)
1	施設の効用の最大限	サービスの内容等	35
1	の発揮	000	39
9	管理経費の縮減	提案価格の得点	20
	日生生頃の利用板	収支計画の内容等	20
9	管理を安定して行う人 的、財政的基礎	人的、財政的基盤等	35
3	的、財政的基礎	000	39
4	その他必要な事項 ^{→部}	局枠得点として配分	10

- 【審査基準の配点の視点】 ・サービスの安定的な提供能力を重視 ・施設で実施する事業内容の優劣を重視

Ⅲ分類(小規模定型施設)

審査基準	審査項目	判	定
住民の平等な利用の確保	設置目的との適合性等	適・不適で判断	
正戊ック十子ながが100万曜休	事業内容の偏り等	AM TAK	I C TUNI

	審査基準	審査項目	配点(100点满点)
1	施設の効用の最大限	サービスの内容等	30
	の発揮	000	30
2	管理経費の縮減	提案価格の得点	30
4	日廷性負り相似	収支計画の内容等	30
2	管理を安定して行う人	人的、財政的基盤等	30
3	的、財政的基礎	000	30
4	その他必要な事項 →部	- 局枠得点として配分	10

【審査基準の配点の視点】

・平均的に各審査項目を評価

Ⅳ分類(大規模定型施設)

審査基準	審査項目	判	定
住民の平等な利用の確保	設置目的との適合性等	適・不適で判断	お手においる
正尺07十分4分11月07年1	事業内容の偏り等	AM TAK	2 C T 1101

	審査基準	審査項目	配点(100点满点)
١,	施設の効用の最大限	サービスの内容等	25
1	の発揮	000	20
2	管理経費の縮減	提案価格の得点	40
4	E 注注	収支計画の内容等	40
3	管理を安定して行う人	人的、財政的基盤等	25
3	的、財政的基礎	000	2.0
4	その他必要な事項 →部原	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	10

【審査基準の配点の視点】

・経費縮減効果が最も期待できる施設であり、経費の縮減を 重視

※その他必要な事項の得点は部局枠得点とし、他の審査項目への配点も可能とする。

(出典:運用指針第4指定管理者の募集方針に関する事項より)

③審査方法

具体的な審査方法については募集方針に定め、第1次審査として書類審査(資格審査) を行い、第2次審査として事業計画等について個別に提案を求め、その内容を審査する。

④指定期間

指定期間は原則3年以内とされていた。

なお、平成23年8月の改正において、指定期間は原則として5年以内とされ、指定管理者の業務が建物施設の維持管理業務が主たる業務となっている定型施設については、3年以内とされた。

⑤基準価格

指定管理者へ管理代行の役務の対価を支払う場合にあっては、当該支払金額について、 あらかじめ上限額を設定し、評価の基準となる価格(以下「基準価格」という。)とし、 利用料金制を採用した場合の基準価格は、管理運営経費(見込み)から利用料金収入額 (見込み)を引いた価格とする。

(2) 指定管理者の募集に関して

①募集方法

指定管理者の募集は公募が原則であり、募集要項を作成して公の施設ごとに行う。なお、募集要項への記載事項は運用指針(準則例示集含む)に具体的な例示として記載されている。

指定管理者の募集に当たっては県公報への登載のほか、県のホームページ、県広報紙等へ募集概要を掲載するなどして広く周知することが望ましいとされており、募集のための周知期間は周知に十分な期間を確保する必要があることから、原則として 1 か月程度としている。

②応募者の参加資格要件

応募者の参加資格は各施設の性格、規模、機能等を勘案のうえ設定することし、以下の参加資格例を示している。なお、警備や緊急時の対応等、施設の適正な管理運営を確保するため、県内に事業所を有すること等を参加資格とする場合には、その設定理由を明らかにしておくこととされている。

【参加資格例】

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- i 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ii 県内に事業所を有すること。
- iii 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書 に基づく排除措置を受けていないこと。
- iv 労働者災害補償保険に加入していること。
- v 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- vi 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。 また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実が あり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- vii 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

(出典:運用指針第5指定管理者の募集に関する事項より)

(3) 指定管理者の選定に関して

①指定管理候補者選定委員会の設置

選定委員会は部局長を含む外部委員の 7 名以上で組織し、そのうち外部委員は過半数とされおり、また、外部委員には監査法人若しくは公認会計士、税理士等の財務の専門家を加えることしている。

なお、平成23年8月の改正において、選定委員会は選考委員会に改められ、選考委員会は外部の有識者5名以上で組織することとし、委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者が応募者の役員等に就任している場合には、当該委員は当該施設の審査に参加できない旨を明確化した。

②選定の方法

募集方針で定めた審査基準及び審査方法に基づき、選定委員会の各委員が個別に審査 し採点し、各委員の採点の合計点数の高いものを指定管理候補者として選定する。ただ し、最低基準を設定した場合は、指定管理候補者はその最低基準を超えていなければな らないとしている。

なお、平成23年8月の改正において、新たに設置する指定管理者制度運営会議(所管部の部長、政策審議監、所管局長及び課長で構成)を開催し、外部の有識者で構成される選考委員会の意見を踏まえて指定管理候補者を選定する等の選定に関する意思決定の仕組みについて整備されている。

③提案価格の得点

指定管理者に支払うべき委託料の上限(基準価格)を設定している場合には、提案価格について原則として次の算式により得点の算定を行うことしている。

提案価格の得点= (1.0- (提案価格/基準価格)) ×提案価格に配分された得点 ※提案価格及び基準価格は消費税を含んだ金額

(出典:運用指針第6 指定管理者の選定に関する事項より)

(4) 指定管理者の指定に関して

①指定管理者の議会の議決

指定管理者の選定に当たっては、以下の事項につき議会の議決を要する。

【議会の議決事項】

- i 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- ii 指定管理候補者の名称
- iii 指定期間

②指定管理者との協定締結

議会の議決を経て指定管理候補者を指定管理者として指定するときは、指定を行うまでに熊本県と指定管理候補者の間で協定を締結しなければならず、協定で締結する具体的な内容例は以下のとおりである。

【協定事項例】

- ・指定管理者に行わせる業務の範囲
- ・指定管理者が行う管理の基準

- ・指定期間
- ・施設の使用許可に関する基準
- ・管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・県が支払う管理運営委託費及び管理運営委託費の額の変更に関する事項
- ・開館時間、休館日に関する事項
- ・利用料金に関する事項
- ・減免の取扱いに関する事項
- ・指定管理者と県のリスク分担に関する事項
- ・モニタリング及び事業報告に関する事項(事業報告書の提出、内容)
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・指定期間満了時における原状回復義務
- ・指定管理者の損害賠償義務及び保険加入等に関する事項
- ・事業の引継ぎに関する事項
- ・その他県が必要と認める事項 等

(出典:運用指針第7指定管理者の指定に関する事項より)

また、上記協定事項例のうち指定管理者と県のリスク分担に関しては、運用指針の準 則例示集に以下のリスク分担例を示している。

リスク分担表 (例)

连 粒	中 安	負	担 者
種類	内 容		指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		0
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		0
	地域との協調		0
周辺地域・住民及び施設 利用者への対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用 者等からの反対、訴訟、要望への対応		0
	上記以外	0	
社会の亦更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	0	
法令の変更	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		0
税制序の亦更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	0	
税制度の変更	一般的な税制変更		0
政治、行政的理由による 事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	0	

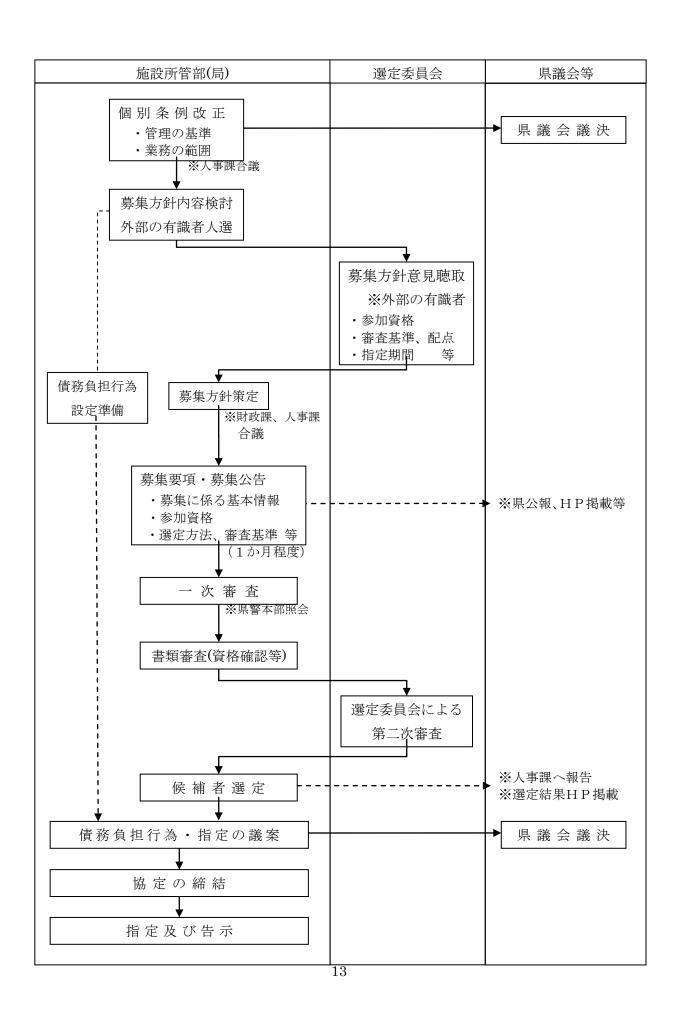
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、 争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責 めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現 象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	0	
	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	0	
書類の誤り	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		0
資金調達	経費の支払い遅延(県→指定管理者)によって生じ た事由	0	
長 亚洲足	経費の支払い遅延(指定管理者→業者)によって生 じた事由		0
	経年劣化によるもの(小規模なもの)		0
	" (上記以外)	0	
施設・設備の損傷	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの (小規模なもの)		0
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	0	
	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		0
資料等の損傷	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの (小規模なもの)		0
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	0	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害 を与えた場合		0
	上記以外の理由により損害を与えた場合	0	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		0
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途 における業務を廃止した場合における事業者の撤 収費用		0

(出典:準則例示集 準則例7 協定書の別記2より)

③指定管理者の指定

指定管理者の指定は、指令で行う。

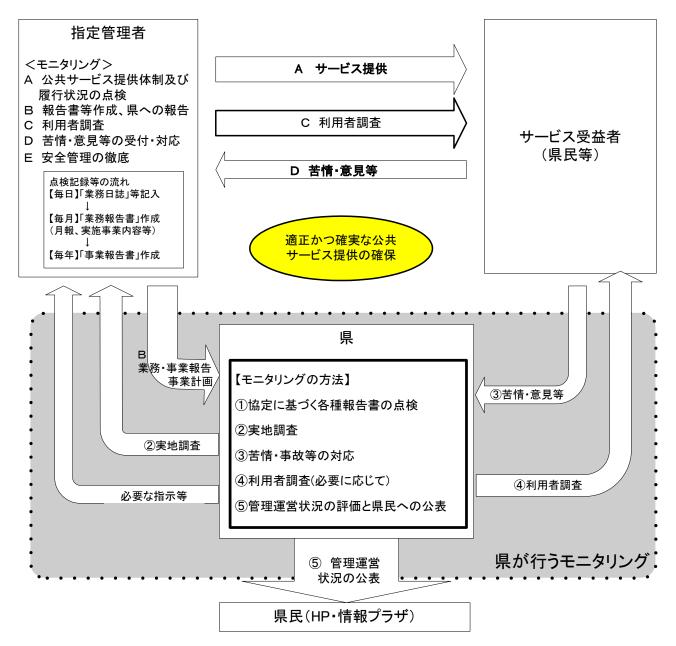
これまでの指定管理者の募集方針から募集、選定、指定までの事務フローは以下のようになる。



(5) モニタリングに関して

指定管理者制度を導入した公の施設の指定管理者による施設の管理運営及び公共サービスの提供に関し、県と指定管理者との間で締結した協定書や仕様書に基づき適正かつ確実に履行されているかどうかを監視し、評価するものとしている。

モニタリングの仕組みは以下のとおりである。



(出典: 運用指針第8 モニタリングに関する事項より)

①指定管理者によるモニタリング

指定管理者によるモニタリングとして以下の事項を示している。

- i 業務報告書(月次報告)及び事業報告書(年次報告)の作成・提出
- ii 利用者調査の実施と調査結果の対応状況報告
- iii 利用者からの苦情・意見の対応状況報告、事故対応の報告
- iv 施設の管理運営状況の自己評価(事業報告書総括表に記載)

②県によるモニタリング

県によるモニタリングとして以下の事項を示している。

- i 協定に基づく業務報告書の月例点検、事業報告書の点検
- ii 協定書や仕様書等に定められた業務内容が適正かつ確実に実施されているかを実 地調査(定期調査と随時調査)により点検確認
- iii 県に直接寄せられた苦情・意見への対応と指定管理者への改善措置、事故の対応
- iv 指定管理者が行う利用調査とは別に必要に応じて県の利用調査の実施
- v 指定管理者の管理運営状況の評価と管理運営評価票の公表

Ⅲ、熊本県の公の施設における指定管理者制度の導入状況

1. 平成23年4月現在の指定管理者制度導入状況

熊本県においては、平成17年度から指定管理者制度の導入を進め、平成23年4月現在、 県の公の施設49施設のうち、37施設に導入している。

公の施設数と指定管理者制度導入施設数の推移は以下のとおりである。

◆平成17年度以降の公の施設数と指定管理者制度導入施設数の推移

管	理形態	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1
管理委託		41	0	0	0	0	0	0
指定管理者	š	2	42	42	42	43	37	37
	うち新規指定	2	40	1	0	4	3	0
	うち再指定	0	0	0	2	15	2	14
	うち継続	0	2	41	40	24	32	23
直営		24	22	20	19	14	12	12
合計		67	64	62	61	57	49	49

(出典:総務部人事課作成資料)

- (注) 1. 平成 20 年 4 月以降、保育大学校、鳥獣保護センター他 3 施設を廃止し、また、 ひばり園、くすのき園他 6 施設を管理団体へ譲渡するなど、公の施設数は平成 20 年 4 月から平成 23 年 4 月までに 12 施設減少している。
 - 2. 指定管理者の導入に関しては、平成 21 年度に熊本県立青少年の家 4 施設を一括 して導入し、平成 22 年度に県立美術館分館他 2 施設に導入している。

指定管理者制度を導入している公の施設は以下のとおりである。

◆指定管理者制度導入施設(平成23年4月現在)

	宏 凯 夕	1/2=11:75/2	左→17 ≅田 <i>友</i>	導入			指定	定の状況	
	施設名	施設所管	11部珠石	時期		指定期間	II .	指定管理者	
1	熊本県立劇場	企画振興	文化企画	Н18.	1	H18.4∼ H21.3	3年	(財)熊本県立劇場	
		部	課	4~	2	H21. 4∼ H24. 3	3年		
	熊本県総合福祉セン	健康福祉	健康福祉	Н18.	1	H18.4∼ H21.3	3年	熊本県身体障害者福祉	
2	ター	部	政策課	4~	2	H21. 4∼ H24. 3	3年	団体連合会・三勢グループ	
3	熊本県身体障がい者	健康福祉	障がい者	Н18.	1	H18. 4∼ H22. 3	4年	(社福)熊本県社会福祉	
3	福祉センター	部	支援課	4~	2	H22.4∼ H25.3	3年	事業団	
4	熊本県環境センター	環境生活	環境立県	Н18.	1	H18.4∼ H21.3	3年	(株)キューネット	
4	熊平原塚境ピンター	部	推進課	進課 4~ ②	H21.4∼ H24.3	3年			
					1)	H17. 4∼ H20. 3	3年		
5	熊本県富岡ビジター センター	環境生活 部	自然保護課	H17. 4∼	2	H20. 4∼ H23. 3	3年	苓 北町	
					3	H23. 4∼ H26. 3	3年		
6	熊本県天草ビジター	環境生活	自然保護	H18.	1	H18.4∼ H21.3	3年	NPO法人 上天草ア	
0	センター	部	課	4~	2	H21.4∼ H24.3	3年	クティブセンター	
	くまもと県民交流館	環境生活	男女参	Н22.		H22. 4∼		特定非営利活動法人エ ヌピーオーくまもと・	
7	のうち物産等振興施 設を除く (パレア)	深境生活 部	画・協働 推進課	H22. 4∼	1	H25. 3	3年	NPO法人チェンジラ	
		→ ++++++++++++++++++++++++++++++++++++		111.0		H10 1		イフ熊本共同体	
8	熊本県野外劇場	商工観光 労働部	観光課	H19. 4∼	1	H19. 4∼ H22. 3	3年	N P O 法人 文化施設 支援機構	

					2	H22. 4∼ H25. 3	3年	アスペクタ管理運営共 同企業体	
9	熊本産業展示場 (グランメッセ熊本)	商工観光	くまもと ブランド 推進課	H18. 4∼	1 2	H18. 4~ H23. 3 H23. 4~ H28. 3	5年 5年	熊本産業文化振興(株)	
10	くまもと県民交流館 のうち物産等振興施 設	商工観光	くまもと ブランド	H17.	1 2	H17. 4~ H20. 3 H20. 4~	3年	(社)熊本県物産振興協会	
	(観光物産交流ス クエア)	労働部	推進課	4~	3	H23. 3 H23. 4~ H25. 3	2年		
11	熊本県伝統工芸館	商工観光	くまもと ブランド	H18.	1)	H18. 4∼ H23. 3	5年	(財)熊本県伝統工芸館	
		労働部	推進課	4~	2	H23. 4~ H28. 3	5年		
12	熊本県農業公園	農林水産部	農林水産政策課	H18. 4∼	1	H21. 3	3年	(財)熊本県農業公社	
					② ①	H24. 3	3年		
13	熊本県阿蘇みんなの 森	農林水産部	森林整備課	H18. 4∼	2	H21. 3 H21. 4~ H24. 3	3年	(財)阿蘇市地域振興公社	
14	牛深漁港漁港浄化施	農林水産	漁港漁場	H18.	1	H18. 4∼ H23. 3	5年	九州テクニカルメンテ	
14	武	部	整備課	4~	2	H23. 4∼ H26. 3	3年	ナンス(株)	
15	樋合漁港漁港利用調 敷施設	農林水産部	漁港漁場整備課	H18. 4∼	1	H18. 4~ H23. 3	5年	フィッシャリーナ天草 (株)	
	整施設	可)	22/開研	4~	2	H23. 4~ H26. 3 H18. 4~	3年	(1本)	
16	熊本港コンテナター ミナル	土木部	港湾課	H18. 4∼	1	H23. 3	5年	くまもとファズ(株)	
					2	H26. 3	3年		

						H18. 4∼			
17	三角港波多マリーナ	土木部	港湾課	Н18.	1	H21. 3	3年	三角町漁協フィッシャ	
1.			121760	4~	2	H21.4∼ H24.3	3 年	リーナグループ	
						H18.4~	_		
18	八代港コンテナター	土木部	港湾課	Н18.	1	Н23. 3	5年	八代港運(株)	
10	ミナル	22/1/86	121 761	4~	2	H23.4∼ H26.3	3年	A THIBLE (PII)	
19	水俣港緑地	土木部	港湾課	H22.	(1)	H22.4∼	2年	ハートリンク水俣	
10	711X1E/1872E		161911	4~	•	H24.3	2		
	水前寺江津湖公園広		都市計画	H18.	1	H18.4∼ H21.3	3年	(社)熊本県造園建設業	
20	木地区	土木部	課	4~		H21.4~		協会	
					2	H24.3	3年	to the state of th	
					1	H18.4∼	3年		
21	熊本県テクノ中央緑	土木部	都市計画	H18.		H21. 3		(社)熊本県造園建設業	
TEL	地		課	4~	2	H21.4∼ H24.3	3年	協会	
					(1)	H18.4∼	3年		
22	水俣広域公園	土木部	都市計画	H18.	<u>U</u>	H21.3	3 +	ハートリンク水俣	
	THE TAIL	7.71.416	課	4~ 2		H21. 4∼	3年		
						H24. 3			
			下水環境	H18.	1	H21. 3	3年	九州テクニカル・熊環	
23	熊本北部流域下水道	土木部	課	4~		H21.4∼	0.75	技研委託業務共同企業	
					2	H24.3	3年	体	
					1	H18.4∼	3年	九州テクニカル・球磨	
24	球磨川上流流域下水	土木部	下水環境	H18.		H21. 3		清掃公社委託業務共同	
	道		課	4~	2	H21.4∼ H24.3	3年	企業体	
					·	H18. 4∼	0 /	日子佐田寺理 [左 1] 13	
25	八代北部流域下水道	土木部	下水環境	H18.	1	H21.3	3年	日本管財環境サービス・三協エンジニアリ	
	課	課	4~	2	H21.4~	3年	ンググループ		
	熊本県営住宅(42 団			H18.		H24. 3 H18. 4∼			
26	地)	土木部	住宅課	п18. 4∼	1	H21. 3	3年	熊本県住宅供給公社	
		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	1	<u> </u>	1		

					2	H21.4~ H24.3	3年		
27	熊本県立天草青年の 家								
28	熊本県立菊池少年自 然の家	教育委員	社会教育	Н21.	(1)	H21.4∼	3年	ひとづくりくまもとネ	
29	熊本県立豊野少年自 然の家	会	課	4~	1	H24. 3	0 —	ット・三勢共同体	
30	熊本県立あしきた青 少年の家								
31	熊本県立美術館分館	教育委員会	文化課	H22. 4∼	1	H22. 4∼ H25. 3	3年	(株)熊本県弘済会	
	熊本県民総合運動公	教育委員	体育保健	H18.	1	H18.4∼ H23.3	5年	(財)熊本県スポーツ振 興事業団	
32	園	会	課	4~	2	H23. 4∼ H28. 3	5年	(財)熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ(株)グループ	
33	熊本県営八代運動公	教育委員	体育保健	H18.	1	H18.4∼ H23.3	5年	熊本利水工業(株)	
აა	園	会	課	4~	2	H23. 4∼ H28. 3	5年	原华州水上来 (体)	
		教育委員	体育保健	H18.	1	H18.4∼ H23.3	5年	(財)熊本県スポーツ振 興事業団	
34	藤崎台県営野球場	会	課	4~	2	H23. 4∼ H28. 3	5年	(財)熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ(株)グループ	
35	\$P. 十二, 共&p	教育委員	体育保健	H18.	1	H18.4∼ H23.3	5年	(叶) 於 七月 李 光 仁 陶 △	
ამ	^{RR} 中风 担 阳	本武道館 会 課 4~	2	H23. 4∼ H28. 3	5年	(財)熊本県武道振興会			
		₩去禾旦	<i> </i>	1110	1	H18. 4∼ H23. 3	5年	(財)熊本県スポーツ振 興事業団	
36	熊本県立総合体育館	教育委員会	体育保健 課	H18. 4∼	2	H23. 4∼ H28. 3	5年	(財)熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ(株)グループ	

					3	H18.4∼	5年	一般社団法人熊本県ク
		教育委員	体育保健	Н18.	(1)	Н23.3	5 +	レー射撃協会
37	熊本県総合射撃場	会 会	課 課	п1о. 4~		H23. 4∼		(財)熊本県スポーツ振
	本	环	4 -	2	н23. 4 ⁷ С	5年	興事業団・ミズノ(株)	
						1120. 3		グループ

監査対象とした施設は、上記の指定管理者制度を導入した37施設である。

なお、直営として指定管理者制度を導入していない公の施設は以下のとおりである。

また、熊本県立美術館は本館と分館があり、分館に平成22年4月より指定管理者制度を 導入しているため、県立美術館本館は以下の表から除いている。

◆指定管理者制度未導入施設(直営施設)

No	施 設 名	施設	所 管 部 課
1	熊本県こども総合療育センター	健康福祉部	障がい者支援課
2	熊本県立熊本高等技術訓練校	商工観光労働部	労働雇用課
3	熊本県立技術短期大学校	商工観光労働部	労働雇用課
4	熊本県立農業大学校	農林水産部	担い手・企業参入支援課
5	熊本県漁港(16 漁港)	農林水産部	漁港漁場整備課
6	熊本県港湾(18 港湾)	土木部	港湾課
7	熊本県天草飛行場	土木部	港湾課
8	熊本県立図書館	教育委員会	社会教育課
9	熊本県立装飾古墳館	教育委員会	文化課
10	歴史公園鞠智城・温故創生館	教育委員会	文化課
11	熊本県立こころの医療センター	病院局	
12	熊本県営有料駐車場	企業局	総務経営課

2. 平成23年4月現在の指定管理者の分類

(1) 法人の類型別内訳

平成23年4月現在の公の施設の指定管理者は34事業者であり、法人の類型別内訳は以下のとおりである。

なお、指定管理者制度導入の施設は37施設であるが、熊本県立天草青年の家、熊本県立 菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家及び熊本県立あしきた青少年の家の4施設 は一括して管理委託されているため、34事業者となる。

株式会社 有限会社	財団法人 社団法人等	地方公共団体	公共的団体	非営利法人 NPO 法人等	計
14	13	1	3	3	34
(2)	(9)	(-)	(1)	(-)	(12)
41.2%	38.2%	3.0%	8.8%	8.8%	100%

- (注) 1. 指定管理者が共同体、グループの場合は代表法人により分類している。
 - 2. 財団法人・社団法人等は、特例民法法人及び公益財団・公益社団、一般財団・一般社団である。
 - 3. 公共的団体は、社会福祉法人及び漁業協同組合である。
 - 4. 中段の() 書きは県の出資・出捐法人の数である。

(2) 指定期間別内訳

指定期間別の内訳は以下のとおりである。

	2 年	3年	5年	合計
指定管理者数	1	21	12	34
内県出資団体	(0)	(4)	(8)	(12)
比率	2.9%	61.8%	35.3%	100%

第3章 外部監査の結果及び意見(総論)

指定管理者制度は公の施設に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費節減等を図る目的で導入されたものであり、熊本県においても従前の管理委託制度における施設の管理に比べ、イベントの実施や施設の開館時間の延長などによる住民サービスの向上及び県負担額(管理経費)の節減が図られていることが理解できたが、まだ以下のような改善すべき事項、課題等が見られた。

厳しい財政状況が予測され歳出削減が図られるなか、更なる民間能力の活用、住民サービスの向上及び経費の節減等を図り、施設の管理運営が経済的・効率的なものになるよう再度検討を加えることが望まれる。

I. 事務の執行に関する事項

1. 審査基準の類型化について

運用指針の中の審査基準において、施設の規模及び専門性を基にして、施設を 4 つの 分類に類型化 (7 頁参照) し、審査基準の配点を定めている。施設の規模は、管理経費の 所要額・委託費の額等が 50 百万円以上の施設は大規模、50 百万円未満は小規模とされる。 また、専門性の基準は、業務の定型性・技術性、ソフト事業のノウハウ及び民間事業者 の代替性等を考慮し、専門施設か定型施設かに区分されている。

この審査基準の類型化では、Ⅰ分類は小規模専門施設、Ⅱ分類は大規模専門施設、Ⅲ分類は小規模定型施設、Ⅳ分類は大規模定型施設と分類され、それぞれの配点が定められている。

現在、熊本県で指定管理者制度が導入されている施設は 37 施設である。 I 分類は 6 施設で、Ⅲ分類は 10 施設である。すなわち、小規模施設においては専門的施設と定型的施設の数の差は大きくはない。ところが大規模施設における専門的施設と定型的施設の数は非常に大きい。Ⅱ分類である大規模専門施設は 20 施設であるのに対し、Ⅳ分類の大規模定型施設は 1 施設である。

専門性が大きいか小さいかは各部局で判断しており、施設が大きくなれば、必然的に 専門性も多様化することは理解出来るが、施設の持つ専門性があくまで相対的に高いか どうか総合的に慎重に判断すべきである。

なお、現行の審査基準の類型化における大規模施設の専門性の区分による審査基準の 配点の概略を示すと、次のとおりである。

No.	選定項目	審査項目	配	点
NO.	医 足 項 日		Ⅱ分類	IV分類
1	事業計画書の内容が、当該 公の施設の効用を最大限に 発揮させるものであるか。 (指定手続条例第 4 条第 2 号)	利用者の増加を図るための具体 的手法及び期待される効果 サービスの向上を図るための具 体的手法及び期待される効果 施設の維持管理の内容、適格性 及び実現の可能性	35	25
0	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られ	施設の管理運営に係る経費の内 容	小 15	少 30
2	るものであるか。 (指定手続条例第 4 条第 2 号)	収支計画の内容、適格性及び実 現の可能性	配 5 20	点 10 40
	事業計画書に沿った管理を 安定して行うために必要な 人員及び財政的基礎を有し	安定的な運営が可能となる人的 能力 安定的な運営が可能となる経理		
3	ているか。 (指定手続条例第 4 条第 3	的基盤 類似施設の運営実績	35	25
	号)			
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 (指定手続条例第4条第4号)		10	10

上記のとおり、IV分類である大規模定型的施設の方が経費縮減を重要視しており、委託 料が少額であれば選定を受ける確率が高くなると考えられる。

このように分類の区分は、選定判断に大きな影響を与える結果となるため、分類基準の適用に当たっては、施設の特性等を踏まえて総合的な検討が必要である。

2. 募集期間、参加資格について

(1)募集期間について

指定管理者の募集に関しては、運用指針において、募集に当たり県公報への登載や県ホームページ・県広報紙等への募集概要の掲載を行い広く周知させること、周知期間として原則として1ヵ月程度とすることが定められている。

平成 22 年度に指定管理者の選定を行った施設は 14 施設あり、各施設の募集期間は運用 指針で示す 1 ヵ月弱であり、うち 4 施設については募集期間に年末年始の期間が含まれて いた。また、平成 21 年度の選定においても募集期間 1 ヵ月弱に年末年始が含まれている施 設があった。特に年末年始の期間を含むケースでは、実質的な申請書類提出までの期間が 20 日程度となり極端に短いと言わざるを得ない。

このような募集期間の設定は、到底広く募集概要を周知させるに十分な期間とは考えられない。

また、平成23年4月現在の指定管理者導入施設37施設(指定管理者は34事業者)であ

り、そのうち指定管理者選定時での応募団体が1団体であった施設は19施設(16事業者) にのぼっており、平成21年4月から新規導入した熊本県立青少年の家4施設(1事業者) を除きすべてが前回の指定管理者が応募し、選定されている。

現在指定管理者に選定されており改めて応募する事業者と新規で応募する事業者では、 施設に関する情報には大きな差があると考えられ、応募者が施設管理に関する十分な情報 を入手できる期間の確保は不可欠である。

指定管理者制度の導入には民間能力を活用する目的があり、指定管理者の応募にはより 多くの民間事業者等が参加でき、競争性が発揮できるよう十分な周知期間を設けることが 不可欠であり、少なくとも実質的な募集期間を 1 ヵ月以上確保する必要があり、適切な運用と運用の検証が必要である。

(2)参加資格について

運用指針の参加資格例に「県内に事業所を有すること」が示されており、ほとんどの施設においてこの要件が付されている。

この県内に事業所を有することを参加資格とする場合には、その設定理由を明らかにしておくこととされているが、設定理由を見ても真に必要な要件か疑義が残るものもある。

県内に事業所を有することを参加資格とすることは、本来限定的になされるべきであり、 このような参加要件を限定することは、指定管理者選定過程における競争性を妨げる要因 ともなる。

したがって、この要件については極力排除する必要がある。

また一方で、施設の内容によっては、施設の管理運営に不可欠となる特殊な技能・技術・ 資格を求められるケースもあり、それぞれの施設の性質を十分検討したうえで、安全で住 民への質の高いサービスを提供するための参加要件は募集要項に明示すべきである。

3. 指定管理者の選定について

(1) 選定委員の選定について

平成22年度までの選定委員会は、内部委員と外部委員の7名以上で構成され、外部委員 が過半数とされており、ほとんどの施設において外部委員には有識者3名、財務専門家1 名の4名が選定され、また、部局長を含む内部委員3名が選定されていた。

この内部委員の中には、指定管理者に応募した団体の理事等の役員に就任しているケース、役員ではないが応募団体の評議員に就任しているケースもあり、一部の施設の候補者 選定委員会ではそれらの内部委員が採点に参加しているなど、外観的に選定委員会の公平 性を欠く事例が見られた。

この点については、平成 23 年 8 月に改正した運用指針において、選考委員会(平成 23 年 8 月運用指針改正により選定委員会より選考委員会へ変更)は 5 名以上の外部有識者で

組織し、内部委員は排除する措置がなされている。また、委員本人及び委員の親族関係者が応募団体の役員等に就任している場合には当該施設の審査に参加できない旨を明記し、 選考委員会の公平性を確保する取組みがなされている。

ただし、改正後においても、指定管理候補者選定に当たっては、選考委員会における選 考経過や選考理由等を明確にし、また、再審査が実施された際には再審査の過程及び結果 も含め、選定理由を公表した上で指定管理者を選定する必要があると考える。

また、外部委員に関しても、財務専門家 1 名を除く有識者 3 名が施設の特殊性や専門性等を考慮した選定になっていないケースも見られた。

施設によっては利用者代表や施設の特性を熟知した委員を選定し、指定管理者が計画するサービス向上への取組みを検討していくことが重要であり、有識者と言えども形式的な 基準による専門性が薄い委員の選定は行うべきでない。

(2) 提案価格の得点について

審査基準の管理業務に係る経費の縮減に関して、審査基準の類型化での 4 分類すべてについて提案価格の得点が 15 点から 30 点までの採点枠がある。

この提案価格の得点は運用指針において下記で示す算定方法が規定され、各施設とも算定方法に基づき得点が計算されているが、この提案価格の得点の算出方法では配点に対する得点が結果として僅少な点数となり、経費削減への取組みが反映されない結果となっている。

提案価格の得点= (1.0- (提案価格/基準価格)) × 提案価格に配点された得点(※) (※) 施設類型化の分類により 15 点~30 点の得点

現行の算定方法では、仮に指定管理者の提案価格が基準価格の 50%で提案されたとしても配点の 50%の得点しか採点されず、提案価格と基準価格の差が大きくならないと配点された得点に対する算定得点が上がらない算式になっており、他の選定項目の審査項目の得点が相対的に高くなる結果となっている。特にIV分類の大規模定型施設(配点 30 点)では指定管理者の提案価格差がほとんど反映されず、運用指針での大規模定型施設の審査基準の配点視点である「経費縮減効果が最も期待できる施設であり、経費の縮減を重視」としている内容とは矛盾する。

公の施設においては管理経費削減がすべてではないが、応募者の経費削減に対する取組 みが評価される配点に改めるべきである。

(3) 採点方法について

選定委員の審査項目の採点方法が、ある施設では3段階での評価を行い、1段階では配点がゼロ、2段階では配点の50%、3段階では配点の満点となっており、また、別の施設では5段階での評価を行い、段階ごとに係数を設定し採点をしているなど、所管課により採点方法に相違が見られた。

このような段階評価を基にした評価の場合、点数の開きが大きくなり、また、選定委員の細やかな判断が反映できないことになる。

したがって、審査に当たって、所管課は選定委員に対して十分に各審査項目に対する採点基準を説明したうえで、選定委員が配点枠で採点を行える運用方法にすべきであり、各選定委員間で審査項目の採点結果に相違等が生じた場合には選定委員間での意見の調整等を行いその結果を文書化して保存するなど、公正かつ客観的な採点方法に統一して実施すべきである。

4. モニタリングについて

(1) 事業報告における管理経費の収支決算について

指定管理者は協定に基づき事業報告において管理経費の収支状況を報告しているが、多くの施設の指定管理者の管理経費収支は収入と支出が一致、すなわち収支差額がゼロとして報告されているものが多く見られた。

施設によっては収支を一致させるため事務費等の配賦で調整しているところもあり、施設の管理経費の内容を適正に報告していることにはならない。施設の維持管理業務では修繕の実施時期等により、年度により収入超過となったり、支出超過となるのが通常であり、県は指定管理者から報告された管理経費の収支状況を精査し、支出内容が施設の管理運営に関する偽りのない情報であることを確認する必要があり、指定管理者に対して実地調査等を通じて指導していく必要がある。

なお、単年度で収入超過となったことから指定管理料の返還が必要となるものではなく、 指定期間を通して管理経費の評価を行うことになると考える。

また、指定管理料で車両や備品を購入している施設も見られ、協定書や仕様書に基づいた施設の管理運営に要する経費支出なのか、内容の点検・確認が不十分な点が見られた。

県は指定管理者からの管理経費の収支決算について、必要な支出か不必要な支出かを調査・分析し、適正な情報を入手することにより、指定管理者の業務の遂行状況を評価すべきであり、次回の指定管理料の算定の基礎となる情報として活用していくことが不可欠である。

さらに、県の外郭団体が指定管理者になっている施設の管理経費の収支決算報告では、 法人全体の収支決算が報告され、協定書や仕様書で要求されている指定管理者の他の事業 と区分した管理経費の収支報告となっていないものも見られた。指定管理者には施設の管 理運営に関する経費の収支を報告させるべきであり、県の指導が必要である。

このように、今後県が実施する事業報告のモニタリングは、報告された管理経費の収支 内容を十分に点検・確認するものとなることが必要である。

(2) 実地調査について

県のモニタリングの重要なものとして、管理業務の実態を把握するため毎年度実地調査を行うことが運用指針に示されており、指定管理者制度を導入している施設については多くの施設で実施されてはいるが、実地調査の結果を記録した文書が作成されていない事例も散見されるなど、形骸化したものとなっている。

運用指針では、以下の項目に関して、現場の管理日誌や経理関係帳簿、施設利用の状況等を点検・確認することとなっている。

- ①帳簿等の備え付け、記載は適切に行われているか
- ②施設、設備は、常に使用できる状態に管理されているか
- ③人員配置等公共サービス提供体制が整っているか
- ④安全管理については、チェックリストやマニュアルに基づき適正に点検されているか
- ⑤適正な経理事務が行われているか

今回の監査の実施過程においても、実地調査が適切に実施されていれば発見できた内容が多く見られ、所管課におけるチェック体制が十分機能しているとは考え難い。

また、実施した実地調査の結果は必ず文書化し保存しておくことが必要である。

調査結果の内容によっては指定管理者に対し改善を求めていく必要があり、指定管理者 制度が有効に機能するためにも充実した実地調査が行われることが望まれる。

Ⅱ. 施設の運営管理に関する事項

1. 熊本県における公の施設の見直し状況について

熊本県は、平成17年2月作成の熊本県行財政改革基本方針に沿って、指定管理者制度が 導入される以前の管理委託を行っていた公の施設については平成17年度から導入しすべて が指定管理者制度へ移行し、県が直営で行っている公の施設については指定管理者の導入 について検討を行う実施計画を策定し、見直しを進めてきている。

平成 21 年 2 月の熊本県財政再建戦略においても、公の施設に関して、利用者の動向、民間や市町村施設との役割分担を踏まえ、施設の存続、運営方法等の見直しを行うこととし、「第 2 章 外部監査の対象 III.熊本県の公の施設における指定管理者制度の導入状況」(15 頁) に記載したとおり、公の施設の廃止や管理団体への譲渡、直営施設への指定管理者制度の導入を進めている。

このように、熊本県では公の施設について利用者動向、市町村施設との役割分担等の見直し検討を行い、また、直営施設への指定管理者制度の導入を行い、公の施設数は平成 17年4月現在の67施設から平成23年4月現在の49施設に減少しており、環境変化に対応できる効率的な業務の見直しに取組んでいることが理解できる。

現在、指定管理者制度を導入していない直営施設は12施設であり、その施設種類ごとの

内訳は医療福祉施設 2、文化教育施設 6 及び基盤施設 4 である。これらの施設についても、施設の利用者動向を踏まえて、住民サービスの質の向上と施設の効用を最大限発揮できるよう指定管理者制度の導入検討を含め企画運営面から民間能力の活用方法を検討していくことが望まれる。

2. 施設の運営について

今回の監査において、指定管理者制度を導入している施設においても、施設の移譲や運営方法の見直しが必要と考えられる施設が見られた。

熊本県富岡ビジターセンター及び熊本県天草ビジターセンターについては、前者が平成 17 年 4 月から苓北町が指定管理者に指定され、後者は平成 18 年 4 月から NPO 法人が指定 管理者となっているが隣接する上天草市の施設も同法人が指定管理者となるなど、県の公の施設として運営していくより、市町村へ施設の移譲を行い住民サービスの質の向上を図っていくことがより効率的であると考えられる。また同様に、施設の一部を阿蘇市から借地している熊本県阿蘇みんなの森についても、阿蘇市の外郭団体の財団法人が指定管理者となっており、利用状況も一部限定的なところもあり、阿蘇市への施設の移譲を検討するか、指定管理者制度の適用のあり方を含め運営方法を見直す必要があると考える。

熊本県テクノ中央緑地については、テクノリサーチパークの環境形成及び景観向上を図る目的は達成されていると考えられるが、利用者の大半がテクノリサーチパークの勤務者である。年々利用者数は増加しているが、平成22年度の利用者数は55千人程度であり、広く県民の利用が行われているとは言い難い状況となっており、県民の利用を如何に増やしていくかを検討していく必要がある。また、熊本県野外劇場についても、施設利用状況が低く指定管理者を含め運営方法を見直す必要があると考える。

いずれにしても、県は現在の公の施設が「誰のための施設か」という観点から、今後も 引き続き施設の運営のあり方を見直していくことが必要である。

また、観光物産交流スクエアは、施設の設置目的である「物産、観光の振興」として当初想定していた利用とは異なり、現状は小間の物品販売所としての利用状況となっており、桜町の県物産館及び周辺の民間の観光物産館などとの役割分担もはっきりしない。当該施設についても、施設の直営化、類似施設との棲み分け、施設の統廃合といった施設の運営のあり方を含め再検討することが望まれる。

第4章 外部監査の結果及び意見(施設別)

1. 熊本県立劇場

I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

熊本県立劇場は、高まる県民の文化的 欲求に対応するとともに、地域文化開発 の拠点となり、活力ある郷土の実現を目 指すことを目的として、昭和 57 年に開 館した。

県立劇場の管理運営にあたっては、現 下の厳しい社会情勢にかんがみ、行政サ



ービスを低下させることなく行政負担を抑制し、効率的かつ適正な執行体制を確保する必要がある。このことから、県民の福祉及び文化の向上を図るための諸事業を実施し、県立劇場施設の管理委託を受けて、県民生活向上のためのサービスを提供する財団法人熊本県立劇場(以下「財団」という。)を設立した。

(財団法人熊本県立劇場設立趣意書より抜粋)

その後平成18年度より指定管理者制度が導入され、財団は指定管理者として劇場の管理運営を行っている。

熊本県立劇場の概要

施設の名称	熊本県立劇場
所在地	熊本市大江2丁目7番1号
所管課	熊本県 企画振興部 文化企画課
設置条例	熊本県立劇場条例
設置目的	県民の文化の振興を図るため
施設の沿革	昭和 57 年 12 月 4 日 落成
他 成 切行 中	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入
	敷地面積/44,896 m²
	建築面積/10,100 ㎡
 施設内容・規模	延床面積/23,956 ㎡
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	構造/SRC 造、S 造
	規模/地上3階、地下2階
	主な施設/別表1を参照

営業期間・時間	ホール:9:00~22:00
指定管理者	(財) 熊本県立劇場
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)
施設の利用状況 (5年間)	即主の大会の
(利用者数、利用料収入等)	別表2を参照

(別表 1)

施設	客席数	舞台	主な設備
-> (II. 1 -)	1,813 席	間口 24m	オーケストラ雛壇迫り3段
コンサートホール		奥行 14m	ピアノ4台、チェンバロ1台
演劇ホール	1 179 座	間口 18m	大迫り、本迫り、オーケストラピット、仮設本花
(典劇小 一/レ	1, 172 席	奥行 20.5m	道、ピアノ1台
大会議室	380 人	間口 7.2m	スクリーン、机 54 台、
八云磯至		奥行 3.6m	椅子 184 脚、ピアノ 1 台
和宏	和室	_	畳 18 畳、板間 18 畳、
似至			所作台 12 枚 他
音楽リハーサル室			308 ㎡、ピアノ1台 他
日来リハーリル主	_	_	
演劇リハーサル室 -		253 ㎡、ピアノ1台	
	_		所作台 12 枚 他
練習室(第1~第3)			215 m²、162 m²、156 m²
			各室にピアノ 他

(別表 2)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
<総入場者数>	576, 930 人	528, 413 人	530, 458 人	540,914 人	500,456 人
<利用率>					
1. コンサートホール					
開館日数 (日)	319	298	314	301	276
利用日数(日)	227	213	225	223	200
利用率	71. 2%	71. 5%	71. 7%	74. 1%	72. 5%
2. 演劇ホール					
開館日数 (日)	317	298	305	305	292
利用日数(日)	249	262	250	256	231
利用率	78.5%	87. 9%	82.0%	83.9%	79. 1%

平成 22 年度の利用可能日数が減少したのは、8 月にバリアフリー化工事を実施したためである。

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	(財) 熊本県立劇場
法人等の分類	県の出資団体(出資額:20,000 千円)
所在地	熊本市大江2丁目7番1号
設立年月日	昭和 57 年 6 月 11 日
代表者 (県との関係の有無)	小堀富夫 (熊本県文化協会長)
	理事 9名
	監事 2名
	評議員 11 名
役員、職員の状況	職員 14名
(県職員 OB、派遣の有無等)	臨時・嘱託等 15名
	(理事:企画振興部長、熊本県教育長)
	(評議員:地域・文化振興局長、熊本県教育次
	長)
	1.舞台芸術等芸術文化の振興に関する事業
	2.優れた舞台芸術を県民に提供する事業
	3.地域文化の振興に関する事業
主な事業内容	4. 県民の文化活動の振興に関する事業
土な事業内谷	5.芸術文化情報の収集及び広報に関する事業
	6.公立文化施設の管理運営に関する事業
	7. その他法人の目的を達成するために必要な事業
	(財団法人熊本県立劇場寄附行為第4条)
他の公の施設の指定管理業務の有無	該当事項なし

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件となっている。

熊本県内に事業所を有することとされているが、申請時点で事業所を有しない者は、 指定管理者としての業務を開始する前に事業所を設置すれば足りることから、実質的 には県外の業者が参加する場合にも制約とはなっていない。

なお、指定管理者募集方針の参加資格とその設定理由において、災害時や緊急時の 初動体制の確保、危機管理に対する迅速かつ適切な対応が必要であり、また、県の文 化振興を図る施設の設置目的上、県内の文化団体や市町村公立文化施設との連携が不 可欠であり、県内に事務所を有することを参加資格としている。

(2) 指定管理者募集スケジュール

①質問受付:平成20年10月31日~11月17日

②説明会: 平成 20 年 11 月 11 日

③申請書提出期間:平成20年11月28日~12月5日

④選定委員会開催:要項では平成20年12月開催予定(平成20年12月19日)

⑤指定管理者議決:平成21年3月3日(県議会議決)

平成 20 年度の指定管理者の募集においては、財団法人熊本県立劇場、熊本産業文化振興㈱及び県立劇場共同事業体 (㈱コンベンションリンケージ・九州総合サービス㈱) の 3 団体の応募となった。

なお、前回平成17年度の募集においては、財団法人熊本県立劇場、サントリーパブリシティサービス㈱、共同体ゾンリック及び㈱BKNの4団体の応募があった。

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職	備考
外部 (委員長)	熊本県文化協会 専務理事	文化団体関係
外部	演出家・プロデューサー	演劇関係
外部	熊本大学教育学部准教授	音楽関係
外部	公認会計士	財務専門家
外部	(財) 地域流通経済研究所 常務理事	学識経験者
内部	地域振興部次長	財団法人熊本県立劇場
	地域派共和公区	評議員
内部	地域振興部文化企画課長	

外部委員については、選考過程の公正性・透明性を確保するため平成 17 年度における委員構成より外部委員を 1 名増やし、文化関係の外部有識者、学識経験者及び会計専門家 5 名の構成とし、内部委員の行政関係者 2 名の合計 7 名で選定委員会を構成している。

なお、内部委員のうち 1 名は財団法人熊本県立劇場評議員も兼ねている。評議員は 理事の業務執行に対する諮問機関あるいはチェック機関であるが、財団の関係者であ ることから、選定委員にはすべきではないと考える。

②選定委員会の開催状況

平成 20 年 12 月 2 日 第 1 回選定委員会開催 審査要項(案)、審査基準(案)について説明し、意見を求めている。 平成 20 年 12 月 19 日 第 2 回選定委員会開催 指定管理候補者の審査を行っている。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点	
事業計画書の内容が、住民の平	施設の設置目的及び県が示した管理の方針		
等な利用を確保することができ	平等な利用を図るための具体的手法及び期	適•否	
るものであるか。	待される効果		
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させ	利用者の増加を図るための具体的手法及び		
	期待される効果		
	サービスの向上を図るための具体的手法及	35 点	
るものであるか。	び期待される効果	99 MK	
2000 600 200	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可		
	能性		
事業計画書の内容が、管理に係	施設の管理運営に係る経費の内容	20 F	
る経費の縮減が図られるものであるか。	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20 点	
事業計画書に沿った管理を安定 して行うために必要な人的及び 財政的基盤を有しているか。	安定的な運営が可能となる人的能力		
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	35 点	
	類似施設の運営実績		
その他、当該公の施設の設置目			
的を達成するために必要と認め	文化施設としての活性化策	10 点	
る事項。			
	合計	100 点	

④審査結果

7人の選定委員の配点の合計点に基づき候補者を選定。

団体名	得点
指定管理者:(財)熊本県立劇場	535.0 点
2 位:	435.4 点
3 位:	430.7 点

以下のとおり、各選定委員とも指定管理候補者に1位の採点を付けている。

		A	В	С	D	Е	F	G
指定	管理者	76.0	62.0	84.0	81.0	85.0	72.0	75.0
2	位	62.2	53.2	69.2	68.2	72.2	53.2	57.2
3	位	61.1	58.1	65.1	77.1	64.1	54.1	51.1

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

指定日:平成21年3月3日定例県議会において指定決議を受け、平成21年3月24

日に指令書にて指定を通知。

協定書締結日:平成21年3月24日

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

第1期: 平成18年4月1日~平成21年3月31日(3年間)

第2期:平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)

なお、次の指定管理者の更改の時には、指定期間を5年に延長する方針である。

(2) 指定管理料、利用料金等

第1期

対象年度	委託料の額		
平成 18 年度	419,842 千円(うち消費税及び地方消費税の額 19,992 千円)		
平成 19 年度	419,842 千円(うち消費税及び地方消費税の額 19,992 千円)		
平成 20 年度	409,842 千円(うち消費税及び地方消費税の額 19,516 千円)		

第2期

対象年度	委託料の額
平成 21 年度	378,000 千円(うち消費税及び地方消費税の額 18,000 千円)
平成 22 年度	377,500 千円(うち消費税及び地方消費税の額 17,976 千円)
平成 23 年度	366,534 千円(うち消費税及び地方消費税の額 17,454 千円)

利用料金制の導入については検討が行われたが、利用料金制を導入した場合事業所税が発生してしまい、これを指定管理者が負担することは難しいことから、利用料金制の導入は断念している。

なお、平成23年度については、契約当初の委託料は377,000千円であったが、平成24年1月からホールの改装があることから(平成24年1月1日~平成24年3月15日)、この期間の残業代、水道光熱費等発生しない費用について委託料を引き下げている。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ① 音楽、舞踊、演劇のための施設及び設備の提供を行う業務
- ② 県民の文化の振興に必要な業務
- ③ 県立劇場の使用の許可に関する業務
- ④ 県立劇場の施設及び設備の使用に係る使用料の徴収及び納付に関する業務
- ⑤ 県立劇場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- ⑥ 県立劇場の広報に関する業務
- (7) 指定管理者が県立劇場の管理上必要と認める業務
- ⑧ その他、熊本県立劇場管理運営業務仕様書及び熊本県立劇場文化事業仕様書に定める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項に おいて示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

平成 18 年 4 月から指定管理者制度が導入されており、各年度での県が実施している管理運営評価票でも特に指摘された事項はなく、指定管理者としても適切な管理運営がなされている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

(1) 指定管理者からの月次報告

平成 22 年度においては、毎月、施設等の使用状況及び許可状況、使用料の収入実績、 文化事業実施状況、施設維持管理状況、アンケート調査結果、管理運営業務自己評価 等が報告され、所管課において報告項目に沿って検証表を作成し、所管課内で供覧さ れている。

(2) 事業報告(収支報告を含む)

指定管理者から毎事業年度終了後事業報告書の提出を受けているが、指定管理者の法 人全体の事業報告となっており、協定書に基づく管理運営業務に係る管理経費の収支 決算状況報告はなされていない。

(3) 県によるモニタリングの状況

所管課において、協定に基づく各種報告書の点検、苦情・事故等の対応、利用者調査 及び管理運営状況の評価と県民への公表が実施されてはいるが、平成22年度において は所管課の実地調査等は実施されていない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 募集要項について

現在応募の条件について、熊本県が指定管理者制度の運用指針で定めている一般的な応募条件しか設定しておらず、組織的な条件を課していない。このため、県立劇場を管理するには人員体制が不十分な恐れがある団体が応募してきている。

【指摘事項】

所管課によれば、人員体制については指定管理業務が開始されるまでに備えられて いればよいとのことである。

しかし、文化企画事業等を実施することが指定管理者の業務として求められていることから、このような専門性を必要とする事業については応募段階でノウハウをもった人員を確保できていることが望ましいが、少なくとも指定管理業務開始前までには人員確保されていることが前提で応募すべきである。人員体制についても評価項目に入っていることからも、応募時点で具備していない場合には、協定締結時に人員体制を確認する等の検討が不可欠である。

今後参加資格で明確に規定して、人員体制を具備していない事業者が指定管理者とならないように防御策を講じる必要がある。

2. 指定管理料の算定方法について

指定管理料の算定は、基本的には前指定管理期間の実績を基にし、今後の見通し等を加味して決定している。このため、現状維持の経営が行われる可能性が高く、指定管理者による経費削減努力がなされにくい状況にあると考える。

また、財団は指定管理者制度導入前から合わせると、約30年の管理実績を持っている。しかし、管理実績が長いがゆえに、よりよい管理運営を実施しようとするモチベーションがわきにくい環境にあることが懸念される。同一の団体が長期的に施設を管理することは、様々な施策を長期に渡って実行するためには望ましいことと考える。しかし、熊本県立劇場を取り巻く環境の変化に対応するためには、財団側も活性化を図る必要があり、そのためのインセンティブの提供が必要であると考える。

【意見】

今後、経費節減努力をさせ、よりよい管理運営を実施するモチベーションを高めるために、自己評価制度を導入することが考えられる。年度ごとに達成目標を立てさせ、これが達成できているかどうかを年度末に評価することで、毎年の役務提供レベルの向上を図る必要がある。自助努力でコストを下げた分については、インセンティブとして指定管理者に与え、それが自主事業に使用されることが望まれる。

3. 指定管理者選定委員の人選について

選定委員の中に財団の評議員を務める委員が選定されている。

【指摘事項】

評議員は理事の業務執行に対する諮問機関あるいはチェック機関であるが、財団の 関係者であることから、選定委員に選出することは適切でないと考える。

これは、平成 20 年度時点の運用指針においては、選定委員に指定管理者の役員等を 選んではならない旨の規定が存在しておらず、明確に禁止していなかったためとのこ とであるが、選定委員会の第三者からの外見的独立性を確保するためには、選定委員 の人選をもっと慎重にすべきであったと考える。

なお、この点については、平成23年8月改正の運用指針においては明確に禁止されたことから、平成23年度の第3期指定管理候補者選考委員会においては外部委員のみの人選に改善されている。

また、学識経験者ということで流通経済研究所の役員を選出してあるが、有している知識の内容としては財団の経営面等とのことから、財務専門家である公認会計士と領域が重なると考える。むしろ、利用者の代表等を選定委員に入れることで、利用者へのサービスレベルの向上につなげることが重要であると考える。

なお、この点についても、平成23年度の第3期指定管理候補者選考委員会では、利用者代表を選考委員に加えるよう改善されている。

4. 採点方法について

県立劇場は審査項目の細目ごとに点数を配分し、各項目については 3 段階評価で採点を行っている。三段階のうち、1 は評価に値せず、ゼロ点となる。2 は普通であり、配点の50%程度となる。3 はもっとも高い評価であり、満点となる。

【意見】

このように 3 段階評価の場合、点数の開きが大きくなり、選定委員の細やかな判断は反映されにくいと考える。

他の所管課においては 5 段階評価を採用する等、各部署によって運用方法がバラバラであることから、今後統一することを検討すべきである。

なお、この点について、平成23年度の第3期指定管理候補者選考委員会においては、 各評点の範囲内で任意の点数ができるように改善されている。

5. 管理運営経費の収支報告について

県立劇場の事業報告書における管理運営経費の収支決算は、財団の一般会計のすべての収支で報告されており、財団の自主事業の収支及び法人運営全般に係る経費等が含まれているため、協定に基づく施設の管理運営経費の収支とはなっていない。

【指摘事項】

指定管理者である財団が行う業務については、「5. 指定管理の内容(3) 指定管理者が行う業務の内容等」に記載しているとおりであり、協定書に基づき事業報告書の中で管理運営経費の収支決算報告することになっている。

また、管理運営業務内容は熊本県立劇場管理運営業務仕様書の「第3管理運営業務 の内容」に詳細に定めてあり、会計処理についても「第6会計処理」に以下のように 定めている。

熊本県立劇場管理運営業務仕様書の抜粋

第6 会計処理

県立劇場の会計処理については、乙<u>(財団法人熊本県立劇場)</u>の財務会計規程により 処理すること。

(中略)

なお、県立劇場の管理に係る会計は、乙の他の事業と区分して専用の会計・口座で処理すること。

※下線部は監査人において加筆

上述したように、財団からの事業報告総括表に記載されている管理運営経費の収支 決算は法人全体の収支報告であり、協定に基づく施設としての管理運営経費の収支を 正確には表わしていない。仕様書にも記載されているとおり、協定に基づく管理運営 業務と財団の他の事業及び法人運営費は区分されるべきであり、少なくとも、役員会 開催経費、役員報酬等の法人全般の運営に関する経費は除かれるべきである。

財団は平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行の予定であり、平成 20 年度公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の 3 区分により財務諸表が作成されることになる。したがって、平成 24 年度以降は法人会計部分の収支は除かれることになり、県立劇場の管理運営経費の収支状況をより適切に報告することになると考えられる。

公の施設である県立劇場に指定管理者制度を導入したからには、所管課において本来の施設の管理運営経費の支出を把握する上でも、財団に対して仕様書に規定しているとおり事業を区分し会計処理するよう指導し、管理運営経費の収支報告の適切な報告を求めるべきである。

なお、当財団のような県の外郭団体の運営・存続と指定管理者として施設の管理運営業務に選定されることは本来別の問題として議論すべきものと考える。

6. モニタリング体制について

指定管理者については、年に一度実地調査を実施し、必要に応じて随時調査を実施 する必要があるが、平成 22 年度においては実地調査を実施していなかった。

【指摘事項】

指定管理者に対する実地調査と、出捐団体に対する検査の二つを実施する必要があるが、本年度は時間的な余裕がなく実地調査が実施できていなかった。

必ずしも両者を別々に実施する必要はなく、一度にまとめて実施しても問題ないと 考える。同時に実施する等して工夫することで、両者を適時に実施する必要がある。

7. 館長の勤務形態について

現在館長は非常勤であり、月に数回程度来熊している。

【意見】

ここ数年はNHK出身者等を館長として迎え、劇場の運営に対して人脈やノウハウを生かしてもらうことを期待している。しかし、このような役割は館長としての役職でなくても、顧問等の役職でも問題が無いと考える。

むしろ、県立劇場の代表者である館長は、非常勤ではなく、常勤であることが望ましいと考える。

8. 前回指摘事項の改善状況について

平成 20 年度において、熊本県の出資団体として包括外部監査を実施しているが、そのときの指摘事項については、概ね改善対応がなされていた。

【意見】

指摘事項のうち、リスク管理マニュアルの作成についてはその必要性が十分理解されておらず、対応が未了であった。現在火災等の危機管理マニュアルは作成されており、これで十分であるとの認識であったようである。

しかし、劇場を管理運営するに当たっては、施設の老朽化による事故のリスク、興業中止による損失発生のリスク等、様々なリスクが想定されることから、災害のリスクだけでなく、より広い視点でリスク管理の方針をマニュアル化する必要があると考える。

2. 熊本県総合福祉センター



I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

熊本県総合福祉センターの概要

施設の名称	熊本県総合福祉センター
所在地	熊本市南千反畑町3番7号
所管課	熊本県健康福祉部健康福祉政策課
設置条例	熊本県総合福祉センター条例
設置目的	熊本県内における社会福祉に関する情報・相談の集積機能、
	また、研修や会議、ボランティア活動の拠点となるための施
	設及び設備を備え、複雑かつ多様化する社会福祉のニーズに
	対応すること。
施設の沿革	平成 5年9月 開館
	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入 第 1 期(~平成 21 年 3
	月)
	平成 21 年 4 月 指定管理者改選 第 2 期(~平成 24 年 3 月)
施設内容・規模	①面 積 土地 2,193.01 ㎡
	建物 5,790.70 ㎡(延床面積)
	②構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階建
	③施設等 地下:駐車場、機械室、控室、倉庫

			1 階	: 入居	団体事務室、管理事務室(受付含む)、熊本県高
		齢者総合相談センター、熊本県介護			総合相談センター、熊本県介護実習、普及セン
	ター				
	2 階: 入居団体事務室、熊本県ボランティアセンター、第			団体事務室、熊本県ボランティアセンター、第	
				1 会詞	義室、第 2 会議室
			3 階	: 入居	団体事務室、第3会議室、第4会議室
	4 階:入居団体事務室、熊本県福祉人材・研修センター				
			5 階	: 入居	団体事務室、研修ホール
営業期間・時間	①休	貟	i	日	毎月の第2日曜日及び第4日曜日
					12月29日から翌年1月3日まで
	②開	館	時	間	午前8時30分から午後5時まで
	③ 会 静	髪室の	利用	時間	午前9時から午後5時まで
指定管理者	熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ				
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)				

施設利用状況(5年間)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者数	33,500 人	33,743 人	35,427 人	38,366 人	41,922 人
利用料収入	6,105 千円	5,898 千円	5,929 千円	6,475 千円	7,235 千円

平成 21 年 4 月より会議室の使用許可基準を緩和したことにより利用者数及び利用料金ともに増加している。

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	(社)熊本県身体障害者福祉団	(株)三勢
	体連合会	
法人等の分類	社会福祉法人	民間事業者
所在地	熊本市南千反畑町3番7号	熊本市帯山 3 丁目 8-44
設立年月日	昭和 59 年 3 月 13 日	昭和 55 年 12 月 6 日有限会社
		設立
		平成 13 年株式会社へ組織変更
代表者(県との関係の有無)	岡部 惠美子	福原 英喜
役員、職員の状況	理事15名、監事3名	取締役6名、監査役1名
(県職員 OB、派遣の有無	職員(臨時、パート含む)5名	職員 350 名
等)	県職員 OB、派遣はない。	県職員 OB、派遣はない。

主な事業内容	①第2種社会福祉事業	• 清掃管理業務
	・身体障害者の更生相談に応ず	• 貯水槽清掃管理業務
	る事業	• 各種設備点検管理業務
	・各市郡身体障害者団体及び障	・殺虫、殺鼠駆除管理業務
	害別団体に対する指導、連	•一般産業廃棄物収集運搬業務
	絡、助成を行う事業	・関連会社(ケアワーカー三勢)
	②その他	サービス業務
	・身体障害者の福祉を目的とす	• 造園管理業務
	る事業に関する調査、研究、	• 清掃用機器類、洗剤、消耗品
	企画及び広報活動	販売業務
	・障害者社会参加総合推進事業	• 警備保障業務
	の受託運営に関する事業	・その他環境衛生に関する一切
	・身体障害者結婚相談所に関す	の業務
	る事業	
	・国、地方公共団体及び特殊法	
	人等からの福祉サービス事	
	業の受託に関する事業	
他の公の施設の指定管理業	なし	ひとづくりくまもとネットと
務の有無		の共同体で熊本県立青少年の
		家(4 施設)の管理業務あり

3. 指定管理者の選定手続

(1) 申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集 (9 頁参照) に示された要件に以下の要件を追加し、すべての要件を満たす法人その他の団体としている。

法人その他の団体又はその代表者(役員を含む)が次のいずれにも該当しないこと。

- ①禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ②公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(2) 指定管理者募集スケジュール

	平成 17 年度	平成 20 年度
募集要項の配布期間	17年9月29日~11月11日	20年11月18日~12月16日
現地説明会申込期限	17年10月11日	20年11月26日

現地説明会	17年10月14日	20年11月28日
申請受付	17年11月1日~11日	20年12月10日~12月16日
第1次審査結果通知	17年11月28日	20年12月26日
第2次審査	17年12月19日	21年1月9日
候補者選定結果通知	18年1月11日	21年1月28日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部 (財務専門家)	税理士
外部 (施設・設備専門家)	(社) 熊本県建築士会 女性部会長
外部 (学識者)	大学(社会福祉学部) 准教授
外部(利用者)	NPO 法人 理事長
内部	健康福祉部長
内部	健康福祉部次長
内部	健康政策福祉課長

②選定委員会の開催状況

平成 17 年 12 月 19 日 平成 21 年 1 月 9 日

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審查項目		配点
住民の平等な利用の	施設の設置目的及び県が示した管理の方法	針	適•否
確保	住民の施設の平等な利用の確保		地 "白
施設利用の最大限の 発揮	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 サービスの向上を図るための具体的手法及び期待 される効果		30 点
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	30 点	,
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能 性	10 点	40 点

管理を安定して行う	安定的な運営が可能となる人的能力	
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	30 点
人的・財政的基礎	類似施設の運営実績	
合 計		100 点

④審査結果

7人の選定委員の採点の合計点に基づき候補者を選定。

団体名	 得点	
	(平成 17 年度)	(平成 20 年度)
指定管理者:熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グル ープ	393.6 点	432 点
次 点:A団体	384.5 点	他に応募なし

平成 17 年度の選定結果は、選定された団体も次点となった団体も、共に福祉センター内に入居している団体であり、僅差であった。

熊本県総合福祉センターの施設内の主な入居団体は、熊本県身体障害者福祉団体連合会、熊本県社会福祉協議会、熊本さわやか長寿財団等であり、これらの入居団体は職員が常駐しており、指定管理者に指定された場合は、指定管理者としての業務と当該入居団体の業務と兼務することが可能である。このため、センターに入居していない外部の団体に比べて人件費等のコスト削減が可能であり、「管理経費の縮減」という面で有利であったと考えられ、平成20年度の募集においては応募団体が1団体であった。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(指定) (協定書)

(平成 17 年度分) 平成 18 年 3 月 3 日 平成 18 年 3 月 23 日 (平成 20 年度分) 平成 21 年 3 月 3 日 平成 21 年 3 月 24 日

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

- ①平成 18年4月1日~平成 21年3月31日 (3年間)
- ②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

利用料金

指定管理者制度導入時から利用料金制を採用している。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①社会福祉に関する研修及び会議のための施設及び設備の提供に関する業務
- ②福祉センターの使用の許可に関する業務(行政財産の目的外使用許可に関する業 務を除く)
- ③上記②に係る利用料の収受業務
- ④福祉センターの施設及び設備の維持並びに修繕に関する業務
- ⑤その他社会福祉の増進に必要な業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は、運用指針・準則例示集(11頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

指定管理料は、指定管理者制度導入前の委託料より減少しており、また、平成21年度から平成23年度の指定管理料は平成18年度から平成20年度の指定管理料より減少しており効率的な運営がなされている。

また、県が実施している各年度での管理運営評価票においても特に指摘された事項はなく、指定管理者が実施する利用者調査での利用者の意見等への対応状況等も良好であり、適切な管理運営がなされている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

(1) 指定管理者からの月次報告

毎月終了後10日以内に管理業務月報を提出し、実施した事業の内容及び実績を県に報告している。

(2) 事業報告(収支報告含む)

指定管理者は毎事業年度終了後 2 ヵ月以内に管理業務に係る事業報告書によって 県に年次の報告を行っている。

事業報告書は I 管理業務の水準を表す指標の状況報告 II 事業報告 1.管理業務 実施状況 2.利用状況 3.管理経費の収支状況 4.利用者調査結果 5.意見・苦情等の対応 6.改善指摘に対する対応 7. 自己評価 の区分により報告されている。

(3) 県によるモニタリングの状況

所管課において、協定に基づく各種報告書の点検、利用者調査、苦情等の対応及

び管理運営状況の評価を行い県民へ公表されている。

また、所管課では平成 19 年度まで実施していなかった実地調査を平成 20 年度から年 2 回実施し、また、実地調査の結果につき文書化しており、モニタリングは適切に行われている。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

施設の利用者数も年々増加し、施設の管理運営、モニタリングも適正に行われており、 特に問題となる事項はなかった。

3. 熊本県身体障害者福祉センター



I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

熊本県身体障害者福祉センターの概要

施設の名称	熊本県身体障害者福祉センター
所在地	熊本市長嶺南二丁目3番2号
所管課	障がい者支援課
設置条例	熊本県身体障害者福祉センター条例
設置目的	身体障害者の福祉の増進を図る
施設の沿革	昭和 50 年 11 月 設立
	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入
施設内容・規模	(1)本館
	鉄筋コンクリート造 2 階建て(延床面積 3,017.40 ㎡)
	1 階部分:ホール、事務室、プレイルーム、娯楽室、
	宿泊室、点字図書館等

	2 階部分:調理室、聴覚障害者情報提供センター等
	(2)体育館
	鉄筋コンクリート造1階建て(延床面積 980.25 ㎡)
	アリーナ、倉庫、トイレ
	(3)グラウンド
	敷地面積 6,616 m²
営業期間・時間	【営業時間】
	午前9時~午後6時まで(宿泊室除く)
	※体育館は午前9時~午後9時まで
	【休園日】
	・水曜日(国民の祝日に関する法律第3条第1項の休日と重
	なる日を除く)
	・休日の翌日(日曜日と重なる日を除く)
	・12月29日~翌年1月3日まで
指定管理者	(社福)熊本県社会福祉事業団
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 21 年度に指定)

施設利用状況(5年間)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者数	43,224 人	46,276 人	49,219 人	49,253 人	42,199 人
利用料収入	2,557 千円	2,773 千円	2,565 千円	2,300 千円	2,419 千円

平成22年度の利用者数は会議室の利用者数が除かれているため減少している。

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	(社福)熊本県社会福祉事業団	
法人等の分類	県の外郭団体の社会福祉法人であり、県の出資額	
	は 10,000 千円	
所在地	熊本市長嶺南二丁目3番2号	
設立年月日	昭和50年6月 設立許可 (同7月設立登記)	
代表者(県との関係の有無)	若本 隆治 (県職員 OB)	
役員、職員の状況	理事長、理事1名、監事1名は県 OB	
(県職員 OB、派遣の有無等)	職員82名(派遣はない)	

主な事業内容	熊本県社会福祉事業団は、「熊本県身体障害者福
	祉センター」(身体障害者福祉センターA型)、「熊
	本県ひばり園」(難聴幼児通園施設)、「熊本県身体
	障害者福祉能力開発センター」(肢体不自由者更
	生施設)、「熊本県くすのき園」(就労移行支援事業
	所・就労継続B型事業所・生活介護事業所)、「熊
	本県りんどう荘」(障害者グループホーム)等を運
	営する社会福祉法人である。
他の公の施設の指定管理業務の有無	無

3. 指定管理者の選定手続

(1) 申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集 (9 頁参照) に示された要件に以下の要件を追加しすべての要件を満たす法人その他の団体としている。

法人その他の団体又はその代表者(役員を含む)が次のいずれにも該当しないこと。

- ①禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ②公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(2) 指定管理者募集スケジュール

	平成 17 年度	平成 21 年度
外部委員意見照会		21年10月27日~30日
募集要項の配布	17年9月29日~11月11日	21年11月17日~12月15日
現地説明会	17年10月13日	21年11月30日
申請受付	17年11月1日~11日	21年12月9日~15日
第1次審査	17年11月28日	21年12月25日
第1次審査結果通知	17年11月28日	21年12月25日
第2次審査	17年12月19日	22年1月8日
候補者選定	17年12月22日~28日	22年1月12日~19日
協定締結	18年3月23日	22年3月25日

(3) 審査の方法

①選定委員会の構成 選定委員の内部外部の別、役職名

平成 17 年度

区分	役職	
外部 (財務専門家)	公認会計士	
外部 (建築有識者)	(社)熊本県建築士会 相談役	
外部(社会福祉有識者)	熊本県立大学 教授	
外部(社会福祉有識者)	熊本市身障者平成福祉協会 理事	
内部	健康福祉部長	
内部	健康福祉部総括審議員	
内部	健康福祉部障害者支援総室長	

平成 21 年度

区分	役職
外部 (財務専門家)	税理士
外部 (建築有識者)	一級建築士
外部(社会福祉有識者)	熊本大学 教授
外部(社会福祉有識者)	医療法人 顧問
内部	健康福祉部次長
内部	健康福祉政策課長
内部	健康福祉部障害者支援総室長

②選定委員会の開催状況

平成 17 年 12 月 19 日 平成 23 年 1 月 8 日

③審査基準及び配点

各選定員の審査基準及び配点は以下のとおり。

平成 17 年度(審査基準での分類:大規模専門施設)

選定項目	審査項目	配点
住民の平等な利用の	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	· 本 不
確保	住民の施設の平等な利用の確保	適・否
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待さ	
施設利用の最大限の	れる効果	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待 :	
発揮	される効果	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
英田奴弗の嫁記	施設の管理運営に係る経費の内容	20 点
管理経費の縮減	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20 点
管理を安定して行う	安定的な運営が可能となる人的能力	
日生で女足して行う	安定的な運営が可能となる経理的基盤	35 点

人的・財政的基礎	類似施設の運営実績	
その他	施設の維持管理業務及びソフト事業における障害 者への配慮	10 点
合 計		100 点

平成21年度(審査基準での分類:小規模専門施設)

選定項目	審查項目	配点
住民の平等な利用の	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	* *
確保	住民の施設の平等な利用の確保	適・否
施設利用の最大限の	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	
発揮	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待 される効果	35 点
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	25 点
日生性貝グ州的	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20 ///
管理を安定して行う	安定的な運営が可能となる人的能力	
人的・財政的基礎	安定的な運営が可能となる経理的基盤	30 点
人的 的 以的 基礎	類似施設の運営実績	
その他	施設の維持管理業務及びソフト事業における障害 者への配慮	10 点
合 計	11 · 107日に応	100 点

平成 17 年度と平成 21 年度では審査基準が変更されているが、基準価格が平成 17 年度の 53,460 千円から平成 21 年度では 47,092 千円へ減額変更されたことにより、「II 分類:体規模専門施設」から「I 分類:小規模専門施設」へ変更されたことによる。

④審査結果

7人の選定委員の配点の合計点に基づき候補者を選定。

団体名	得	<u>:</u> 点
	(17年度)	(21 年度)
指定管理者:(社福)熊本県社会福祉事業団	502.7 点	510 点
次 点:A団体	354.6 点	他に応募なし

平成 18 年度から平成 21 年度までの指定管理者である熊本県社会福祉事業団は、当該管理する施設である「熊本県身体障害者福祉センター」に隣接する施設の「熊本県ひばり園」及び「熊本県身体障害者福祉能力開発センター」を平成 22 年 4 月 1 日に熊本県から、建物は無償譲受、土地は無償貸与を受ける契約を締結し、直接管理運営することとなった。

その結果、「熊本県身体障害者福祉センター」を管理する上で、隣接する施設の管理 業務と兼務する職員が存在することは、人件費等の経費が削減されるため、指定管理 に応募する団体に対し有利となり、平成 21 年度に応募する団体は、熊本県社会福祉事業団以外にはない結果となったと考えられる。

4. 協定書の締結

(平成 17 年度分) 平成 18 年 3 月 23 日 (平成 21 年度分) 平成 22 年 3 月 25 日

5・指定管理の内容

- (1) 指定期間
 - ①平成 18年4月1日~平成 22年3月31日 (4年間)
 - ②平成22年4月1日~平成25年3月31日(3年間)
- (2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

平成 18 年度53,257 千円平成 22 年度46,904 千円平成 19 年度53,238 千円平成 23 年度46,904 千円平成 20 年度53,064 千円平成 24 年度46,904 千円平成 21 年度52,946 千円

利用料金

利用料金制度を導入している。

- (3) 指定管理者が行う業務の内容等
 - ① 身体障害者の福祉の増進を図るために必要な業務
 - ア 身体障害者の生活、職業等に関する相談及び指導
 - イ 身体障害者の機能回復訓練
 - ウ 身体障害者の教養向上のための講習会及び社会適応訓練
 - エ 身体障害者の健康の増進を図るためのスポーツ、レクリエーション等に関する事業
 - オ 身体障害者に対する奉仕活動に携わる者の養成
 - カ その他身体障害者の福祉の増進を図るために必要な業務
 - ② センターの使用の許可に関する業務(行政財産の目的外使用許可を除く)
 - ③ ②に係る利用料金(体育館に限る)の収受
 - ④ センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - ⑤ その他、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は、運用指針・準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

県が実施している各年度での管理運営評価票においても特に指摘された事項はなく、 また、指定管理者が実施する利用者調査での利用者の意見等への対応状況等も良好で あり、適切な管理運営がなされている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

(1) 指定管理者からの月次報告

協定書に基づく管理業務を行い、その状況を毎月、月報により報告している。 月報は、(1)事業内容 (2)実績 福祉センター内容別・部屋別月報、体育施設利用 月報、公用車利用状況、月別参加人数 に区分して報告する様式となっている。

(2) 事業報告

I 実績報告として 1.各種相談事業 2.リフトバスの運行 3.備品等の貸出 の状況報告、II 事業実施報告として 1.教室開催 2.疑似体験事業 3.施設利用状況 4.各種団体利用状況 等の報告、III管理委託事業精算書により収支報告を行っている。

(3) 県によるモニタリングの状況

所管課において、協定に基づく各種報告書の点検、利用者調査、苦情等の対応及 び管理運営状況の評価を行い県民へ公表されている。

また、所管課では平成 21 年度は 2 回、平成 22 年度は 1 回の実地調査を実施し、 実地調査の結果については文書化し報告されており、モニタリングは適切に行われ ている。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 利用者調査について

センターでは、窓口にアンケート調査票を設置し、利用者が記入後回収ボックスに投函 したものを集計しているが、質問は6項目で、内容はやや抽象的である。

指定管理者が行った平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度のアンケート調査の結果を 県がまとめたものが下記の表である。

平成 20 年度

調査実施内	調査年月 日 平成 21 年 4 月 1 日~平成 21 年 4 月 30 日												
	調査方法	窓口	にアン	ケート	調査別	票を設け	置。利力	用者は	記入後	、回収	ズボック	フスに打	殳 函。
容	調査対象 数	51 ù	通回収										
						口] 答	内:	容	1			
	調査分野	とて	もよい	よい		普	通		よくな、	悪	V	未回	回答
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
	施設管理状況	12	24	27	53	11	22	1	2	0	0	0	0
調査結果	利用条件	8	16	26	51	17	33	0	0	0	0	0	0
	職員対応条 件	9	18	14	27	15	29	0	0	0	0	13	25
	催し・展示 等	5	10	21	41	19	37	0	0	0	0	6	12
	サービス全 般	8	16	29	57	13	25	0	0	0	0	1	2

平成 21 年度

調査実施内	調査年月 日 平成 22 年 1 月 20 日~平成 22 年 2 月 20 日												
	調査方法	窓口	にアン	ケート	調査別	票を設け	置。利力	用者は	記入後	、回収	ズボック	フスに打	
容	調査対象 数	151	通回」	仅									
				ı		П] 答	内:	容				
	調査分野	とてす	もよい	ょ	V	普通			よくな、	悪	V	未回	回答
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
	施設管理状況	32	21	87	58	29	19	3	2	0	0	0	0
調査結果	利用条件	30	20	62	41	55	36	1	1	1	1	2	1
	職員対応条件	37	25	62	41	51	34	1	1	0	0	0	0
	催し・展示 等	17	11	57	38	59	39	3	2	0	0	15	10
	サービス全 般	26	17	68	45	50	33	1	1	0	0	6	4

平成 22 年度

調査実施内	調査年月	平成	平成 23 年 2 月 1 日~平成 23 年 2 月 20 日										
	調査方法	窓口	にアン	ケート	調査別	票を設け	置。利力	用者は	記入後	、回収	ズボック	フスに打	殳 函。
容	調査対象 数	188	通回」	仅									
						口	答	内匀	容				
	調査分野	とても	らよい	ょ	V \	普	通	あまり V	よくな、	悪	V	未回	回答
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
	施設管理状 況	33	18	78	41	70	37	4	2	0	0	3	2
調査結果	利用条件	26	14	69	37	85	45	3	2	2	1	3	2
	職員対応条 件	34	18	81	43	66	35	4	2	0	0	3	2
	催し・展示 等	17	9	57	30	94	50	3	2	0	0	17	9
	サービス全 般	17	9	73	39	89	47	5	3	0	0	4	2

【意見】

調査についての評価としては、調査期間も短く、質問事項も抽象的でモニタリングとして少し簡便すぎると思われる。当該施設を使用する人達は、一般的に弱者が多いため、要望を言いづらい立場の人達が多いと思われる。従って、利用者の要望を出来るだけ沢山聞き出す必要があり、もっと充実したモニタリングを実施されることが望まれる。

4. 熊本県環境センター

I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

当施設は、「環境問題について正しい理解と認識を深め環境に優しい行動を推進していくための『環境学習』、『環境情報提供』の拠点として」水俣市に設置されており、センター内における各種展示、学習コーナーの展開の他、館外におけるセミナーの実施や外部団体の活動支援等を実施している。

指定管理者制度の採用に当たっては、これらの実施事業自体は熊本県が直営で実施し、 本施設の保守・管理についてのみ指定管理者への委託を行うという形式をとっている。







<写真の説明>

上 段:施設の立地している敷地(4haの自然学習園)の航空写真

下段左:施設正面の熊本県環境センター写真

下段右:施設側面・公園側からの熊本県環境センター写真

なお、同敷地内には国立水俣病総合研究センター水俣病情報センター、水俣市立水俣 病資料館が併設されており、水俣市において国・県・市が一体となり公害問題や環境問 題について情報発信する拠点施設であり、水俣病の教訓から環境学習を行う水俣環境学 習施設としての機能を有している。

熊本県環境センターの概要

施設の名称	熊本県環境センター				
所在地	熊本県水俣市明神町 55 番 1				
所管課	環境生活部環境局環境立県推進課				
歌 夕 <i>四</i>	熊本県環境センター条例(平成5年3月26日 条例第21				
設置条例	号)				
	環境の現状や環境問題について正しい知識と認識を深め、				
設置目的	地球に優しい行動を促すための環境情報・学習の拠点施設				
	として快適な環境の保全・創造に関する意識の高揚を図る				
	ことを目的とする。				
	平成5年8月供用				
施設の沿革	平成 17 年度までは(財)くまもと緑の財団に施設の運営				
	管理を委託していたが、平成 18 年度より指定管理者制度				
	を導入。				
	①施設規模				
	敷地面積 30,007 ㎡、建築面積 1,028 ㎡、延床面積 1,666				
 施設内容・規模	m²				
//巴(X * 1/47	②主要施設				
	エコステージ、環境シアター、学習ルーム、情報プラザ				
	等				
営業期間・時間	休館日:月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで				
	開館時間:9:00~17:00				
指定管理者	株式会社キューネット				
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)				

施設の利用状況(5年間) (利用者数、利用料収入等)

				(単位	: 千円・人)
項目\年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用料収入	30	10	12	21	23
来館者数	37,406	36,206	34,199	31,441	30,064

利用料収入は会議室等の使用料である。

(※補足) 施設の来館者数

施設の来館者数の詳細については以下のとおりである。(各項目の上段は団体数(件)、下段は来館人数(人))

項目\年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
小学校	315	313	315	311	275
	16,419	16,018	15,774	15,826	15,848
中学校	54	55	54	46	47
	5,210	6,016	5,010	4,888	3,975
高等学校	11	7	9	6	10
	955	637	1,077	454	730
教職員・PTA	27	9	10	14	16
	655	231	240	276	118
自治会等	32	18	11	10	25
	1,049	578	228	305	531
行政機関	22	22	22	19	18
	510	454	438	427	415
その他	93	74	55	70	49
	2,417	2,023	1,686	1,966	1,312
団体利用計	554	498	476	476	440
	27,215	25,957	24,453	24,142	22,929
他、個人来館者等	10,191	10,249	9,746	7,299	7,135
合計	37,406	36,206	34,199	31,441	30,064

(コメント)

少子化及び学校の統廃合の影響を受け、来館者数は年々減少傾向が続いている。

2. 指定管理者の概要

指定管理者は平成 18 年度から平成 20 年度まで及び平成 21 年度から平成 23 年度までは 株式会社キューネットである。

指定管理者の名称	株式会社キューネット
法人等の分類	民間事業者
所在地	熊本市帯山4丁目18番1号
設立年月日	昭和 46 年 8 月
代表者(県との関係の有無)	西川 尚希 (県との関係はない)
役員、職員の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在) (県職員 OB、派遣の有無等)	取締役 6 名、監査役 1 名 職員数 600 名 県職員 OB、派遣はない
主な事業内容	機械警備、施設常備警備、現金及び貴重品輸 送、身辺警備、総合ビル管理等
他の公の施設の指定管理業務の有無	なし

3. 平成20年度における指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された熊本県内に事業所を有すること、その他一定の要件を満たす法人等としている。

なお、指定管理者募集方針の参加資格とその設定理由において、台風等の自然災害時や事故等の緊急時の危機管理に対する迅速かつ適切な対応が必要であり、施設・設備の適正な管理を確保するため、県内に事務所を有することを参加資格としている。

(2) 指定管理者募集スケジュール

募集期間

①募集要項の配布 平成 20 年 11 月 12 日~平成 20 年 12 月 17 日

②現地説明会 平成 20 年 11 月 21 日

③応募書類の受付 平成 20 年 12 月 11 日~平成 20 年 12 月 17 日

平成20年度の指定管理者の募集においては、㈱キューネット1社のみの応募となった。

なお、前回平成 17 年度の募集においては、㈱キューネット、㈱熊本県弘済会及び NPO 法人ななうら未来の 3 社の応募があった。

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

	◇CL π2Δ.
入:/元	1 √ 1 HEX
□ / 3	173

外部	環境カウンセラー (利用者の代表)
外部	環境カウンセラー、技術士
外部	水俣市立水俣病資料館館長(連携施設関係の代表)
外部	税理士、熊本県入札監視委員会委員
内部	環境生活部長
内部	環境生活部次長
内部	環境生活部環境政策課長

外部委員については、環境への配慮、利用者の視点、隣接施設との連携を考慮した 3 名の外部有識者及び会計専門家 1 名の構成であり、内部委員は行政関係者 3 名の構成で あり合計 7 名で選定委員会を構成している。

なお、環境への配慮、利用者の視点、隣接施設との連携の視点での外部委員について はそれぞれ複数の候補者の中から選任している。

②選定委員会の開催状況

選定委員会の開催は平成 21 年 1 月 20 日(10 時 30 分~12 時)の 1 回のみである。 応募者 1 社にプレゼンテーション 20 分と質疑応答 30 分の時間を設け、委員による採点、意見交換を実施し、候補者を選定している。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点
分尺の正然わ利用の施 児	施設の設置目的との適合性	適・否
住民の平等な利用の確保	県の示した管理方針との適合性	
施設の効用の最大限の発揮	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能	30 点
旭成り別用り取入取り光準	性	点 以
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	30 点
自理性質の相例	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	点 06
管理を安定して行う人的・財	安定的な運営が可能となる人的能力	
政的基礎	安定的な運営が可能となる経理的基礎	30 点
以印圣诞	類似施設の運営実績	
	ISO14001 又はこれに相当する環境管理システ	
施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	ムの導入状況	10 点
ために必安と前のの事場	事業計画の環境への配慮	
	合計	100 点

審査項目ごとに5段階で評価し、各評価の係数を乗じて評点を算出している。

④審査結果

7人の選定委員の配点の合計点に基づき候補者を選定。

団体名	得点
指定管理者:㈱キューネット	446.5 点

1 社のみの応募であり、700 点満点中何点以上という要件がないため、3 年間の指定 期間中での来館者アンケート等を確認し特に問題点がなく、また、各委員からも否定 的な意見はなかったため、㈱キューネットを候補者として選定した。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

平成 21 年 3 月 3 日定例県議会において指定議決を受け、平成 21 年 3 月 27 日に指令書にて指定を通知。

平成21年3月25日に協定書締結。

5. 指定管理の内容

- (1) 指定期間
 - ①平成 18年4月1日~平成 21年3月31日 (3年間)
 - ②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)
- (2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

平成 18 年度~平成 20 年度 18 年度 25,550 千円

19年度、20年度 25,524千円

平成 21 年度~平成 23 年度 各年度 21,600 千円

利用料金

利用料金は徴収していない。

また、熊本県環境センターの会議室(平成 17 年度から貸出)、環境シアター(平成 21 年度から貸出)の使用料は県に納入され、指定管理者の収入とはなっておらず、指定管理者の自主事業はない。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①環境センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務 (保守点検、植栽管理、清掃、警備、修繕)
- ②管理運営上必要と認める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

平成18年4月から指定管理者制度が導入されて指定管理者の職員1名が常駐し施設の管理を行っているが、県が実施している各年度での管理運営評価票でも特に指摘された事項はなく、指定管理者としても適切な管理運営がなされている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

(1) 指定管理者からの月次報告

平成22年度においては、毎月月間業務実施表に基づき業務毎に作業報告書、記録表、 証明書及び写真等添付の上報告がなされ、所管課において供覧されている。

なお、随時行われる修繕に関しては月間業務実施表の備考欄においてその内容が記載報告されている。

(2) 事業報告(収支報告を含む)

指定管理者から毎事業年度終了後事業報告書の提出を受けており、管理業務の実施 状況、管理経費の収支決算、業務実施実績等である。

(3) 県によるモニタリングの状況

所管課において、協定に基づく各種報告書の点検、苦情・事故等の対応、利用者調査及び管理運営状況の評価と県民への公表が実施されており、過去において特に問題となった事項等はない。

また、環境センターが実施する事業は直営であり 4 名の県職員が常駐しており、県職員の常駐者が指定管理者の業務に立ち会ったり、管理業務の都度報告を受けるなどして日常的なモニタリングが実施されている。このため、所管課からの実地調査等は実施されていない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 公の施設としての必要性及び事業の直営について

熊本県環境センターは、水俣病の教訓を基にした環境学習を推進するために水俣市の水 俣病資料館(平成5年1月開館)と併設して水俣市に設置され、その後設置された国の水 俣病情報センター(平成13年6月開館)と役割分担しながら県が直営で環境学習などの事 業を実施している施設である。本施設において指定管理者制度を導入している業務は施設及び設備の維持及び修繕に関する業務(保守点検、植栽管理、清掃、警備等の業務)であり、環境文化普及事業、環境体験学習事業、環境学習指導事業、環境行動推進事業、動く環境教室事業、こどもエコセミナーサポート事業及び管理運営は県職員により実施されている。

【意見】

熊本県は水俣病を通して環境破壊の悲惨さ、環境回復の困難さ等を経験しており、今日 地球的規模での環境の危機が指摘されている中で、さまざまな環境問題についての教育・ 学習、調査研究、環境保全活動、環境情報提供等の推進は益々重要なものとなっている。

熊本県環境センターは、水俣病の教訓を基にした環境学習を推進するため、併設する国立水俣病情報センター及び水俣病資料館と役割分担しながら環境教育・環境学習等を推進する県の施設であり、その必要性は認められる。

また、環境センターでは水俣市を直接訪問し環境について学習する事業など水俣病を経験した本県の環境教育事業の中核をなしており、中立・公平性を確保し、これまでの環境教育事業の水準を維持し、国、水俣市と連携しながら業務を実施するには県直営で事業を実施することが必要である。

なお、施設及び設備の維持及び修繕に関する業務について指定管理者制度を導入したことは、契約事務の簡素化、業務効率化によるコスト削減等の成果が見られる。

2. コスト計算について

平成22年度以前直近3年間の施設運営に係る収支、コスト等をまとめたものが以下のとおりである。 (単位:千円)

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	備考
	十八 20 千尺	十成 21 千茂	十成 22 千茂	加行
<収入>				
利用料収入	12	21	23	※ 1
土地使用料	828	828	828	※ 2
普通財産使用料	9	18	17	
収入合計	850	868	869	
<支出>				
指定管理料	25,524	21,600	21,600	
施設運営費	41,137	32,981	28,709	
報酬	15,882	15,380	15,261	※ 3
共済費	1,642	1,408	1,239	※ 3
賃金	1,343	-	-	※ 3
報償費	634	587	563	
旅費	1,997	1,553	1,203	※ 4

需用費	13,593	8,959	6,795	※ 5
役務費	2,422	2,100	1,468	
委託料	2,459	1,868	1,324	※ 6
使用料及び賃借料	998	997	690	※ 7
備品購入費	126	118	138	
負担金、補助及び交付金	37	6	24	
本庁分人件費	44,576	33,493	34,089	※ 3
支出合計	111,239	88,075	84,399	
キャッシュ・フロー・	110,000	07.000	00 700	
コスト (収支差額)	110,388	87,206	83,529	
減価償却費相当額	25,640	25,640	25,640	% 8
行政コスト	136,028	112,846	109,169	
来館者数	34,199	31,441	30,064	
来場者1人当たり	0.000	0.774	0.770	
CF コスト (円/人)	3,228	2,774	2,778	
同、行政コスト(円/人)	3,978	3,589	3,631	
イベント数(件)	30	23	21	
イベント参加人数	14,117	12,364	12,973	

(注記事項)

- ※1:入場料等は徴収しておらず、会議室等の使用に際して生じる施設使用料のみ発生 する。
- ※2: 当施設敷地内に立地する、国立水俣病総合研究センターから、土地使用料を徴収 している。
- ※3:当施設に勤務する職員のうち、館長、指導員等の人件費については「施設運営費」 の各項目に、県庁本職員の人件費については、「本庁分人件費」として集計してい る。なお、平成21年度以降、臨時職員を置いていないため「賃金」は発生してい ない。
- ※4: 平成 22 年度の旅費については、総務部からの令達額 12 千円 (職員研修旅費) を 含む。
- ※5:各年度の需用費には、土木部からの令達額約100千円(敷地内公園施設の電力料) を含む。平成20年度、21年度においては、館内の修繕費用がかさみ需要費の額 が多くなっている。また平成21年度以降、水道光熱費の節減にも積極的に取り組 んでいる。
- ※6:自主事業実施時の外部派遣者に対する委託費の節減や、自主事業自体の減少、およびセンター便りの発行回数の節減(年4回を年3回に減少)などによる作成業者への委託費の減少によるもの。

※7:センター外で実施する自主実施事業件数の減少に伴う会場使用料等の減少。

※8:建物の初期投資額(およそ1,282百万円)につき、耐用年数50年・定額法(残存価額をゼロとする)により償却したものとして計算。

【意見】

全体として、行政コストは減少傾向にあるが、その要因の主なものとして自主実施事業の減少による需要費・委託費等の減少が考えられる。県財政難の中、運営経費節減は重要であるが、それに伴い施設の提供サービスの質・量の低下が生じないかが懸念される。

県としては環境教育の推進、調査研究及び改善、環境保全に関する指導を行える人材の 育成、情報提供に必要なコストは今後ともに十分に確保したうえで事業を展開し、サービ スを提供していくことが必要である。

3. 指定管理者の管理経費の収支決算報告について

指定管理者は、熊本県環境センターの管理運営に関する協定書第 11 条に基づき毎事業年 度管理経費の収支決算を事業報告書に記載し、県に提出している。

平成 18 年 4 月から指定管理者は㈱キューネットが指定されており、平成 18 年度以降各年度の管理経費の収支決算は収支差額がゼロとして報告されている。

これは各年度の収支決算を見る限り、事務員等の人件費は計画(予算額)に対して実績額とは差額が生じており、各年度ともに業務管理費で調整し収支を一致させているためである。

【指摘事項】

平成 20 年度の指定管理者の選定時における所管課の予定価格・基準価格の算定においては保守点検、清掃、警備、植栽管理、修繕等の費用合計額に 5.3%の業務管理費を乗せて基準価格を設定しており、業務管理費部分が指定管理者の利益(インセンティブ)となっていると考えられる。

しかし、指定管理者からなされる管理経費の収支決算においては、各事業年度において 協定に基づき実施し支出した業務の経費実績を報告すべきであり、また、指定管理者にお いて本社の管理費用等を当該業務に配賦する必要がある場合には、県に提出した事業計画 時の配賦基準をもって管理経費を報告するか、管理経費の配賦基準を見直した場合はその 内容を報告すべきである。

なお、管理経費の配賦基準が見直された場合には、所管課はその内容を点検・確認する 必要がある。

5. 熊本県富岡ビジターセンター



I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

施設の名称	富岡ビジターセンター(以下「富岡 VC」という。)
所在地	熊本県天草郡苓北町富岡字本丸 2245-15
所管課	環境生活部 自然保護課
設置条例	熊本県ビジターセンター条例
設置目的	天草地域の優れた自然の風景地の保護思想の高揚とその 利用の増進を図るため、熊本県ビジターセンター(以下「ビ ジターセンター」という。)を設置する。(条例第1条)
施設の沿革	平成 17 年 4 月 開館
旭良り行事	開館当初より指定管理者制度導入
	・建物面積 568.20 ㎡
施設内容・規模	・施設内容:事務室、カウンターロビー、展示室、レクチ
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	ャールーム、トイレ、地下倉庫、障がい者用
	駐車場等
休所日	水曜日及び年末年始
指定管理者	苓北町
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 16 年度、平成 19 年度及び平成 22 年度に

	指定)					
						(単位:人)
	項目\年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
施設の利用状況(5年間)	利用者数	33,290	34,258	32,874	33,220	29,608
	※利用料金等は徴収していない。					

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	苓北町
法人等の分類	地方自治体
代表者	苓北町長 田嶋 章二
役員、職員の状況	該当なし
(県職員 OB、派遣の有無等)	ix = /4 U

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件であり、一般的なものである。

(2) 指定管理者募集スケジュール

募集要項配布開始(公告): 平成22年12月21日~平成23年1月13日

募集に係る現地説明会の実施:平成 23 年 1 月 6 日申請書の受付:平成 23 年 1 月 11 日~ 1 月 13 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	環境省九州地方環境事務所
グトロり	国立公園・保全整備課長
外部	熊本県野生鳥獣保護管理
グトロり	検討委員会会長
外部	九州大学大学院理学府
グトロり	附属臨海実験所準教授(※)
外部	公認会計士
内部	環境生活部長(※)
内部	環境生活部次長
内部	環境生活部環境局自然保護課課長

※選定委員会開催時に外部委員の1名が欠席することとなったため、内部委員が半数以上とならないよう、内部委員1名も欠席した。

②選定委員会の開催状況

選定委員会は平成 23 年 1 月 18 日に開催されている。選定委員会で出された各委員からの意見、選定結果等については、下記③以降を参照。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点	
仕足の正常な利用の強視	設置目的との適合性等	· 適•否	
住民の平等な利用の確保	事業内容の偏り等	週 ● 省	
	利用者の確保・増加を図るための具体的手法及		
	び期待される効果 (10)		
施設利用の最大限の発揮	サービスの向上を図るための具体的手法及び期	20 -	
地畝利用の取入限の光準	待される効果 (10)	30 点	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能		
	性 (10)		
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容 (20)	30 点	
日年柱負り相例	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性(10)	20 点	
	施設の安定的な運営が可能となる人的能力(15)		
管理を安定して行う人的・財 政的基礎	安定的な運営が可能となる財政的基盤 (10)	30 点	
以的基礎	類似施設の運営実績 (5)		
その他	地域等との連携(10)	10 点	
	合計	100 点	

④審査結果

団体名	得点(満点:500点)
苓北町	336 点

なお、応募自体が上記1団体のみであり、選定に際して委員から特に付された意見はなかった。

満点が通常(700点)と異なるのは、前述の通り選定委員会当日に委員が2名欠席したため。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

選定委員会の開催:平成23年1月18日

指定管理候補者となったことの通知:平成23年1月24日

管理者に対する指定の告示:平成23年3月29日

協定書の締結:平成23年3月22日

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

- ①平成17年4月1日~平成20年3月31日(3年間)
- ②平成20年4月1日~平成23年3月31日(3年間)
- ③平成23年4月1日~平成26年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

平成 17 年度 5,674 千円

平成 18 年度~平成 19 年度 5,574 千円

平成 20 年度~平成 22 年度 4,666 千円

平成 23 年度~平成 26 年度 4,666 千円 (予定)

利用料金

一般に開放されており、使用料・入場料金等は徴収していない。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

協定書において、以下のとおり定められている。(一部追記・変更して転載)

- 第2条 甲(熊本県)は、条例第8条(指定管理者による管理)の規定に基づき、次に掲 げる管理業務を乙(指定管理者)に行わせる
 - (1) 天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説
 - (2) その他ビジターセンターの設置の目的を達成するために必要な業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「熊本県富岡ビジターセンター管理業務仕様書」に定めるとおりとする。
 - ※管理業務仕様書については、施設の概要、開館時間等の詳細が記されている。内容については省略。

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。 なお、種類区分の施設、設備の損傷及び資料等の損傷における「軽微なもの、極めて小規模なもの」とは、ドア類の金具補修、電気機器類の消耗部品の交換等で、1件につき3万円以内のものとしている。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

平成18年度以降の収入、費用、利用者数については以下のとおり。

(単位:千円·人)

項目\年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
指定管理料	5,574	4,666	4,666	4,666	4,666
収入合計	5,574	4,666	4,666	4,666	4,666
人件費	1,812	1,791	2,010	2,042	2,064
管理費	3,761	2,874	2.655	2,623	2,601
支出合計	5,574	4,666	4,666	4,666	4,666
収入一支出	0	0	0	0	0
利用者数	33,290	34,258	32,874	33,220	29,608

<コメント>

平成 19 年度は平成 17 年からの指定管理業務の契約期間中ではあったものの、設立当初 と比べて備品購入費等の予算を削減可能となる見込みであったことから、指定管理者との 合意の上、指定管理料についても減額して支払っている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

年度毎に管理運営評価票により指定管理者の実施事業に関する評価を行っているほか、 四半期ごとに事業報告書を指定管理者が作成し、県に対して報告を行っている。

県の所管部署は、不定期(概ね四半期に1度程度)にビジターセンターを視察し、運営状況のモニタリングや、設備の老朽化等がないかの確認を行っている。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 指定管理者の選定について

指定管理者制度は、公の施設の管理を株式会社等の民間事業者が行うことを可能とし、 公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費 の節減等を図るのが目的である。

しかし、本施設は利用料金を徴収できる施設ではないことから、民間事業者が参入し難く、平成22年度の指定管理者選定手続きにおいては苓北町以外からの応募がなく、結果として本施設の指定管理者は設置当初から苓北町のままである。

【意見】

地方公共団体から地方公共団体への指定管理が行われていることになり、上記でいう 「民間の能力を活用」という点で目的にそぐわないものなっている。

他に指定管理者への応募がないことを理由に、地方自治体への指定管理を続けていては、制度の目的から外れた運用となってしまう。制度の目的を達成できないようであれば制度導入の再検討や、施設自体の苓北町への移管も考慮すべきである。

2. 選定委員の選定について

選定委員のうち、外部委員1名が選定委員会に出席できず、指定管理者の審査に参加 していない。環境生活部では内部委員が外部委員と同数以上にならないように配慮して、 当日内部委員の1名が欠席することで、これに対処している。

なお、平成20年度に実施された指定管理者選定委員会の際も外部委員1名が欠席しており、この際は内部委員・外部委員同数(3名ずつ)で審査を実施している。

特に外部委員の場合、委員の業務とは別に職務を有していることが多く、急な事情で 選定委員会に参加できなくなる可能性は避けられない。なお運用指針では選定に携わる 委員の最低必要数は定めていない。

【意見】

委員の欠席等により定員よりも著しく少ない委員数で判断が行われた場合は、審査内 容の公平性に疑念を持たれる可能性がある。

外部委員の選定に際しては、選定委員会の開催が予想される時期の予定を確認し、極力当日の欠席を避けるとともに、必要であれば補欠の委員を設ける、もしくは委員の交代を依頼する等の対応が考えられる。

3. 展示品の備品としての管理について

天草 VC と同様の理由で、放映装置として大型スクリーンや液晶モニターが導入されているが、(液晶モニターや、ブルーレイディスク再生装置など)が含まれているが、これらが展示品として扱われており、県の作成する備品管理台帳には登録されていない。

【指摘事項】

県の所有する資産の範囲を明示しないことで、管理責任の分担があいまいになる可能 性があるとともに、資産流用のリスクも生じる。

展示物の中でも、映像放映に使用する装置など高額なもの、他の用途への流用が可能なものについては、県としても備品として適切な管理を行うべきである。

6. 熊本県天草ビジターセンター

I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

施設の名称	天草ビジターセンター(以下「天草 VC」という。)			
所在地	熊本県上天草市松島町合津 6311 番地 1			
所管課	環境生活部 自然保護課			
設置条例	熊本県ビジターセンター条例			
設置目的	天草地域の優れた自然の風景地の保護思想の高揚とその利用の増進を図るため、熊本県ビジターセンター (以下「ビジターセンター」という。)を設置する。(条例第1条)			
施設の沿革	平成 6 年 7 月 開館 平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入			
施設内容・規模	 雲仙天草国立公園等の利用者への自然情報の提供や自然学習の拠点として整備された自然博物展示施設である。 ・敷地面積 11,410.50 ㎡ ・建物面積 487.82 ㎡ (附属施設含む) ・施設内容 レクチャールーム、企画展示コーナー等 			
休所日	火曜日及び年末年始			
指定管理者	NPO 法人上天草アクティブセンター			
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)			
施設の利用状況(5年間)	(単位:人) 項目 年度 平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度 平成 21 年度 平成 22 年度 利用者数 27,381 33,195 32,214 31,641 31,105 ※利用料金は徴収していない。			

2. 指定管理者の概要

NPO 法人上天草アクティブセンター			
NPO 法人			
上天草市大矢野町			
平成 18 年 1 月 27 日			
理事長 山川 清英(県との関係はない)			
理事4名			

主な事業内容	市民に対して食った。 で会すのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
他の公の施設の指定管理業務の有無	当施設に隣接する、上天草市松島展望休憩所の運 営を上天草市から受託している。

3. 指定管理者の選定手続

以下、平成20年度に行われた指定管理者の選定過程について記載する。

(1) 申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集 (9 頁参照) に示された要件であり、一般的なものである。

(2) 指定管理者募集スケジュール

募集要項配布開始(公告): 平成20年11月14日~12月19日

募集に係る現地説明会の実施: 平成 20 年 11 月 25 日 申請書の受付: 平成 20 年 12 月 11 日 \sim 12 月 19 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	環境省九州地方環境事務所
クトロり	国立公園・保全整備課長
外部	熊本県野生鳥獣保護管理
クト音り	検討委員会会長
外部	大矢野町商工会事務局長
外部	税理士
内部	環境生活部長
内部	環境生活部次長
内部	環境生活部環境局自然保護課課長

②選定委員会の開催状況

選定委員会は平成 21 年 1 月 20 日に開催されている。選定委員会で出された各委員からの意見、選定結果等については、下記③以降を参照。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点	
住民の平等な利用の確保・・・	設置目的との適合性等	適・ 否	
住民の子寺は利用の権法	事業内容の偏り等	週 • 台	
	利用者の確保・増加を図るための具体的手法及	30 点	
	び期待される効果 (10)		
施設利用の最大限の発揮	サービスの向上を図るための具体的手法及び期		
旭畝利用の取入限の光揮	待される効果 (10)		
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能		
	性 (10)		
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容 (20)	30 点	
日理性質の相例	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性(10)	从 06	
	施設の安定的な運営が可能となる人的能力(15)		
管理を安定して行う人的・財政的基礎	安定的な運営が可能となる財政的基盤 (10)	30 点	
	類似施設の運営実績 (5)		
その他	地域等との連携(10)	10 点	
	合計	100 点	

④審査結果

団体名	得点(満点:700点)
NPO 法人上天草アクティブセンター	362.57 点

なお、応募自体が上記1団体のみであった。

<選定委員から付された意見>

- i 特定非営利活動法人であり、資本金がなく資金面で苦労しているが、人件費の削減 や事業収益等の改善に向けて具体的な努力、取組みが行われている点は評価したい。
- ii 子ども向けの観察会等の実施に取り組むとの計画であるが、地域向けの PR を通じて、施設の役割・取組みが地域に理解され、地域の方からの紹介を受けて利用者が来たというようになれば、今後より多くの人に訪れてもらえることにつながっていくと思われる。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

選定委員会の開催:平成21年1月20日

指定管理候補者となったことの通知:平成21年2月3日

管理者に対する指定の指令:平成21年3月27日

協定書の締結:平成21年3月25日

5. 指定管理の内容

- (1) 指定期間
 - ①平成 18 年 4 月 1 日~平成 21 年 3 月 31 日 (3 年間)
 - ②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

平成 18 年度~平成 20 年度 年額 3,690 千円 平成 21 年度~平成 23 年度 年額 3,320 千円

利用料金

一般に開放されており、使用料・入場料金等は徴収していない。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

協定書において、以下のとおり定められている。(一部追記・変更して転載)

- 第2条 甲(熊本県)は、条例第8条(指定管理者による管理)の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙(指定管理者)に行わせる
 - (1) 天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説
 - (2) その他ビジターセンターの設置の目的を達成するために必要な業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「熊本県天草ビジターセンター管理業務仕様書」に定めるとおりとする。
 - ※管理業務仕様書については、施設の概要、開館時間等の詳細が記されている。内容については省略。

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

なお、種類区分の施設、設備の損傷及び資料等の損傷における「軽微なもの、極めて小規模なもの」とは、ドア類の金具補修、電気機器類の消耗部品の交換等で、1件

につき3万円以内のものとしている。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

平成18年度以降の収入、費用、利用者数については以下のとおり。

(単位:千円・人)

項目\年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
指定管理料	3,690	3,690	3,690	3,320	3,320
運営費負担金※	963	881	402	1,067	1,105
収入合計	4,653	4,571	4,092	4,387	4,425
人件費	2,478	2,294	1,774	2,107	2,175
管理費	2,174	2,277	2,318	2,279	2,249
支出合計	4,653	4,571	4,092	4,387	4,425
収入一支出	0	0	0	0	0
利用者数	27,381	33,195	32,214	31,641	31,105

※運営費の不足分につき、指定管理者が補てんしている。

(コメント)

事業費は主に施設を利用して実施した観察会等のイベント実施費。運営経費の不足する部分については、NPO 法人が負担金を拠出してこれに充てている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

年度毎に管理運営評価票により指定管理者の実施事業に関する評価を行っているほか、 四半期ごとに事業報告書を指定管理者が作成し、県に対して報告を行っている。

県の所管部署は、不定期(概ね四半期に1度程度)にビジターセンターを視察し、運営状況のモニタリングや、設備の老朽化等がないかの確認を行っている。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

- 1. 公の施設としての必要性について(天草 VC・富岡 VC 共通)
 - 以下のような点を考えると、公の施設として存続させることは可能であると考える。
 - ①雲仙天草国立公園内に設置された自然博物展示施設であること
 - ②設置されている地域は自然公園法における第一種特別地域に指定されている場所であり、自然博物展示施設以外への改変・転用には制限が掛けられていること
 - ③ビジターセンターのみではなく、その周辺の景観の変更にも留意しなくてはならないこと(例:看板の設置、隣接する道路からの視認性を良くするための樹木の伐採)
 - ④展示内容はあくまでも天草地域の地質や生態系、文化等に関する紹介が主であり、 希少性の高い展示物の収集・展示が行われているわけではなく、大規模な企画展示 を実施する資金・施設面での余裕はないこと

- ⑤利用料の徴収ができないこと
- ⑥両施設とも年間3万人程度の来訪客があり、観光客へのPR の効果もそれなりに見込 まれること
- ⑦施設を廃止した場合、施設の撤去等に係る費用が膨大となること。

上記①~④の制約があることから、ビジターセンターで提供可能なサービスを充実させ ることで集客を行い、利用収入を得て経済的に運営する、という民間的な発想による運 営方法はとり難い。直近における選定に応募したのが両センターとも1団体だけであり、 いずれも非営利の団体であることを考えると、民間の能力の利用にも限界があると考え られる。

【意見】

公の施設としての存続についてはやむを得ないと考えられるが、施設の大規模な改修 や建替え等が行われる際には、その時点での利用状況等を考慮して、施設の維持継続を 見直す必要があると考える。

また、本施設において経済効率性を優先して指定管理者制度を導入することは、指定 管理者に対して負担を強いることになりかねない。このような施設で、指定管理者に対 して施設の運営を包括的に代行させるのは難しいため、指定管理者制度の導入の是非自 体を再検討するべきである。

2. 選定時の採点方法について (天草 VC・富岡 VC 共通)

環境生活部では、指定管理者の審査に際して、点数ではなく5段階評価で各審査項目 を評価し、それぞれに応じた倍率を、各項目の満点に乗じることで点数を設定する方式 が取られていた。これは指定管理者制度導入当初において、審査項目は明示されていた ものの、判断基準が難しいと考えられたことから、5段階評価で審査項目の評価を行い、 採点できるようにしたものであった。

なお、評価方法については数値を用いた段階評価を用いており、その評価基準は導入 当初と現在とでは以下のように変更されている。

 \Rightarrow

<導入当初(平成 17 年)の評価基準> <改正後(平成 20 年)の評価基準>

	評価	倍率	※増減
評価「高」	1	1.0	0.2
	2	0.8	0.3
	3	0.5	0.3
	4	0.2	0.2
評価「低」	5	0.0	-

	評価	倍率	※増減
評価「高」	5	1.0	0.2
	4	0.8	0.3
	3	0.5	0.3
	2	0.2	0.2
評価「低」	1	0.0	-

※1段階下の評価からの倍率の増加量

富岡 VC が設置された平成 17 年は、指定管理者制度も始まったばかりのころであり、 採点基準等の設定が難しかった点はあるものの、現状では以下のような問題点が考えら れる。

導入当初の評価方法と改正後の評価方法を比較すると、評価の段階に使用する数字の 順位が入れ替わっている(評価が良い順に「1→5」となっていたものを「5→1」に 変更している)ため、選定委員が採点を誤る可能性がある。

また、

- ・いずれについても、点数化する際の倍率の増減が、評価段階ごとに一定ではない
- 各評価段階に対応する点数以外で採点したくても不可能

といった点で、選定委員が自由に採点する権利を奪うことになりかねない。

【指摘事項】

指定管理者制度が浸透し、選定委員においても応募者からの提案内容を吟味し、それに 即して採点することは可能になったものと考えられる。他の部署では審査委員が直接採点 する事例もあることから、段階評価ではなく直接採点する方法に改めることを検討すべき である。

3. 休憩施設との一体の管理運用について



当施設の隣には、上天草市が所有している上天草市松島 展望休憩所が設置されている。

左の写真のうち、中央の通路を挟んで左手前側建物が休 憩所であり、右奥側の建物がビジターセンターである。両 施設は建物が隣接しているのみではなく、電気設備等につ いては共用となっており、共用施設の維持管理費の負担に 関する協定書も上天草市との間で結ばれている。

指定管理者の募集の際に応募者に対して配布される施

設概要書においても、両施設は一体的に管理されている旨が記載されており、指定管理者 も同一である。

【意見】

両施設が一体的に管理されているのであれば、別々に指定管理者の募集を行うのは効 率的ではない。

例えば、休憩所の施設を県が買い取り、もしくは休憩所を含めた施設管理全般を県が 受託する旨、上天草市と契約したのち、両施設をまとめて指定管理者を募集するといっ た方法が考えられる。

4. 展示品の管理について

天草 VC では、天草の自然や生態系を紹介するために多数の展示物(模型・写真等)を 展示しているが、監査日(平成23年10月)現在、これらの展示物を管理する一覧表が 作成されていなかった。

【指摘事項】

展示物の一覧がないため、リスク分担項目における「施設、設備の損傷」「資料等の損傷」の責任があいまいになる可能性がある。

富岡 VC の指定管理に関する協定書には、展示物の一覧が添付されているため、天草 VC においてもこれと同様に展示物の一覧を作成し、協定書締結の際にもこれを明示することで、指定管理者が管理すべき展示物の範囲を明示するべきである。

5. 展示品の備品としての管理について

展示品とされているものの中には、天草の自然を紹介するビデオの放映装置(液晶モニターや、ブルーレイディスク再生装置など)が含まれているが、これらは展示品として扱われており、県の作成する備品管理台帳には登録されていない。理由は、「工事で設置した設備について備品登録は不要」との担当部局の見解に基づき、備品として登録を行っていなかったためであった。

【指摘事項】

県の所有する資産の範囲を明示しないことで、上記4. 展示品の管理についてと同様に責任分担があいまいになる可能性があるとともに、資産流用のリスクも生じる。

展示物の中でも、映像放映に使用する装置など高額なもの、他の用途への流用が可能なものについては、県としても備品として適切な管理を行うべきである。

7. くまもと県民交流館



I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

I			
くまもと県民交流館			
熊本市手取本町 8-9			
テトリアくまもとビル 9 階及び 10 階			
環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課			
くまもと県民交流館条例第 12 条から第 15 条			
県民の社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活			
動、生涯学習活動その他の県民の自発的で主体的な活動の			
促進を図るとともに、県民の就業の支援及び本県の物産、			
観光等の振興を図るため、くまもと県民交流館を設置す			
る。			
平成14年4月1日開館			
平成 22 年 4 月 指定管理者制度導入			
【構造】			
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 3 階付 12 階建			
【面積】			
①全体面積 4,816.75 m²			
②9 階面積 2,607.90 ㎡			
③10 階面積 2,208.85 ㎡			
【主要施設】			
<9階>			
①会議室 1 205.62 ㎡、②会議室 2 100.73 ㎡、③会議室			
3 102.50 ㎡、④会議室4 101.94 ㎡、⑤会議室5 35.76			
㎡、⑥こども室 100.58 ㎡、⑦授乳室 11.7 ㎡、⑧パレアル			
ーム 185.74 ㎡、⑨情報ライブラリー219.83 ㎡、⑩女性総			

	合相談室 26.80 ㎡、⑪相談室 1 · 2 · 3 各 30 ㎡、⑫しご				
	と相談・支援センター83.99 ㎡、⑬総合受付カウンター				
	22.14 ㎡、⑭講師控室1. 2各21.6 ㎡、⑮館長室33.6 ㎡、				
	⑯事務室 171.78 ㎡				
	<10 階>				
	①パレアホール (大会議室) 558.16 ㎡、②会議室 6 63.32				
	㎡、③会議室7 112.83 ㎡、④会議室8 111.90 ㎡、⑤音				
	楽室 D39.39 ㎡、⑥音楽室 P99.64 ㎡、⑦多目的スタジオ				
	(練習室)51.00 ㎡、⑧和室 161.5 ㎡				
	開館時間:	午前9時~	午後 9 時		
営業期間・時間	休館日	毎月第2火	曜日(原則)		
		12月29日~	~1月3日		
指定管理者	特定非営利	活動法人エス	ヌピーオーくる	まもと・NPO 法人チ	
有足官理 有	ェンジライフ熊本 共同体				
指定管理者変更の有無	無				
	<利用者数>				
		会議室	パレアルーム	情報ライブラリー	
	平成18年度	340,009 人	19,980 人	18,468 人	
	平成19年度	339,740 人	20,193 人	20,340 人	
	平成20年度	322,470 人	15,507 人	20,182 人	
 施設の利用状況(5 年間)	平成21年度	316,754 人	13,391 人	15,083 人	
(利用者数、利用料収入等)	平成22年度	299,644 人	15,294 人	19,602 人	
(作)加有数、作助和特殊人等)	<利用料収入>				
	平成 18 年度 59,379 千円				
	平成 19 年度 54,868 千円				
	平成 20 年度 58,011 千円				
	平成 21 年度 54,016 千円				
	平成 21 年	上度 54,010	0 干円		

2. 指定管理者の概要

化ウ佐畑老のなが	特定非営利活動法人エヌピーオーくまもと・	
指定管理者の名称	NPO 法人チェンジライフ熊本 共同体	
	民間非営利団体	
法人等の分類	特定非営利活動法人エヌピーオーくまもと(代	
	表者)	
所在地	熊本市上通町 3 番 15 号ステラ上通りビル 4F	

設立年月日	平成13年6月1日
小士老(甲)の間はの七価)	代表理事 上土井章仁
代表者(県との関係の有無)	県との関係なし。
乳具 職員の 保知	理事 3 名(代表理事 1 名を除く)、臨時職員 11
役員、職員の状況 (県職員 OB、派遣の有無等)	名
	県職員 OB、県職員派遣なし。
	①情報ネットワーキングサポート
	②コンサルテーション・コーディネーション
主な事業内容	③調査・研究・政策提言
	④ マネジメントサポート
	⑤交流・研究事業
他の公の施設の指定管理業務の有無	無

指定管理者の名称	特定非営利活動法人エヌピーオーくまもと・	
11位日廷名の石桥	NPO 法人チェンジライフ熊本 共同体	
法人等の分類	民間非営利団体	
佐八寺の万類	NPO 法人チェンジライフ熊本(構成員)	
所在地	熊本市水前寺2丁目21番19号	
設立年月日	平成 18 年 3 月 28 日	
(中本本 (甲) の間核の左無)	理事長 緒方洋子	
代表者(県との関係の有無) 	代表者は県職員 OB である。	
役員、職員の状況	理事2名(理事長1名を除く)	
(県職員 OB、派遣の有無等)	県職員 OB、県職員派遣なし。	
	①キャリア支援講座	
	②子育て講座	
ナ れ車米内穴	③生涯学習講座	
主な事業内容	④その他	
	・キャリアカウンセリング	
	キャリア相談など	
他の公の施設の指定管理業務の有無	無	

3. 指定管理者の選定手続

(1) 申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件であり、一般的なものである。

(2) 指定管理者募集スケジュール

平成21年11月4日 募集要項の配布及び募集公告

平成21年11月9日~11月20日 質問事項の受付期間

平成21年11月17日 現地説明会の実施

平成 21 年 11 月 24 日~12 月 4 日 申請書の提出期間

(実施せず) 一次審査(参加資格の要件を満たしているか審査)

平成21年12月21日 選定委員会による第二次審査

平成22年3月11日 協定の締結

平成 22 年 3 月 11 日 指定管理者の指定

平成 22 年 3 月 26 日 告示

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	熊本県立大学教授(委員長)
外部	税理士
外部	NPO 法人理事長
外部	民間任意団体会長
内部	総務部次長
内部	男女参画・協働推進課長
内部	くまもと県民交流館長

②選定委員会の開催状況

日時:平成21年12月21日

午前8時45分より午後1時30分まで

議事録の保管なし。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	設置目的との適合性等	' 不
住民の平寺は利用の確保	事業内容の偏り等	適・否
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待	
施設の効用の最大限の発揮	される効果	35 点
	サービス向上を図るための具体的手法及び期待	

	される効果		
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能		
	性		
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	90 占	
音理性質の相例	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20 点	
管理を安定して行う人的・財 政的基礎	安全的な運営が可能となる人的能力		
	安全的な運営が可能となる経理的基盤	35 点	
以的基礎	類似施設等の運営実績		
設置目的を達成するために	大法院の間接団体しの演権	10 点	
必要な事業	交流館や関係団体との連携	10 点	
	合計	100 点	

(注) 管理経費の縮減の点数の採点方法の変更

施設の管理運営に係る経費の内容・・・・持ち点15

<点数の算定式>

【従来】

提案価格の得点= (1.0-(提案価格/基準価格)) ×提案価格に配分された得点(15)

【変更後】

提案価格の得点= (<u>最低提案価格</u>/<u>提案価格</u>) ×提案価格に配分された得点(15) 以上により、提案価格と基準価格との乖離が少ないと低い点数となる点を解消した。 しかし、結果として点数の底上げにはなったが、応募者間に得点差をつけることには ならなかった。

④審査結果

指定管理者に5団体が応募し、審査結果は次のとおりである。

	団体名	得点
管理者	特定非営利活動法人エヌピーオーく	551.8
	まもと・NPO 法人チェンジライフ熊	
	本 共同体	
2位	A団体	474.0
3位	B団体	457.1
4位	C団体	441.5
5 位	D団体	424.6

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

平成22年3月11日 指定管理者の指定及び協定書の締結

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

平成 22 年 4 月 1 日~平成 25 年 3 月 31 日 (3 年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

対象年度	委託料の金額	
平成 22 年度	金 21,000 千円(うち消費税及び地方消費税の額	1,000 千円)
平成 23 年度	金 21,000 千円(うち消費税及び地方消費税の額	1,000 千円)
平成 24 年度	金 21,000 千円(うち消費税及び地方消費税の額	1,000 千円)

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活動、生涯学習活動その他の県民 の自発的で主体的な活動のための施設及び設備を提供すること。
- ②社会貢献活動、男女共同参画社会の形成、就業及び生涯学習に関する研修を行うこと。(社会貢献活動に関するものに限る。)
- ③社会貢献活動に関する相談に応ずること。
- ④会議室等の使用の許可に関する業務。
- ⑤交流館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務。
- ⑥各号に掲げるもののほか、指定管理者が交流館の管理上必要と認める業務。

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

施設の管理運営状況は、指定管理者導入後も従前とほとんど変わらない。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

事業年度終了後、指定管理者が事業報告書を提出し、県は下記の点に関しモニタリング を実施している。

- ①協定に基づく各種報告書の点検
- ②実地調査
- ③苦情・事故等の対応
- ④管理運営状況の公表

利用者調査は、指定管理者は実施しているが、県独自では実施していない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 指定管理候補者選定委員会について

指定管理者候補選定委員会を平成 21 年 12 月 21 日 (午前 8 時 45 分より午後 1 時 30 分まで)に約 3 時間(食事休憩を除く)開催している。なお、選定委員会は 12 月 21 日に 1 回だけの開催である。

当日の時間割は、次のとおりである。

①開会 8時45分

挨拶

各委員紹介

委員長選出

公開・非公開の決定

審查要領説明

②プレゼンテーション 9時~11時35分(休憩5分を含む)

プレゼンテーションは5団体が行う。

○各団体のプレゼンテーション及び選考委員との質疑応答

1団体 プレゼンテーション 13分

質疑応答 12分

仮審査 5分

1 団体計 30 分 \times 5 団体 =150 分

(食事休憩) 11 時 35 分~12 時 30 分

③選定委員会 12 時 30 分~

意見交換 10分

選定委員採点 10分

審査結果集計 10分

審査結果報告

委員長挨拶

終了

【意見】

時間割では、各団体のプレゼンテーションが 13 分しか予定されていない。県が指定管理者に要求する事業の内容を考慮すると、応募者が事業計画の内容を 13 分で説明を行うのは不可能に近い。各団体の事業に対する考え方を理解するには、各団体のプレゼンテーショ

ンの時間を十分に予定すべきである。

また、5団体の応募があり、選定委員がプレゼンテーション及び事業計画書の内容を十分に理解するための時間を確保するために、選定委員会は複数回開催すべきである。

2. 募集のスケジュールについて

募集のスケジュールが、下記のように募集公告から申請書提出までの期間が短く、新た に応募を検討している団体にとって非常に厳しい。

平成21年11月4日 募集要項の配布及び募集公告

平成 21 年 11 月 9 日~11 月 20 日 質問事項の受付期間

平成21年11月17日 現地説明会の実施

平成 21 年 11 月 24 日~12 月 4 日 申請書の提出期間

また、現地説明会はくまもと県民交流館で1回2時間程度しか行われず、質問事項の受付はファックス又は電子メールで提出することになっている。これでは、新たに応募を検討している団体は、必要な情報が十分に入手できない。

【意見】

平成21年11月5日の募集要項の配布及び募集公告から平成21年12月4日の申請書の提出期限まで1ヶ月余りしかなく、申請を検討している団体にとっては期間的に短すぎる。

県は、募集公告から申請書提出までの期間を長くすると共に業務説明会や質問の受付に対して十分な時間を確保し、また必要とする情報が十分に得られるように配慮すべきである。

3. モニタリングについて

基準価格を積算した経費の積算額と平成 22 年度の実際に支出した経費額を比較すると、 人件費、光熱水費及び事務局費の乖離が大きかった。人件費、光熱水費等について、県の 積算額(基準価格算定の一部)と平成 22 年度事業報告書の支出の実績を比較すると、次の とおりである。

(単位:千円)

人件費、光熱水費及び事務局費の比較

)			(
科目	県の積算額(A)	平成 22 年度実績(B)	差額 ((A)-(B))
人件費	36,732	23,370	13,362
光熱水費	20,815	17,467	3,348
※事務局費	基準価格の積算では	11,312	一部は基準価格の積
	特に事務局費として	【内訳】	算で費用として計上
	の計上はない。	(消耗品費 2,470)	している。
		(通信運搬費 1,448)	【積算額に計上されている
		(運営管理費 2,400)	もの】
		(自主事業費 1,144)	(消耗品費等 1,000)

(印刷製本費	899)	(保険料	34)
(その他	2,949)	(役務費	409)
		(使用料等	288)
		(OS委託費	4,527)

以上のとおり、県の積算額が平成22年度実績より人件費が13,362千円、光熱水費が3,348 千円多い。また、参考までに事務局費について言及すれば、事務局費の一部は県の積算額 の中で計上していると思われるが、その多くは基準価格の積算額に含まれていない。

【意見】

上記経費科目については、県の積算額と実績額との乖離が大きすぎる。特に人件費については、積算額 36,732 千円に対し実績額 23,370 千円と 13,362 千円(約 36%)も下回っているにもかかわらず、要求されている業務に支障がでないのか疑問である。光熱水費については、電力会社との契約ワット数の変更の見直しが積算では考慮されていなかった。事務局費については、実績額の 11,312 千円はその一部しか基準価格の積算過程で予定されていない。

基準価格を算定する時の県の積算額と実績額との乖離が多額な支出は、モニタリングを通じて適切に施設運営が行われているか、もしくは基準価格の積算額は適切だったのか検証すべきである。また、必要があれば委託料額の変更も検討すべきである。

4. 選定委員の採点について

採点結果を見ると、ある選定委員は、他の 6 名の選定委員よりも全般的にすべての応募者に対して高得点を付けている。またある選定委員は、他の 6 名の選定委員は最下位の評価をした D 団体が最高得点となっている。また、D 団体の得点は、最高得点の選定委員は83.8 点で最低得点の選定委員は49.8 点と委員によって評価差が大きいなど、応募者の採点に関して、選定委員の個人差はあるにしても採点の基準が統一されていない。

【意見】

外部選定委員については、くまもと県民交流館の管理運営に精通しているわけではなく、 選定委員会の開催時間内の短い時間で説明を受けすぐに採点するのは非常に難しいである うと推察できる。そこで、応募者の公平性を確保するために、選定委員に対し今まで以上 に時間をかけて具体的な採点基準についての説明を行い、採点基準の統一を図る必要があ ると思われる。

また、採点の結果、選定委員の採点にバラツキが生じている場合には、選定委員間での十分な意見の調整が必要である。

5. 一次審査について

応募者が、次の申請資格の要件を満たす法人その他の団体であるかについて、一次審査を行うことになっているが実施されていない。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②県内に事業所を有すること。
- ③熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく 排除措置を受けていないこと。
- ④労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑤県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑥会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手 形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態 が著しく不健全である者でないこと。
- ⑦賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

【意見】

上記資格要件は、指定管理者として公募するための最低要件を規定している。よって、 一次審査は実施すべきである。

8. 熊本県野外劇場



- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

熊本県野外劇場の概要

Mit 21 / 42 1 / 32 / 42 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32 / 1/32			
施設の名称	熊本県野外劇場アスペクタ		
所在地	阿蘇郡南阿蘇村久石 4411-9		
所管課	商工観光労働部観光課		
設置条例	熊本県野外劇場条例		
設置目的	雄大な自然の中で、音楽・演劇・舞踊等のための施設の提供を		
	とおして県民の文化の振興を図る。		
施設の沿革	昭和62年設置 (財)グリーンピア南阿蘇により運営		
	平成 15 年 10 月 運営停止		
	平成 16 年 4 月 県直営で運営再開		
	平成 19 年 4 月 指定管理者制度導入		
施設内容・規模	敷地面積 39,620.06 m (南阿蘇村から借地)		
	建物面積 2,122.42 ㎡ (ステージ、音楽練習等他)		
	延床面積 3,067.10 ㎡		
営業期間・時間	水曜定休日 9時~22時		

指定管理者	アスペクタ管理運営共同企業体		
施設の利用状況 (5年間)	年 度	野外ステージ利用件数	
	平成 18 年度	8件	
	平成 19 年度	9件	
	平成 20 年度	13件	
	平成 21 年度	17件	
	平成 22 年度	21 件	
指定管理者の変更の有無	有 平成 19 年度~21 年度	NPO法人文化施設支援機構	
	平成 22 年度~24 年度	アスペクタ管理運営共同企業体	

2. 指定管理者の概要

指定管理者が変更になっているため、平成 21 年度において指定管理者に選定されたアスペクタ管理運営企業共同体について記載する。

指定管理者	アスペクタ管理運営共同企業体
分類	共同企業体
所在地	熊本市下硯川町 1265 番地
設立年月日	平成 21 年 11 月 30 日
代表者 (県との関係の有無)	(有)アワーハウス代表取締役高辻満男
	(県との関係はない)
役員、職員の状況	構成員 1個人、3法人
(県職員 OB、派遣の有無等)	(県職員 OB、派遣はない)
主な事業内容	熊本県野外劇場アスペクタの管理運営業務
他の公の施設の指定管理業務の有無	無

3. 指定管理者の選定手続

(1) 申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集 (9 頁参照) に示された要件であり、一般的なものである。

(2) 指定管理者募集スケジュール

①募集要項配布開始 平成 21 年 11 月 13 日

②質問事項の受付 平成 21 年 11 月 13 日~平成 21 年 11 月 19 日

③現地説明会 平成 21 年 11 月 20 日

④申請書提出期間 平成 21 年 11 月 30 日 \sim 平成 21 年 12 月 4 日

(3)審査の方法

92

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	公認会計士
外部	南阿蘇村村長
外部	有識者
外部	有識者
内部	商工観光労働部次長
内部	商工観光労働部観光経済交流局長
内部	商工観光労働部観光交流国際課長

②選定委員会の開催状況

平成 21 年 12 月 22 日開催

③審査基準と配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

項目	小項目	配点
住民の平等な利用の確保	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	適・否
	住民の施設の平等な利用の確保	迴 • 台
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待され	
	る効果	
施設の効用の最大限の発揮	サービス向上を図るための具体的手法及び期待され	40 点
	る効果	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	or E
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	25 点
管理を安定して行う人的、財	安定的な運営が可能となる人的能力	
産的基礎	安定的な運営が可能となる経理的基盤	35 点
	類似施設等の運営実績	
	슴 計	100 点

④審査結果

団体名	得点
指定管理者:アスペクタ管理運営共同企業体	414.0 点
次 点:A団体	389.7 点

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結平成21年3月3日県議会議決平成21年3月18日協定書の締結平成21年3月18日指定の告示

5. 指定管理の内容

- (1) 指定期間
 - ①平成19年4月1日~平成22年3月31日(3年間)
 - ②平成22年4月1日~平成25年3月31日(3年間)
- (2) 指定管理料

平成 19 年度~平成 21 年度 平成 19 年度 20,000 千円

平成 20 年度 19,800 千円

平成 21 年度 19,600 千円

平成 22 年度~平成 24 年度 各年度 18,000 千円

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①音楽、演劇、舞踊等のための施設の提供及び使用許可に関する業務
- ②県民の文化の振興を図ることを目的としたイベントの開催に関する業務
- ③野外劇場の運営に関する業務
- ④野外劇場の施設等の維持管理及び修繕業務
- ⑤その他野外劇場の管理運営上必要と認める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項に おいて示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・準 則例示集(11頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

ステージイベントはカントリーゴールド以外、ほとんどが数十名程度の利用にとどまっている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

事業報告は適切に行われている。ただし、業務報告書の利用状況が件数の報告にとどまっており、利用人数も報告することが望ましい。

モニタリングは適切に行われている。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 公の施設としての必要性について

平成 18 年度からの野外ステージの利用状況は年々増加傾向にはあるが、平成 22 年度は 21 件にとどまっており、ステージイベントはカントリーゴールド以外、ほとんどが数十名 程度の利用にとどまっている。

【意見】

現状での利用状況であれば公費を使って維持すべきか疑問であり、施設としてのあり方 や運営方法の検討が不可欠である。

2. 指定管理者制度の有効性について

【意見】

指定管理者制度になって利用件数は少しずつ回復しているが、小規模の団体による定期的な催し等によるものであり、県外での誘致活動等を積極的に行うべきである。現状では 指定管理者制度が有効に機能しているか疑問である。

9. 熊本産業展示場 (グランメッセ熊本)

I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

グランメッセ熊本は、人、物、技 術などを効果的に集め交流する場 として建設し、製造業、流通関連産 業、サービス業等の活性化を図るこ とを目的として、常設の産業展示場 として建設された。

同施設の開館は平成 10 年 3 月で ある。



グランメッセ熊本の概要

	クノマ			
施設の名称	熊本産業展示場(グランメッセ熊本)			
所在地	熊本県上益城郡益城町福富 1010			
所管課	くまもとブランド推進課			
設置条例	熊本産業展示場条例			
設置目的	本県の産業の振興及び県民の文化の向上			
	平成 10 年 3 月 供用開始。			
施設の沿革	平成 18 年 4 月 指定管理制度を導入。利用料金制により			
	運営。			
	敷地面積 122,751 ㎡			
施設内容・規模	建築面積 15,825 ㎡			
/地取り合・/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	展示場面積 2,000 ㎡× 4、			
	駐車場 2,200 台 (無料)			
建設費	約 96 億円			
	無休			
営業期間・時間	(知事が特に必要があると認めるときは休館日を定める)			
	開館時間(午前9時から午後9時まで)			
指定管理者	熊本産業文化振興 株式会社			
	変更なし(平成 17 年度及び平成 22 年度に指定)			
指定管理者変更の有無	なお、指定管理者導入前の管理委託先は(財)グランメッ			
	セ熊本であった。			
施設の利用状況(5年間)	下書も会昭			
(利用者数、利用料収入等)	下表を参照			

全体

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
催事件数	716 件	758 件	730 件	720 件	712 件
来場者数	1,020,259 人	898,307 人	1,123,178 人	812,528 人	1,062,824 人
収入額	412,874 千円	447,861 千円	453,196 千円	374,438 千円	436,322 千円

展示ホール

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
催事件数	98 件	98 件	109 件	96 件	108件
面積ベース 稼動率	45.2%	44.5%	50.6%	38.8%	45.5%
日数ベース 稼動率	67.7%	69.2%	70.5%	63.2%	68.8%
来場者数	888,798 人	774,655 人	1,012,711 人	706,178 人	937,441 人

コンベンションホール・会議室

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
催事件数	558 件	603 件	568 件	568 件	549 件
来場者数	101,406 人	94,402 人	90,107 人	87,270 人	76,603 人

屋外展示場·朝市

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
催事件数	60 件	57 件	53 件	56 件	55 件
来場者数	30,055 人	29,250 人	20,360 人	19,080 人	48,780 人

2. 指定管理者の概要

「グランメッセ熊本 指定管理者 熊本産業文化振興株式会社」は、公の施設であることを念頭において、熊本県の産業と経済の振興、公共福祉の充実、文化・学術水準の向上を通じ、地域の繁栄・活性化に寄与することを目的に、熊本産業展示場(グランメッセ熊本)の公平・公正・中立な運営を行うために設立された。

また、出資者である地元メディア各社の支援の下、附帯施設の利便性向上に努め、かつその魅力をアピールすることで、利用者の増加を図り、施設の公共的存在意義を向上させることを目標としている。

指定管理者の名称	熊本産業文化振興 株式会社
法人等の分類	民間事業者
所在地	本社:熊本市山崎町30番地 熊本放送内
別任地	事務所:上益城郡益城町福富 1010
設立年月日	平成 17 年 10 月 11 日
代表者(県との関係の有無)	代表取締役 梶原一生(県との関係なし)
役員、職員の状況	職員 10 名
(県職員 OB、派遣の有無等)	(男8名、女2名、平成21年7月1日現在)
(州東 OB、州道の有無寺)	(県職員 OB 1名)
	1. 見本市、展示会、会議、大会、イベント
	等の企画、誘致、開催及び協力
	2. 産業情報の収集及び提供
主な事業内容	3. 公的施設の管理運営業務
土な事未り合	4. 飲食店の経営
	5. 旅行の斡旋に関する業務
	6. 広告代理業
	7. 前各号に附帯する一切の業務
他の公の施設の指定管理業務の有無	該当事項なし

(沿革)

昭和58年度 熊本県において、展示場建設構想が持ち上がる。

昭和 61 年度 熊本県「国際産業展示場建設基本構想(展示場、会議場等のコンベンションセンター)」を策定し、発表する。

平成 3 年度 用地買収に着手する。

平成 4 年度 熊本県の計画において、基本戦略プロジェクト「広域の流通基盤強化」に 位置づける。

平成 6 年度 展示場建設に係る「基本計画」の策定を発表し、計画に着手する。

平成7年度 用地買収が完了し、工事に着手する。

平成 8 年度 「財団法人グランメッセ熊本」を設立し、管理運営は「財団法人グランメ ッセ熊本」に委託できる等の「熊本産業展示場条例」を公布する。

平成 9 年度 工事が完了する。

当初は熊本県の出資団体である(財)グランメッセ熊本が管理を受託していたが、平成 18 年度の指定管理者制度が導入されるに当たって、熊本産業文化振興(株)が指定管理 者に選定されている。最初の指定管理者の入札には 5 社がエントリーしており、同社は 同種施設も含めて全く指定管理実績がなかったものの、指定管理者に選定されている。

なお、平成23年度の指定管理者の契約更改においては、同社を含む2社が参加してい

る。もう1社は熊本県内外の企業で組織された「グランメッセ熊本グループ共同事業体」 が参加しているが、選定の結果、今回も熊本産業文化振興(株)が指定管理者に選定され ている。

3. 指定管理者の選定手続

(1) 申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件であり、熊本 県内に事業所を有していること以外は特別な要件は課されていない。

(2) 指定管理者募集スケジュール

①質問受付:平成22年11月5日~12月3日

②説明会: 平成22年11月15日

③申請書提出期間:平成22年11月29日~12月3日

④選定委員会開催:要項では平成22年12月開催予定(平成22年12月20日)

⑤指定管理者議決:平成23年2月24日(県議会議決)

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職	備考
外部 (委員長)	熊本経済同友会代表幹事	経済界代表
外部	公認会計士	財務専門家
外部	熊本県工業連合会副会長	産業界代表
外部	民間企業 顧問	利用者代表
内部	商工観光労働部長	
内部	観光経済交流局長	
内部	くまもとブランド推進課長	

選定委員の候補者は十数名あげられており、このうちから適任者を選定している。

②選定委員会の開催状況

平成 22 年 12 月 20 日

特に委員を集めての事前説明会等は開催していない。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点
分見の更然も利用の物 児	設置目的及び県が示した管理の方針	· 適•否
住民の平等な利用の確保 	住民の施設の平等な利用の確保	週•台
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待さ	
	れる効果	
施設利用の最大限の発揮	サービス向上を図るための具体的手法及び期待さ	35 点
	れる効果	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
	将来の施設の維持管理を目的とした県への納付額	OF 占
管理経費の縮減 	収支計画の内容等	25 点
英四な史京して行る人的。財	安定的な運営が可能となる人的能力	
管理を安定して行う人的・財政的基準	安定的な運営が可能となる経理的基盤	35 点
政的基礎	類似施設の運営実績	
県内産業振興への貢献	県内産業の振興への貢献	5点
	合計	100 点

採点表は他の施設と異なっており、 $0\sim4$ の 5 段階評価となっており、一番悪い評価の場合はゼロ点も有りうる。熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針・準則例示集においては、上記選定項目に対する配点は例示してあるものの、各審査項目に対する配点までは記載していないことから、施設ごとで採点表の運用が異なっている。審査項目まで配点をしているところについては、 $1\sim5$ の 5 段階で配点しているところが多いが、 $0\sim4$ の 5 段階評価をしている施設は稀であった。

④審査結果

団体名	得点
指定管理者:熊本産業文化振興(株)	458.00 点
次 点:A団体	441.69 点

※評価係数に 0.5 の少数点以下が存在していることから、得点も少数点以下が発生する。

点差は僅差で評価は拮抗しており、各選定委員の採点は以下のとおりであった。

	A	В	C	D	E	F	G
指定管理者	74.00	51.50	65.25	67.75	57.75	70.25	71.50
次 点	80.42	51.67	65.42	86.67	49.17	54.17	54.17

上記のように、選定委員ごとの評価を見ると、B 委員と C 委員の評価は拮抗している

が、 \mathbf{D} 委員、 \mathbf{F} 委員及び \mathbf{G} 委員は評価が大きく分かれており、また、内部委員は指定管理者を評価し、外部委員は次点団体を評価しているなど、内部委員と外部委員の評価が分かれる結果となっている。

さらに、外部委員が指定管理者について高く評価していない項目についても、内部委員は高く評価しており、同じ項目間においても評価が分かれる結果となっている。

なお、利用者代表の外部委員は、指定管理者の事業計画部分を低く評価していた。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

指定日:平成23年3月29日

協定書締結日:平成23年3月14日

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

- ①平成 18 年 4 月 1 日~平成 23 年 3 月 31 日 (5 年間)
- ②平成23年4月1日~平成28年3月31日(5年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

利用料金制度が導入されている。

なお、指定管理者は毎期納付金を県に対して納める必要がある。これは、グランメッセの大規模改修が必要になった際の財源とするためである。平成 22 年度までが 35,900 千円、平成 23 年度からが 40,000 千円となっている。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①見本市、展示会及び会議のための施設及び設備(以下「施設等」という。) の提供及び 施設等の使用許可業務
- ②産業振興及び県民の文化の向上を図ることを目的とした催事の開催等に関する業務
- ③産業展示場の運営に関する業務
- ④産業展示場の施設等の維持管理及び修繕業務
- ⑤その他指定管理者が産業展示場の管理運営上必要と認める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

種類	内容		負 担 者		
性 規	ri 在	県	指定管理者		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		0		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		0		

			1
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	は地域との協調		0
不り用名。マックメリル	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用 者等からの反対、訴訟、要望への対応		0
	上記以外	0	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	0	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		0
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	0	
	一般的な税制変更		0
政治、行政的理由による 事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	0	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、 争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責 めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現 象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	Δ	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	0	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		0
資金調達	経費の支払い遅延(県→指定管理者)によって生じ た事由	0	
	経費の支払い遅延(指定管理者→業者)によって生 じた事由		0
施設・設備の損傷	建築物の損傷で経年劣化によるもの(小規模なもの (注))		0
	"(上記以外)	Δ	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(小規模なもの(注))		0
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定でき ないもの(上記以外)	Δ	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		0
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定でき ないもの(小規模なもの(注))		0
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	Δ	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害 を与えた場合		0
	上記以外の理由により損害を与えた場合	0	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		0

事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途	
	における業務を廃止した場合における事業者の撤	\bigcirc
	収費用	

- (注1)「小規模なもの」とは施設・設備の損傷、資料等のうち100万円未満のもの。
- (注2) △は別途、県との協議を必要とする。

リスク負担については、運用指針にあるリスク負担表のうち、県との協議により負担関係を決定する事項については「△」を記載している。

修繕については、100万円以上大規模修繕については県側で負担しているが、その他については利用料金の範疇で受託者側の負担で行っている。また、県は大規模修繕の財源確保のために、毎期40,000千円前後の負担金を納めてもらっており、納付金を県有施設整備基金において積み立てている。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況 熊本産業文化振興(株)の決算内容は以下のようになっている。

(単位:千円)

	平成 18 年 4 月~平成 23 年 3 月				
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
売上高	412, 874	447, 861	453, 196	374, 438	436, 322
営業利益	5, 993	△47, 150	28, 105	△34, 281	7, 621
当期純利益	1, 406	△45, 603	27, 946	△33, 165	7, 353
入場者数	1,020,259 人	898, 307 人	1, 123, 178 人	812,528 人	1,062,824 人
総資産	28, 904	72, 882	70, 351	70, 337	67, 922
純資産	28, 536	29, 942	14, 339	9, 120	16, 474

- ※1 平成 19 年度の赤字については、上海雑技団の公演が不調であったことが大きく影響 している。
- ※2 平成 21 年度の赤字については、新型インフルエンザの流行による来場者の減少・イベントの中止、リーマンショックによる景気悪化からイベントの開催数が減少したこと等による。
- ※3 グランメッセ熊本は利用料金制度を導入している。また、同社は指定管理料収入以外の収入が存在しないことから、施設としての収入額が同社の売上高と一致している。
- ※4 平成 18 年 3 月に第三者割当増資により 400 株、平成 20 年 3 月に 600 株の増資をしている。
- 7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況 月次及び年度末報告書の調査は適切に実施されている。

しかし、年に一度要求される実地調査、及び必要に応じて実施される随時調査については、平成20年度、21年度は実施されているものの、平成22年度は実施されておらず、モニタリングが十分ではないと考える。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 当初の指定管理者の選定結果について

指定管理者制度導入以前は(財)グランメッセ熊本が管理を受託していた。平成17年度の指定管理者制度導入の際には、(財)グランメッセ熊本も指定管理者に応募しているが、選定の結果、熊本産業文化振興(株)が指定管理者となっている。その後(財)グランメッセ熊本は解散したが、財団の職員は熊本産業文化振興(株)で採用となっている。

【指摘事項】

平成 17 年度の申請書類を確認したが、「人員については(財)グランメッセ熊本の人員を雇用する予定」との記載があり、申請時点では人員の確保ができていなかったことが推測される。にもかかわらず、人的能力の項目については(財)グランメッセ熊本と熊本産業文化振興(株)は他の応募者に比して高い評価を受けている。

文化企画事業等を実施することが指定管理者の業務として求められていることから、このような専門性を必要とする事業については応募段階でノウハウをもった人員を確保できていることが望ましいが、少なくとも指定管理業務開始前までには人員確保されていることが前提で応募すべきである。人員体制についても評価項目に入っていることからも、応募時点で具備していない場合には、協定締結時に人員体制を確認する等の検討が不可欠である。

今後参加資格で明確に規定して、人員体制を具備していない事業者が指定管理者とならないように防御策を講じる必要がある。

2. 選定過程の透明性について

平成 22 年度の選定委員会において、外部委員は全員次点の応募者の方を高く評価している一方、内部委員は全て指定管理者となった熊本産業文化振興(株)を高く評価している。 結果的に内部委員の評価結果は指定管理者が次点を大きく上回る点数を付けていることから、熊本産業文化振興(株)が指定管理者に選定されている。

【指摘事項】

外部委員が指定管理者について高く評価していない項目についても、内部委員は高く評価しているが、どうしてこのように評価結果が分かれたか、判断根拠がわかる記録は残されていなかった。。

今後、評価過程、判断根拠等の記録を残し、選定過程の透明化を強化する必要があると

考える。

3. 助成金交付事業について

熊本産業文化振興(株)は、「指定管理者熊本産業文化振興(株)イベント支援助成金等交付要項」に基づいて、下記のような条件に該当する事業に対して事業経費の2分の1を助成している。

<指定管理者熊本産業文化振興(株)イベント支援助成金等交付要項>

第2条 代表取締役は、展示場の設置目的を踏まえ、次に掲げる助成金等の交付の対象となる事業(以下「助成金等対象事業」という。)のうち、本県の産業振興等への貢献が期待され、公益性が高いものに対し助成又は負担する。

- (1) 地域経済の活性化に資するもの
- (2) 地域企業の技術振興に資するもの
- (3) 地域企業の輸出入の促進に資するもの
- (4) 地域振興に資するもの
- (5) 教育、科学技術の振興に資するもの
- (6) 地域文化芸術の振興に資するもの

平成21年度で実施されている助成事業は以下のとおりである。

展示会名	開催日	主催者	助成金額
青少年のための科学の祭 典 熊本大会 2009	平成 21 年 8 月 22 日 ~23 日	同大会実行委員会	1,200 千円
子育ですくすくこども博	平成 21 年 9 月 19 日 ~20 日	テレビ熊本(株)	500 千円
くまもと県民木材ふれあ いまつり	平成 21 年 9 月 19 日 ~20 日	くまもと県民木材ふれ あいまつり実行委員会	200 千円
第 4 回 東経ビジネスフェア 2009 "住まいと環境展"	平成 21 年 10 月 17 日 ~18 日	東京経済(株)	200 千円
第 14 回くまもと物産フェア	平成 21 年 10 月 30 日 ~11 月 1 日	くまもと物産フェア実 行委員会	1,500 千円
キルトフェスティバル in 熊本 2009	平成 21 年 11 月 19 日 ~21 日	(株)テレビ熊本	800 千円
RKK Winter Grove 2009	平成 21 年 12 月 20 日	熊本放送 (株)	1,000 千円

上記のうち、RKK Winter Grove については、熊本産業文化振興(株)の親会社である(株)熊本放送が主催しているコンサートである。当該イベントはコンサートであり、 入場料も 5,000 円程度徴収している。

【意見】

助成金制度自体は指定管理者が実施している事業であり、熊本県が委託している事業ではないが、最低交付金額の算定基礎において支出項目として考慮されている以上、間接的

には納付金の算定に影響している。

グランメッセとしての目的に合致する助成金であれば問題ないが、目的に合致しないイベントに対する助成は、最低納付金額の算定においては支出として認めるべきではなく、 県に対する納付金を引き上げる必要があると考える。

4. 提案書における類似施設の管理実績の記載について

同社はグランメッセ以外の施設管理実績がないことから、協力会社(再委託先)の管理 実績を提案書に記載している。

【指摘事項】

これは同社の実績とはみなせない。共同事業体であればこのような記載も問題ないと考えるが、再委託先の実績を記載することは問題があると考える。

5. 納付額の最低価格の算定方法の妥当性について

当初は財団との間で施設管理に関する委託契約を結んでおり、委託料 17,469 千円を支払っている。しかし、使用料収入は財団が得ることから、上記委託額と同額を寄付金として熊本県に納付している。その後指定管理者制度が導入となり、初年度の納付金は 5,000 千円としていたが、その後 35,900 千円に増額となっている。

平成22年度の指定管理者の募集においては、最低納付額を以下の方法で算定している。

年度	収入	支出	収支差額	コメント
平成 18 年度	412,935 千円	411,529 千円	1,406 千円	
平成 19 年度	449,747 千円	495,350 千円	△45,603 千円	
平成 20 年度	453,375 千円	425,428 千円	27,946 千円	
平成 21 年度	375,897 千円	409,062 千円	△33,165 千円	
平成 22 年度			97 04C 4 III	平成 20 年度同額程
平成 22 平度	_	_	27,946 千円	度発生すると仮定
5年間の損益合計		△21,468 千円		
5年間の平均損益			△4,293 千円	

35,900 千円(前指定期間での納付額) -4,293 千円 =31,606 千円 平成 22 年度は仮定の金額であるため、リスク回避のため 5%減額する。

31,606 千円 × 95/100 = 30,025 千円

⇒ 端数を切り捨て、納付金最低基準額は 30,000 千円とする。

【意見】

上記の算定方法は、まず「いくら出せるか」という視点で検討が加えられている。たし

かに指定管理者が安定的に事業を継続できるようにするためには、無理のない範囲で負担 金を納めてもらう必要があるが、そもそも熊本県としてはいくら納付金が必要であるかと いう視点が欠けている。

また、財務分析については損益計算書の中身を検討しているが、ヒアリング等による詳細な検証はなされていない。

さらに、5%の変動リスクについては、過去の実績等から決定されたものではなく、特に合理的な根拠はない。

当該納付金制度は将来の施設の大規模改修等の発生に備え、毎期の収入の中から一部を 積み立てておくことに趣旨がある。とすれば、まず将来の改修計画に基づいて本来各年度 でいくら積み立てておくことが望ましいのか検討する必要がある。そのうえで、いくらな ら指定管理者も負担できるのかという視点で検討がなされることが妥当である。

6. 指定管理者の財務状況について

指定管理者の審査基準の中に「団体の財務状況は健全か」という項目が存在しているが、 熊本産業文化振興 (株)の純資産額は 16,474 千円であり、潤沢とは言い難い。過去におい ては、単年度で $\triangle 33,165$ 千円 (平成 21 年度)、 $\triangle 45,603$ 千円 (平成 19 年度) といった赤 字を計上している年度もあり、債務超過の危険も否定できない。

【意見】

債務超過となったとしてもすぐに倒産するわけではないが、安定的な会社の運営は困難 になると考える。

熊本県としては、債務超過になっても業務遂行がすぐ困難になるわけではないことから、納付金を納められるか否かで契約を解除すべきかどうかを判断すべきと考えているとのことである。しかし、重要なのは県民に対して安定的にサービスを提供できる体制を整えているかであり、指定管理者の選定の際には慎重に検討すべきである。

また、契約期間の途中において債務超過に陥った場合、どのように熊本県として対応するか、方針を検討しておく必要があると考える。

10. 観光物産交流スクエア (通称「かたらんね」)



- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

観光物産交流スクエア「かたらんね」の概要

歩乳の女 粉	くまもと県民交流館のうち物産等振興施設 (観光物産交流
施設の名称	スクエア 通称「かたらんね」)
所在地	熊本市手取本町 8-2 テトリアくまもとビル 1F
所管課	商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課
設置条例	くまもと県民交流館条例
設置目的	熊本県の物産、観光等の振興
施設の沿革	平成 14 年 4 月 開館
他政り行事	平成 17 年 4 月 指定管理者制度導入
施設内容・規模	面積 206.61 ㎡ うち展示スペース面積 150.00 ㎡
営業期間・時間	年末年始(12月29日~1月3日)を除く毎日
百未 为 问 可问	午前 10 時から午後 8 時まで

指定管理者	社団法人	熊本県物産	全振興協会			
北字竺四老亦更の左毎	変更なし	(平成 16	年度、平原	成 19 年度	及び平成 2	22 年度に
指定管理者変更の有無	指定)					
	年度	H18年	H19年	H20 年	H21 年	H22 年
	稼働率	64%	69%	70%	61%	53%
	利用料収	13,768	14,880	15,137	13,122	11,393
施設の利用状況(5年間)	入(千円)					
(利用者数、利用料収入等)	利用団体	42 団体	44 団体	39 団体	43 団体	40 団体
	数	42 四件	44 四件	99 四件	45 凹冲	40 四平
	入場者数	011	010	010	170	171
	(千人)	211	212	210	179	171

※稼働率は1日当たり利用料金×365日を分母とし、各年度の利用料収入を分子とする比率により算定している。

※利用団体数は小間(区分)利用者の実数である

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	社団法人熊本県物産振興協会
法人等の分類	特例民法法人
所在地	熊本市桜町 3-1
設立年月日	平成5年4月1日
代表者(県との関係の有無)	会長 杉 武男 (県との関係なし)
役員、職員の状況 (県職員 OB、派遣の有無等)	役員数 31名うち県職員1名(観光経済交 流局長)県OB1名(専務理事) 職員数 31名うち県派遣職員3名
主な事業内容	県産品の宣伝及び紹介に関する事業 他
他の公の施設の指定管理業務の有無	なし ただし、類似の施設として桜町の観光物産館 の管理受託を行っている

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集 (9 頁参照) に示された要件であり、一般 的なものである。

(2) 指定管理者募集スケジュール

平成22年11月5日 指定管理者募集要項の配布開始

平成 22 年 12 月 3 日 指定管理者の指定申請受付締め切り

平成 22 年 12 月 16 日 選定委員会開催

平成 23 年 1 月 12 日 指定管理者に選定通知

平成23年3月3日 指定管理者の議会議決

平成 23 年 3 月 14 日 協定書締結

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

平成 19 年度実施分

区分	役職
外部	熊本県立大学教授
外部	公認会計士
外部	会社社長
外部	熊本消費者協会長
内部	商工観光労働部長
内部	商工観光労働部次長
内部	商工観光労働部観光物産総室長

選定委員のうち、商工観光労働部長は応募団体(選定団体)の役員に就任しており、選定委員会の公平性及び透明性を確保するには不適切であった。

平成 22 年度実施分

区分	役職
外部	熊本学園大学商学部教授
外部	公認会計士
外部	脚地域流通経済研究所常務理事
外部	NPO法人熊本消費者協会副会長
内部	商工観光労働部長
内部	商工観光労働部政策審議監
内部	くまもとブランド推進課長

応募団体の理事に就任しているのは観光経済交流局長であり、選定委員の中には含まれていない。

②選定委員会の開催状況 平成 19 年 12 月 19 日 平成 22 年 12 月 16 日

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点	
ないではな利用の体 児	設置目的との適合性等	適・否	
住民の平等な利用の確保	事業内容の偏り等		
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待	1 8 占	
	される効果	15 点	
	サービス向上を図るための具体的手法及び期待	15 点	
施設利用の最大限の発揮	される効果		
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能	10 点	
	性	10	
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	※5 点	
自 生性負 V/相例	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20 点	
	安定的な運営が可能となる人的能力	13 点	
管理を安定して行う人的・財政的基礎	安定的な運営が可能となる経理的基盤	12 点	
	類似施設等の運営実績	10 点	
	合計	100 点	

※得点= (1-経費の見積価格/24,578 千円) ×5 で算定されている。24,578 千円は稼働率 100%であった場合の利用料収入見込みである。

評価は5段階評価によっているが、配点を換算する方式ではなく、5段階それぞれに予め一定の幅を持たせた評点が与えられており、採点に当たってはその幅の中で評価点数を直接記入する方式をとっている。

④審査結果

平成 19 年 12 月 19 日開催分

団体名	得点
指定管理者:社団法人熊本県物産振興協会	508.4 点
次 点:A団体	427.2 点

内部委員と外部委員の採点平均点を対比すると以下のとおりとなる。

	熊本県物産振興協会	次点者
内部委員平均	63.9 点	50.9 点
外部委員平均	79.2 点	68.6 点

総じて内部委員のほうが外部委員より評点が低めである。選定者と次点者ではいずれも 10 点以上の差がついており、内部委員と外部委員とで有意に差があるとは認められない。 外部委員中には総得点で次点者のほうが選定者を上回っている評点を付けているものがあったが、双方とも評点が低かったため、大勢に影響はなかった。

次点企業の提案に対しては、高めの料金設定と、ある程度高い稼働率を維持できないと ビジネスとして継続できないのではないかという懸念が選定委員から表明されている。

平成22年12月16日開催の選定委員会での審査対象企業は1社のみであった。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(指定管理者の指定日)

平成 20 年 3 月 18 日

平成 23 年 3 月 3 日

(協定書の締結と相手先)

平成23年3月14日 创熊本県物産振興協会

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

- ①平成17年4月1日~平成20年3月31日(3年間)
- ②平成20年4月1日~平成23年3月31日(3年間)
- ③平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間) 3回目の指定期間から2年となっている。

(2) 指定管理料、利用料金等

当施設はいわゆる利用料金制をとっており、県から指定管理者に支払う管理料はない。 利用料金は条例で定められており、条例の規定では平日1日当たり58,800円、土日祝日 1日当たり88,200円と定められている。貸し出しの期間は1日単位から3ヶ月を上限として貸し出すこととされている。

しかし、現状では施設を丸ごと賃借する利用者がいないため、現在はフロアを 40 の小間

に区分し、1小間1日当たり平日1,470円、土日祝日2,205円の利用料を徴収している。 協定書では、このような「区分貸し」は全面使用が見込めない場合に可能であるとされている。

- (3) 指定管理者が行う業務の内容等
- ①施設の提供を行う業務

当施設は本県の物産、観光等振興のための情報発信施設であるため、以下のような施設の提供を行う。

- (i) 物産の振興に関するもの
 - (例) 県内物産の旬の時期のPR活動 県内物産館等による出前物産館 県産品の新商品展示、即売会
- (ii) 観光の振興に関するもの
 - (例) 県内各施設におけるイベント等の情報提供
- ②施設の使用許可に関する業務
 - (i) 施設の使用許可等に係る手続基準

施設の使用許可、使用内容の変更、施設の使用許可を受けた者からの使用許可の取消の申請に係る手続基準及び申請許可の条件は指定管理者が知事の承認を得て定める。

(ii) 使用許可の基準

当該施設について使用許可を得ようとする者が次のいずれかに該当すると認められる ときは、使用許可をしないことができる。

- (ア) スクエアにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められると き。
- (イ) スクエアの施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められると き。
- (ウ) その他使用させることがスクエアの管理上支障があると認められるとき。
- (iii) 使用許可の取消等

使用許可を受けた者が次のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認められるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- (ア) くまもと県民交流館条例またはくまもと県民交流館条例施行規則に違反したと き。
- (イ) くまもと県民交流館条例第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (ウ) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
- ③施設の利用料金に関する業務
- ④施設の維持及び修繕に関する業務

⑤その他指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

事業報告書を見る限り、協定書に記載された範囲内での施設の管理運営状況は概ね良好であると認められる。

しかし、施設の稼働率、利用者(団体)数、入場者数、利用料収入のいずれもここ数年 来減少傾向にあり、施設の本来的設置目的達成のためには、いっそうの努力が必要である と考えられる。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

事業報告書を毎月提出し、毎月の入館者数、買い上げ客数、売上金額、小間使用料を前年同月と対比する形で提出している。

ここで、買い上げ客数はレジに進んだ人数であり、入館者数は買い上げ客数の 2 倍の数値を記入しているにすぎない。また、入館者、買い上げ客の性別、年齢構成等のデータも提出するようにはなっていない。

実地調査は年に1回実施されている。実地調査での特段の指摘事項はない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 管理運営経費の支出状況について

当施設は利用料金制がとられており、指定管理者は利用料金のうちから管理経費を支出することとされている。

ここで、毎年度の事業報告書をみると、利用料収入の金額と管理運営経費の金額が同額となっている。

【指摘事項】

利用料金のうちから管理経費を賄うというのは、管理運営経費を利用料金の枠でしか支出できないという趣旨ではないはずである。少なくとも収入と支出は別個に発生するのであるから、ある年度では収入超過、ある年度では支出超過となるのが通常である。

指定管理者は当施設の他にも類似の施設を独自事業として行っている。法人会計全体では法人の独自事業と指定管理業務との費用振り分けの結果、指定管理業務では平成 22 年度

で 860 千円の支出超過となっているとのことである。また、支出超過分は他の法人会計からの繰入により補填しているとのことであった。そうであれば、そのような事実を報告しなければ、事業報告書が運営の状況を正しく表していないことになる。今後は収支の実態を反映した報告書を作成する必要がある。

なお、平成 23 年度からの事業報告書では現状を正しく反映した収支報告書を作成するよう、指導したとのことである。

2. 利用料金設定と利用料金制度について

「かたらんね」の利用料金は「くまもと県民交流館条例」により定められている。当該 条例制定の際に行われた法令審査会の資料によれば、料金は以下のような方針に基づき設 定されている。

- ①施設料金は施設運営に必要な総コストを稼働率で除した金額で設定する。
- ②稼働率は県内全市町村への出展意向確認の結果等をふまえ、68%と予測する。

料金算定の基礎となった総コストの見積は以下のとおりであった。

スクエアの年間総費用	28,089,817 円
上記から差引く費用	
土地・建物の償却費	9,798,000 円
備品償却費	479,070 円
共用部の共益費等	2,187,324 円
嘱託賃金1名分(観光案内等)	1,958,557 円
PC等使用料	104,000 円

差引計 算定基礎となる費用 ____13,562,866 円___

<利用料金の算定>

算定経費 13,562,866 円÷350 日÷予測稼働率 6 8 %=56,987 円≒56,000 円 上記×1.05=58,800 円

土日の利用料金は近傍類似施設との比較から、平日の1.5倍としている。

なお、実際には、一括利用者がいないため通路部分を除いた面積を 40 小間に分割し、上記の金額を 40 で除した 1 小間当たり 1,470 円/1 日の利用料金を徴収している。

【意見】

平成 22 年度の買い上げ客数の実績は 85,570 人であった。1 人当たりの買い上げ単価は過去 3 年間の平均で 1 人当たり約 1,000 円とのことであるので、1 日当たりの平均売上高は 236.381 円となる。

経済産業省の平成19年商業統計表の統計結果によれば、小売業の食品中心店平均単位売場面積当たり売上高は64万円となっている。(経済産業省HP

http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-2/h19/index-gyotai.html より)

1日当たりにすれば1,753円であるので、小間面積合計130㎡を売場面積と捉えれば、1日当たり227,890円の売上が平均的売上高ということになる。したがって、上記の1人当たり買い上げ単価はほぼ平均的な売上水準であると言える。

これに対して、収入済額の実績から 1 日当たり利用料収入の平均を求めると 31,475 円となる。販売する物品の原価率を 60%と仮定すると、1 日当たりの売上総利益は 94,552 円であるので、売上総利益の 3 割を施設利用料として徴収されている計算となる。

利用者にとってみれば、売上総利益の3割を賃借料にとられるようでは当施設を利用して利益を継続的に確保するのは難しいであろう。運営経費をもとに利用料金を設定したこと自体には一定の整合性があると考えるが、施設本来の設置目的を考えた場合、料金設定が現状のままでよいのか再検討することが必要であると考える。

また、利用料金を引き下げることとなれば、上記「1.管理運営経費の支出状況について」で述べたように現状では支出超過となっていることから、現行の利用料金制での指定管理制度は維持できなくなるおそれがある。

利用料金の再検討と合わせて、指定管理料への移行の適否も合わせて検討することが望ましい。

3. 施設の設置目的と利用の現状について

熊本観光物産交流スクエアの設置目的は、「県民の社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活動、生涯学習活動その他県民の自発的で主体的な活動の促進を図るとともに、県民の就業の支援及び本県の物産、観光等の振興を図るため、くまもと県民交流館を設置する。」とする「くまもと県民交流館条例」第1条の規定を受け、同条例第3条第5号において「物産、観光等の振興のための施設を提供すること」と定められている。

これに対して、施設利用の現状は以下のようにまとめられる。

- ①施設の利用者は熊本県内の新規開発商品などを販売する事業者が多いようである。
- ②立地場所からみて、観光客が立ち寄ることは少ないと考えられる。
- ③来場者は日常の買い物場所として捉えているようである。
- ④利用者は年間20から25程度の業者であり、小間を利用している。
- ⑤利用形態は小間としての場所の提供であるので、施設としての統一的なサービスは提供できない。

【意見】

本来、施設の設置目的となっている「物産、観光の振興」とは、具体的には物産・観光振興のためのイベント・物品販売等を想定していたようである。しかし現実にはイベント等の利用が少ないため、施設を小間に分割して利用させている。いったん小間としての利用が発生すると、フロア全体を使用したイベントなどは実質的に実施できなくなるため、小間利用の物品販売場所としてしか機能できなくなってしまう。

物産、観光の振興を図るという目的は理解できるが、利用の現状を見る限り、この施設

が当初想定していた目的と利用の現実とで乖離が生じているように思われる。

次に、現実の目的として当施設は物品販売場所の提供を行うとした場合、以下の問題が 想起される。

- ①来場者はどのような客層を想定するのか。県内の消費者、日常の買い物客をターゲット にしているのか、観光客をターゲットとするのか。
- ②利用者は新しい物産品の開発を行った者とするのか、そのような規制を設けず物品販売 を行う者全てを対象とするのか。

観光客をターゲットとするのであれば、桜町の県物産館のほうが導線的に有利である。 また、最近では熊本城桜馬場跡に同様の観光物産施設ができたこともあり、観光物産施設 がこの場所に存在する意義は低下している。現状では、桜町の県物産館とは異なるスクエ アの独自性がどこにあるのか、理解しにくい。

一方、新規の物産品開発業者を対象とするのであれば、単なる場所貸しではなく、少なくとも来場者へのアンケート等を実施して物産品そのものの評価・評判を入手し、物産品の改良に生かせるような施設、あるいは新規物産品を積極的にアピールできるような施設でなければ、利用する業者にとっては利用価値が少ないと考えられる。

現状での指定管理者の仕様書を見る限り、そのような利用を可能とするような内容とはなっていない。また、パレアのホームページにある「観光物産交流スクエア」のページは、 実際には熊本県物産振興協会のサイトにリンクしているだけであり、新規物産品を積極的に発信しているとは言えない。

このような実態を見る限り現状の施設利用のあり方では、当施設は「公の施設」とは言い難い。

一方、指定管理者にとっても、法人会計から繰入を行うような状況で、かつ、類似施設との差別化が図れていない状況であれば、指定管理業務を受託する利点はないと考えられる。指定管理者の選定委員会において、ある選定委員から「ビジネスモデルとして成立しないのではないか。」との指摘があったように、純粋なビジネスとしてとらえれば、現状での指定管理者制度による管理受託は、小間利用の劇的な増加や利用料金の引き上げを行わない限り持続不可能である。

今後は、直営化、類似施設との棲み分け、施設の統廃合といった施設運営のあり方を含めて指定管理者制度を再検討することが望まれる。

11. 熊本県伝統工芸館

熊本県伝統工芸館は、伝統的工芸品産業の育成と振興並びに啓発普及を図ることにより、 県民生活に豊かさと潤いをもたらし、生活文化の向上に寄与する目的で設置され、県内外 の伝統的工芸品の展示や伝統工芸品の販売などを行っている。



I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

1. 旭以以从女		
施設の名称	熊本県伝統工芸館	
所在地	熊本市千葉城町 3-35	
所管課	くまもとブランド推進課	
設置条例	熊本県伝統工芸館条例第 12 条から第 15 条	
: 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	伝統的工芸品産業の振興及び発展を図るため、熊本県伝統	
設置目的	工芸館を設置する。	
佐郎の沙井	昭和 57 年 8 月 10 日 開館	
施設の沿革	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入	
	【構造】	
	鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階	
	【面積】	
	敷地面積 4,094 ㎡ 建物面積 1,481 ㎡	
	延床面積 3,017 ㎡	
施設内容・規模	【地下】	
	①和室(貸しギャラリー)172 m ²	
	②会議室 135 m²	
	【1 階】	
	①1 階展示室 153 ㎡	
	②展示即売コーナー135 m ²	

	③休憩室 74 ㎡
	④工房 114 m²
	【2 階】
	①常設展示室 836 m²
	②2 階展示室 69 ㎡
	③2 階会議室 86 ㎡
	開館時間:午前9時~午後5時
営業期間・時間	休館日 毎週月曜日 (休日に当たるときは翌日)
	12月28日~1月4日
指定管理者	一般財団法人 熊本県伝統工芸館
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17年度及び平成 22年度に指定)
	<総入館者数>
	平成 18 年度 189,510 人
施設の利用状況(5年間)	平成 19 年度 178,694 人
(利用者数)	平成 20 年度 178,954 人
	平成 21 年度 163,720 人
	平成 22 年度 149,299 人

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	一般財団法人熊本県伝統工芸館(以下「伝統
1日足目垤100石柳	工芸館」という。)
壮上於 0 八年	県の外郭団体(一般財団法人)であり、県の
法人等の分類	出資額は 20,000 千円
所在地	熊本市千葉城町 3-35
乳支左耳口	昭和 57 年 6 月 28 日
設立年月日 	平成 22 年 11 月 1 日 一般財団へ移行
	理事長 赤星政德
代表者(県との関係の有無)	副理事長 丸山秀人
	代表者2名は県職員 OB である。
役員、職員の状況	評議員5名、理事4名(代表理事2名含む)、
(県職員 OB、派遣の有無等)	監事1名、職員6名、嘱託職員2名、臨時職
(条極貝 UD、派遣の有無寺)	員4名
	①伝統的工芸品産業の育成及び振興に関す
主な事業内容	る事業
	②伝統的工芸品に関する啓発普及に関する
	事業

	③熊本県との協定に基づいて行う熊本県伝
	統工芸館の管理及び運営に関する業務
	④伝統工芸品及び伝統工芸品以外の物産品
	の販売に関する業務
他の公の施設の指定管理業務の有無	無

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件であり、一般的なものである。

(2) 指定管理者募集スケジュール

平成22年11月5日 募集要項の配布及び募集公告

平成 22 年 11 月 5 日~11 月 22 日 質問事項の受付期間

平成22年11月12日 現地説明会の実施

平成22年11月29日~12月3日 申請書の提出期間

(実施せず) 一次審査(参加資格の要件を満たしているか審査)

平成22年12月16日 選定委員会による第二次審査

平成23年3月23日 協定の締結

平成23年3月29日 指定管理者の指定及び告示

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	熊本学園大学教授(委員長)
外部	公認会計士
外部	NPO 法人副会長
外部	財団法人常務理事
内部	商工観光労働部長
内部	商工観光労働部政策審議監
内部	くまもとブランド推進課長

②選定委員会の開催状況

日時: 平成 22 年 12 月 16 日

午後3時00分より午後4時15分まで

議事録の保管なし。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点	
住民の平等な利用の確保	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	' 不	
	住民の施設の平等な利用の確保	適・否	
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待		
	される効果		
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期	40 占	
施設利用の最大限の発揮 	待される効果	40 点	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能		
	性		
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	20 点	
官理経貨の稲楓	収支計画書の内容、適格性及び実現の可能性	20 点	
管理を安定して行う人的・財 政的基礎	安定的な運営が可能となる人的能力等		
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	40 点	
	類似施設の管理運営実績		
	合計	100 点	

- (注) 選定委員会 7 名で採点 合計 100×7=700 点 (満点)
- ④審査結果
- 応募者(申請者)は1団体のみである。

団体名	
指定管理者: 伝統工芸館	474.7 点
次 点:無	_

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

平成23年3月23日 協定の締結

平成23年3月29日 指定管理者の指定

5. 指定管理の内容

- (1) 指定期間
 - ①平成 18年4月1日~平成23年3月31日 (5年間)
 - ②平成23年4月1日~平成28年3月31日(5年間)
- (2) 指定管理料、利用料金等

対象年度	委託料の金額	
平成 23 年度	金 73,000 千円(うち消費税及び地方消費税の額	3,476 千円)
平成 24 年度	金 73,000 千円(うち消費税及び地方消費税の額	3,476 千円)
平成 25 年度	金 73,000 千円(うち消費税及び地方消費税の額	3,476 千円)
平成 26 年度	金 73,000 千円(うち消費税及び地方消費税の額	3,476 千円)
平成 27 年度	金 73,000 千円(うち消費税及び地方消費税の額	3,476 千円)

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①伝統的工芸品及び伝統的工芸品に関する資料の収集、保管、展示業務
- ②展示、研修及び会議のための施設提供及び施設使用許可業務
- ③伝統的工芸品産業の振興及び発展に必要な業務
- ④伝統工芸館の施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- ⑤施設の使用に係る利用料金に関する業務
- ⑥その他指定管理者が伝統工芸館の管理運営上必要と認める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

施設の管理運営状況は導入前から伝統工芸館が管理運営していたため、指定管理者導入後もほとんど変わらない。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

事業年度終了後、指定管理者が事業報告書を提出し、県は下記の点に関しモニタリング を実施している。

- ①協定に基づく各種報告書の点検
- ②実地調査
- ③苦情・事故等の対応
- ④管理運営状況の公表

利用者調査は、指定管理者は実施しているが県独自では実施していない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 財政的効果について

「熊本県伝統工芸館に係る指定管理候補者の選定について (伺い)」において、財政効果額 を下記のように報告している。

[財政効果額]

平成 22 年度当初予算と平成 23 年度指定管理料見込額の状況

H22 当初予算額①	H23 当初予算額②	財政効果額③	削減率③/①	(参考)基準価格
83,433	73,000	10,433	riangle 12.5%	73,288

(単位:千円)

ところが、平成23年度からの指定管理者の募集方針において、従来は観覧料及び使用料は県に全額納入していたが、新たに利用料金制を導入し、下記の方針を定めている。

熊本県伝統工芸館条例別表第1及び別表第2に定める観覧料及び使用料の額に1.3を乗じて得た額を上限として指定管理者が知事の承認を得て定め、指定管理者が収入として収受する。

指定管理者はあらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

なお、従来の県の実質的な負担額は下記のとおりである。

平成 18 年度から平成 22 年度の指定管理委託料及び使用料・観覧料収入等(単位:千円)

年度	指定管理委託料	使用料・観覧料収入	県の負担額
平	(県からの支出) (A)	(県への収入) (B)	(A) - (B)
平成 18 年度	95,170	9,174	85,996
平成 19 年度	93,385	9,166	84,219
平成 20 年度	89,656	9,142	80,514
平成 21 年度	84,861	9,682	75,179
平成 22 年度	83,433	8,656	74,777

利用料金制を導入すると使用料・観覧料は指定管理者の収入となるため、指定管理委託料を下げても県の実質的な負担の削減幅は僅かである。平成 22 年度と平成 23 年度の削減幅は 1,777 千円(74,777 千円-73,000 千円=1,777 千円)であり、10,433 千円(83,433 千円-73,000 千円=10,433 千円)とはならない。

【意見】

財政的効果は、契約上の指定管理委託料の金額ではなく県の実質的な負担額をもって考えるべきである。ただし、利用料金制の導入は、指定管理者の運営努力により入館者が増加すれば収入増加に繋がるので、指定管理者の動機付けになるものと思われる。

2. 入館者の減少について

入館者数は下記のとおり毎年減少傾向にあり、平成22年度は5年前の平成18年度と比

較すると約21%の入館者が減少している。

平成 18 年度 189,510 人

平成 19 年度 178,694 人

平成 20 年度 178,954 人

平成 21 年度 163,720 人

平成 22 年度 149,299 人

指定管理者指定申請書の「第7 熊本県伝統工芸館利用促進策について(県の新たな財政措置が不要な取り組み)」において、1 工芸館ファン等増加のための情報発信の強化、2 貸展示室の増設、3 工房その他の施設の活性化策についての3つの事業計画を策定しているが、いずれも従来の計画の延長にすぎずこれが入館者増加に繋がる抜本的な対策とは思えない。

【意見】

指定管理者指定申請書「第7 熊本県伝統工芸館利用促進策について(県の新たな財政措置を伴う取り組み)」において、1. 及び2. 施設・設備の老朽化に伴う耐震工事及び修繕、3. 現在の駐車スペースが狭いための抜本的な対策を要望している。要望事項に関しては異論のないところであるが、応募者自身の入館者の増加に向けた抜本的な取組みが計画書からは読み取れない。たとえば、県外の人気のある工芸家や工芸品に着目した企画を行うことにより、入館者が増えれば県内の工芸品もより多くの人の目に触れることができ伝統工芸館の設置目的も達成できると思われる。応募者自身の入館者増加に対する抜本的な対策を要望する。

3. 一次審査について

応募者が、下記の申請資格の要件を満たす団体であるかについて、一次審査を行うこと になっているが実施されていない。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②県内に事業所を有すること。
- ③熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく 指名排除措置を受けていないこと。
- ④労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑤県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑥会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手 形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態 が著しく不健全である者でないこと。
- ⑦賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

【意見】

従前の指定管理者 1 団体のみが、応募者であったことがその理由としてあげられるが、 上記資格要件の充足状況は時の経過により変化している場合もあるので、一次審査は省略 すべきでない。

4. 基準価格の算定について

熊本県伝統工芸館の指定管理委託料の基準価格の積算過程において、平成 22 年度の伝統 工芸館の人員構成、賃金、その他必要経費を基に積算している。

【意見】

前回の指定管理者である伝統工芸館の人員構成、賃金、その他必要経費等を基に積算した基準価格を参考にするだけではなく、他の施設等の人員構成、従事割合等も参考にし、最も適切な人件費積算方法を検討すべきである。

5. 募集スケジュールについて

平成17年度に行った指定管理者の応募には3団体の応募者(申請者)があったが、平成22年度は業務説明会に3団体が出席し、最終的には応募者(申請者)は1団体という結果である。なお、応募した1団体は従来から管理業務に関与している伝統工芸館であった。

【意見】

募集のスケジュールが、下記のように募集公告から申請書提出までの期間が1ヶ月足らずと短く、新たに応募を検討している団体にとって非常に厳しい。

平成22年11月5日 募集要項の配布及び募集公告

平成 22 年 11 月 5 日~11 月 22 日 質問事項の受付期間

平成22年11月12日 現地説明会の実施

平成 22 年 11 月 29 日~12 月 3 日 申請書の提出期間

また、現地説明会は伝統工芸館において 1 回 2 時間程度で終了し、質問事項の受付はファックス又は電子メールで提出することになっている。これでは、新たに応募を検討している団体は、必要な情報が十分に入手できない。

県は、応募を検討している団体に対して公平な立場で対応し、業務説明会や質問の受付に対して十分な時間を確保し、また各応募者が必要とする情報が十分に得られるように配慮すべきである。

12. 熊本県農業公園



I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

熊本県農業公園	
合志市栄 3802-4	
農林水産政策課	
熊本県農業公園条例第 13 条から第 16 条	
農業の振興及び発展を図るとともに、県民の憩いの場を提	
供するため、熊本県農業公園を設置する。	
平成3年8月開園	
開園当初から平成 14 年度まで(財団法人)みどりの財団	
で管理し、平成 15 年度から平成 17 年度まで熊本県農業	
公社で管理する。	
平成 18 年度以降は県の指定管理者として、熊本県農業公	
社で管理する。	
・敷地面積 約28ha	
• 施設概要	
①カントリータワー(高さ 25m)	
②ばら園 (約1ha)	
③芝生広場(約4ha)	
④農業館(約 1,400 ㎡)	
⑤展示温室(約 100 m²)	
⑥多目的ホール(約 500 ㎡)	
⑦物産館(約 500 ㎡)	
⑧わんぱく広場(約 9,000 ㎡)	

	⑨知識の森(約 100 m²)	
	⑩駐車場(乗用車約1,200台、バス14台駐車可)等	
	開園時間 午前9:00~午後6:00(3月から11月)	
営業期間・時間	午前 9:00~午後 5:00(12 月から 2 月)	
	休園日 毎週火曜日 (休日に当たるときは翌日)	
	12月29日~1月3日	
指定管理者	財団法人 熊本県農業公社	
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)	
	<総入園者数>	
	平成 18 年度 509,092 人	
施設の利用状況(5年間)	平成 19 年度 517,050 人	
(利用者数)	平成 20 年度 449,199 人	
	平成 21 年度 460,783 人	
	平成 22 年度 430,397 人	

2. 指定管理者の概要

財団法人熊本県農業公社(以下「農業公社」
という。)
県の外郭団体(財団法人)であり、県の出資
額は 554,000 千円
熊本市水前寺6丁目18番1号(県庁内)
昭和 46 年 6 月 16 日
理事長 三島和隆
代表者は県職員 OB である。その他、副理事
長は県農林水産部長、理事1名、監事1名が
県職員 OB である。
役員 14 名、監事 2 名、職員 9 名、嘱託職員
37 名
職員として、県職員1名を派遣している。
①農地保有合理化等事業
②畜産基盤整備事業
③新規就農支援事業
④熊本県農業公園管理事業
無

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件であり、一般的なものである。

(2) 指定管理者募集スケジュール

平成20年11月14日 募集要項の配布及び募集公告

平成 20 年 11 月 14 日~12 月 1 日 質問事項の受付期間

平成20年11月25日 現地説明会の実施

平成 20 年 12 月 8 日~12 月 15 日 申請書の提出期間

平成 20 年 12 月 19 日 一次審査 (参加資格の要件を満たしているか農林水産政策で 審査)

平成21年1月26日 選定委員会による第二次審査

平成21年3月25日 協定の締結

平成21年3月26日 指定管理者の指定

平成21年3月27日 告示

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職	
外部	熊本県立大学教授(委員長)	
外部	公認会計士	
外部	熊本県 PTA 連合会	
外部	野外教育研究所(現在は NPO 法人)	
内部	農林水産部長	
内部	農林水産部次長	
内部	農林水産政策課長	

(注) 県農林水産部長は、農業公社の副理事長である。

②選定委員会の開催状況

日時: 平成21年1月26日

午前8時50分より11時50分まで

議事録の保管なし

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点
分見の正然と利用の専 児	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	~ 不
住民の平等な利用の確保	住民の施設の平等な利用の確保	適・否
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待	
	される効果	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期	
施設利用の最大限の発揮	待される効果	45 点
	施設の維持管理の内容等の適切性及び効率性等	
	農業に関する県民の理解と興味を深めるための	
	具体的計画	
	施設の管理運営に係る経費は、基準価格と比較	
管理経費の縮減	し低廉か	20 点
	収支計画の積算方法の適切性及び実現可能性	
	安全的な運営が可能となる人的能力	
管理を安定して行う人的・財	財務状況の健全性及び安全な運営が可能となる	or E
政的基礎	経理的基盤	35 点
	類似施設の運営実績	
	合計	100 点

(注) 選定委員会 7 名で採点 合計 100×7=700 点 (満点)

④審査結果

応募者は2団体である。また、指定管理候補者選定委員会の開催日に選定委員が2名欠席したため、5名で採点を行い満点は500点となった。

団体名	得点
指定管理者:農業公社	366.0 点
次 点:A社	332.5 点

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

平成21年 3月25日 協定の締結

平成21年 3月26日 指定管理者の指定

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

- ①平成 18 年 4 月 1 日~平成 21 年 3 月 31 日 (3 年間)
- ②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

対象年度	委託料の金額
平成 21 年度	金 65,000 千円 (うち消費税及び地方消費税の額 3,095 千円)
平成 22 年度	金 65,000 千円 (うち消費税及び地方消費税の額 3,095 千円)
平成 23 年度	金 65,000 千円 (うち消費税及び地方消費税の額 3,095 千円)

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①農業に関する県民の理解と興味を深めるための業務
- ②農業に関する資料の展示、情報の収集及び提供
- ③展示、研修及び会議のための施設の提供
- ④農業公園の入園に関する業務
- ⑤農業公園の使用の許可に関する業務
- ⑥農業公園の利用料金に関する業務
- ⑦農業公園の施設、設備及び備品の維持及び修繕に関する業務
- ⑧その他農業の振興及び発展に必要な業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・準則例示集(11 頁参照)に示された事項を基本とし、以下の避難施設としての使用の項目を付け加えている。

種 類	内 容	県	指定管理者
	県が施設を国民保護法及び地域防災計画で定める		
	避難施設として使用することにより指定管理者に		
避難施設としての使	生ずる経済的損失等		
用	(施設を避難施設として排他利用することにより		
	生じる逸失利益、機会損失及び指定管理者から既		
	に使用許可を受けたものに生じる経済的損失等)		

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

施設の管理運営状況は、導入前から農業公社が管理運営していたため指定管理者導入後もほとんど変わらない。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

事業年度終了後、指定管理者が事業報告書を提出し、県は下記の点に関しモニタリング を実施している。

- ①協定に基づく各種報告書の点検
- ②実地調査
- ③苦情・事故等の対応
- ④管理運営状況の公表

利用者調査は、指定管理者は実施しているが、県独自では実施していない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 選定委員の選定について

選定委員 7 名のうち内部委員 1 名(県農林水産部長)が、農業公社の副理事長に就任している。

【意見】

農業公社の役員を選定委員に選任するのは、選定委員会の公平性を確保するためには不適当である。選定委員の選任は、実質的及び外観的に公平性が確保できる者を選任すべきである。ただし、当該委員は、利害関係人として採点には参加していない。

平成23年8月の運用指針改正により、内部委員の廃止、委員本人及び委員と親子、夫婦 又は兄弟姉妹に関係にある者が応募者の役員等に就任している場合、当該委員は審査に参 加できない旨が明確化され、運用されているため、今後はこのような公平性に疑念が生じ る事態はないと考える。

2. 選定委員の採点について

農業公社に対する選定委員の選定結果として、外部委員の2名が、「施設利用の最大限の 発揮」と「管理を安定して行う人的・財政的基礎」に、満点若しくはほぼ満点の評価をして いる。

熊本県農業公園の過去 5 年間の総入園者数の推移を見ると、下記のように全般的に減少傾向にあり、平成 18 年度と平成 22 年度を比較すると 78,695 人 (509,092 人-430,397 人)、15.4%の減少となっている。

<総入園者数の推移>

年度	総入園者数	(内) JA 植木まつり(1月下旬から2月下旬まで)	(内)植木まつり以外
平成 18 年度	509,092 人	297,931 人	211,161 人
平成 19 年度	517,050 人	289,431 人	227,619 人

平成 20 年度	449,199 人	253,790 人	195,409 人
平成 21 年度	460,783 人	246,345 人	214,438 人
平成 22 年度	430,397 人	258,812 人	171,585 人

以上のように、入園者が大幅に減少している。なお、平成 20 年度の指定管理申請時の農業公社の事業計画書は従来の計画の範囲に止まり、入園者の増加を図る抜本的な新しい対策などは提案されていない。

【意見】

外部選定委員については、農業公園の管理運営に精通しているわけではなく、選定委員会の開催時間内の短い時間で説明を受け、すぐに採点するのは非常に難しいであろうと推察できる。選定委員会の公平性及び信頼性の観点から、指定管理者の選考に当たり知識不足のまま採点とならないように配慮する必要があると思われる。よって、選定委員会開催までに外部の選定委員に対し、施設の管理状況及び申請者の事業計画について十分な説明の時間を確保することが必要である。

3. 基準価格の見積について

外部委託等の主な経費科目の中で、基準価格の支出見積と平成 21 年度事業報告書の支出 実績を比較すると、次のとおりとなる。

外部委託等の主な経費科目の比較

(単位:千円)

科目	基準価格(A)	平成 21 年度実績 (B)	差額 ((A)-(B))
人件費	38,536	38,556	riangle 20
光熱水費	14,811	12,500	2,311
設備等保守点検費	5,592	5,438	154
清掃・植栽管理・警備費	14,272	9,161	5,111
施設維持修繕費	6,000	6,730	△730
花壇管理費	2,430	4,458	$\triangle 2{,}028$
体験農園管理費	914	760	154
イベント運営費	3,500	3,608	△108
広告宣伝費	4,000	2,109	1,891
事務局費	5,499	6,155	$\triangle 656$
公課費	5,097	3,708	1,389
合計	100,651	93,183	7,468

以上のとおり、基準価格と実績額に乖離がある科目が見受けられる。特に、清掃・植栽管理・警備費については、乖離額 5,111 千円と金額も大きくなっている。

【意見】

これら経費科目は定期的に発生し支払うものであるため、基準価格の積算は過去の実績等を考慮すれば実際発生額に近い金額が見積もれる。基準価格と乖離した金額が多額な科

目については、モニタリングを通じて適切に施設運営が行われているか、もしくは基準価格の積算方法に問題がないのか検証すべきである。

また、入園者数が減少している中、広告宣伝費は基準価格の約50%しか使われていない。 より積極的に広報活動を行うように指導すべきである。

4. 管理経費の縮減効果の配点について

管理経費の縮減効果の配点は15点である。しかし、下記の点数の算定方法のためその得点が低く、管理経費の縮減効果が適正に反映されていない。

<点数の算定式>

提案価格の得点= (1.0- (提案価格/基準価格)) ×提案価格に配分された得点

【農業公社の得点】

基準価格 66,096 千円(年間)

提案価格 65,000 千円(年間)

提案価格の得点= (1.0-(65,000 千円/66,096 千円)) ×15=0.2

【A 社の得点】

基準価格 66,096 千円(年間)

提案価格 59,486 千円(年間)

提案価格の得点= (1.0- (59,486 千円/66,096 千円)) ×15≒1.5

以上の結果、選定委員一人当たりの採点差は 1.3 点(1.5-0.2)となり、提案価格の差額が 500 万円以上あるのに得点差が少なく、提案価格の差が評価に僅かしか反映されない。

【意見】

現在採用している算定式では、提案価格がゼロ円に近付かないことには高得点にはならない。各応募者の提案価格が基準価格と極端に乖離するとは考え難いため、各応募者の提案価格の差が極端に乖離しない限りは、管理経費の削減効果があったとしても得点差に結び付かない。

各応募者の管理経費の削減効果に応じて得点差がつくように、採点方法の見直しが必要である。

5. 募集のスケジュールについて

募集のスケジュールが、下記のように募集公告から申請書提出までの期間が短く、新た に応募を検討している団体にとって非常に厳しい。

平成 20 年 11 月 14 日 募集要項の配布及び募集公告

平成 20 年 11 月 14 日~12 月 1 日 質問事項の受付期間

平成20年11月25日 現地説明会の実施

平成 20 年 12 月 8 日~12 月 15 日 申請書の提出期間

また、現地説明会は熊本県農業公園で1回2時間程度しか行われず、質問事項の受付は

ファックス又は電子メールで提出することになっている。これでは、新たに応募を検討している団体は、必要な情報が十分に入手できない。

【意見】

平成 20 年 11 月 14 日の募集要項の配布及び募集公告から平成 20 年 12 月 15 日の申請書の提出期限まで 1 カ月余りしかなく、農業公園の事業内容を考えると申請を検討している団体にとっては期間的に短すぎる。

県は、応募を検討している団体に対して公平な立場で対応し、募集公告から申請書提出 までの期間を長くすると共に業務説明会や質問の受付に対して十分な時間を確保し、また 必要とする情報が十分に得られるように配慮すべきである。

13. 熊本県阿蘇みんなの森



- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

熊本県阿蘇みんなの森の概要

施設の名称	熊本県阿蘇みんなの森
所在地	阿蘇市蔵原字高塚 1592 番 1 他
所管課	農林水産部森林整備課
設置条例	熊本県阿蘇みんなの森条例
設置目的	県民に森林及び林業に関する学習活動並びに森林を利用した
	保健及び休養の場を提供することにより、県民の緑化意識を高
	め、森林愛護思想をかん養し、及び健康を増進するため設置す
	る。
施設の沿革	昭和61年4月 第36回全国植樹祭跡地を阿蘇みんなの森
	条例で公の施設とした。
	平成 18 年 4 月 公募による指定管理者(阿蘇市地域振興公
	社)に管理委託(3 年間)
	平成 18~19 年度 平成 19 年 11 月の第 31 回全国育樹祭に伴
	い一部施設を改変。
施設内容・規模	阿蘇みんなの森 9.9ha (県有地)
	樹木園、きのこの森、体験学習林、間伐展示林等
	森林学習館(阿蘇市から借地)

	木造平屋建 181 ㎡、敷地面積 600 ㎡		
	ポンプ室(阿蘇市から借地)		
	コンクリートブロック平屋建 6.4 ㎡、敷地面積 40 ㎡		
営業期間・時間	森林学習館 年中無休 (9 時~17 時)		
指定管理者	財団法人 阿蘇市地域振興公社		
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)		
施設の利用状況 (5年間)	年度 利用者数		
	平成 18 年度 15,446 人		
	平成 19 年度 29,506 人(全国植樹祭開催)		
	平成 20 年度 18,947 人		
	平成 21 年度 23,668 人		
	平成 22 年度 20,892 人		

2. 指定管理者の概要

指定管理者	財団法人 阿蘇市地域振興公社
分類	財団法人 (阿蘇市の外郭団体)
所在地	阿蘇市內牧 267 番地 7
設立年月日	平成元年8月1日
代表者 (県との関係の有無)	理事長 佐藤義興(阿蘇市長)(県との関係はない)
役員、職員の状況	役員 4 名、職員 14 名
(県職員 OB、派遣の有無等)	(県職員 OB, 派遣はない)
主な事業内容	公共施設の管理運営業務
他の公の施設の指定管理業務の有無	無

3. 指定管理者の選定手続

(1) 申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集 (9 頁参照) に示された要件であり、一般的なものである。

(2) 指定管理者募集スケジュール

①募集要項配布開始 平成 20 年 11 月 14 日

②質問事項の受付 平成 20 年 11 月 14 日~平成 20 年 12 月 5 日

③現地説明会 平成 20 年 11 月 26 日

④申請書提出期間 平成 20 年 12 月 8 日~平成 20 年 12 月 15 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	公認会計士
外部	大学教授
外部	PTA連合会役員
外部	有識者 (会社役員)
内部	農林水産部長
内部	農林水産部次長
内部	農林水産部森林整備課長

②選定委員会の開催状況

平成 21 年 1 月 26 日午前 10 時 30 分~11 時 25 分

③審査基準と配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

	選定項目及び審査内容	配点
事	業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。	
ア	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	適・否
イ	住民の施設の平等な利用の確保	
	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであ	
	るか。	
1	ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	30 点
	イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
	ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。	
2	ア 施設の管理運営に係る経費の内容	30 点
	イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	
	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基	
	礎を有しているか。	
3	ア 安定的な運営が可能となる人的能力	30 点
	イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤	
	ウ 類似施設の運営実績	
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	10 占
4	ア 樹木等の適切な管理に必要な人的能力	10 点
	合計	100 点

④審査結果

7人の選定委員の配点の合計点に基づき候補者を選定。

団体名	得点
指定管理者:(財)阿蘇市地域振興公社	390.6 点
次 点:A団体	335.6 点

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

平成21年3月3日県議会議決

平成21年3月24日協定書の締結

平成21年3月24日指定の告示

5. 指定管理の内容

- (1) 指定期間
 - ①平成 18 年 4 月 1 日~平成 21 年 3 月 31 日 (3 年間)
 - ②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料

平成 21 年度~平成 23 年度 各年度 7.185 千円

- (3) 指定管理者が行う業務の内容等
 - ①阿蘇みんなの森
 - (i) 樹木等植生の管理に関すること。
 - (ii) 施設及び利用者の安全確保に関すること。
 - ②森林学習展示館
 - (i) 施設の開閉・施錠に関すること。
 - (ii) 施設及び物品の管理に関すること。
 - (iii) 施設の利用に関すること。
 - ③その他

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項に おいて示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・準 則例示集(11頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

維持管理は適切に行われている。ただし利用者の意見にもあるとおり、PR不足のせいで県民の認知度が低い。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況 事業報告は適切に行われている。またモニタリングの結果も良好である

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 公の施設としての必要性について

【意見】

全国植樹祭が実施されるなど、県民に森林及び林業に関する学習活動並びに森林を利用した保健及び休養の場を提供しており、県民の緑化意識を高め、森林愛護思想をかん養するためにも必要な施設と考えられ、また、モニタリングの結果からも公の施設として維持すべきと思われる。

2. 指定管理者制度の有効性について

指定管理者の利用者数の増加に向けた取組みが不足している。

【意見】

自主事業として竹箸づくり体験や椎茸収穫体験を実施しているが、平成22年度の参加者は計86名にすぎず、しかも対象者を来園回数が複数の利用者や阿蘇市内の老人施設としているため効果が限定的である。ホームページの作成や県内の小中学校への学校行事への働きかけ等工夫すべき事はいろいろあると思われ、現状では指定管理者制度が有効に機能していないと考える。

14. 牛深漁港漁港浄化施設



- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

牛深漁港漁港浄化施設の概要

施設の名称	牛深漁港漁港浄化施設			
所在地	天草市牛深町後浜 3466 番地			
所管課	漁港漁場整備課			
設置条例	熊本県漁港管理条例			
	牛深漁港後浜地区に集積した水産加工場、荷さばき場など			
設置目的	から排出される汚濁水を浄化し、牛深漁港内及び周辺海域			
	の水質及び環境保全を図ることを目的とする。			
施設の沿革	昭和63年3月	用地造成完了		
	昭和63年5月	漁港修築事業として整備を決定		
	平成4年4月	調査設計委託		
	平成5年9月	認可申請 (水産庁)		

	平成6年1	月 工事系	ě注		
	平成7年3	月 工事兒			
	平成7年4	月 供用界			
	平成 16 年	5月 改修	L事完了		
	施設整備に	要した費用	約 13 億円	国庫補助が	2分の1投
	入されてい	る。			
	平成 18 年	4月 指定管	管理者制度 導	入	
施設内容・規模	処理能力 785 m³/日				
営業期間・時間	原則として土日祝日を除く午前8時30分から午後5時				
指定管理者	九州テクニカルメンテナンス株式会社				
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 22 年度に指定)				
施設の利用状況 (5年間)	H18年度	H19年度	H20 年度	H21年度	H22 年度
(利用者数、利用料収入等)	12 社	10 社	9 社	9 社	9 社
金額単位:千円	15,045	12,244	10,226	9,845	9,751

指定管理者導入前は利用者が管理組合を設立し、当該管理組合が管理を受託していた。 平成 17 年度の委託料は年間 26,460 千円であった。

当施設の利用者は牛深漁港の水産加工業者のみである。ここ数年で水産加工業者の撤退が相次ぎ、利用者と利用料収入は共に減少の一途をたどっている。

年間委託費の額が 5,000 万円未満であり、施設の維持管理に専門的能力を必要とするので、指定管理者に委託する施設の分類としては「小規模専門施設」に分類される。

2. 指定管理者の概要

施設の使用許可は県が直接利用者に出しており、年度ごとに更新を行っている。

指定管理者の名称	九州テクニカルメンテナンス株式会社
法人等の分類	民間事業者
所在地	熊本市水前寺公園 28番43号
設立年月日	平成2年7月27日
代表者(県との関係の有無)	杉本陽児(県との関係はない)
役員、職員の状況	役員 12 名、職員 152 名
(県職員 OB、派遣の有無等)	県職員 OB の在籍、派遣等なし
主な事業内容	上下水道施設・各種ポンプ施設の維持管理
他の公の施設の指定管理業務の有無	熊本北部浄化センター(指定管理)
	球磨川上流浄化センター(指定管理)
	氷川町宮原浄化センター(指定管理)
	熊本西部浄化センター(包括委託)
	城南浄化センター (包括委託)

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集 (9 頁参照) に示された要件に以下の要件 を加えている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条の規定による技術管理者を当該施設に置くことが可能であること。

(2) 指定管理者募集スケジュール (第2回目募集の場合)

募集要項の公告 平成 22 年 11 月 5 日 説明会開催 平成 22 年 11 月 16 日 募集締め切り 平成 22 年 12 月 6 日 選定委員会開催 平成 22 年 12 月 27 日 候補者選定通知 平成 23 年 1 月 14 日 議会議決日 平成 23 年 2 月 24 日 協定書締結 平成 23 年 3 月 24 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

平成17年12月2日開催分

区分	役職
外部A	公認会計士・税理士
外部B	熊本県立大学総合管理学部教授
外部C	農林漁業金融公庫熊本支店長
外部D	天草地区漁業士会副会長
内部E	林務水産部長
内部 F	林務水産部次長
内部G	林務水産部漁港課長

平成 22 年 12 月 27 日開催分

区分	役職
外部A	税理士
外部B	熊本県立大学名誉教授
外部C	熊本大学教育学部教授
外部D	元天草漁協参事

内部E	農林水産部長
内部F	農林水産部次長
内部G	農林水産部漁港漁場整備課長

選定委員の選任に当たっては、予め農林水産部全体で選任していた委員に加え、当該 事業の関連精通者をその都度農林水産部で選定している。

②選定委員会の開催状況

(第1回目選定) 平成17年12月2日開催

(第2回目選定) 平成22年12月27日開催

いずれも選定委員会の開催は1回のみである。

③審査基準及び配点

第1回目選定

選定項目	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	適・否
	住民の施設の平等な利用の確保	地 古
施設利用の最大限の発揮	施設の維持管理の内容、適格性、及び実現の可 能性	35 点
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	15 点
	収支計画の内容、適格性、及び実現の可能性	10 点
管理を安定して行う人的・財 政的基礎	安定的な運営が可能となる人的能力	
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	40 点
	類似施設の運営実績	
	合計	100 点

第2回目選定

選定項目	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	適・否
	住民の施設の平等な利用の確保	ূ 句
施設利用の最大限の発揮	施設の維持管理の内容、適格性、及び実現の可能性	35 点
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	15 点
	収支計画の内容、適格性、及び実現の可能性	10 点

管理を安定して行う人的・財	安定的な運営が可能となる人的能力	20 点
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	15 点
政的基礎	類似施設の運営実績	5 点
	合計	100 点

第1回目、第2回目とも部局枠得点として配分される10点分は「管理を安定して行うための人的・財政的基礎」に振り分けている。また、2回目の選定に当たっては、審査項目に小配点を設け、より詳細な採点を行うこととした。

実際の採点と集計に当たっては、小配点ごとに 1 から 5 までの 5 段階評価を行い、それらの評点に配点ごとの掛け目をかけて採点している。

④審査結果

平成17年12月2日開催分

団体名	得点
指定管理者:九州テクニカルメンテナンス(株)	507 点
次 点:A団体	467 点

議事録によれば、内部委員が審査で重要視した点は危機管理とバックアップ体制である としている。

次点企業との差異は現に県内に事業所を有しているか否かによるところが大きかった。 平成22年12月27日開催分

団体名	得点
指定管理者:九州テクニカルメンテナンス(株)	497.6 点
次 点:B団体	265.9 点

議事録が作成されていないため、具体的な審査の内容は不明である。

応募は上記 2 社のみであり、得点にかなりの開きがあるため、評価に問題があるとは考えにくい。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(第1回目選定) 平成18年度~平成22年度分

指定管理者の指定:平成18年3月24日

協定書の締結:平成18年3月23日

(第2回目選定) 平成23年度~平成25年度分

指定管理者の指定:平成23年3月24日

協定書の締結:平成23年3月24日

5. 指定管理の内容

- (1) 指定期間
 - ①平成 18年4月1日~平成23年3月31日(5年間)
 - ②平成23年4月1日~平成26年3月31日(3年間)
- (2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

平成 18 年度~平成 22 年度

各年度 24,600 千円 (消費税込)

平成 23 年度~平成 25 年度 各年度 22,122 千円 (消費稅込)

利用料金

基本料金は面積区分に応じ以下のように定めている。

面積区分	金額 (円)
3,000 ㎡超	87,313 円
$2,201 \text{ m}^2 \sim 3,000 \text{ m}^2$	76,813 円
1,301 m ² ~2,200 m ²	66,313 円
701 m ² ~1,300 m ²	55,813 円
700 ㎡以下	45,313 円

上記の他、排水量1立米当たり21.74円を従量料金として徴収している。

- (3) 指定管理者が行う業務の内容等
 - ①牛深漁港漁港浄化施設の維持管理

毎日の運転時間中の目視による施設の見回り点検

2ヶ月に1回程度の建物内ワックスがけ、定期的な建物・敷地の清掃及び敷地内除草 各種設備の定期的な点検

自家用電気工作物の保安管理

②浄化施設の運転に関する業務

施設の運転を午前8時30分から午後5時まで行う

日報の作成

一定の放流水質での放流

各利用者から受け入れた排水及び浄化施設からの排出水の水質検査

- ③指定管理者が浄化施設の管理上必要と認める業務 発生した余剰汚泥を廃棄物処理法の規定に従い適正に処理する
- ④ その他

各利用者の排出水量の検針と検針結果の県への報告 各利用者の浄化施設使用許可申請のとりまとめと県への提出

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

事業報告書及び残されている立入調査の結果を見る限り、管理運営の状況は良好である と判断される。

この5年間では、利用者数の減少による利用料収入の減少が続いており、平成22年度では利用料収入9,751千円に対して24,600千円と約2.5倍の指定管理料が支出されている。 平成23年度以降も22,122千円の指定管理料となっており、収入増加を図らない限り県の負担は増加する一方となるおそれがある。

しかし、利用者増加策に関しては指定管理業務の仕様書に記載はなく、県が今後どのように費用負担を行っていくつもりであるのか判然としない。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

平成22年度までの立ち入り調査についての記録が残っていない

なお、平成23年9月に立ち入り調査を実施しており、管理状況は良好である旨が記載されている。

また、事業報告書は毎年適切に提出されている。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 選定委員の選任について

選定委員の選任に当たって、予め農林水産部全体で選任していた委員に加え、当該事業の関連精通者をその都度農林水産部で選定している。

【指摘事項】

熊本県では委員の 40%を女性とする県の計画があるため、農林水産とは専攻分野が異なる教育学部の教授なども選任されている。しかし、学識経験者として選任するのであれば、 男女の区別にとらわれることなく専門とする人材を選任すべきである。

2. 配点方法による評価の逆転について

平成23年度から平成25年度までの指定管理者選定(第2回目選定)に当たっては、第1回目選定で一括配点であった「管理を安定して行う人的・財政的基礎」の選定項目について、より詳細な評価を行うため小配点を導入している。同選定項目は部局枠得点として配

分される 10 点分が加算されており、所管課として最も重要視していることの現れであると 考えられる。

実際の採点と集計に当たっては、審査項目ごとに 1 から 5 までの 5 段階評価を行い、それらの評点に配点の掛け目をかけて採点している。

【指摘事項】

ある候補者の得点について委員の評価を個別に見たところ、ある委員の 5 段階評価での総評点は 7 点であり、別の委員のそれは 8 点であった。しかし、掛け目をかけた後の総得点は前者が 26.7 点であり、後者が 25.7 点となっている。すなわち、5 段階評価では高い評価を付けた委員の採点が総得点では低くなるという逆転が生じている。

このような逆転が生じるのは、審査項目とその配点によって 1 段階の評価で得られる得点が異なるためである。つまり、小配点ではなく一括して配点された項目は相対的に 1 段階当たりの評価が高くなり、ここで高い評点を得られた方が総得点としては高くなる。

今回のケースでは落選した候補者に係る委員間の評点であったため、選定結果に影響を 及ぼすことはないが、候補者間で接近した評点を争うような場合には選定委員の評価が正 しく評点に表されない可能性もある。現在の評点付加方法を継続するのであれば、審査内 容ごとの配点方法について注意を払う必要がある。

3. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングについて

指定管理者による事業の結果については、県がモニタリングを行うこととなっている。 また、毎年度実地調査を行うこととされている。

【指摘事項】

当施設については平成 22 年度までの立ち入り調査についての記録が残っておらず、実地調査の内容及び結果についての検証ができなかった。調査記録を適切に作成し保管するべきである。

4. 指定管理者の導入とその効果について

当施設については従来管理組合への委託であったものを指定管理者制度に移行している。 管理料は導入前 26,460 千円であったものが、第1回目の指定では 24,600 千円、第2回目 の指定では 22,122 千円と減少しており、経費の節減効果がわずかに認められる。

一方、当施設の利用料収入は平成 18 年度に 15,045 千円であったものが、平成 22 年度に は 9,751 千円と約 35%もの落ち込みとなっている。これは利用者数が 12 社から 9 社へ減少したことなどによる。

【意見】

もともと当施設は牛深漁港に併設された施設であり、水産加工会社だけが利用者である。 また、利用許可については、指定管理者は申込のとりまとめを年 1 回行うのみであり、許可そのものは県が直接行っている。 したがって、小規模専門施設に求められる「住民の平等な利用の確保」という選定項目にはそもそもなじまない性質の施設であり、「事業者によるサービスの質的向上」という選定の視点も当施設に限っていえば、安定的に事業が実施され、自然災害(台風、大雨など)の際の緊急出動や復旧の迅速性が重視されるであろう。

その意味で、危機管理とバックアップ体制を重視する選定方針は当施設の性質に沿った ものであり極めて妥当なものと判断される。

しかし、そうであれば従前地元の利用者で行っていた管理組合方式が最も妥当なものではないのかと考えられる。指定管理者制度を導入した意味はその点に関する限り薄弱なものと見受けられる。

他方、当施設を開設した理由が漁港の水質維持のために必要であるということがある。 確かに水質維持は必要なことであろう。しかし、利用者が限られているということを考え れば、このような施設は「受益者負担の原則」が求められるはずである。このことは公共 下水道の受益者負担の原則をみれば明らかである。

現状では利用者の利用料をはるかに上回る管理料が支出されているが、利用料の増加策や管理コストの削減等に関する議論が少ないように思われる。また、現状では経費と収入の差額を県が負担している形になっているが、収入と対比しない限り明らかにならない。

仮に、牛深漁港の水質保全を公共の利益と捉え、県が相応の負担を継続するのであれば、 そのような議論を尽くした上で利用料収入とかかった経費との差額を補助するなど、県が 負担しているコストが明確になる形での運営を行うことが望ましい。

15. 樋合漁港 漁港利用調整施設

I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

当該施設は、漁港内における秩序ある利用を図るため、漁船と遊漁船(プレジャーボート等)を分離収容することを目的とした、プレジャーボート専用の係留施設である。

また、漁業と海洋レクリエーション の共存及び漁港・漁村地域の活性化の ための地域振興の核となる施設であり、



ボートヤード等の民間施設と合わせ平成9年4月にオープンした。大型艇が係留可能な広い水域を有し、本格的なマリーナ施設となっている。

当該施設はレジャー施設の開発が盛んなころに、地域振興の効果も期待して建設計画が スタートしているが、バブル経済の崩壊等により、当初の計画よりも縮小した形でオープ ンしている。

ョットやモーターボートといったプレジャーボートの係留施設に、飲食店や宿泊所といった付帯施設を備えたものを一般にマリーナ(またはョットハーバー)と呼ぶ。自治体が建設して維持管理する公共マリーナと民間で経営されているマリーナがあり、現在合わせて全国に480施設近くあるとされている。

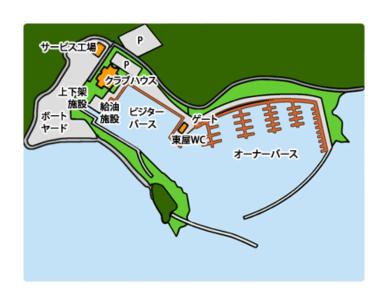
リゾート法の施行(平成元年)を契機に、バブルの時期も重なって全国各地でマリーナの建設が進んでいったが、その最中のバブル崩壊によって流れは一転し、計画の見直しや頓挫が相次ぐことになった。

マリーナの建設、維持には莫大な費用を要する上に、広い水域を使うことから漁業権の 問題をはじめとする海洋事情も重なり、現状では新規開業が難しい状況にある。

樋合漁港 漁港利用調整施設の概要

施設の名称	樋合漁港漁港利用調整施設
所在地	上天草市松島町合津字樋合
所管課	漁港漁場整備課
設置条例	熊本県漁港管理条例
設置目的	漁港内における秩序ある利用を図るため、漁船と遊漁船
成自口的	を分離収容することを目的とする施設。

16-30 o W H	平成9年4月 供用開始	
施設の沿革	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入	
施設内容・規模	・係留施設	
	オーナーバース A=1,741 m² (82 隻分)	
	ビジターバース L=280m	
	・水域施設	
	• 外郭施設	
	・附帯施設(駐車場、トイレ、休憩所、照明灯 等)	
	基本的に休業日は、4月1日から9月30日までは毎週水	
営業期間・時間	曜日、10月1日から翌年3月31日までは火、水曜日。	
	営業時間は、午前9時から午後5時まで。	
指定管理者	フィッシャリーナ天草㈱	
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 22 年度に指定)	



熊本県の所有施設はオーナーバース等の係留施設や防波堤であり、マリーナの建物等は主にヤマハ発動機(株)(フィッシャリーナ天草㈱の株主)が所有している。

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	フィッシャリーナ天草 株式会社
法人等の分類	県の出資法人であり、県の出資額は 161,000
伝入寺の刀類	千円
所在地	熊本県上天草市松島町合津 7500 番地
設立年月日	平成5年1月

代表者(県との関係の有無)	川端 祐樹(上天草市長)
	役員9名、従業員3名
	(県職員の出向:有)
役員、職員の状況	副社長:宮尾 尚(企画振興部地域・文化振興局長)
(県職員 OB、派遣の有無等)	取締役:真崎 伸一 (商工労働部新産業振興局長)
	取締役:高橋 雄二(天草地域振興局長)
	なお、全員非常勤役員である。
	マリーナ陸上・海上での舟艇管理等
	ボート、ヨット等の保管・販売・修理
主な事業内容	。マリン用品、船具等の販売
	。小型船舶免許取得の受付
	。レンタルボート
他の公の施設の指定管理業務の有無	有:三角波多マリーナ(県有施設)

フィッシャリーナ天草㈱は平成5年に開業している。同社は天草地域のレジャー開発、 及び漁船とレジャーボートの住み分けによるトラブルの防止を目的とした樋合漁港漁港 利用調整施設の管理業務を受託することを目的として設立されている。(同社の所管は地 域振興課である。)株主は以下のとおりである。

出資者	引受株式数	出資比率	引受総価額
熊本県	3,220 株	48.0%	161,000 千円
上天草市	1,400 株	20.9%	70,000 千円
ヤマハ発動機株式会社	1,330株	19.9%	66,500 千円
株式会社福岡銀行	300 株	4.5%	15,000 千円
株式会社マリーナジャパン	250 株	3.7%	12,500 千円
株式会社マスターマリン	100 株	1.5%	5,000 千円
天草漁業協同組合	98 株	1.5%	4,900 千円
有明町漁業協同組合	2 株	0.0%	100 千円
合計	6,700 株	100.0%	335,000 千円

熊本県は途中で出資割合を引き上げており(ヤマハ発動機の出資割合を下げている)、 現在は 48%となっている。

また、人員については、(株) マリーナジャパン (旧 (株) ベルポートジャパン) から出向者が2名きていたが、平成22年度で出向契約は解除となり、平成23年度から1名はフィッシャリーナ天草 (株)での雇用、もう1名はヤマハ発動機(株)からの出向者となっている。

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件であり、当該施設特有の資格要件は存在しない。

(2) 指定管理者募集スケジュール

①質問受付: 平成22年11月8日~11月19日

②説明会:平成22年11月16日

③申請書提出期間:平成22年11月29日~12月6日

④選定委員会開催:要項では平成22年12月開催予定(平成22年12月27日)

⑤指定管理者議決:平成23年2月24日(県議会議決)

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職	
外部 (委員長)	熊本県立大学名誉教授	
外部	税理士	
外部	熊本大学教育学部教授	
外部	元 天草漁協参事	
内部	農林水産部 部長	
内部	農林水産部 次長	
内部	農林水産部 漁港漁場整備課長	

選定委員の候補者についても、上記と同じであり、特に補欠委員等は考えていない。 選定委員の人選については、基本的には、前回の農林水産部選定委員会、近年の他部 局選定の委員会及び地元に精通している方から選定する方針をとっている。

②選定委員会の開催状況

平成22年12月27日1回のみ

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

	選定項目	審査項目	配点
事業計画書の内容が、住民の		施設の設置目的及び県が示した管理の方針	
	等な利用を確保すること	利用者にとって施設の平等な利用の確保	適・否
が、	できるものであるか。	利用有にとうて地蔵の十等な利用の権法	
		利用者の増加を図るための具体的手法及び期待	
	事業計画書の内容が、当	される効果	
1	該公の施設の効用を最大	サービスの向上を図るための具体的手法及び期	45 点
1	限に発揮させるものであ	待される効果	49 点
	るか。	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能	
		性	
	事業計画書の内容が、管	施設の管理運営に係る経費の内容	
2	理に係る経費の縮減が図		25 点
	られるものであるか。	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	
	事業計画書に沿った管理	 安定的な運営が可能となる人的能力	
3	を安定して行うために必	タだけな足音が、1860年の八月記グ	20 E
3	要な人員及び財政的基礎	安定的な運営が可能となる経理的基盤	30 点
	を有しているか。	類似施設の運営実績	
		合計	100 点

④審査結果

団体名	得点
指定管理者:フィッシャリーナ天草(株)	430 点
次 点:該当者なし	_

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

指定日: 平成 23 年 3 月 24 日

協定書締結日:平成23年3月24日

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

①平成18年4月1日~平成23年3月31日(5年間)

②平成23年4月1日~平成26年3月31日 (3年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料はなく、利用料金制が導入されている。

利用料金については条例等で決まっているが、宇土マリーナ等の近隣の同様の施設に 比して値段は高くなっている。現在のオーナーバースの利用率は3割程度(平成23年3 月末の在隻数)となっており、ビジターバースの利用率は21隻のキャパシティに対して 年間2,152隻(月平均179隻)である。宇土マリーナの方が後からできたことから、こ の施設が先にできていたら、フィッシャリーナ天草の停泊率はまだ下がっていた恐れが ある。

(単位:千円)

	平成 18 年 4 月~平成 23 年 3 月				
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
委託料	6, 758	6, 758	6, 604	6, 604	6, 604
利用者数(オーナーバース)	27 隻	34 隻	36 隻	34 隻	24 隻
利用率	33%	41%	44%	41%	29%
使用料収入	11, 259	11, 794	13, 055	11, 799	12, 775

注:第1期の指定管理期間は5年であったが、平成23年4月以降の第2期指定管理期間については、3年間の契約に変更となっている。

他には三角港波多マリーナ(熊本県の施設であり、所管課は港湾課、指定管理者は三 角町漁協フィッシャリーナグループ)が近隣に存在している。

<陸上艇置年間利用料>

艇全長	艇置区画利用料
~20ft	131, 250 円
21ft	143,850 円
22ft	156, 450 円
23ft	169,050 円
24ft	181,650円
25ft	194, 250 円
26ft	202,650 円
27ft	210,000円
28ft	220, 500 円
29ft	231,000 円
30ft~	問合せが必要

<海上艇置年間利用料>

14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-1			
バース名	艇置区画利用料	艇置上限 ft 数	
АВС	問合せが必要	60ft まで	
D	516,600円	44ft まで	
EFGH	378,000 円	36ft まで	
I	226, 800 円	30ft まで	

- ・契約は、1年・2年・月払いの3通りから選択できる。
- ・艇置料金は、1年に換算した場合 2年契約では1割安く、逆に月払い契約では1割高くなる。
- ・艇置料金の算定期間は1年及び2年契約では4月1日からとし、途中契約の場合は契約月からとなる。
- ・保証金は、1年及び2年契約の場合 初年度に1年契約の金額を預る。月払い契約の場合は2ヶ月分となる。
- ・陸置艇の場合は、上下架料と船台作成費が別途必要。
- ・本料金体系は、経済事情諸般の状況により改定を行う場合がある。

<ビジター利用料>

艇全長	4 時間以内	4 時間以上
25ft まで	1,050円	2,625 円
30ft まで	1,050円	3, 150 円
35ft まで	1,050円	3,675 円
40ft まで	1,575円	4, 200 円
45ft まで	1,575 円	4,775 円
50ft まで	1,575円	5,775 円
55ft まで	1,575円	6, 353 円

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①利用調整施設の維持管理及び運営に関する業務
- ②利用調整施設の使用の手続に関する業務
 - i. 使用許可に関する業務
 - ii.使用届出に関する業務
- ③利用調整施設の利用に係る料金に関する業務

- ④利用者に対しての必要な指導助言及び協力に関する業務
- ⑤利用調整施設の点検及び安全管理に関する業務(気象状況通報、入出港管理、施設 警備等)
- ⑥関係機関との連絡調整に関する業務
- (7)利用調整施設の利用促進のための広報に関する業務
- ⑧利用調整施設に隣接する臨港道路、漁港環境施設(遊歩道、便所、植栽等)及び附 帯施設(駐車場、照明灯)の維持管理に関する業務
- ⑨指定管理者が利用調整施設の管理上必要と認める業務
- ⑩その他

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項に おいて示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は、熊本県公の 施設の指定管理者制度に係る運用指針・準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

平成 18 年 4 月から指定管理者制度が導入されており、各年度での県が実施している管理 運営評価票でも特に指摘された事項はなく、指定管理者としても適切な管理運営がなされ ている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

利用者数や利用料金等について、翌月10日までの報告がなされる。また、年に一度決算報告がなされる。県による監査が年に一度、県監査委員会からの出資団体に対する監査が3年に一度、受託者の監査役による監査が年に2回実施されている。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 施設を県が運営する必要性について

「5. 指定管理の内容(2)指定管理料、利用料金等」でも記載しているとおり、年々オーナーバースの利用率は低下傾向にある。これは、基本的に利用者は富裕層であり、景気の悪化が影響しているものと考える。指定管理者の決算内容をみても、業績は芳しくない。

【意見】

(1) 利用料金について

熊本県内のフィッシャリーナ天草と同様の機能を持つ施設は、以下のとおりである。

熊本県のマリーナ・ヨットハーバー			係留
宇土マリーナ	熊本県宇土市下網田町 3084-1	0	0
スズキマリーナ熊本	熊本県宇城市三角町戸馳 11	0	0
肥後マリーナ	熊本県宇城市三角町戸馳 1065	0	×
オーランドマリーナ	熊本県上天草市大矢野町登立 3218-1	0	
成合津ヨットハーバー	熊本県上天草市大矢野町登立 7126	0	1
イースタンマリーナ	熊本県上天草市大矢野町登立 11275-19	0	×
シークルーズマリーナ	熊本県上天草市大矢野町中 4431-4	0	×
大矢野マリーナ	熊本県上天草市大矢野町中 10789-1	0	×
あまくさマリーナ	熊本県上天草市松島町阿村 5191	0	-
ヤマハパールマリーナ	熊本県上天草市松島町合津前島 6215-17	0	
フィッシャリーナ天草	熊本県上天草市松島町合津 7500	0	0
天草マリーナ	熊本県天草市瀬戸町 49	0	_
八代大島マリーナ	熊本県八代市大島町東浦	0	_
タスマリーナ	熊本県八代市大島町 4909	0	_
八代マリーナ	熊本県八代市港町 276	0	×
水俣マリーナ	熊本県水俣市早粟 930	0	_

このうち、近隣で競争関係にある、熊本県以外が経営している施設としては、宇土市が経営している「宇土マリーナ」があげられる。

(宇土マリーナの施設概要)

宇土マリーナは、宇土市が建設し、1998年(平成 10 年)に開業した。道の駅宇土マリーナの西側に隣接し、敷地は一体化している。

<主な施設 >

所在地:宇城市下網田町 3084-1

収容能力:233隻(うち係留33隻)

海上施設 : 桟橋 、揚陸施設

クラブハウス (宇土マリーナハウス) : オーナールーム 、レストラン

ヤード:ボートヤード、艇庫

(陸上艇置料金表)

艇全長	フィッシャリーナ天草	宇土マリーナ
~20ft	131, 250 円	126,000 円
21ft	143,850 円	138, 600 円
22ft	156, 450 円	151, 200 円

23ft	169, 050 円	163,800 円
24ft	181,650円	176, 400 円
25ft	194, 250 円	187, 950 円
26ft	202, 650 円	193, 200 円
27ft	210,000 円	200, 550 円
28ft	220, 500 円	207, 900 円
29ft	231,000 円	214, 200 円
30ft~	問合せが必要	221, 550 円

注:字土マリーナについては、1年間の艇置料を記載。

(海上係留料金表)

艇全長	フィッシャリーナ天草	宇土マリーナ
60ft まで	問合せが必要	462,000 円~735,000 円
44ft まで	516,600 円	378,000 円~451,500 円
36ft まで	378,000 円	315,000 円~367,500 円
30ft まで	226, 800 円	199,500 円~304,500 円

注: 宇土マリーナについては、1年間の係留料を記載している。

上記のように、全体的に近隣の同施設よりも使用料が高くなっている。

(2) 収益増加の努力について

全国的にみると、既存のマリーナにおいてもより幅広い集客を目指した事業の拡大が進んでいるようである。中古船舶の販売、グッズ販売、小型船舶免許取得の講習会実施、釣りやダイビング、サーフィン、海水浴などあらゆるマリンスポーツの愛好者が利用できる総合施設への転換等、収益の拡大を図るための努力がなされている。

フィッシャリーナ天草においても、コンサートの実施や、釣り大会の開催等、一般 利用者の拡大に向けた努力がなされている。また、オーナーバースの利用率の向上の ための施策として、利用料 3 ヶ月無料キャンペーン、紹介謝礼キャンペーン、各種割 引サービス等が実施されている。

しかし、年々利用者は減少する傾向にあり、景気が良くならない限りは、利用率の 改善は難しいと考える。

(3) 施設の継続について

施設の利用者は年々減少傾向にある。景気の悪化から、富裕層のレジャーに対する支

出が減少していることが影響していると考える。また、同様の施設が近隣に複数存在 しており、利用料的にも優位性がないことも影響していると考える。

当該施設はバブル経済期に計画されたものであり、経済全体として余裕のあった時代に多額の資金を投じて建設されている。しかし、当該施設を利用するのは基本的には富裕層であり、熊本県民の大半は利用する機会がない施設と考える。このような施設を維持するだけでも毎年 6 百万円を超える支出が必要であり、今後も熊本県の負担なく独立採算で営業をすることは期待できない。当該施設の継続について検討すべき時期にきていると考える。

2. 販売促進費の予算について

収入を伸ばすためには広告宣伝に費用を掛ける必要があるが、平成22年度の決算書に は広告宣伝費が84千円程度しかかけられていない。

【意見】

予算書においては、広告宣伝費として 200 千円~300 千円の予算を組んでいるが、最終的には 84 千円程度しか支出できていない。業績が苦しいことから最も短期的影響の少ない広告宣伝費を削って他の支出に充てているものと考える。

しかし、中長期的には広告宣伝を十分実施しなければ、将来における集客は期待できない。広告宣伝については必要以上に削減することのないよう、指定管理者との協議を 実施する必要がある。

3. 採点方法について

採点表は審査項目ごとに配点されており、5段階で評価したものを3倍にして点数化している。

【意見】

評価としては1段階の違いであっても、3倍されることから点差が開きやすくなる。また、審査において検討すべき内容として詳細な項目が記載されているが、これらの区分には配点されていないことから、各審査項目についてどのように評価されたのか詳細が分かりにくい状況にある。

今後は検討すべき内容ごとに配点し、より詳細な評価ができるよう採点表を工夫することが望まれる。

4. 指定管理者の財務内容

指定管理者の平成 21 年度の決算書において、売掛金の残高が 13,324 千円と、年間売上 高 63,061 千円の 5 分の 1 弱に達している。

【意見】

決算書においては前受収益が16,164千円計上されており、利用料については大半は前

受金で収受していると考えられることから、売掛金の残高は多く残らないと判断され、滞留債権の存在が疑われる。景気の悪化等から、利用料の滞納が発生している可能性があり、資金繰りを圧迫しているものと考える。

たとえ黒字化しても、資金が不足する場合、倒産のリスクがある。今後、熊本県の担当者も十分配慮し、資金繰りについて指定管理者にヒアリングを実施し、倒産のリスクを検討する必要があると考える。

16. 熊本港コンテナターミナル

熊本港コンテナターミナルは熊本港の港湾施設の一部である。

熊本港は昭和 48 年 12 月に港湾計画が策定され、翌昭和 49 年に重要港湾として指定され、以後、順次開発が行われてきた。現在では 5,000t 級の-7.5m 岸壁 1 バース、2,000t 級の-5.5m 岸壁 3 バース、700t 級の-4.5m 岸壁 2 バース ほか、フェリー施設、旅客船施設、荷さばき地 74,940 ㎡を有している。



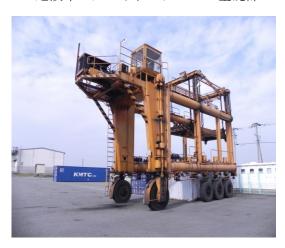
コンテナヤードと管理棟、貨物上屋



建設中のガントリークレーン基礎部



ジブクレーンとコンテナ



ストラドルキャリア

- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

熊本港コンテナターミナルの概要

施設の名称	熊本港コンテナターミナル	
所在地	熊本市新港2丁目2番	
所管課	土木部河川港湾局港湾課	
設置条例	熊本県港湾管理条例第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 号イ	
設置目的	熊本港で取り扱うコンテナ貨物の荷役及び保管	
	平成 11 年 5 月 供用開始	
施設の沿革	平成 11 年 7 月 コンテナ国際定期航路開設(釜山港間)	
	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入	
	ジブクレーン 1 基(吊上荷重 36.5 トン)	
	ストラドルキャリア 1 基(定格荷重 34 トン)	
	燻蒸上屋 1 棟(延床面積 269.69 ㎡)	
施設内容・規模	貨物上屋 1 棟(延床面積 5,300 ㎡)	
	管理棟 1 棟(延床面積 155.23 ㎡)	
	コンテナヤード(面積 19,500 ㎡)	
	その他、電源設備、消防設備等	
営業期間・時間	日曜祭日以外の日(コンテナ船寄港日は営業)	
日未 初 间 「时间	午前8時30分から午後5時まで	
指定管理者	くまもとファズ株式会社	
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 22 年度に指定)	
施設の利用状況(5年間)	下表のとおり	
(利用者数、利用料収入等)	「女のこねり	

※熊本港コンテナターミナルには上記のとおり、吊上荷重 36.5 トンのジブクレーンが 1 基 あるのみである。ジブクレーンは 1 点吊り下げ式であるため、コンテナの大きさ、荷重バランス等に合わせて吊り下げの都度調整が必要となるため、作業効率が悪いといわれている。このため、現在、ガントリークレーン導入の工事を行っている。

施設の利用状況

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
取扱コンテナ 数(TEU)	4,664	4,098	3,660	4,232	4,439
クレーン稼働 時間(時間)	202 h	163 h	140 h	145.5 h	116 h
クレーン稼働 率	17%	15%	15%	15%	9%
ストラドルキャ リア稼働時間	563 h	536.5 h	460.5 h	482 h	518.5 h

ストラドルキャ リア稼働率	77%	78%	80%	78%	78%
利用件数	789 件	827 件	837 件	804 件	871 件
利用料収入	19,377 千円	19,080 千円	17,929 千円	17,289 千円	20,212 千円

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	くまもとファズ株式会社	
汁 笠の八粨	県の外郭団体(第3セクター)で県の出資額	
法人等の分類	は 2,000 千円	
所在地	熊本市新港2丁目2番地	
設立年月日	平成7年8月14日	
代表者(県との関係の有無)	牛島 浩(県OB)	
役員、職員の状況	代表取締役のほか、取締役 1 名、監査役 1	
(県職員 OB、派遣の有無等)	名が県 OB である	
主な事業内容	荷役業務(45%)指定管理業務(55%)	
他の公の施設の指定管理業務の有無	なし	

※くまもとファズは平成 18 年 6 月の定時株主総会において減資の決議を行い、資本金を 15 億 35 百万円から 30 百万円に減資している。当初出資額は熊本県 4 億円、熊本市 4 億円、産業基盤整備基金 2.29 億円、地元企業 5.06 億円出資していた。減資後の発行済株式総数は 374 株、資本金 30 百万円であり、うち熊本県の保有株式数は 20 株、出資額は 2,000 千円、議決権保有割合は 5.35%となっている。

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件であり、港湾施設という特殊な施設の運用に関しての資格等は特段示されていない。

(2) 指定管理者募集スケジュール

募集スケジュールは以下のとおりである。

	平成 17 年度募集	平成 22 年度募集
募集要項公表	平成 17 年 9 月 29 日	平成 22 年 12 月 14 日
選定委員会開催	平成 17 年 12 月 22 日	平成 23 年 1 月 25 日
指定管理候補者選定	平成 17 年 12 月 28 日	平成 23 年 2 月 1 日
選定結果通知	平成 18 年 1 月 10 日	平成 23 年 2 月 2 日

県議会への議案提出	平成 18 年 2 月 28 日	平成 23 年 2 月 18 日
指定の告示	平成 18 年 3 月 24 日	平成 23 年 3 月 11 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

(第1回目選定:平成18年度~平成22年度)

区分	役職
外部	熊本大学工学部教授
外部 (※)	熊本大学教育学部教授
外部	弁護士
外部 (※)	公認会計士
内部	土木部長
内部	土木部次長
内部	土木部港湾課長

(第2回目選定:平成23年度~平成25年度)

区分	役職
外部	熊本大学大学院自然科学研究科教授
外部 (※)	熊本大学教育学部教授
外部 (※)	高等専門学校デザイン工学科教授
外部 (※)	税理士
内部	土木部長
内部	土木部次長
内部	土木部港湾課長

※は女性委員

外部委員は、主に地方港湾審議会の委員に選定されている外部有識者の中から選定した。

地方港湾審議会とは、港湾法第35条の2第1項の規定並びに熊本県地方港湾審議会条例に基づき設置された知事の諮問機関であり、15人の委員で構成されている。

地方港湾審議会の設置意義と指定管理者選定委員会の設置意義は必ずしも同一ではない。

しかし、委員会の中に一定割合以上女性を加えなければならないという制約があるため、審議会の委員の中で女性であることが委員選定の優先的な条件となっており、結果的にコンテナターミナル事業の内容と関係の薄い委員も選定されている。

②選定委員会の開催状況

平成 18 年度~平成 22 年度の指定に関する選考: 平成 17 年 12 月 22 日 平成 23 年度~平成 25 年度の指定に関する選考: 平成 23 年 1 月 25 日 いずれの選考とも選定委員会の開催は 1 回のみである。また、申請者は両回ともくまもとファズ株式会社 1 社のみであった。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	内容	酉己	点
住民の平等な利用の確保	施設の設置目的及び 県が示した管理の方 針	指定管理者申請書を提出す る理由は適切か 基本的な管理運営方針は適 切か	適・否	
	住民の施設の平等な 利用の確保	施設の平等な利用の確保の 考え方は適切か		
	利用者の増加を図る ための具体的手法及 び期待される効果	県のポートセールスへの協力・支援の努力がなされているか 港湾事業者等との連携は適切か 広報・誘客対策は適切か	10 点	
施設利用の最大限の発揮	サービスの向上を図 るための具体的手法 及び期待される効果	サービス向上の取組は適切 か 利用者意見の把握と対応は 適切か	15 点	35 点
	施設の維持管理の内 容、適格性及び実現の 可能性	施設点検、維持修繕の体制 及び方法は適切か 同種施設との連携は適切か	10 点	
	施設の管理運営に関 する経費の内容	提案価格の得点	15 点	
管理経費の縮減	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収支計画の実現可能性はあるか 収入支出の積算方法や根拠 は適切か	10 点	25 点

		組織体制は適切か		
		勤務体制は適切か		
	安定的な運営が可能	配置スタッフの資格等は適	1 医 占	
管理を安定して行	となる人的能力	切か	15 点	
う人的・財政的基		個人情報の取扱は適切か		30 点
礎		職員の研修計画は適切か		
	安定的な運営が可能	団体の財務状況は健全か	10 点	
	となる経理的基盤		10 点	
	類似施設の運営実績	運営実績はあるか	5点	
その他、当該施設		施設運営に関する専門的能		
の設置目的を達成	施設運営に関する専	力はあるか	10 点	10 点
するために必要と	門的能力		10 点	10 点
認められる事項				
	合計		100) 点

④審査結果

団体名	得点
指定管理者:熊本ファズ株式会社	448.9 点
次 点:応募なし	_

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(第1回目)

指定管理者の指定:平成18年3月24日 協定書の締結日:平成18年3月24日

(第2回目)

指定管理者の指定:平成23年3月11日 協定書の締結日:平成23年3月18日

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

- ①平成 18年4月1日~平成23年3月31日(5年間)
- ②平成23年4月1日~平成26年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

主な業務は以下のとおりである。

熊本港コンテナターミナルの管理業務に関する以下の事項

- ①港湾施設の利用調整及び管理に関する業務
- ②港湾施設の使用の許可に関する業務
- ③港湾施設の維持に関する業務
- ④その他指定管理者が港湾施設の管理上必要と認める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項に おいて示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は、運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

指定管理者は指定管理者制度導入前から管理を受託しており、指定管理者制度導入前後 で基本的な管理運営の方法に大きな変化はない。

コンテナターミナルは公の施設ではあるが、現状ではクレーン稼働率が9%に留まるなど、 施設のポテンシャルを十分に発揮しているとは言い難い。しかしながらコンテナ船の寄港 については指定管理者の運営努力ではいかんともしがたい側面もあるため、管理運営の水 準を図る指標として、クレーン及びキャリアについては平成14年度から平成16年度まで の年間平均稼働時間を、コンテナヤードについては同期間の平均年間蔵置コンテナ数をそ れぞれ管理水準の指標とすることとしている。

温土 K	年間の共	標の推移	コナロコ	$\vec{s} = 0$	しおり	である
비미 스스 ()	11 III V J 1 F	コルテ レノコ 田ガス	フレーレス I	. 0) (100	((())

目標値	年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
クレーン	233 h	202h	163h	140h	$145.5\mathrm{h}$	116h
キャリア	611 h	563h	536.5h	460.5h	482 h	518.5h
蔵置コンテナ数	5,020TEU	4,664TEU	4,098TEU	3,660TEU	4,232TEU	4,439TEU

過去 5 年間の実績を見る限り全ての目標値について目標が達成されたことはなく、現 実には利用の減少傾向にある。特にジブクレーンについては作業効率の悪さもあり、利 用の減少が著しい。

なお、平成22年度のクレーン稼働時間の減少は、5月から9月まで泊地しゅんせつを 実施したことに伴い、その間の荷役作業を八代港に切り替えたためである。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況 各年度の立ち入り調査実施は以下のとおりである。

平成 19 年度 平成 19 年 8 月 8 日 平成 20 年 2 月 19 日

平成20年度 平成20年9月9日 平成21年3月4日

平成21年度 平成21年9月8日 平成22年3月2日

平成 22 年度 平成 22 年 9 月 9 日 平成 23 年 3 月 17 日

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 指定管理者制度の必要性について(八代港コンテナターミナル共通)

港の管理は、地方自治体又は港湾管理者として設立された法人が港湾管理者となり管理 運営を行うこととされている。港湾は道路、空港などと並ぶ社会的インフラのひとつであ り、極めて重要な公の施設であると言える。

熊本県では八代港と熊本港及び三角港が重要港湾に指定され、それぞれ県内外に対する 物流の拠点として重要な役割を果たしており、平成18年度以前、熊本港と八代港の両港に ついては県が直接管理していた。

【意見】

指定管理者制度導入以前と比較すると従前の委託料よりも指定管理料は引き上げられ、2回目の選定となる平成 23 年度以降についてはさらに引き上げられている。

港湾のコンテナ施設を直接利用するのは運送業者であり、一般的には旅客施設を除き、住民一般が直接的に利用するわけではなく、その意味では広く住民一般が利用する際の利便性、質の向上とは関係のない施設である。また、特定の業者である利用者についてみると、過去 5 年間の取扱量は全体的に減少傾向にあり、利便性、質の向上により利用が増加していると言える状況ではない。

指定管理者の募集状況についても、応募は従前から委託を受けていた 1 社のみであり、 今後とも他に参加を表明する企業等があるとは見込めないとのことである。その意味では 民間ノウハウの導入により利便性を向上できる性質の施設ではないと考えるべきである。

このように考えると両港のコンテナターミナルは、県が多額の資金を投入して整備し、 毎年利用料収入を上回る指定管理料を支出してまで維持しなければならない施設、すなわ ち、インフラとしての必要性から、公費を投入して維持すべき政策的施設であると考える。

そのような施設であれば、委託料として県がその支出内容に強く関与するほうが、より 施設の性格に合致するのではないかと考える。

指定管理者導入前は委託業務であったため、委託内容と受託料が明示されていた。しか し、指定管理者制度導入後は指定管理者の側から独自に管理運営内容を考慮し、指定管理 料を提示する方式に変わっている。

このため、八代港コンテナターミナルの結果で述べたように、県で積算した事業に係る

支出と実際の支出目的が異なっていても、仕様書の要件を満たす限りそれは指定管理者の 裁量の範囲となってしまう。しかも利用の拡大、施設の有効利用にはつながっていない。

逆に、指定管理者の側からは、指定管理料の基準価格が示されるのみであるので、県が どのような内容の経費にどの程度の発生を見込んでいるのか分からない。

このような状態で、県の施策目標が経済的、有効的に達成できるのか疑問である。

現状では、熊本港コンテナターミナルは公の施設ではあるものの、必ずしも指定管理者 制度を導入しなければならない施設であるとは考えにくい。

2. 港湾整備、管理運営の今後のあり方について(八代港コンテナターミナル共通)

港湾法によって港湾の維持管理を行えるのは港湾管理者として設立された法人又は地方 自治体のみと定められている。したがって、港湾設備を直ちに民間に譲渡することはでき ないとされてきた。このため、県が港湾施設を整備し、運営に係る毎年の赤字を負担して きた。

また、協定書によれば、今後の施設の更新投資については重要な施設設備の更新は県が行うこととなっている。一例として、ストラドルキャリアは両港とも平成 11 年 5 月に導入されているが、耐用年数は 10 年(運輸に附帯するサービス業用設備)とされているので更新の時期を迎えている。今後はそのような更新投資に係る費用負担も考慮しなければならない。しかし、現状で県に多額の設備投資を行う余裕はない。

【意見】

平成23年8月に港湾法が一部改正され、従来は地方自治体等の港湾管理者が起債事業等で行っていたコンテナヤードの整備を国の直轄事業の対象とした。これによって港湾利用者の費用負担が引き下がることが期待されている。

また、港湾運営会社制度が創設され、地方自治体や埠頭公社などが行っていた港湾の運営を一元的に担う「港湾運営会社」を 1 つの港に 1 社に限って指定することができるようになった。この制度は、国際戦略港湾(5 港)と国際拠点港湾(18 港)に導入される。

具体的には岸壁などの下物は国や港湾管理者が整備し、港湾運営会社に対して貸し付ける。港湾運営会社はその施設の料金決定権を確保し、利用者から料金を徴収する一方、荷主・船社等へ戦略的に営業活動ができるようになることが期待されている。この場合、ガントリークレーンなどの上物も港湾運営会社が整備することになる。

このような港湾法の改正を受けて、地方港湾でも民営化の動きが始まっている。横浜港、 名古屋港等では平成 23 年度中にも民営化の準備を終えるようである。

現状では民営化の動きは限られた港湾のみであるが、いずれ地方港湾全体にも民営化の 流れがくることも予想される。指定管理者制度の枠にとらわれることなく、将来の民営化 を見据えた両港の将来図を構想しておくことが必要だと考える。

17. 三角港波多マリーナ



- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

三角港波多マリーナの概要

三角港波多マリーナ		
宇城市三角町波多字郷開 2846-115		
土木部河川港湾局港湾課		
熊本県港湾管理条例第17条第1項及び第18条第1号ウ		
三角港周辺のプレジャーボート等の収容を行い、放置艇の		
発生等を防止するために設置		
平成 15 年 7 月 供用開始		
平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入		
海上係留能力 62 隻		
原則として毎週水曜日を除く毎日		
午前9時から午後5時まで		
三角町漁協フィッシャリーナグループ		
変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)		
下半のしたり		
下表のとおり		

年度	平成 18 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
長期係留施設	44 件	44 件	45 件	44 件	44 件
短期係留施設	8件	15 件	26 件	46 件	22 件
利用料収入	5,833 千円	5,896 千円	6,442 千円	6,639 千円	6,502 千円

※長期係留施設の利用件数は使用許可の発行件数である(買換え分を含まない) 短期係留施設の利用件数はビジター利用、コインタイマー利用の件数である

2. 指定管理者の概要

現在の指定管理者は三角町漁業協同組合とフィッシャリーナ天草株式会社との共同事業体となっており、三角町漁業協同組合が代表団体となっている。

なお、フィッシャリーナ天草株式会社については、「15. 樋合漁港漁港利用調整施設の2. 指定管理者の概要」(150 頁) に記載しているため、以下代表団体である三角町業港共同組合について記載する。

指定管理者の名称	三角町漁業協同組合
法人等の分類	協同組合
所在地	宇城市三角町三角浦 1160-153
設立年月日	平成6年5月24日
代表者(県との関係の有無)	代表理事組合長 坂本勝蔵
17数有(原との関係の有無)	(県との関係はない)
役員、職員の状況	役員 12 名、職員 4 名、パート 2 名
(県職員 OB、派遣の有無等)	(県職員 OB の在籍や、派遣はない)
主な事業内容	漁協(共済事業、購買事業)
他の公の施設の指定管理業務の有無	共同事業者であるフィッシャリーナ天草㈱は「樋合
他の公の他成の相及自生未務の有無	漁港漁港利用調整施設」の指定管理者となっている

3. 指定管理者の選定手続

(1) 申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9 頁参照)に示された一般的な要件である。

(2) 指定管理者募集スケジュール

募集スケジュールは以下のとおりである。

	平成 17 年度募集	平成 20 年度募集
募集要項公表	平成 17 年 9 月 29 日	平成 20 年 11 月 4 日
選定委員会開催	平成 17 年 12 月 22 日	平成 20 年 12 月 19 日

指定管理候補者選定	平成 17 年 12 月 28 日	平成 21 年 1 月 15 日
選定結果通知	平成 18 年 1 月 10 日	平成 21 年 1 月 26 日
県議会への議案提出	平成 18 年 2 月 28 日	平成 21 年 2 月 23 日
指定の告示	平成 18 年 3 月 24 日	平成 21 年 3 月 27 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

平成 17 年度募集時

区分	役職
外部	熊本大学名誉教授
外部 (※)	熊本大学教育学部教授
外部	弁護士
外部 (※)	公認会計士
内部	土木部長
内部	土木部次長
内部	土木部港湾課長

平成 20 年度募集時

区分	役職
外部	熊本大学名誉教授
外部 (※)	熊本大学教育学部教授
外部 (※)	高等専門学校デザイン工学科教授
外部 (※)	税理士
内部	土木部長
内部	土木部次長
内部	土木部港湾課長補佐

※は女性委員

②選定委員会の開催状況

1回目 平成17年12月22日

2回目 平成20年12月19日

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

(1回目)

選定項目	審査項目	配点	
住民の平等な利用の確保	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	適・否	
ができるものであるか	住民の施設の平等な利用の確保	迴 • 台`	
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待さ		
	れる効果		
施設利用の最大限の発揮	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待	35 点	
	される効果		
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
管理経費の縮減	施設の管理運営に関する経費の内容	25 点	
官·连柱負 少相/败	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	29 点	
管理を安定して行う人	安定的な運営が可能となる人的能力		
的・財政的基礎を有してい	安定的な運営が可能となる経理的基礎	30 点	
るか	類似施設の運営実績		
その他、当該施設の設置目			
的を達成するために必要	施設運営に関する専門的能力	10 点	
と認められる事項			
	合計	100 点	

(2回目)

選定項目	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	適・否
ができるものであるか	住民の施設の平等な利用の確保	
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待さ	
	れる効果	
施設利用の最大限の発揮	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待	40 点
	される効果	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
収支計画の内容が実現可	施設の管理運営に関する経費の内容	
能であり、積算方法や根拠	四寸計画の内容 海牧州下が守珥の可能州	15 点
は適正か	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	
管理を安定して行う人員	安定的な運営が可能となる人的能力	
及び財政的基礎を有して	安定的な運営が可能となる経理的基礎	30 点
いるか	類似施設の運営実績	
その他、当該施設の設置目		
的を達成するために必要	施設運営に関する専門的能力	15 点
と認められる事項		

100 点

④審査結果

(1回目)

団体名	得点
指定管理者:三角町漁協フィッシャリーナグループ	527.5 点
次 点:A団体	439.1 点

(2回目)

団体名	得点
指定管理者:三角町漁協フィッシャリーナグループ	536 点
次 点:応募なし	_

(1回目)

選定項目	審査項目	配点	指定	次点
住民の平等な利用の確保	施設の設置目的及び県が示した 管理の方針 住民の施設の平等な利用の確保	適・否	適	適
施設利用の最大限の発揮	利用者の増加を図るための具体 的手法及び期待される効果 サービスの向上を図るための具 体的手法及び期待される効果 施設の維持管理の内容、適格性及 び実現の可能性	245 点	216 点	181 点
管理経費の縮減	施設の管理運営に関する経費の 内容 収支計画の内容、適格性及び実現 の可能性	175 点	61.5 点	52.1 点
管理を安定して行 う人的・財政的基 礎	安定的な運営が可能となる人的 能力 安定的な運営が可能となる経理 的基盤 類似施設の運営実績	210 点	184 点	148 点
その他、当該施設 の設置目的を達成 するために必要と	施設運営に関する専門的能力	70 点	66 点	58 点

認められる事項				
	合計	700 点	527.5 点	439.1点

選定委員会議事録によれば、選定の理由として挙げられているのは、以下の点であった。

- ①県が行う三角港周辺の放置艇対策に関する三角町漁協の協力体制が評価できる。
- ②各種情報提供や海上でのトラブル時の対処策など、利用者に対するサービス内容が評価できる。
- ③グループ内での人員配置の流動化により経費削減が期待できる。
- ④フィッシャリーナ天草のマリーナ運営の実績や能力が評価できる。
- ⑤個人情報保護に関する対策内容が具体性・実現性があり、評価できる。
- ⑥漁業者との調整能力が評価できる。
- ⑦三角町漁業協同組合、フィッシャリーナ天草(株)ともに財務的基盤が安定している。 財務的安定性という観点からは、指定管理者は資本金を食いつぶしている状況で、資 本金が大きいため手元流動性は大きいが、営業損失が発生している。財政状況だけ見る と、指定管理者よりも良好な候補者があった。次点の応募者の財務状況も経常損失が発 生し、売掛債権回転期間も前期比で 0.5 ヶ月延びており、決して安定的とは言えない状況 である。

運営実績、漁業者との調整能力に関しては、施設の効用の最大化及び専門的能力の両項目とも、指定管理者が最も高い評価を得ている。

(2回目)

選定項目	選定項目審査項目		指定	次点
住民の平等な利用の確保	施設の設置目的及び県が示した管理の方針 住民の施設の平等な利用の確保	適・否	適	_
施設利用の最大限の発揮	利用者の増加を図るための具体的 手法及び期待される効果	70 点	52 点	_
	サービスの向上を図るための具体 的手法及び期待される効果	105 点	87 点	_
	施設の維持管理の内容、適格性及 び実現の可能性	105 点	81 点	_
管理経費の縮減	収入支出の積算方法や根拠は適切 か 収支計画の内容、適格性及び実現 の可能性	105 点	78 点	_

管理を安定して行	安定的な運営が可能となる人的能 力	105 点	78 点	_
う人的・財政的基 礎	安定的な運営が可能となる経理的 基盤	70 点	44 点	_
	類似施設の運営実績	35 点	29 点	_
その他、当該施設 の設置目的を達成 するために必要と 認められる事項	施設運営に関する専門的能力	105 点	87 点	_
	合計	700 点	536 点	_

配点基準が若干変更されている。変更された理由は施設の性質上、施設運営に関する専門的能力をより重視したためとのことである。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(第1回目)

指定管理者の指定:平成18年3月24日 協定書の締結日:平成18年3月24日

(第2回目)

指定管理者の指定:平成21年3月27日 協定書の締結日:平成21年3月16日

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

①平成 18年4月1日~平成 21年3月31日 (3年間)

②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

当施設は利用料金制をとっており、利用料金は熊本県港湾管理条例別表第 1 に掲げる使用料に 1.3 を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を受けて設定することとされている。現行の使用料は以下のとおりである。

使用施設	区分	使用料	備考
長期使用浮桟橋	船長 5m以下	82,420 円	年間使用料
	船長 5mを超え 7.5m以下	115,920 円	IJ
	船長 7.5mを超え 9m以下	139,104 円	IJ

	船長 9mを超えるもの	139,104 円に 0.3mごとに つき 4,410円を加算した額	"
短期使用浮桟橋	1日につき	2,100 円	

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- 三角港波多マリーナの管理運営に関する業務で以下の業務を行う。
- ①マリーナにある港湾施設の利用調整及び管理に関する業務
- ②マリーナにある港湾施設の使用の許可に関する業務
- ③マリーナにある港湾施設の維持に関する業務
- ④その他、指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項に おいて示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・準 則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

指定管理者導入後においても長期係留の使用許可にほとんど変化は見られない。短期係留については、平成 18 年度と比較すると増加してきていたが、平成 22 年度では減少に転じた。

管理運営に関して、事業報告書は毎年度適切に提出されている。また、管理運営評価票では平成 21 年度以降、利用実績が長期、短期とも目標値を満たしており良好と評価されている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

毎年度立入調査を実施しており、実施日はそれぞれ以下のとおりである。

平成 19 年度 平成 19 年 8 月 2 日 平成 20 年 2 月 19 日

平成 20 年度 平成 20 年 9 月 11 日 平成 21 年 3 月 4 日

平成21年度 平成21年9月8日 平成22年3月2日

平成 22 年度 平成 22 年 9 月 7 日 平成 23 年 3 月 14 日

立入調査の結果、重大な管理上の問題は指摘されていない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 三角港波多マリーナの多角的利用促進について

三角港波多マリーナは三角港周辺のプレジャーボート等の収用を行い、放置艇の発生を 防止するために設置された施設である。

本施設の管理運営については「熊本県港湾管理条例」第17条において、指定管理者に管理を行わせることが出来る旨規定されている。また、指定管理者の業務については八代港コンテナターミナル、熊本港コンテナターミナル、水俣港緑地などと並んで同条例第18条において、「港湾施設の利用調整及び管理に関する業務」を行うものと規定されている。

また、指定管理の内容については、上記「I-5. 指定管理の内容(3) 指定管理者が行う業務の内容等」で述べたように、マリーナにある港湾施設の利用調整、使用許可、維持管理などが指定されている。

【意見】

三角港波多マリーナと同種の施設として、宇城市が所有する「宇土マリーナ」がある。 宇城市のホームページによれば、宇城市では宇土マリーナについて指定管理者制度を導入 している。

宇城市のホームページで同市の例規集を閲覧したところ、宇城市では宇土マリーナの設置に当たり「宇土マリーナ条例」を定めている。同条例では宇土マリーナの設置目的として、「海洋性スポーツやレクレーション活動を通じて海に親しむ機会や憩いの場の提供により、市民の健康増進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。」と規定している。また、その利用については単にマリーナの港湾施設の使用許可だけでなく、催し物、物品の展示・販売など、多角的な利用を可能にしている。

宇土マリーナの場合は「道の駅」を併設し広大な敷地を有しているなど、波多マリーナとは施設の性質そのものが異なる部分があるため、一概に両者を同列に考えることはできない。

しかし、不特定多数の住民の福祉の向上に寄与するという公の施設の意義と、波多マリーナが利用料金制をとっており、ある意味で独立採算的な指定管理の方法によっていることを考え合わせれば、将来的にはマリーナの使用許可や維持管理に止まらず、多角的な利用を可能にし、施設の効用をよりいっそう高めることの検討も必要と考える。条例の改正等が必要になる可能性もあり、簡単ではないだろうが、指定管理の内容、仕様について検討することが望まれる。

18. 八代港コンテナターミナル

八代港コンテナターミナルは八代港の港湾施設の一部である。

八代港は昭和 34 年に重要港湾に指定され、昭和 40 年に-9m及び-7.5mの外港地区岸壁 1 バースが整備された。その後、昭和 48 年には-10mの第 1 バースが完成し、昭和 57 年、平成 7 年の港湾計画改定を経て、平成 9 年に-12mの第 2 バースが完成した。

八代港コンテナターミナルは八代港の荷揚げ場として整備され、平成 11 年に供用開始され今日に至っている。



コンテナヤードと管理棟



コンテナヤードとストラドルキャリア

- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

八代港コンテナターミナルの概要

施設の名称	八代港コンテナターミナル		
所在地	八代市新港町 3 丁目 12 番		
所管課	土木部河川港湾局港湾課		
設置条例	熊本県港湾管理条例第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 号ア		
設置目的	八代港で取り扱うコンテナ貨物の荷役及び保管		
	平成 11 年 5 月 供用開始		
施設の沿革	平成 11 年 6 月 コンテナ国際定期航路開設(釜山港間)		
	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入		

	ガントリークレーン 1 基(吊上荷重 44.5 トン)
施設内容・規模	ストラドルキャリア 1 基(定格荷重 34 トン)
	管理棟 1 棟(延床面積 228.94 ㎡)
	コンテナヤード(面積 21,450 ㎡)
	その他、電源設備等
冷光 期間,	日曜祭日以外の日(コンテナ船寄港日は営業)
営業期間・時間	午前8時30分から午後5時まで
指定管理者	八代港運株式会社
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 22 年度に指定)
施設の利用状況(5年間)	T=のしわり
(利用者数、利用料収入等)	下表のとおり

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
取扱コンテ ナ数(TEU)	11,399	13,238	11,305	8,181	11,615
クレーン稼 働時間	311 h	347 h	337 h	239 h	330 h
クレーン稼 働率	37%	34%	33.1%	40.7%	43.7%
ストラドル キャリア稼 働時間	923 h	985 h	868 h	644 h	686 h
キャリア稼 働率	100%	100%	100%	100%	100%
利用件数	1,151 件	1,146 件	1,137 件	861 件	737 件
利用料収入	29,578 千円	32,064 千円	28,736 千円	21,836 千円	26,960 千円

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	八代港運株式会社
法人等の分類	民間事業者
所在地	八代市新港町2丁目4番地3
設立年月日	昭和 39 年 7 月 15 日
代表者 (県との関係の有無)	松木直子(県との関係はない)
役員、職員の状況	なし
(県職員 OB、派遣の有無等)	

ナね事業内容	一般港湾運送業、港湾荷役業、一般貨物自動	
主な事業内容	車運送、通関業、船舶代理店業	
他の公の施設の指定管理業務の有無	なし	

※八代港運株式会社は八代港を利用する団体で組織された「八代港コンテナターミナル運営協会」の会員であり、指定管理者応募時は同協会の会長の会社であった。また、応募に当たっては同協会会員の同意のもとで応募している旨が申請書に記載されている。

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集 (9 頁参照) に示された要件であり、港湾施設という特殊な施設の運用に関しての資格要件等は特段示されていない。

(2) 指定管理者募集スケジュール

募集スケジュールは以下のとおりである。

	平成 17 年度募集	平成 22 年度募集
募集要項公表	平成 17 年 9 月 29 日	平成 22 年 12 月 14 日
選定委員会開催	平成 17 年 12 月 22 日	平成 23 年 1 月 25 日
指定管理候補者選定	平成 17 年 12 月 28 日	平成 23 年 2 月 1 日
選定結果通知	平成 18 年 1 月 10 日	平成 23 年 2 月 2 日
県議会への議案提出	平成 18 年 2 月 28 日	平成 23 年 2 月 18 日
指定の告示	平成 18 年 3 月 24 日	平成 23 年 3 月 11 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

平成 17 年度募集時

区分	役職
外部	熊本大学工学部教授(工学部)
外部 (※)	熊本大学教育学部教授
外部	弁護士
外部 (※)	公認会計士
内部	土木部長
内部	土木部次長
内部	土木部港湾課長

平成 22 年度募集時

区分	役職
外部	熊本大学大学院自然科学研究科教授
外部 (※)	熊本大学教育学部教授
外部 (※)	高等専門学校デザイン工学科教授
外部 (※)	税理士
内部	土木部長
内部	土木部次長
内部	土木部港湾課長

※は女性委員

外部委員は主に地方港湾審議会の委員に選定されている外部有識者の中から選定した。 地方港湾審議会とは、港湾法第35条の2第1項の規定並びに熊本県地方港湾審議会条例 に基づき設置された知事の諮問機関であり、15人の委員で構成されている。

地方港湾審議会の設置意義と指定管理者選定委員会の設置意義は必ずしも同一ではない。 しかし、委員会の中に一定割合以上女性を加えなければならないという制約があるため、 審議会の委員の中で女性であることが委員選定の優先的な条件となっており、結果的にコ ンテナターミナル事業の内容と関係の薄い委員も選定されている。

②選定委員会の開催状況

平成 18 年度~平成 22 年度の指定に関する選考: 平成 17 年 12 月 22 日 平成 23 年度~平成 25 年度の指定に関する選考: 平成 23 年 1 月 25 日

いずれの選考とも選定委員会の開催は 1 回のみである。また、申請者は両回とも八代港 運株式会社 1 社のみであった。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	内容	配点
住民の平等な利用の確保	施設の設置目的及び 県が示した管理の方 針	指定管理者申請書を提出する理由は適切か 基本的な管理運営方針は適切か	適・否
	住民の施設の平等な 利用の確保	施設の平等な利用の確保の 考え方は適切か	

	合計		100	点
認められる事項				
するために必要と	門的能力	力はあるか	10 11/1	10 11/1
の設置目的を達成	施設運営に関する専	施設運営に関する専門的能	10 点	10 点
その他、当該施設				
	類似施設の運営実績	運営実績はあるか	5点	
	安定的な運営が可能 となる経理的基盤	団体の財務状況は健全か	10 点	
礎		職員の研修計画は適切か		
う人的・財政的基		個人情報の取扱は適切か		30 点
管理を安定して行	となる人的能力	切か	10 点	
	安定的な運営が可能	配置スタッフの資格等は適	15 点	
		勤務体制は適切か		
		組織体制は適切か		
	性	は適切か		
	格性及び実現の可能	収入支出の積算方法や根拠	10 点	
管理経費の縮減	収支計画の内容、適	るか	10 -	25 点
		収支計画の実現可能性はあ		
	施設の管理運営に関 する経費の内容	提案価格の得点	15 点	
	の可能性	同種施設との連携は適切か		
	容、適格性及び実現	及び方法は適切か	10 点	
	施設の維持管理の内	施設点検、維持補修の体制		
	及び期待される効果	適切か		
	るための具体的手法	 利用者意見の把握と対応は	15 点	
の発揮	サービスの向上を図	か		30 /m
施設利用の最大限		サービス向上の取組は適切		35 点
		広報・誘客対策は適切か		
	び期待される効果	俗信事業有等との連携は週 切か		
	ための具体的手法及	港湾事業者等との連携は適	10 点	
	利用者の増加を図る	力・支援の努力がなされているか		
		県のポートセールスへの協力・大学で		

④審査結果

(第1回目選定)

団体名	得点
指定管理者:八代港運株式会社	466.7 点
次 点:応募なし	_

(第2回目選定)

団体名	得点
指定管理者:八代港運株式会社	454 点
次 点:応募なし	_

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(第1回目)

指定管理者の指定:平成18年3月24日 協定書の締結日:平成18年3月24日

(第2回目)

指定管理者の指定:平成23年3月11日 協定書の締結日:平成23年3月18日

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

- ①平成 18年4月1日~平成23年3月31日(5年間)
- ②平成23年4月1日~平成26年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

第1回目指定

対象年度	委託料の額
平成 18 年度	30,363 千円(うち消費税等の額 1,445 千円)
平成 19 年度	30,363 千円(うち消費税等の額 1,445,千円)
平成 20 年度	30,363 千円(うち消費税等の額 1,445 千円)
平成 21 年度	30,363 千円(うち消費税等の額 1,445 千円)
平成 22 年度	30,363 千円(うち消費税等の額 1,445 千円)

第2回目指定

対象年度	委託料の額
平成 23 年度	33,201 千円(うち消費税等の額 1,581 千円)
平成 24 年度	33,201 千円(うち消費税等の額 1,581 千円)
平成 25 年度	33,201 千円(うち消費税等の額 1,581 千円)

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

主な業務は以下のとおりである。

八代港コンテナターミナルの管理業務に関する以下の事項

- ①港湾施設の利用調整及び管理に関する業務
- ②港湾施設の使用の許可に関する業務
- ③港湾施設の維持に関する業務
- ④その他指定管理者が港湾施設の管理上必要と認める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項に おいて示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・準 則例示集(11頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

管理運営の状況は業務報告書等により確認している。

指定管理者が代表会社であったグループは指定管理者制度導入前から管理を受託しており、指定管理者制度導入前後で基本的な管理運営の方法に大きな変化はない。

コンテナターミナルは公の施設ではあるが、現状ではクレーン稼働率が 43%に留まるなど、施設のポテンシャルにはまだ余裕がある。しかしながらコンテナ船の寄港については指定管理者の運営努力ではいかんともしがたい側面もあるため、管理運営の水準を図る指標として、クレーン及びキャリアについては平成 14 年度から平成 16 年度までの年間平均稼働時間を、コンテナヤードについては同期間の平均年間蔵置コンテナ数をそれぞれ管理水準の指標とすることとしている。

過去5年間の指標の推移は以下のとおりである。

目標値	年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
クレーン	377 h	311h	347h	337h	239 h	330h
キャリア	1152 h	923h	985h	868h	644 h	686h
蔵置コンテナ数	13,857TEU	11,999TEU	13,238TEU	11,305TEU	8,181TEU	11,615TEU

過去5年間において、設定された目標値に達したことは一度もない。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況 毎年度の立ち入り調査実施

平成 19 年度 平成 19 年 7 月 24 日 平成 20 年 2 月 20 日実施

平成20年度 平成20年9月18日 平成21年3月5日実施

平成 21 年度 平成 21 年 9 月 15 日 平成 22 年 3 月 4 日実施

平成 22 年度 平成 22 年 9 月 10 日 平成 23 年 3 月 15 日実施

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 指定管理料の見積と経費発生実績について

指定管理者が保管している帳票を閲覧したところ、以下の事実が確認された。

- (1) 責任者(管理職)以外の補助者に係る時間外手当が頻繁に発生している。
- (2)業務日誌には、役付手当が支給されている者(管理職扱い)の押印、記述等が一切ない。
- (3) 人件費に関する見積と実際支給額との間で相当の乖離が認められる。

【指摘事項】

- (1) 責任者(管理職)以外の補助者に係る時間外手当が頻繁に発生しており、当該時間 外勤務の発生事実を確認できる資料は勤務表に記載された自己申告による時間外勤務実 績のみである。時間外の発生に当たって責任者の承認等が行われておらず、業務を効率 的に実施した上での時間外勤務なのかどうか判定できない。
- (2)業務日誌には、役付手当が支給されている者(管理職扱い)の押印、記述等が一切ない。指定管理者の担当者に責任者がどのような業務を行っているのか質問したところ、全般的な管理及び営業活動を行っているとのことであった。

指定管理者に示された仕様書では、指定管理者が配置すべき人員は、責任者として利用調整・許可事務を行う者 1 名、施設の点検・指導監督要員 1 名、業務補助要員 1 名となっている。また、指定管理者が指定申請の際に提出した事業計画書では、県のポートセールスへの協力・支援及びサービス向上の取組みとして港湾業者とのコミュニケーションや荷主・企業からの情報収集を通じた利用者意見の把握と対応があげられている。

しかし、これらの営業的側面の活動結果を表す帳票(営業日誌等)は確認できず、事業報告書においてもそのような活動結果に関する記述はない。また、実際の利用実績にもこれらの活動の成果は現れていない。

これらのことから、指定管理者の責任者が行っている業務は県が指定管理者側に期待した職能と異なっている可能性が高い。

(3) 人件費に関する見積と実際支給額との間で相当の乖離が認められ、人件費見積積算 総額 10,578 千円に対して、平成 22 年度支給実績では 9,943 千円 (法定福利費を含まな い)となっており、630 千円の差異(経費マイナスの有利差異)が生じている。しかし人 員別の見積実績比較では責任者の給与等で 1,918 千円の有利差異、補助者の給与等で 1,283 千円の不利差異となっており、補助者に係る人件費分の負担が大きくなっている。

以上の事項を総括すると、指定管理者の指定管理料の基準価格算定において行った人件 費発生見積と人件費の実際の発生態様に大きな差異があるものと判断される。このことは、 指定管理者が必要と認めて行っている実際業務のあり方と県が期待した業務内容との差異 であると考えられるので、今後指定管理料の基準額見積に当たっては、実際の業務内容を 正しく反映できるような見積を行うべきである。

また、「指定管理者制度の必要性について」及び「港湾整備、管理運営の今後のあり方について」に関しては、「16. 熊本港コンテナターミナルのⅡ. 監査の結果及び意見」(168頁)に記載している。

19. 水俣港緑地



I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

1. 旭秋》列风安			
施設の名称	水俣港緑地		
所在地	水俣市汐見町1丁目 231 番地 12 ほか		
所管課	土木部河川港湾局港湾課		
設置条例	熊本県港湾管理条例 17 条第 1 項及び同第 18 条第 1 号エ		
	当該緑地は水俣湾の海底に沈殿した水銀を封じ込めるた		
	め、埋立、造成された土地に整備されており、地域再生の		
設置目的	拠点として、「環境」と「健康」をテーマに障がい者や高		
	齢者等の誰もが共に集い憩える緑地として位置付け住民		
	サービスの向上を図る。		
施設の沿革	平成9年~平成13年 順次供用開始		
地取り行事	平成 22 年 4 月 指定管理者制度導入		
	・緑地面積 約 20ha		
	• 施設概要		
	①通路及び広場・・通路、潮騒の広場、親水緑地、海の		
	広場、こどもの広場等		
	②修景施設・・・・実生の森、植栽、芝生、水鳥の池、		
 施設内容・規模	花の回廊等		
	③休養施設・・・・ベンチ、休憩所等		
	④便益施設・・・・駐車場、便所(6 棟)		
	⑤管理施設・・・・照明設備、給排水設備等		
	⑥運動施設・・・・野球場、ソフトボール場3面		
	⑦遊技施設・・・・ザイルクライミング、水のうねり、		
	木製遊具(帆船)		

営業期間・時間	原則無料で一般開放している緑地であるため、営業期間や				
日末列的 刊刊	時間は定めていない。				
指定管理者	ハートリンク水俣				
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 22 年度から導入)				
	<利用者数>				
	平成 18 年度 約 55,000 人				
施設の利用状況(5年間)	平成 19 年度 約 63,500 人				
(利用者数)	平成 20 年度 約 85,500 人				
	平成 21 年度 97,476 人				
	平成 22 年度 102,287 人				

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	ハートリンク水俣
	民間事業者のグループ申請
サーなの八坂	①㈱山翠園(代表団体)
法人等の分類	②예信香園
	③㈱熊本県弘済会
	①葦北郡芦北町大字芦北 2593 番地 1(代表)
所在地	②水俣市市渡瀬 1375 番地
	③熊本市榎町 16 番 7 号
	①昭和 40 年 4 月 1 日
設立年月日	②平成6年12月2日
	③平成 17 年 2 月 14 日
	①代表取締役 前田宜重
 代表者(県との関係の有無)	②代表取締役 渕上信行
「私名(永との房外の行流)	③代表取締役 宮本徳光
	代表者と県との関係は無い。
	①役員2名、職員4名、パート4名
役員、職員の状況	②役員3名、職員2名、パート7名
(県職員 OB、派遣の有無等)	③役員 6 名、職員 151 名、パート 14 名
	県職員 OB 及び派遣は無い。
	①造園業、植栽管理など
主な事業内容	②造園及び緑化事業の請負・設計など
一一、4.米门石	③測量設計、ビルメンテ、県管理道路維持管
	理事業など
他の公の施設の指定管理業務の有無	有(水俣広域公園:都市計画課所管)

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件である。

(2) 指定管理者募集スケジュール

平成21年11月20日 募集要項の配布及び募集公告

平成 21 年 11 月 20 日~12 月 4 日 質問事項の受付期間

平成21年12月2日 現地説明会の実施

平成 21 年 12 月 8 日~12 月 18 日 申請書の提出期間

(実施せず) 一次審査(参加資格の要件を満たしているか審査)

平成22年1月13日 選定委員会による第二次審査

平成22年3月15日 協定の締結

平成22年3月15日 指定管理者の指定

平成 22 年 3 月 26 日 告示

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	大学工学部準教授(委員長)
外部	大学教育学部教授
外部	熊本県景観・野外広告物審議会委員
外部	税理士
内部	土木部長
内部	土木部次長
内部	土木部港湾課長

②選定委員会の開催状況

日時: 平成 22 年 1 月 13 日

午前9時30分より11時45分まで

議事録の保管なし。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点
	基本的な管理運営方針	適・否
住民の平等な利用の確保	施設の平等な利用の確保	
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待	
	される効果	
施設利用の最大限の発揮	サービスの向上を図るための具体的手法及び期	30 点
	待される効果	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現可能性	
答理奴弗の統法	施設の管理運営に係る経費の内容	30 点
管理経費の縮減	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20 点
	安全的な運営が可能となる人的能力	
管理を安定して行う人的・財	安全な運営が可能となる経理的基盤	30 点
政的基礎	類似施設の運営実績	
維持管理における地域住民	維持管理における地域住民との連携	10 点
との連携	雅竹も生にわける地域住氏との建伤	10 点
	合計	100 点

④審査結果

応募者は2団体である。

団体名	得点	
指定管理者:ハートリンク水俣(グループ)	429.8 点	
次 点:A団体	426.5 点	

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

平成22年3月15日 指定管理者の指定及び協定の締結

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

平成 22 年 4 月 1 日~平成 24 年 3 月 31 日 (2 年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

対象年度	委託料の金額
平成 22 年度	金 16,500 千円(うち消費税及び地方消費税の額 785,千円)
平成 23 年度	金 16,500 千円(うち消費税及び地方消費税の額 785 千円)

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①緑地の利用調整及び管理に関する業務
- ②緑地の使用の許可に関する業務
- ③緑地の維持に関する業務
- ④前号に掲げるもののほか、指定管理者が緑地の管理上必要と認める業務
- ⑤その他、水俣港緑地指定管理者仕様書に定める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項に おいて示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・準 則例示集(11頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

施設の管理運営状況は、指定管理者導入後も従前とほとんど変わらない。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

事業年度終了後、指定管理者が事業報告書を提出し、県は下記の点に関しモニタリング を実施している。

- ①協定に基づく各種報告書の点検
- ②実地調査
- ③苦情・事故等の対応
- ④管理運営状況の公表

利用者調査は、指定管理者は実施しているが、県独自では実施していない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 一次審査について

申請者が、下記の申請資格の要件を満たす法人その他の団体であるかについて、一次審査を行うことになっているが実施されていない。ただし、下記の③の要件に関しては熊本県警本部に確認を行っている。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②県内に事業所を有すること。
- ③熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく 排除措置を受けていないこと。
- ④労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑤県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑥会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手

形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

⑦賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

【意見】

上記資格要件については、申請書提出の過程で確認をしているとのことであるが、一次 審査として決裁をとっていない。資格要件は、指定管理者として公募するための最低要件 を規定している。よって、所定の手続に従い一次審査は実施すべきである。

2. 管理経費の縮減効果の配点について

下記の算式により、提案価格の得点を算定しているため、管理経費の縮減効果の配点が 20点あるにもかかわらず、実際の得点が非常に低い得点結果となっている。

・施設の管理運営に係る経費・・・・配点 20 点(選定委員一人当たり)

(採点の算定式)

提案価格の得点= (1.0- (提案価格/基準価格)) ×提案価格に配分された得点

<得点の計算>

基準価格 33,588 千円/2 年

【ハートリンク水俣】

提案価格 33,000 千円/2 年

提案価格の得点= $(1.0-(33,000 千円/33,588 千円)) \times 20 = 0.4$

得点 選定委員 $7名 \times 0.4 = 2.8$ (満点は $20 \times 7 = 140$ 点)

【A団体】

提案価格 29,456 千円/2 年

提案価格の得点= (1.0-(29,456 千円/33,588 千円)) ×20=2.5

得点 選定委員 $7名 \times 2.5 = 17.5$ (満点は $20 \times 7 = 140$ 点)

以上のように、提案価格と基準価格との乖離が小さいと低い点数となるため、応募者間 の提案価格に対して得点差をつけることができない。

【意見】

ハートリンク水俣の総得点は 429.8 点、A 団体の総得点は 426.5 点とその差はわずか 3.3 点である。ところが、両者の提案価格はハートリンク水俣が 33,000 千円(2 年間)、これに対して A 団体が 29,456 千円 (2 年間) であり経費節減の努力は A 団体がすぐれている。しかし、管理経費の縮減効果 (施設の管理運営に係る経費)の配点が 140点(20点×7人=140点)あるにも関わらずハートリンク水俣の得点は 2.8点、A 団体の得点は 17.5点と両者とも極めて低い得点となり、A 団体の提案価格に対する経費節減の努力の評価が得点差として反映されていない。両応募者の得点差を考えると、A 団体の提案価格がより適切に評価されていれば、A 団体が指定管理者として選定されたであろうことも十分に考えられる。

現在採用している算定式では、提案価格がゼロ円に近付かないことには高得点にはならない。応募者の提案価格が基準価格と極端に乖離するとは考え難いことを考慮し、各応募者の提案価格が管理経費の削減効果に応じて得点差がつくように、採点方法の見直しが必要である。

3. 基準価格の見積について

基準価格の経費の見積と平成 22 年度事業報告書の支出の実績を比較すると、次のとおりとなる。

基準価格と平成22年度実績額の支出科目の比較

(単位:千円)

科目	基準価格(A) (33,588(2 年分)÷2)	平成 22 年度実	績 (B)	差額 ((A)-(B))
人件費	_		1,848	△1,848
樹木保護管理	12,699	(植栽管理費)	8,107	4,592
便所清掃	857	(施設管理費)	2 404	∧ 911
浄化槽清掃	1,336	(地政官)生質)	2,404	$\triangle 211$
利用調整	142		_	142
電気代	1,250	(水光熱費)	1 150	450
水道代	360	(水儿热質)	1,158	452
修理代	150		437	riangle 287
その他経費	_		2,218	$\triangle 2,218$
自主事業費	_		297	riangle 297
合計	$(33,588 \div 2)16,794$		16,470	324

以上のとおり、基準価格と平成 22 年度実績額を比較すると、特に樹木保護管理費は基準 価格 12,699 千円に対して実績額 8,107 千円で 4,592 千円(36.1%)も基準価格を下回っている。また、基準価格の積算にはなかったその他経費 2,218 千円が計上されている。

【意見】

当施設は、従来から県が管理しているので基準価格の積算は過去の実績等を基に、実際発生額に近い金額が見積もれると思われる。特に、樹木保護管理費は基準価格より多額の経費を節約していることに関しては、指定管理者が経費節約のために適切に施設運営を行っていないことも疑われる。また、その他経費に関しては適切な支出であるのか疑問が残る。

県は、モニタリングを通じて適切に施設運営が行われているか、もしくは基準価格の積 算方法の間違いなのか検証すべきである。さらに、必要があれば委託料額の変更も検討す べきである。

20. 水前寺江津湖公園広木地区



I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

水前寺江津湖公園広木地区の概要

施設の名称	水前寺江津湖公園広木地区
所在地	熊本市広木町
所管課	土木部都市計画課
設置条例	熊本県都市公園条例
設置目的	広がりのある田園景観と豊かな湧水及び自然環境を生か
	し、人が自然と接することができる公園の設置を目的とし
	ている。
施設の沿革	昭和37年8月1日 都市計画決定
	平成 12 年 1 月 4 日 開設
	平成 18 年 4 月 1 日 指定管理者制度導入
施設内容・規模	都市公園 (ビジターセンター、自然観察園、芝生広場)
	20.7ha

営業期間・時間	休園日なし 24 時間開園	
指定管理者	社団法人熊本県造園建設業協会	
指定管理者の変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)	
施設の利用状況 (5年間)	年度 入園者数	
	平成 18 年度 97,340 人	
	平成 19 年度 126,220 人	
	平成 20 年度 126,430 人	
	平成 21 年度 147,610 人	
	平成 22 年度 157,170 人	

2. 指定管理者の概要

指定管理者	社団法人熊本県造園建設業協会
分類	社団法人
所在地	熊本市画図町下無田 1432-17
設立年月日	平成元年7月26日
代表者 (県との関係の有無)	会長 木下正貢 (県との関係はない)
役員、職員の状況	役員 14 名、職員 7 名
(県職員 OB、派遣の有無等)	(県職員 OB、派遣はない)
主な事業内容	造園業に関する技術の向上や知識の啓発・普及、
	公園の管理運営、ボランティア活動等
他の公の施設の指定管理業務の有無	熊本県テクノ中央緑地

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件である。

(2) 指定管理者募集スケジュール

①募集要項配布開始 平成 20 年 10 月 31 日

②質問事項の受付 平成 20 年 10 月 31 日~平成 20 年 11 月 21 日

③現地説明会 平成 20 年 11 月 11 日

④申請書提出期間 平成 20 年 11 月 25 日~平成 20 年 12 月 1 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	大学准教授
外部	県景観審議会委員
外部	県文化協会理事
外部	税理士
内部	土木部長
内部	土木部次長
内部	土木部都市計画課長

②選定委員会の開催状況

平成 20 年 12 月 25 日午前 10 時~午後 4 時半 (都市計画課所管の 3 件同時に開催)

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目及び審査内容		
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。		
ア	ア 施設の設置目的及び県が示した管理の方針	
イ	住民の施設の平等な利用の確保	
	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであ	
	るか。	
1	ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	30 点
	イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
	ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。	
2	ア 施設の管理運営に係る経費の内容	30 点
	イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	
	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基	
	礎を有しているか。	
3	ア 安定的な運営が可能となる人的能力	30 点
	イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤	
	ウ 類似施設の運営実績	
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	10 点
4	ア 維持管理における地域住民との連携	10 点
	合計	100 点

④審査結果

団体名	得点	
指定管理者:(社)熊本県造園建設業協会	485.0 点	
次 点:A団体	454.0 点	

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

平成21年3月3日県議会議決

平成21年3月16日協定書の締結

平成21年3月27日指定の告示

5. 指定管理の内容

- (1) 指定期間
 - ①平成 18年4月1日~平成 21年3月31日 (3年間)
 - ②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料

指定管理料

平成 21 年度28,886 千円平成 22 年度28,786 千円平成 23 年度28,686 千円

- (3) 指定管理者が行う業務の内容等
 - ①施設の運営に関すること
 - (i)利用者指導、利用案内及び苦情処理対応
 - (ii)公園利用者へのサービス向上に寄与するイベント等の実施
 - (iii)県民参加による公園管理推進事業の支援
 - (iv)その他
 - ②維持管理業務
 - (i)植栽管理業務
 - (ii)施設管理業務
 - ③その他の管理業務
 - (i)日常巡視
 - (ii)夜間巡視

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項に

おいて示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・準 則例示集(11頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

維持管理、巡視業務等は適切に行われている。またフリーマーケットや小学生向けの自然観察会、年配者向けの花植教室等のイベント事業も積極的に行われている。

なお、平成24年4月に本施設は熊本市へ譲渡されることとなっている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

モニタリングの結果は概ね良好である。なお、平成 19 年度及び平成 22 年度の事業報告 書総括表が県所定の様式に準拠していない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 管理経費収支決算について

下記のような問題点が見受けられた。

- (1) 共通人件費の配賦について、協会本部及び他の指定管理業務(テクノ中央緑地)を 兼務する職員の人件費の配賦基準が明確でない。
- (2) 理事手当の経費計上について、理事手当は指定管理事業ではなく協会本部の経費として処理すべきである。
- (3) 固定資産購入時の処理について、平成 18 年度に車両を割賦総額 1,543,725 円で購入し、うち 1,343,725 円を水前寺江津湖公園広木地区で負担し、200,000 円をテクノ中央緑地で負担しており、各年度の割賦支払額を以下のとおり処理しており、車輌の購入処理に一貫性が認められず本部で処理すべきである。

平成 18 年度 473,725 円

平成 19 年度 313,600 円 ※1

平成 20 年度 513,600 円 平成 21 年度 42,800 円

※1 200,000 円をテクノ中央緑地に振替後の残額である。

【指摘事項】

上述したように、(社) 熊本県造園建設協会は水前寺江津湖公園広木地区と熊本県テクノ 中央緑地の指定管理者になっており、両施設を兼任する職員の人件費の配賦基準や購入車 両の処理が適切でなく、結果的に収支差額が過少表示されている。

収支差額が大きいからといって指定管理料の返還を要するものではないが、次回の指定 管理者募集に参加する他の応募者に誤った情報を与える結果ともなりかねず、適正な収支 報告が求められると同時に所管部署のチェックも必要である。 なお、委託料で主に施設の移動に使用する車両を購入し、その支出を計上することは適切でなく、所管部署は管理経費支出の内容を十分検証することが必要である。

2. 事業報告書の提出と所管課の管理について (熊本県テクノ中央緑地と共通)

Iの7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況に記載のとおり、 事業報告書総括表が様式に従っていない年度がある。

【指摘事項】

指定管理者に対して所定の様式での事業報告を行わせるとともに、所管部署での適切な 管理が必要である。

3. 公の施設として必要性について

これまでの施設の運営は、維持管理・巡回業務及びイベント事業等も適切に行われており、また、指定管理料は平成 23 年度が 28,686 千円であり、指定管理者制度導入前の平成 17 年度 52,362 千円に比較して半減していることから、指定管理者制度の効率性が認められる。

【意見】

江津湖の自然環境を維持し、人が自然と接することができる公園としての運営がなされており、平成24年4月に熊本市へ管理権限が移譲されるため県の施設ではなくなるが、熊本市への移譲後も適切な管理運営がなされことが望まれる。

21. 熊本県テクノ中央緑地



- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

熊本県テクノ中央緑地の概要

施設の名称	熊本県テクノ中央緑地	
所在地	上益城郡益城町田原	
所管課	土木部都市計画課	
設置条例	熊本県都市公園条例	
設置目的	テクノリサーチパークの環境形成及び景観向上を図ると	
	ともに、県民の安らぎや憩いの空間、コミュニティーの	
	形成の場として整備されている。	
施設の沿革	平成元年 6 月 供用開始	
	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入	
施設内容・規模	公園面積 5.0ha	
	施設概要 ①園路及び広場 園路、集いの広場等	
	②修景施設 植栽、芝生、噴水等	

	③休養施記	ひ ベンチ、休憩所
	④便益施記	驻車場、便所、水飲場
	⑤管理施記	段 照明設備、機械室等
営業期間・時間	無料施設のため、休園	園日及び開園時間は定めていない。
指定管理者	社団法人熊本県造園建設業協会	
指定管理者の変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)	
施設の利用状況 (5年間)	年度	利用者数
	平成 18 年度	42,960 人
	平成 19 年度	46,810 人
	平成 20 年度	51,160 人
	平成 21 年度	52,770 人
	平成 22 年度	55,590 人

2. 指定管理者の概要

指定管理者	社団法人熊本県造園建設業協会
分類	社団法人
所在地	熊本市画図町下無田 1432-17
設立年月日	平成元年7月26日
代表者(県との関係の有無)	会長 木下正貢 (県との関係はない)
役員、職員の状況	役員14名、職員7名
(県職員 OB、派遣の有無等)	(県職員 OB、派遣はない)
主な事業内容	造園業に関する技術の向上や知識の啓発・普及、公
	園の管理運営、ボランティア活動等
他の公の施設の指定管理業務の有無	水前寺江津湖公園広木地区

3. 指定管理者の選定手続

(1) 申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件である。

(2) 指定管理者募集スケジュール

①募集要項配布開始 平成 20 年 10 月 31 日

②質問事項の受付 平成 20 年 10 月 31 日~平成 20 年 11 月 21 日

③現地説明会 平成 20 年 11 月 11 日

④申請書提出期間 平成 20 年 11 月 25 日~平成 20 年 12 月 1 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	大学准教授
外部	県景観審議会委員
外部	県文化協会理事
外部	税理士
内部	土木部長
内部	土木部次長
内部	土木部都市計画課長

②選定委員会の開催状況

平成 20 年 12 月 25 日午前 10 時~午後 4 時半 (都市計画課所管の 3 件同時に開催)

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目及び審査内容		
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。		
ア	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	適・否
イ	住民の施設の平等な利用の確保	
	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであ	
	るか。	
1	ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	30 点
	イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
	ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。	
2	ア 施設の管理運営に係る経費の内容	30 点
	イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	
	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎	
	を有しているか。	
3	ア 安定的な運営が可能となる人的能力	30 点
	イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤	
	ウ類似施設の運営実績	
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	10 点
4	ア 維持管理における地域住民との連携	10 ボ

	合計	100 点
--	----	-------

④審査結果

団体名	得点
指定管理者:(社)熊本県造園建設業協会	458.2 点
次 点:A団体	444.2 点

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

平成21年3月3日県議会議決

平成21年3月16日協定書の締結

平成21年3月27日指定の告示

- 5. 指定管理の内容
- (1) 指定期間
 - ①平成 18年4月1日~平成 21年3月31日 (3年間)
 - ②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)
- (2) 指定管理料

指定管理料

平成 21 年度 19,341 千円 平成 22 年度 19,261 千円 平成 23 年度 19,161 千円

- (3) 指定管理者が行う業務の内容等
 - ①施設の運営に関すること
 - (i)利用者指導、利用案内及び苦情処理対応
 - (ii)公園利用者へのサービス向上に寄与するイベント等の実施
 - (iii)県民参加による公園管理推進事業の支援
 - (iv)その他
 - ②維持管理業務に関すること
 - (i)植栽管理業務
 - (ii)施設管理業務
 - ③その他の管理業務
 - (i)日常巡視
 - (ii)夜間巡視

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項に おいて示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・準 則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

維持管理、巡視業務等は適切に行われている。また、ホームページでPRする他、紙ヒコーキ作り・グランドゴルフ大会・造園フェスティバルでの苗配り等イベント事業も行われている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

モニタリングの結果は概ね良好である。なお、水前寺江津湖公園広木地区と同様に平成 19年度及び平成22年度の事業報告書総括表が県所定の様式に準拠していない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 公の施設としての必要性について

利用者数は指定管理者制度導入前である平成 17 年度の 46,500 人から平成 22 年度の 55,590 人へと増加している。また、指定管理料は平成 17 年度の 33,795 千円から平成 23 年度の 19,181 千円へと減少している。

【意見】

施設利用者は平日ほとんどテクノリサーチパーク勤務者の利用に限られるものの、休日には一般県民の利用も見受けられる。ただし、外部利用者用の駐車場の整備状況等を考慮すると、一般県民の利用を前提としているとは考えにくく、分譲時に入居企業の共有地とすべきであったと思われる。

施設の設置目的である県民の安らぎや憩いの空間、コミュニティーの形成の場としての活用について県として検討を行い、また、指定管理者においても様々なイベント開催等広く PR し県民の利用が増加するよう工夫していく必要がある。

22. 水俣広域公園



- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

水俣広域公園の概要

施設の名称	水俣広域公園
所在地	熊本県水俣市汐見町1丁目231番地1
所管課	土木部都市計画課
設置条例	熊本県都市公園条例
設置目的	水俣湾の海底に沈殿した水銀を封じ込めるため、埋め立て造成
	した土地に整備された公園であり、「環境」と「健康」をテー
	マに障がい者や高齢者等、誰もが共に集い憩える公園として位
	置付けられている。
施設の沿革	平成4年11月 山のゾーン供用開始(竹林園4.0ha)
	平成 10 年 3 月~平成 14 年 5 月
	里のゾーン増設供用開始(花の里等 8.0ha)

	平成 18 年 4 月	街のゾーン増設供用開始(テニスコート等
		8.0ha)、指定管理者制度導入
	平成 19 年 4 月	街のゾーン増設供用開始(陸上競技施設等
		2.8ha)
施設内容・規模	公園面積 22.8ha(竹林園、ナーサリー、陸上競技場、テニス
	場、バラ園等)	
営業期間・時間	8時~22時(4月~	~9月)
	8時~21時(10月	~3月)
指定管理者	ハートリンク水俣	
指定管理者の変更の有無	変更なし(平成 17	年度及び平成 20 年度に指定)
施設の利用状況 (5年間)	年度	入場者数
	平成 18 年度	96,785 人
	平成 19 年度	115,932 人
	平成 20 年度	122,846 人
	平成 21 年度	153,811 人
	平成 22 年度	146,039 人

2. 指定管理者の概要

水俣広域公園の指定管理者であるハートリンク水俣については、「19. 水俣港緑地の2. 指定管理者の概要」(189頁) に記載のため記載は省略する。

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件である。

(2) 指定管理者募集スケジュール

①募集要項配布開始 平成 20 年 10 月 31 日

②質問事項の受付 平成 20 年 10 月 31 日~平成 20 年 11 月 21 日

③現地説明会 平成 20 年 11 月 11 日

④申請書提出期間 平成 20 年 11 月 25 日~平成 20 年 12 月 1 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	大学准教授
外部	県景観審議会委員
外部	県文化協会理事
外部	税理士
内部	土木部長
内部	土木部次長
内部	土木部都市計画課長

②選定委員会の開催状況

平成 20 年 12 月 25 日午前 10 時~午後 4 時半 (都市計画課所管の 3 件同時に開催)

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目及び審査内容		
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。		
ア 施設の設置目的及び県が示した管理の方針		
イ 住民の施設の平等な利用の確保		
	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるもので	
	あるか。	
1	ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	25 点
	イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
	ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。	
2	ア 施設の管理運営に係る経費の内容	40 点
	イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	
	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基	
	礎を有しているか。	
3	ア 安定的な運営が可能となる人的能力	25 点
	イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤	
	ウ 類似施設の運営実績	
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	10 占
$\begin{vmatrix} 4 \end{vmatrix}$	ア 維持管理における地域住民との連携	10 点
	合計	100 点

④審査結果

団体名	得点
指定管理者:ハートリンク水俣	443.6 点
次 点:A団体	385.6 点

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

平成21年3月3日県議会議決

平成21年3月16日協定書の締結

平成21年3月27日指定の告示

- 5. 指定管理の内容
- (1) 指定期間
 - ①平成 18年4月1日~平成 21年3月31日 (3年間)
 - ②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)
- (2) 指定管理料

指定管理料

平成 21 年度79,813 千円平成 22 年度79,644 千円平成 23 年度78,919 千円

- (3) 指定管理者が行う業務の内容等
 - ①施設の運営に関すること
 - (i)有料公園施設の使用許可に関する業務
 - (ii)有料公園施設の使用に係る利用料金に関する業務
 - (iii)利用者指導、利用案内及び苦情処理対応
 - (iv)公園利用者へのサービス向上に寄与するイベント等の実施
 - (v)その他
 - ②維持管理業務に関すること
 - (i)植栽管理業務
 - (ii)施設管理業務
 - ③その他の管理業務
 - (i)日常巡視
 - (ii)夜間巡視

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項に おいて示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・準 則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

自主事業としてバラ園の改修に力を注いでいる。また維持管理業務は適切に行われている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況 適切に報告されている。モニタリングの結果も概ね良好である。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 公の施設としての必要性について

平成 18 年度及び 19 年度にテニスコート、陸上競技場等が供用開始されたことも影響してか、徐々に入場者数は増加している。特に平成 20 年度以後は、自主事業として力を入れているバラ園の増設等もあって大幅に増加している。

他にもグランドゴルフ大会の開催や竹林の調査・改修、バラ祭りの開催等、さまざまな工 夫がみられる。

【意見】

この公園は水銀を封じ込めるため埋め立て、造成された土地に整備されている。その意味からも公の施設として維持していく必要性が認められる。

指定管理者は環境や健康をテーマとしたイベントの実施等更なるサービスの向上に努めていくことが望まれる。

23. 熊本北部流域下水道

I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

熊本北部流域下水道は、熊本市北東部の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として、熊本市(旧飽託郡北部町を含む。)、菊池郡菊陽町及び旧合志町の区域を対象に昭和57年度から事業着手し、平成元年3月に一部の区域を対象に供用を開始した。



平成 15 年度から旧鹿本郡植木町の区域(計画処理区域面積 423ha)を地区に編入し、同区域については平成 19 年度から供用した。

流域下水道とは、その流域内の二以上の市町村から発生する汚水を行政区域を越えて集め、 処理し河川等に放流するための根幹的な下水道施設であり、都道府県が設置し管理する。施 設は幹線管きょ、ポンプ場及び処理場により構成される。下水道施設については、基本的に は各市町村が設置すべきものであるが、複数の市町村が流域に存在している場合は、県がま とめて施設を設置した方が効率的であることから、このような場合は特別に県が設置するも のである。

市町村が設置し、管理するものを公共下水道といい、このうち処理場を持つものを「単独公共下水道」、流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」という。

「幹線管きょ」は市町村から排出される汚水を排除するための重要な管きょである。

「ポンプ場」は河川の下に管を埋設する場合や管の距離が長い場合など、地下深く埋設しなければならない場合に、いったん地表近くまで汚水をくみ上げたり、適当な場所まで送水する施設である。

「浄化センター」は汚水を浄化し河川や海などの公共用水域に放流するための施設である。 また、汚水を浄化する過程で発生した汚泥を再利用しやすい状態に処理する施設である。

施設の建設については、国が 2 分の 1 から 3 分の 2 を国庫補助金として負担し、残りを 県と市町村が折半で負担する。県は下水道事業債で対応し償還を行うが、一部は交付税に より措置され、残りを市町村から資本費として毎年回収することから、最終的には県の負 担はゼロとなる。

なお、各自治体による建設資金の負担が完了しても、維持管理はその後も県が実施する

こととなる。維持管理費は全額流域の市町村が負担することとなっている。

熊本県は県内に熊本北部流域下水道、球磨川上流流域下水道、八代北部流域下水道の 3 施設を有している。

熊本北部流域下水道の概要

施設の名称	熊本北部流域下水道
所在地	熊本北部浄化センター 熊本市鶴羽田町 12 番地の 1
所管課	熊本県土木部下水環境課
設置条例	熊本県流域下水道条例
設置目的	熊本都市圏北東部の公共用水域の水質保全及び生活環境の改
	善
施設の沿革	平成元年3月1日 供用開始
	・関連市町村:熊本市、合志市、菊陽町
	・全体計画処理面積:約 4,256ha
	・全体計画処理人口:約 193,600人
	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入
施設内容・規模	・終末処理場(熊本北部浄化センター) 1箇所 13.5ha
	・中継ポンプ場(清水ポンプ場、弓削ポンプ場) 2箇所
	・その他
	幹線管きょ接続点流量測定システム(15 箇所)
	幹線管きょ(堀川幹線他) 約 23.3km
営業期間・時間	24 時間 365 日
指定管理者	九州テクニカル・熊環技研委託業務共同企業体
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)
施設の利用状況	・排除方式:分流式
	・処理方式:標準活性汚泥法 (7池)
	凝集剤添加ステップ流入 2 段硝化脱窒法(1 池)
	・全体計画日最大汚水量:128,700 ㎡/日
	・全体計画処理能力:128,700 ㎡/日
	・H22 年度末現在現有処理能力:109,870 ㎡/日(8 池供用)

熊本県内の接続率(各家庭から下水道管への接続割合)の平均は 91.1%であり、熊本北 部流域下水道についてはこれを上回っている。

2. 指定管理者の概要

指定管理者導入前は県及び流域市町村の出資団体である「(財) 熊本県下水道公社」が管

理をしており、同団体には熊本県の職員も出向をしていた。その後、平成18年度から指定管理者制度を導入している。

指定管理者の名称	九州テクニカル・熊環技研委託業務共同企業体
74 1 AT 0 1 VE	民間事業者
法人等の分類	(代表:九州テクニカルメンテナンス (株))
所在地	熊本市水前寺公園 28番 43号
設立年月日	平成2年7月27日
代表者(県との関係の有無)	杉本 陽児 (県との関係はない)
役員、職員の状況	役員 11 名 正職員 117 名 臨時・パート 2 名
(県職員 OB、派遣の有無等)	OB は存在しない。
	1. 上水道・下水道・ゴミ処理施設等維持管理業務
	2. 水質、底質、大気、騒音、土壌及び廃棄物の分
	析、調査及び検査
	3. 土木工事、建築工事、電気工事、機械器具設置
主な事業内容	工事、防水工事、水道施設工事、管工事、塗装工事
工な事業的位	及び造園工事の設計、施工、管理
	4. 電気器具、機械器具、理化学器具、資材、工業
	薬品の販売
	5. 毒物劇物一般販売業
	6. 一般及び産業廃棄物収集運搬業
他の公の施設の指定管理業務の有無	有り
	九州テクニカルメンテナンス㈱単独で牛深漁港漁港
	浄化施設
	(有球磨清掃公社との共同体で球磨川上流流域下水道

指定管理者の名称	九州テクニカル・熊環技研委託業務共同企業体
ナー笠の八拓	民間事業者
法人等の分類	(構成員:熊本環境技研(有))
所在地	熊本市四方寄町字長峰屋敷 658 番地の 1
設立年月日	平成元年7月1日
代表者 (県との関係の有無)	松岡 修(県との関係はない)
役員、職員の状況	役員7名 正職員1名 出向16名 臨時1名
(県職員 OB、派遣の有無等)	熊本県の OB 等は存在しない。
主な事業内容	1. 下水道施設の維持管理業務
土な事未り分	2. 産業廃棄物の収集、運搬、処理及び産業廃棄物

	処理施設の維持管理業務
	3. 下水道、汚水処理施設等の管路の清掃業務
	4. 前各号に附帯する一切の業務
他の公の施設の指定管理業務の有無	無し

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集 (9 頁参照) に示された要件に以下の要件を追加し、すべての要件を満たす法人その他の団体としている。

- ⑧下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録を受けており、かつ下水道法その他関係法令に規定する資格者等を配置できること。
- ⑨県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設(1施設当たりの現有処理能力が10,000㎡/日以上で標準活性汚泥法による施設)に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
- ⑩緊急時に対応するための十分な人的・物的な態勢を整えていること。

なお、募集方針等は事前に選定委員にドラフトを提示し、意見を聴取している。平成 21 年度~平成 23 年度の指定管理募集要項については、特に選定委員から意見は付されていなかった。

(2) 指定管理者募集スケジュール

①質問受付:平成 20 年 11 月 28 日 \sim 12 月 15 日

②説明会: 平成 20 年 12 月 8 日

③申請書提出期間:平成20年12月16日~26日

④選定委員会開催:要項では平成21年1月開催予定 (平成21年1月15日)

⑤指定管理者議決:平成21年3月3日(県議会議決)

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部 (委員長)	NPO 法人理事長(熊本県 OB)
外部	税理士
外部	日本下水道事業団九州総合事務所運営管理支援課長(専門)
外部	民間企業代表者(元アナウンサー)

内部	熊本県土木部長
内部	熊本県土木部総括審議員兼次長
内部	熊本県土木部下水環境課長

運用指針においては、指定管理候補者選定委員会を各部局ごとで設けることとなっていることから、土木部ではある程度共通の委員を選んでいる。

外部委員 4名のうち、1名が会計的専門知識を有している委員、1名が下水道施設に関する専門知識を有している委員、1名が元県職 OB、その他は一般市民の視点で選定をしてもらえるように下水道事業とは関係のない分野から選定している。

内部委員である県職 3 名についても、部長及び次長については各施設共通の委員であるが、残りの1名については所管課の課長が選定委員となっている。

②選定委員会の開催状況

流域下水道関係は3施設で、1月15日の13時半から17時で審査を実施している。施設の内容や提案書の内容については、当日説明を受けるのみで、事前に説明や資料の閲覧はなされていない。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点
事業計画書の内容が、住民の平等な利 用を確保することができるものである か。	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	適・否
事業計画書の内容が、当該公の施設の 効用を最大限に発揮させるものである か。	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	35 点
事業計画の内容が、管理に係る経費の 縮減が図られるものであるか	施設の管理運営に係る経費の内容 収支計画の内容、適格性及び実現の可 能性	20 点
事業計画書に沿った管理を安定して行 うための必要な人員及び財政的基礎を 有しているか。	安定的な運営が可能となる人的能力 安定的な運営が可能となる経理的基盤 類似施設の運営実績	35 点
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	資源リサイクル、廃棄物の適正処分及 び環境問題への取組等 普及啓発・広報活動への取組姿勢・方針 等	10 点

地域経済や産業振興に対する視点	
合計	100 点

審査シートについては、県共通の指針をもとに、各所管課で見直しながら評価シートを 作成している。

④審査結果

団体名	得点
指定管理者:九州テクニカル・熊環技研委託業務共同企業体	485.5 点
次 点:該当者なし	_

同社は 700 点中 485.5 点であり、得点率は 69.4%である。特に提示価格が基準価格の 99%を超えていることから、価格面での評価が悪かった。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

指令書日付: 平成 21 年 3 月 26 日 協定締結日: 平成 21 年 3 月 26 日

告示日: 平成 21 年 3 月 27 日

指定管理者の指定手続及び協定書の締結手続について、特に問題は発見されなかった。

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

- ①平成18年4月1日~平成21年3月31日(3年間)
- ②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

(単位:千円)

	平成 18 年 4 月~平成 21 年 3 月			平成 21 年 4 月~平成 24 年 3 月		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
委託料	651,253	674,168	700,685	699,002	717,452	739,297
流入水量	18,366 千㎡	18,894 千㎡	19,379 千㎡	19,103 千㎡	19,536 千㎡	_

平成 23 年度の指定管理料については、当初 742,766 千円の予定であったが、平成 20 年度、平成 21 年度の流入水量が予想よりも減少しており、平成 23 年度についても協定 時の予想よりも減少する見込みであったことから、変更契約を結び、金額を 739,297 千円に下げている。

流入水量の減少による管理料の見直しについては特に協定契約書にはうたっていなかったことから、指定管理者に協力を求め、指定管理料の引き下げを行った。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- ②流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- ③その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務

当該施設では、発生した消化ガスを利用した発電事業を行っている。自家発電した電力は施設内で利用しているが、この電力はグリーン電力に該当することから、このグリーン電力が持つ環境付加価値を切り離して「証書」という形で売却している。平成22年度では13.6百万円の収入を得ており、当該収入は熊本県と流域市町村の収入としている。

グリーン電力エネルギーについて

太陽光、風力、水力、バイオマスなど自然エネルギーで発電した電力は「グリーン電力エネルギー」と言われ、二酸化炭素の排出削減や化石燃料の使用低減と言った「環境付加価値」を有している。熊本北部浄化センターの消化ガス発電による電力もグリーン電力エネルギーとなる。

電力は浄化センターで使用しつつ、このグリーン電力が持つ環境付加価値を切り離して「証書」という形で取引することを可能にしたものが「グリーン電力証書システム」である。証書を購入することにより、使用する電力をグリーン電力と見なすことができるというもので、グリーン電力の発電設備を持たない企業や個人は証書を購入することで、環境対策に貢献することができる。

熊本県では、企業等の環境改善活動への支援と新たな収入の確保のため、このシステム を利用して「グリーン電力価値」を売却することとし、売却先を広く公募した。

この公募により決定した株式会社九電工と平成 21 年 2 月に平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月までの 3 ヶ年間のバイオマス発電業務委託契約を締結した。その後、グリーン電力認証センターによるグリーン電力発電設備認定を平成 21 年 5 月 15 日に受け、平成 21 年度第 1 四半期の発電量として 293,646kwh が認定された。この電力量について、証書発行事業者である株式会社九電工が証書購入者に対しグリーン電力証書の発行を行うこととなる。また、売却益として 3 年間で約 3,600 万円が得られる見込みである。

(4) 指定管理者と県との責任分担

リスク負担表については、基本的には運用指針・準則例示集(11 頁参照)をそのまま使用しているが、「施設・設備の損傷」の項において「経年劣化の程度を超えた劣化、損傷」を、最後の項目である「指定管理者が保証すべき性能(放流水質)の未達」についてそれぞれ独自に追加している。

追加したリスク分担項目は以下のとおり。

種類	内 容		担 者
種類			指定管理者
施設・設備の損傷	建築物の損傷で経年劣化によるもの(小規模なもの (注))		0
	"(上記以外)	0	
	経年劣化の程度を超えた劣化、損傷		0
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(小規模なもの(注))		0
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	0	
き性能(放流水質)の未	流入水量が想定範囲内かつ悪質な流入水が認められない場合		0
達	流入水量が想定範囲を超過した場合又は悪質な流入水が認められた場合で、指定管理者の性能達成に向けた対応が可能である場合		0
	流入水量が想定範囲を超過した場合又は悪質な流入水が認められた場合で、指定管理者の性能達成に向けた対応が不可能又はやむを得ない事由があると認められる場合	0	

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

平成 18 年 4 月から指定管理者制度が導入されており、各年度での県が実施している管理運営評価票でも特に指摘された事項はなく、指定管理者としても適切な管理運営がなされている。

なお、指定管理者制度導入前と導入後の経費を比較した表は以下のとおりである。

(単位:千円)

	熊本北部	球磨川流域	八代北部	合計
①平成 16 年度熊本県支出総額	732, 718	148, 290	144, 199	1, 025, 207
②平成 22 年度熊本県支出総額				
指定管理料	717, 452	137, 944	168, 057	1, 023, 453
熊本県直接支出				
オーバーホール	61, 871	23, 405	22, 218	107, 494
その他工事	25, 885	9, 040	0	34, 925
委託費 (水質検査等)	15, 939	14, 706	7, 873	38, 518
物品購入(水質試験機器等)	2, 483	0	0	2, 483
合計	823, 630	185, 095	198, 148	1, 206, 873
差額 (① - ②)	△90, 192	△36, 805	△53, 949	△181, 666

指定管理料だけみると、指定管理者制度導入前に比して熊本県の支出額は下がっている。しかし、オーバーホール費等の一部の支出は、指定管理者制度導入後は熊本県が直接負担する形式に変更しており、これを加味すると、施設を管理するために支出している総額はあまり減少していない。

しかし、指定管理者制度導入以前は財団法人熊本県下水道公社が管理しており、公社には熊本県をはじめ各流域市町村の職員が出向していた。指定管理者制度導入後は公社を解散し、職員は各自治体に戻っていることから、下水道事業だけでみると出向者の人件費分はコストが下がっていると考える。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

指定管理者による事業報告及び熊本県によるモニタリングは以下のような状況にある。

- ① 流入水量、使用電力料等処理に関する基礎データについては毎日報告がなされる。 また、月次でも報告書が提出される。
- ② 年度末には年間報告書が提出される。
- ③ 緊急時には別途報告がなされる。
- ④ 数値的に異常な状況がみられたときは問合せを実施している。
- ⑤ 汚泥の処理を適切に行っているか、指定管理者とともに運搬車の後を追跡して確認 している。また、処分場での適正な処分も確認している。悪臭や騒音等についても 調査を実施し、結果の報告がなされている。
- ⑥ 電気点検は1年に一度、流量計等のメーター類については点検を受けていることは 報告書等で確認しているが、メーカー等が発行している証明等は確認していない。
- ⑦ 処理水については、年に 24 回検査をしている。これは下水道事業法に規定されている、発注者側の責任における検査として実施している。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 競争性の確保について

熊本県内で同種の施設を管理している業者は、全部で18社程度あり、うち応募条件を充たしている業者が8社あるが、平成20年度における熊本北部流域下水道施設、球磨川上流域下水道施設、八代北部流域下水道施設の申請者はそれぞれ1社であり、健全な競争環境にあるとは考え難い。

【意見】

各施設ともに申請者が 1 社であり、基準価格に対する協定価格の割合はいずれも 98%を超えており価格面での有利さもない。

今後競争が起こりやすいような環境作りがなされなければ、サービスレベルの向上は望めないと考える。具体的には、指定管理者の業務内容を見直す等、参加条件を緩和することで、より多くの業者が参加できるようにし、競争性の確保が望まれる。

2. 所管課の専門性向上の必要性について

競争性を確保すべき反面、様々な業者が参加してくることから、サービスレベルの 確保が問題となる。

【意見】

他県では外資系企業を指定管理者に選定し、契約内容の認識の違いからトラブルに発展している例もあると聞く。これは自治体側が業務内容について十分理解したうえで、契約内容について詳細な条件付けができていないことが原因と考える。指定管理者としては協定内容を守った上での役務提供をしているにすぎないが、自治体としては記載外の役務提供も期待しており、意思疎通が十分ではなかったためと考える。

県として指定管理業務に関する専門知識をより高めたうえで、様々な業者が参入してきても十分対応できるよう努力する必要がある。下水道管理施設は専門性が強いことから、所管課において特に契約面での専門知識の向上が望まれる。

3. 下水道処理施設維持管理業の登録業者であることの確認について

指定管理者の選定資料において、下水道処理施設維持管理業者の登録番号の記載は あるが、登録証のコピー等の紙面での保存がなされていない。

【指摘事項】

以前から継続して業務を受託している業者であることから、改めて確認はしていないとのことである。しかし、登録が継続されていない可能性もあることから、登録が現在もなされているか確認する必要がある。

4. 選定委員の採点について

採点について、委員の中にはすべて4点を付けている委員が存在した。

【指摘事項】

下水道管理施設は専門的知識が必要であり、応募者の専門的なプレゼンテーションの内容を理解できないまま評価がなされたためと考えられ、選定委員の人選が適切であったか疑問が残る。

土木部の選定委員の人選方針は、内部委員 3 名、外部委員 4 名で、外部委員は施設 区分ごとに 3 名+財務専門家 1 名であった。この施設ごとの 3 名については、施設の 性質を反映させた委員の選定をする必要があるが、他の施設と共通の委員を選定して おり、選定委員として十分な知識を有していなかったと考える。

適切な選定を確保するために、今後専門的な知識を有する選定委員の確保が望まれ

る。また、選定委員会の開催前に、技術面について検討する専門家委員会の開催について いても検討する必要がある。

5. 管理業務の契約相手について

熊本環境技研(有)の平成19年度の決算書において、売上高161,081千円に対して、 外注費が139,315千円であり、非常に高い割合の支出となっている。同社には業務を 遂行できるだけの人員がいないことから、同社の株主である企業から出向者を受け入 れ業務を遂行しており、その外注費が計上されている。

【指摘事項】

熊本環境技研(有)の株主である企業のホームページを確認したところ、熊本北部 流域下水道施設の管理をしていることを伺わせる写真が掲載されていた。当該状況に ついて担当者に確認したところ、下水道事業については昭和50年に「下水道の整備等 に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」が施行されており、この法 律による一般廃棄物処理業者の保護を目的として、過去において複数の事業者で会社 を設立させ、その会社が窓口となって業務を受託していた経緯があったとのことであ った。

過去の経緯は理解できるものの、契約相手となっている業者に業務を遂行できるプロパー職員が十分存在せず、大半を出向者で賄っている状況は、指定管理者としての応募条件を充たしているといえるか疑問である。また、実態のない会社が契約相手となった場合、業務に問題を起こしても、会社名を変えてまた指定管理者に応募してくるといったリスクが存在する。

今後実際に業務を実施している、熊本環境技研(有)の株主である企業と直接契約を結ぶことを検討すべきである。

6. 修繕費の予算執行について

修繕費の予算は25百万円確保されており、これは公表されている。しかし、平成21年度の熊本北部流域下水道の支出実績では19百万円しか使用されておらず、熊本県側が要求する水準の管理がなされているか疑問である。

【意見】

適切な理由があって支出を抑えているのであれば認める余地もあるが、正当な理由なく他の経費項目に流用されているのであれば、指定管理者の契約違反となる可能性がある。

現時点では修繕費について減額の検討がなされていないが、指定管理者に今後の契約期間の修繕計画を提出させ、合理性があれば減額は不要である等の取扱いを明確にすべきであると考える。

7. インセンティブの付与について

指定管理者制度においては、管理者の努力により経費を節減した結果生まれた利益 については指定管理者の判断により使用できるものと考える。しかし、決算書を見る 限り収支は一致しており、収支差額は発生していない。

【意見】

これは利益が発生すれば、次回の指定管理契約において管理料を減額される恐れがあるためと考える。当初予算に対して人件費や雑費の実績額が増加していることから、これらの科目で調整がなされているものと考える。

しかし、このような状況では指定管理者の経費節減努力は起きにくく、指定管理制度を導入したメリットがあまりない。また、収支を一致させるために、実際にかかる以上の共通経費を配賦する等が行われたとすれば、これは問題であると考える。

今後、適切な経費負担をさせるとともに、経費節減努力をさせるために、自己評価制度を導入することが考えられる。年度ごとに達成目標を立てさせ、これが達成できているかどうかを年度末に評価することで、毎年の役務提供レベルの向上を図る必要がある。自助努力でコストを下げた分については、インセンティブとして指定管理者に与えることで、努力を引き出す必要がある。

24. 球磨川上流流域下水道

I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

球磨川上流流域下水道は、球磨川上 流流域の生活環境の改善及び公共用 水域の水質保全を目的として、球磨郡 錦町、あさぎり町(旧上村、免田町、 岡原村、須恵村及び深田村)、多良木 町、湯前町及び水上村の区域を対象に、 平成5年度から事業着手した。



平成 11 年 4 月に 6 ヶ町村(錦町、旧上村、旧免田町、多良木町、旧須恵村及び旧深田村)の一部を、平成 12 年 4 月に旧岡原村の一部を、平成 13 年 4 月に湯前町及び水上村の一部を供用開始した。

球磨川上流流域下水道の概要

施設の名称	球磨川上流流域下水道	
所在地	熊本県球磨郡錦町大字一武字平岩 70 番地の 1	
所管課	熊本県土木部下水環境課	
設置条例	熊本県流域下水道条例	
設置目的	球磨川上流流域の公共用水域の水質保全及び生活環境の	
	改善	
	平成 11 年 4 月 1 日供用開始	
	・関連市町村:錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水	
 施設の沿革	上村	
	・全体計画処理面積:約1,431.3ha	
	・全体計画処理人口:約29,760人	
	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入	
	・終末処理場(球磨川上流浄化センター) 1箇所 5.1ha	
	・中継ポンプ場(錦ポンプ場、免田ポンプ場、多良木ポン	
	プ場) 3 箇所	
施設内容・規模	・その他	
	幹線管きょ流量測定システム(6 箇所)	
	マンホールポンプ(平成 22 年度現在(13 箇所)	
	幹線管きょ(球磨川幹線他) 約 34.4km	

営業期間・時間	24 時間 365 日
指定管理者	九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)
	・排除方式:分流式
	・処理方式:オキシデーションディッチ法
施設の利用状況	・全体計画日最大汚水量:12,000 ㎡/日
	・全体計画処理能力:12,000 ㎡/日
	・H22 年度末現在現有処理能力:9,600 ㎡/日(4 池供用)

球磨川上流域下水道については接続率が悪く、平成 22 年度は球磨川 71.6%であった。 熊本県内の接続率の平均は 91.1%であり、平均を下回っている。接続率も流域市長村ご とで差があり、周辺市町村で組織する幹事会で努力をよびかけている。

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業
	体
法人等の分類	民間事業者 (親:九州テクニカルメンテナンス (株))
 所在地	熊本市水前寺公園 28 番 43 号
設立年月日	平成2年7月27日
代表者 (県との関係の有無)	杉本 陽児(県との関係はない)
役員、職員の状況	役員 11 名 正職員 117 名 臨時・パート 2 名
(県職員 OB、派遣の有無等)	OB は存在しない。
	1. 上水道・下水道・ゴミ処理施設等維持管理業
	務
	2. 水質、底質、大気、騒音、土壌及び廃棄物の
	分析、調査及び検査
	3. 土木工事、建築工事、電気工事、機械器具設
主な事業内容	置工事、防水工事、水道施設工事、管工事、塗装
	工事及び造園工事の設計、施工、管理
	4. 電気器具、機械器具、理化学器具、資材、工
	業薬品の販売
	5. 毒物劇物一般販売
	6. 一般及び産業廃棄物収集運搬業

	有り
	九州テクニカルメンテナンス㈱単独で牛深漁港
他の公の施設の指定管理業務の有無	漁港浄化施設
	熊本環境技研衛との共同体で熊本北部流域下水
	道

法人等の分類	民間事業者(構成員:(有) 球磨清掃公社)
所在地	球磨郡多良木町大字多良木 2777 番地
設立年月日	昭和 48 年 4 月 19 日
代表者 (県との関係の有無)	味岡 正章 (県との関係はない)
役員、職員の状況	役員7名 正職員21名 臨時・パート16名
(県職員 OB、派遣の有無等)	熊本県の OB 等は存在しない。
	1. 下水道処理施設維持管理業務
主な事業内容	2. 産業廃棄物収集運搬業務
	3. 一般廃棄物収集運搬業務(し尿・ごみ)
	4. し尿処理施設運転管理業務
他の公の施設の指定管理業務の有無	無し

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件に以下の要件を追加しすべての要件を満たす法人その他の団体としている。

- ⑧下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録を受けており、かつ下水道法その他関係法令に規定する資格者等を配置できること。
- ⑨県内における公共下水道又は流域下水道処理施設(1施設当たりの現有処理能力が 10,000 m³/日以上で標準活性汚泥法又はオキシデーションディッチ法による施設)に係る5年以内の維持管理実績があること。
- ⑩緊急時に対応するための十分な人的・物的な態勢を整えていること。

なお、募集方針等は事前に選定委員にドラフトを提示し、意見を聴取している。平成 21 年度~平成 23 年度の指定管理募集要項については、特に選定委員から意見は付されていなかった。

(2) 指定管理者募集スケジュール

①質問受付:平成20年11月28日~12月15日

②説明会:平成20年12月8日

③申請書提出期間:平成20年12月16日~26日

④選定委員会開催:要項では平成21年1月開催予定 (平成21年1月15日)

⑤指定管理者議決:平成21年3月3日(県議会議決)

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部 (委員長)	NPO 法人理事長(熊本県 OB)
外部	税理士
外部	日本下水道事業団九州総合事務所運営管理支援課長(専門)
外部	民間企業代表者 (元アナウンサー)
内部	熊本県土木部長
内部	熊本県土木部総括審議員兼次長
内部	熊本県土木部下水環境課長

選定の概要については熊本北部流域下水道(215頁)と同様であることから、記載は 省略する。

②選定委員会の開催状況

流域下水道関係は3施設で、1月15日の13時半から17時で審査を実施している。施設の内容や提案書の内容については、当日説明を受けるのみで、事前に説明や資料の閲覧はなされていない。

③審査基準及び配点

熊本北部流域下水道(215頁)と同様であることから、記載は省略する。

④審査結果

団体名	得点
指定管理者:九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体	477.1 点
次 点:該当者なし	_

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

指令書日付: 平成 21 年 3 月 26 日 協定締結日: 平成 21 年 3 月 26 日

告示日: 平成 21 年 3 月 27 日

指定管理者の指定手続及び協定書の締結手続について、特に問題は発見されなかった。

5. 指定管理の内容

- (1) 指定期間
 - ①平成18年4月1日~平成21年3月31日(3年間)
 - ②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

(単位:千円)

	平成 18 年 4 月~平成 21 年 3 月			平成 21 年 4 月~平成 24 年 3 月		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
委託料	116,235	125,433	134,379	135,698	137,944	139,545
流入水量	1,721 千㎡	1,864 ← m³	2,009 ←m³	2,071 fm³	2,209 ← m³	_

- (3) 指定管理者が行う業務の内容等
- ①流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- ②流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- ③その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
- (4) 指定管理者と県との責任分担

熊本北部流域下水道(217頁)と同様であることから、記載は省略する。

- 6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況 特に管理状況に問題点はみられなかった。
- 7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況 熊本北部流域下水道(219頁)と同様であることから、記載は省略する。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

熊本北部流域下水道と共通の問題点である「競争性の確保について」、「所管課の専門性向上の必要性について」、「下水道処理施設維持管理業務の登録業者であることの確認について」、「選定委員の採点について」、「修繕費の予算執行について」及び「インセンティブの付与について」の6事項に関しては、「23. 熊本北部流域下水道 II. 監査の結果及び意見」(219頁)に記載している。

25. 八代北部流域下水道

I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

八代北部流域下水道は、八代平野 北部の生活環境の改善及び公共用 水域の水質保全を目的として、八代 市(旧八代郡千丁町及び旧鏡町)、 宇城市(旧下益城郡小川町)及び氷 川町(旧八代郡竜北町)の区域を対 象に平成7年度から事業着手し、平 成14年1月に一部の区域を対象に 供用を開始した。



八代北部流域下水道の概要

施設の名称	八代北部流域下水道	
所在地	熊本県八代市鏡町芝口 11 番割 551	
所管課	熊本県土木部下水環境課	
設置条例	熊本県流域下水道条例	
設置目的	八代平野北部の公共用水域の水質保全及び生活環境の改善	
施設の沿革	平成 14 年 1 月 10 日 供用開始 ・関連市町村:八代市、宇城市、氷川町 ・全体計画処理面積:約1,157ha ・全体計画処理人口:約38,700人	
	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入	
施設内容・規模	 ・終末処理場(八代北部浄化センター) 1箇所 4.2ha ・中継ポンプ場(砂川ポンプ場、千丁ポンプ場) 2箇所 ・その他 幹線管きょ流量測定システム(3箇所) マンホールポンプ(平成22年度現在1箇所) 幹線管きょ(小川鏡幹線、千丁鏡幹線) 約15.0km 	
営業期間・時間	24 時間 365 日	
指定管理者	日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループ	
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)	

	・排除方式:分流式
	・処理方式:標準活性汚泥法
施設の利用状況	・全体計画日最大汚水量:19,100 ㎡/日
	・全体計画処理能力:19,100 m³/日
	・H22 年度末現在現有処理能力:13,400 ㎡/日(2 池供用)

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	日本管財環境サービス・三協エンジニアリン
110人自经有《2747》	ググループ
法人等の分類	民間事業者(親:(株)日本管財環境サービ
佐八寺の分類	ス)
所在地	兵庫県西宮市六湛寺町9番8号
設立年月日	平成 17 年 5 月 9 日
代表者(県との関係の有無)	濱中 昱夫 (県との関係はない)
役員、職員の状況	役員 4 名 正職員 912 名
(県職員 OB、派遣の有無等)	熊本県の OB 等は存在しない。
	・焼却炉、上水道、下水道その他環境衛生施
	設設備運転及び点検保守管理
	・産業廃棄物の処理に関する業務
	・土木工事
主な事業内容	・建築工事
	・電気工事
	・管工事
	・塗装工事
	・防水工事及び消防設備工事等の請負業務
他の公の施設の指定管理業務の有無	有り

計しなの八哲	民間事業者(構成員:三協エンジニアリング
法人等の分類	(有))
所在地	熊本県八代市鏡町有佐 961
設立年月日	平成 11 年 7 月 26 日
代表者(県との関係の有無)	澤村 安博 (県との関係はない)
役員、職員の状況	役員4名 正職員7名
(県職員 OB、派遣の有無等)	熊本県の OB 等は存在しない。

主な事業内容	・下水道関係施設の維持管理
	・汚水処理施設、管路及び施設のメンテナンス事業
	・産業廃棄物の収集、運搬及び処理
	・産業廃棄物の処理施設の維持管理
他の公の施設の指定管理業務の有無	無し

3. 指定管理者の選定手続

(1) 申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集 (9 頁参照) に示された要件に以下の要件を追加しすべての要件を満たす法人その他の団体としている。

- ⑧下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録を受けており、かつ下水道法その他関係法令に規定する資格者等を配置できること。
- ⑨県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設(1施設当たりの現有処理能力が10,000㎡/日以上で標準活性汚泥法による施設)に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
- ⑩緊急時に対応するための十分な人的・物的な態勢を整えていること。

なお、募集方針等は事前に選定委員にドラフトを提示し、意見を聴取している。平成 21 年度~平成 23 年度の指定管理募集要項については、特に選定委員から意見は付されていなかった。

(2) 指定管理者募集スケジュール

①質問受付:平成 20 年 11 月 28 日 \sim 12 月 15 日

②説明会: 平成 20 年 12 月 8 日

③申請書提出期間:平成20年12月16日~26日

④選定委員会開催:要項では平成21年1月開催予定 (平成21年1月15日)

⑤指定管理者議決:平成21年3月3日(県議会議決)

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部 (委員長)	NPO 法人理事長(熊本県 OB)
外部	税理士
外部	日本下水道事業団九州総合事務所運営管理支援課長(専門)
外部	民間企業代表者(元アナウンサー)

内部	熊本県土木部長
内部	熊本県土木部総括審議員兼次長
内部	熊本県土木部下水環境課長

②選定委員会の開催状況

流域下水道関係は3施設で、1月15日の13時半から17時で審査を実施している。施設の内容や提案書の内容については、当日説明を受けるのみで、事前に説明や資料の閲覧はなされていない。

③審査基準及び配点

熊本北部流域下水道(215頁)と同様であることから、記載は省略する。

④審査結果

団体名	得点
指定管理者:日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループ	493.4 点
次 点:該当者なし	1

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

指令書日付: 平成 21 年 3 月 26 日 協定締結日: 平成 21 年 3 月 26 日

告示日: 平成 21 年 3 月 27 日

指定管理者の指定手続及び協定書の締結手続について、特に問題は発見されなかった。

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

①平成18年4月1日~平成21年3月31日(3年間)

②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

(単位:千円)

	平成 18 年 4 月~平成 21 年 3 月		平成 21 年 4 月~平成 24 年 3 月			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
委託料	134,925	150,675	158,550	165,270	167,055	164,362
流入水量	1,568 ← m³	1,860 ∱ m³	1,959 ← m³	2,053 ∱ m³	1,994 ←m³	_

- (3) 指定管理者が行う業務の内容等
- ①流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- ②流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- ③その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
- (4) 指定管理者と県との責任分担

熊本北部流域下水道(217頁)と同様であることから、記載は省略する。

- 6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況 特に管理状況に問題点はみられなかった。
- 7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況 熊本北部流域下水道(219頁)と同様であることから、記載は省略する。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 人件費に対する消費税の扱いについて

平成 22 年度の収支実績を確認したところ、報告書において人件費を含む総支出額に対して 5 %を掛けて消費税額を算定している。

【指摘事項】

人件費については非課税取引であることから、消費税の計算額に入れることには問題がある。指定管理者の報告書の作成に問題があり、今後改善指導をする必要がある。

2. 管理業務の契約相手について

熊本北部流域下水道施設においても記載したが、平成 19 年度の三協エンジニアリング(有)の決算書においても、人件費が計上されておらず、事務負担金、派遣負担金、外注費のみが計上されている。

【指摘事項】

業種としての過去の経緯は理解できるものの、契約相手と業務を実施している実態 とが異なっている点は問題である。

今後実際に業務を実施している、三協エンジニアリング(有)の株主である企業と 直接契約を結ぶことを検討すべきである。

26. 熊本県営住宅 (42 団地)



(県営住宅 42 団地のうち八反田団地の写真)

I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

施設の名称	熊本県営住宅(42団地)	
	熊本市、荒尾市、宇土市、水俣市、合志市、菊陽町	
所在地	熊本市を中心に 42 団地、管理戸数 8,625 戸(平成 20 年 5	
	月1日現在)	
所管課	住宅課	
設置条例	熊本県営住宅条例	
=九平口 <i>品</i>	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を	
設置目的	供給する。	
	昭和 25 年~40 年	
14-50 o W #	戦災による終戦直後の絶対的な住宅数の不足への対応	
施設の沿革	と、劣悪な住環境の改善のための受け皿として建設。	
	昭和 40 年~55 年	

	高度成長期の熊本都市圏への人口流入急増へ対応する			
	ために大量の県営住宅を建設。			
	昭和 55 年~平成 10 年			
	整備目標を「量的供給」から「質的向上」へ転換し、規			
	模、設備水準の段階的向上を図る。			
	平成 10 年~			
	第1種、第2種の種別を廃止するなどの大改正を行い社			
	会的弱者への入居優遇策を充実させる。			
	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入			
坛乳内 宏,扭摆	県営住宅			
施設内容・規模	県営改良住宅			
冷光和 相,	平日の午前8時30分から午後7時が指定管理者の営業時			
営業期間・時間	間であるが、営業時間外も電話対応を行っている。			
指定管理者	熊本県住宅供給公社			
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 20 年度に指定)			
	年度末入居者数 収入調定額(現年)			
	平成 18 年度 8,312 人 2,083,966 千円			
施設の利用状況 (5年間)	平成 19 年度 8,361 人 2,083,741 千円			
(利用者数、利用料収入等)	平成 20 年度 8,316 人 2,090,566 千円			
	平成 21 年度 8,344 人 2,087,913 千円			
	平成 22 年度 8,305 人 2,074,572 千円			

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	熊本県住宅供給公社 (以下「住宅供給公社」
111/2 11/2/11 1/11	という。)
法人等の分類	県の外郭団体であり、県の出資額は 10,000
伝入寺の刀類	千円
所在地	熊本市水前寺6丁目5番19号
設立年月日	昭和 40 年 12 月 20 日
代表者(県との関係の有無)	理事長 渡邊俊二 (県 OB)
	副理事長 県職員
- 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011	常務理事 県 OB
役員、職員の状況 (県職員 OB、派遣の有無等)	その他理事2名中全員県職員
	住宅供給公社職員 18名、契約社員 7名
	県からの派遣職員はいない
主な事業内容	・宅地、建物の分譲

	・自社所有賃貸住宅、賃貸施設の管理運営
	・公営住宅の管理
	・都市再生機構住宅の管理
	・特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住
	宅の管理
他の公の施設の指定管理業務の有無	なし

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②県内に事業所を有すること。

事業所とは、本店又は支店若しくは熊本県営住宅の管理運営に関する協定を締結する 権利能力のある事務所をいう。

- ③熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく 排除措置を受けてないこと。
- ④労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑤県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑥会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は更生手続きを行っていないこと。また、 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態 が著しく不健全である者でないこと。
- ⑦賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している者にあって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑧賃貸住宅を1,000戸以上管理していること。
- ⑨賃貸住宅の管理を3年以上有していること。
- ⑩1級建築士の有資格者が常勤で在籍すること。
- ⑪住宅の管理を受託しながら、責務を十分に果たせなかった事例がないこと。

(2) 指定管理者募集スケジュール

平成 20 年 11 月 7 日 募集要項の配布及び募集公告

平成20年11月7日~12月1日 質問事項の受付期間

平成20年11月14日 業務説明会の実施

平成 20 年 11 月 28 日~12 月 8 日 申請書の提出期間

平成20年12月10日 一次審査(参加資格の要件を満たしているか住宅課で審査)

平成 20 年 12 月 24 日 選定委員会による第二次審査

平成21年3月26日 協定の締結、指定管理者の指定

平成 21 年 3 月 27 日 告示

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	大学名誉教授
外部	熊本県人権擁護委員
外部	弁護士
外部	税理士
内部	土木部長
内部	統括審議員
内部	住宅課長

②選定委員会の開催状況

平成 20 年 12 月 24 日 13 時 30 分より 15 時 30 分まで

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点
	施設の設置目的及び県が示した管理の方針との	
住民の平等な利用の確保	その平等な利用の確保 整合性	
	入居者又は入居希望者の平等な利用の確保	
	効果的な募集を図るための具体的手法及び期待	
	される効果	
	県営住宅の特性を十分に理解し、公平で的確な	
	管理運営の実現の可能性	45 点
施設の効用の最大限の発揮	サービスの向上を図るための具体的手法及び期	40 点
	待される効果	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能	
	性	
 管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	20 点
自 注注	収支計画書の内容、適格性及び実現の可能性	20 派
	安定的な運営が可能となる人的能力等	
管理を安定して行う人的・財	安定的な運営が可能となる経理的基盤	35 点
政的基礎	的基礎 類似施設の管理運営実績	
	個人情報保護対策	

計 100 点

(注)選定委員会7名で採点 合計 100×7=700点(満点)

④審査結果

応募者は1団体のみである。

団体名	得点
指定管理者:住宅供給公社	485.5 点
次 点:なし	_

なお、審査結果で、審査項目の管理経費の縮減の点数が低くなったのは以下の理由に よる。

施設の管理運営に係る経費の内容・・・・持ち点15

<点数の算定式>

提案価格の得点= (1.0- (提案価格/基準価格)) ×提案価格に配分された得点 <点数計算>

提案価格の得点= (1.0- (1,331,976 千円/1,374,591 千円)) ×15=0.5 以上のように、提案価格と基準価格との乖離が少ないと低い点数となる。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結 平成 21 年 3 月 26 日 協定の締結、指定管理者の指定

5. 指定管理の内容

- (1) 指定期間
 - ①平成 18年4月1日~平成 21年3月31日 (3年間)
 - ②平成21年4月1日~平成24年3月31日(3年間)

(2) 指定管理料

対象年度	委託料の額
平成 21 年度	金 443,992 千円(うち消費税及び地方消費税の額 21,142 千円)
平成 21 平度	うち維持修繕費金 368,120 千円 (うち消費税及び地方消費税の額 17,529 千円)
平成 22 年度	金 443,992 千円(うち消費税及び地方消費税の額 21,142 千円)
平成 22 平度	うち維持修繕費金 368,120 千円 (うち消費税及び地方消費税の額 17,529 千円)
平成 23 年度	金 443,992 千円(うち消費税及び地方消費税の額 21,142 千円)
十八 23 千尺	うち維持修繕費金 368,120 千円 (うち消費税及び地方消費税の額 17,529 千円)

- (3) 指定管理者が行う業務の内容等
- ①入居者の公募に関する業務

- ②入居者への指導及び連絡に関する業務
- ③県営住宅の明渡し手続きに関する業務
- ④県営住宅及び共同施設の維持、修繕に関する業務
- ⑤駐車場の管理に関する業務
- ⑥前各号に掲げるもののほか、指定管理者が県営住宅又は共同施設の管理上必要と認め る業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

リスク負担表については、運用指針・準則例示集(11 頁参照)に以下の内容を追加している。

- i. 法令の変更において、住宅管理システムの変更が必要となる場合について明確に している。
- ii. 自然災害等不可抗力による事業変更において、小規模なもの(原則として災害復旧事業に該当しないもの)とそれ以外とで負担者を区分している。
- iii. 施設・設備の損傷による維持修繕について、下記の追加したリスク分担項目のと おり負担者を5区分としている。

追加したリスク分担項目は以下のとおり。

		負	担者
種類	内容	県	指定管理者
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 ※住宅管理システムの変更が必要となる場合を含む	0	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		0
自然災害等不可力による事業変更	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、 暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰す ことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、 設備の修復による経費の大規模な増加及び事業履行不能	0	
	上記の理由により経費の増加が生じる場合ではあるが小規模なもの(原則として、 災害復旧事業に該当しないもの)		0
歩きのもの担信	① 条例の規定により県が費用負担すべきもの		0
施設・設備の損傷 による維持修繕	② ①のうち、住棟全体におよぶ大規模な工事が必要となる 損傷(付帯する工事も含む)	0	
	③ 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		0
	④ ③のうち、住棟全体におよぶ大規模な工事が必要となる損傷(付帯する工事も含む)	0	
	⑤ 別記1 管理業務仕様書に記載の特別修繕費であらかじめ決定した額を超えたもの		0

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

下記の業務において、指定管理者導入後の業務の強化を行った。

- ・高齢者の家庭へ電話の安否確認
- ・窓口業務の迅速化
- ・情報誌の全戸配布年3回
- ・苦情対応の職員を1名から2名に増員

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

事業年度終了後、指定管理者が事業報告書を提出し、県は下記の点に関しモニタリング を実施している。

- ①協定に基づく各種報告書の点検
- ②実地調査
- ③苦情・事故等の対応
- ④管理運営状況の公表

利用者調査は、指定管理者は実施しているが県独自では実施していない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

- 1. 選定委員の選定について
- (1) 住宅管理等に精通した選定委員の必要性

指定管理者選定委員会の委員の構成は、7名のうち4名が外部委員(有識者)、3名が内部 委員(現職県職員)である。外部委員4名の構成は、大学名誉教授・熊本県人権擁護委員・ 弁護士・税理士となっている。

【意見】

県営住宅指定管理者が行う管理業務は、入居者の募集、入居者への指導及び連絡、県営住宅の明渡し手続、県営住宅の維持修理、駐車場の管理など多岐にわたり、それぞれの業務で法律等の専門的知識を必要としている。

指定管理者への年間委託料は 443,992 千円と多額となっており、この重要な委託料を有効に活用するためには、指定管理者を選定するうえで住宅管理等に精通した者の意見を聴くことは必要と思われる。選定委員会の外部委員の中に一人は住宅管理等に精通した者を選定するのが望ましい。

(2) 選定委員が住宅供給公社の役員を兼務していることについて

選定委員 7 名のうち内部委員 2 名 (土木部長、総括審議員) が、住宅供給公社の副理事 長、理事を兼務している。

【指摘事項】

選定委員会の内部委員に住宅宅供給公社の役員に就任している県職員を選任するのは、 選定委員会の公平性を確保するためには不適当である。選定委員の選任は、実質的及び外 観的に公平性が確保できる者を選任すべきであり、当該委員が採点に参加していることは 選定手続の公平性の観点からも問題である。

なお、平成 23 年 8 月の運用指針の改正において、「内部委員の廃止」及び「委員本人及 び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にあるものが応募者の役員等に就任している場合、 当該委員は審査に参加できない。」旨が措置されている。

2. 基準価格の見積について

県営住宅管理に係る基準価格の積算過程の人件費積算において、前回指定管理者である 住宅供給公社の人員構成を基に仕事の従事割合で人件費を積算している。

【意見】

前回指定管理者である住宅供給公社の人員構成を基に仕事の従事割合での人件費積算を 参考にするだけでなく、民間の住宅管理会社等の人員構成、従事割合等も参考にし、最も 適切な人件費積算方法を検討すべきである。

3. 大規模修繕費について

県と指定管理者とのリスク分担は協定書第8条(別記2)により、下表のとおり規定されている。

<リスク分担表(抜粋)>

		負	担者
種類	内容	県	指定管理者
7 自然災害等不可 抗力による事業 変更	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、 暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰す ことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、 設備の修復による経費の大規模な増加及び事業履行不能	0	
	上記の理由により経費の増加が生じる場合ではあるが小 規模なもの(原則として、 災害復旧事業に該当しないも の)		0
10 施設・ 設備の損	① 条例の規定により県が費用負担すべきもの		0
傷による維持修 善	② ①のうち、住棟全体におよぶ大規模な工事が必要となる損傷(付帯する工事も含む)	0	
	③ 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		0
	④ ③のうち、住棟全体におよぶ大規模な工事が必要となる損傷(付帯する工事も含む)	0	

⑤ 別記1 管理業務仕様書に記載の特別修繕費であらか じめ決定した額を超えたもの

 \bigcirc

分担表のように、県と指定管理者とのリスクの分担は抽象的な表現となっており、具体 的に大規模修理費が発生した場合に、どちらが負担するのか必ずしも明確になっていない。

【意見】

県営住宅は老朽化が進んでおり、大規模修繕の可能性が十分考えられる。大規模修繕費が発生した場合に、県と指定管理者との間に協議が必要となる場面が多くなる。

大規模修繕の費用負担については、金額基準等による明確な規定の検討が必要であると 思われる。

4. 募集スケジュールについて

指定管理者の募集のスケジュールは、次のとおりである。

- ・平成20年11月7日 募集要項の配布及び募集公告
- ・平成 20 年 11 月 7 日~12 月 1 日 質問事項の受付期間
- ・平成 20 年 11 月 14 日 業務説明会の実施
- ・平成 20 年 11 月 28 日~12 月 8 日 申請書の提出期間

平成 20 年 11 月 7 日の募集要項の配布及び募集公告から平成 20 年 12 月 8 日の申請書の 提出期限まで 1 カ月余りしかなく、県営住宅管理の多岐にわたる膨大な業務量を考慮する と申請を検討している団体にとっては期間的に短すぎる。

【意見】

募集要項の配布及び募集公告後に速やかに業務説明会を実施し、初めて参加する団体でも十分な検討ができるように質問事項の受付期間をできるだけ長く設け、各応募者が公平に申請準備をできるように配慮すべきである。

5. 質問事項の受付及び業務説明会について

募集要項で質問の受付期間は、平成 20 年 11 月 7 日から同年 12 月 1 日までと規定している。また、質問方法は、質問書(別紙様式 6)に記入のうえ、ファックス又は電子メールで提出するように規定している。(電話での質問は受け付けません、回答は随時県のホームページに登載します。)また、平成 20 年 11 月 14 日午前 10 時から 2 時間程で業務説明会を開催している。

指定管理者が行う県営住宅の管理業務は、その業務は多岐にわたり建築関係や法律等の 専門知識も必要であることから、募集要項の質問方法及び 2 時間程度の業務説明会では、 県営住宅の管理業務に関与していない応募者にとって業務内容が十分に理解できない。従 来から管理業務に関与している者が圧倒的に情報を持っており、それ以外の者との間に管 理業務に関する情報の格差が生じている。

【意見】

業務説明会を1回ではなく複数回実施し、その中で時間を十分に確保し質疑応答の時間

を設け、かつ応募者が必要とする具体的な必要資料を提供し、指定管理者として管理業務 に関与している者と新たに指定管理者に応募しようとする者との情報の格差を軽減し、公 平に情報提供する必要がある。

6. 応募者の増加を図るための取組みについて

平成17年度に行った指定管理者の募集には5団体の応募者(申請者)があったが、平成20年度は問い合わせが13団体、業務説明会の出席は3団体、応募者(申請者)は1団体という結果である。しかも、応募した1団体は従来から管理業務に関与している住宅供給公社であった。

【意見】

応募者が 1 団体しかなかった要因として、上記の「4.募集スケジュールについて」や「5.質問事項の受付及び業務説明会について」で記述したような要因が考えられる。

県は、指定管理者の応募者の増加を図るため、これまで以上に応募を検討している団体に対して公平な立場で対応し、業務説明会や質問の受付に対して十分な時間を確保し、また、必要とする情報が十分に得られるように従来以上に配慮すべきである。

7. 管理経費の縮減効果の配点の見直しについて

管理経費の縮減の点数が低い理由は、次のとおりである。

持ち点と点数算定式は下記のとおりである。

- ・施設の管理運営に係る経費の内容・・・・持ち点 15
- 点数の算定式

提案価格の得点= (1.0- (提案価格/基準価格)) ×提案価格に配分された得点

<点数計算の例>

基準価格 1,374,591 千円

提案価格 1,331,976 千円

提案価格の得点= (1.0-(1.331.976 千円/1.374.591 千円)) ×15=0.5

以上のように、提案価格と基準価格との乖離が少ないと低い点数となる。

【意見】

現在採用している算定式では、提案価格がゼロ円に近付かないことには高得点にはならない。各申請者の提案価格が基準価格と極端に乖離するとは考え難いため、各申請者の提案価格の差が少ないと管理経費の削減効果があったとしても得点差に結び付かない。

各申請者の管理経費の削減効果に応じて得点差がつくように、採点方法の見直しが必要である。

27. 熊本県立青少年の家(27. 熊本県立天草青年の家、28. 熊本県立菊池少年自然の家、29. 熊本県立豊野少年自然の家、30. 熊本県立あしきた青少年の家)

熊本県には、健全な青少年の育成を目的として団体宿泊生活や各種の研修を行う県立の 青少年教育施設として、熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊 野少年自然の家、熊本県立あしきた青少年の家の4の施設があり、平成21年4月より4施 設を一括して指定管理者制度を導入した。



県立天草青年の家



県立菊池少年自然の家



県立豊野少年自然の家



県立あしきた青少年の家

I. 施設及び指定管理者等の概要

1. 施設の概要

熊本県立青少年の家の概要

施設の名称	熊本県立青少年の家 ・熊本県立天草青年の家 ・熊本県立菊池少年自然の家 ・熊本県立豊野少年自然の家 ・熊本県立むしきた青少年の家
所在地	※下記「各施設の概要」を参照
所管課	教育庁 社会教育課

設置条例	熊本県立青少年の家条例					
設置目的	健全な青少年の育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、青少年の家を設置する(条例第1条)。					
	※下記「各施設の概要」を参照					
施設の沿革	なお、4 施設を一括して平成 21 年 4 月より指定管理者制					
	度を導入					
施設内容·規模	※下記「各施設の概要」を参照					
休所日	青少年の家の休所日は、12月29日から翌年1月3日までとする。 ただし、熊本県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必 要があると認めるときは、休所日を変更し、又は別に休所日を定め ることができる。(条例第4条)					
指定管理者	ひとづくりくまもとネット・三勢共同体					
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 20 年度に指定)					
	■4施設合計の数値 (単位:人・千円)					
	項目 午度 平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度 平成 21 年度 平成 22 年度					
	利用者数 159,545 163,248 160,110 140,695 141,333					
施設の利用状況(5年間)	利用料金収入 3,431 2,237 2,588 30,487 28,187					
(利用者数、利用料収入等)	※平成20年度まで、菊池・豊野の両施設では利用料金を徴収しておらず、					
(13) II II 300 (13) II T 100 (15)	天草・あしきたの両施設では学校利用・社会教育関係団体利用については利					
	い、すべての施設で学校利用・社会教育関係団体利用も含めて利用料金を復					
	収するように改めたため、利用料料金収入が増加している。					

※各施設の概要

h	£l.	熊本県立天草青年の家		熊本県立天草青年の家 熊本県立菊池少年自然の 熊本県立豊		是野少年自然の	熊本県立あし	きた青少年の	
名	称			家		家		家	
所	在 地	上天草市松島	町合津 5500	菊池市原	4885 番地 5	宇城市豊野	町山崎 1775	葦北郡芦北町鶴木山	
		昭和 48 年	3月開設	昭和50年4月開設		昭和 59 年 10 月開設		平成10年7月開設	
		昭和55年3	月研修室増築	昭和54年3月研修室増築		昭和60年3月キャンプ			
松弛	の沿革	昭和 62 年	2月宿泊棟	昭和56年	3月キャンプ	管理棟増	築		
旭政	の伯里	(和室)増築		管理棟増	築				
		平成6年10)月屋根付き						
	運動場増築		Ĭ						
	敷地面積	168, 557 m²			81, 305 m²		101, 286 m²	125	5, 646. 59 m²
規模	建物延べ床面	7, 437. 14 m ² 2, 882. 83 m ²		2, 882. 83 m²		3, 209. 72 m²	ć	9, 168. 86 m ²	
	積								
		施設名	収容人員	施設名	収容人員	施設名	収容人員	施設名	収容人員
		宿舎	250 人	宿泊棟	208 人	宿泊室	200 人	宿泊棟(和室	300 人
主要施設 講堂 250人		研修室	120 人	研修室	150 人	棟·洋室棟)	(最大 400 人		
		大研究室 144人		工作室	60 人	フ゜レイホール	200 人	大研修室	100 人
		中研究室	50 人	体育室	200 人	食堂	120 人	中研修室	80 人

	第1研修室 30人	食堂 120	人	キャンプ場 50)人	小研修室	40 人
	第2研修室 30人	キャンプ場 98	人			創作室	40 人
	視聴覚室 50人					食堂	200 人
	食堂 140人					文化ホール	500 人
	体育館 36×22m					体育館	300 人
	キャンプ場 100 人					キャンプ場	100 人
	屋根付き運動場 45×40m					艇庫	200 人
	所長 1	所長	1	所長	1	所長	1
	副所長(指導) 1	副所長 (総務)	1	副所長	1	副所長	1
	主任専門職員 1	主任専門職員	1	主任専門職員	1	主幹兼事業課長	1
	専門職員 1	専門職員	4	専門職員	1	総務課長	1
職員	総務 2	総務	1	総務	2	主任専門職員	1
	嘱託職員(補助) 6	嘱託職員(補助)	1	嘱託職員 (補助)	3	専門職員	6
	合計 12	合計	9	合計	9	総務	1
						嘱託職員(補助) 4
						合計	1 6

2. 指定管理者の概要

当施設の指定管理者は、2つの法人による共同事業体となっているため、それぞれ個別に記載する(いずれも指定管理者となった時点の概要)。

指定管理者の名称(主たる事業者)	特定非営利活動法人ひとづくりくまもとネット
法人等の分類	NPO 法人
所在地	熊本市黒髪2丁目40番1号
設立年月日	平成 18 年 11 月 20 日
代表者(県との関係の有無)	理事長 中川 保敬
代表有(原との関係の有無)	※県の役職員であった経験はない。
役員、職員の状況	理事 12名(うち、元県職員1名)
(県職員 OB、派遣の有無等)	職員 55名
主な事業内容	・青少年の健全育成を支援する事業 ・親子や家族・多世代への社会教育活動の支援事業・学校団体や社会教育組織・団体への社会教育活動支援事業・地域活動表援活動を通してのまちづくり事業・各種イベントや講習会・研修会・講演会の企画運営事業・生涯学習に関する支援事業・生涯学習に関する支援事業・生涯学習に関する支援事業・
他の公の施設の指定管理業務の有無	無

	T		
指定管理者の名称 (その他の事業者)	株式会社 三勢		
法人等の分類	民間事業者		
所在地	熊本市帯山3丁目8番44号		
設立年月日	昭和 55 年 12 月 6 日		
(中主学 (用しの間係の右無)	代表取締役 福原 英喜		
代表者(県との関係の有無)	※県の役職員であった経験はない。		
小星の仏 知	取締役 6名		
役員の状況	監査役 1名		
(県職員 OB、派遣の有無等)	(県からの派遣等なし)		
主な事業内容	・施設の清掃、衛生管理業務 ・設備管理・保全業務 ・保安警備業務 ・人材派遣・アウトソーシング業務 ・指定管理業務		
	有		
他の公の施設の指定管理業務の有無	熊本県身体障害者福祉団体連合会との共同体で熊		
	本県総合福祉センター		

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件のとおりとなっている。

(2) 指定管理者募集スケジュール

募集要項配布期間:平成20年10月31日~12月1日

質問事項の受付: 平成 20 年 11 月 4 日~平成 20 年 11 月 14 日まで

合同説明会の実施:平成20年11月10日

施設別説明会:平成20年11月11日(天草青年の家)

平成 20 年 11 月 12 日 (あしきた青少年の家)

平成20年11月13日(豊野少年自然の家)

平成20年11月14日(菊池少年自然の家)

(合計 10 団体参加)

申請書類提出期間:平成20年11月17日~平成20年12月1日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	大学教授
外部	国立阿蘇青少年交流の家所長
外部	PTA 団体役員
外部	公認会計士
内部	教育長
内部	教育次長
内部	教育庁社会教育課長

②選定委員会の開催状況

選定委員会は平成 21 年 1 月 8 日に開催されている。選定委員会で出された各委員からの意見、選定結果等については、下記③以降を参照。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点	
分尺の正然わ利用の施 児	設置目的との適合性等	適・否	
住民の平等な利用の確保	事業内容の偏り等	心 '白'	
	利用率向上を図るための具体的手法及び期待さ		
	れる効果(10)		
	教育的機能の維持を図るための具体的手法及び		
施設利用の最大限の発揮	期待される効果 (10)	og 占	
地畝利用の取入限の光準	施設の維持管理等の内容、適格性及び実現の可	35 点	
	能性 (5)		
	地域振興に貢献する具体的手法及び期待される		
	効果(10)		
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容 (15)	20 点	
自理性質の相例	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性(5)	20 点	
	教育施設としての安定的な管理運営のための人		
管理を安定して行う人的・財	的能力(20)	35 点	
政的基礎	安定的な運営が可能となる経理的基盤 (10)	35 尽	
	類似施設の運営実績(5)		
その他	青少年の家を管理運営するうえで求められる明	10 点	
- C V / IE	確な教育理念に基づく一貫性のある取組意欲	10 点	

(10)	
合計	100 点

④審査結果

団体名	得点
指定管理者:ひとづくりくまもとネット・三勢共同体	451 点(満点:700)

<選定委員から付された意見>

- ①共同体として、責任分担(特に財務面)をより明確にしておく必要がある。
- ②地域貢献、食育の推進等に関する提案については、より一層の具体化が必要。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

選定委員会の開催:平成21年1月8日

指定管理候補者となったことの通知:平成21年2月3日

管理者に対する指定の指令: 平成21年3月26日

協定書の締結:平成21年3月26日

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日~平成 24 年 3 月 31 日 (3 年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

平成 21 年度 年額 288,540 千円

平成 22 年度 年額 288,288 千円

平成 23 年度 年額 287,532 千円

利用料金

利用料金制が導入されており、各施設の料金は以下のとおりである。

					利用料金の額		
	区分						
天草青年の	宿泊を伴う	宿泊棟泊	1人1泊につき	660 円	250 円		
家、菊池少年	施設等利用	キャンプ場泊	1人1泊につき	300 円	100 円		
自然の家及	及 宿泊を伴わない施設等利用		1人1日につき	100 円	50 円		
び豊野少年							
自然の家							

あしきた青	宿泊を伴う	宿泊棟泊	1人1泊につき	1,060 円	400 円
少年の家	施設等利用	キャンプ場泊	1人1泊につき	300 円	100 円
	宿泊を伴わない施設等利用		1人1日につき	150 円	50 円
	文化ホール利用		1団体1時間につき		1,500 円
	マリン活動研修船艇利用		1人1回につき		50 円

[※]上記の他、宿泊時に使用したシーツの洗濯料、食事代等が施設ごとに設定されている。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

協定書において、以下のとおり定められている。

第2条 (略)

- (1) 条例第3条各号に掲げる業務(※)
- (2) 青少年の家の利用の許可に関する業務
- (3) 青少年の家の施設、設備及び物品等の維持及び修繕に関する業務
- (4) (1)~(3)に掲げるもののほか、指定管理者が青少年の家の管理上必要と認める業務

(※)条例第3条に掲げられた業務

- (1) 青少年又は青少年育成指導者等の研修のための施設及び設備(以下「施設等」という。) の提供並びに当該研修に関する指導及び助言
- (2) 県民の生涯学習の諸活動のための施設等の提供及び当該諸活動に関する助言
- (3) 青少年教育に関する調査研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的(注:「1. 施設の概要」の「設置目的」 を参照)を達成するために必要な業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項に おいて示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・準 則例示集(11頁参照)に示された事項を基本とし以下の項目を加えている。

種類	内 容	県	指定管理者
施設利用に関する業	利用の許可等、利用調整、利用指導、案内・受付、		
務	苦情対応、備品・用具等の貸出等		
之况事类然中长类效	集団宿泊訓練、野外活動、自然観察その他の事業		
主催事業等実施業務	を主催事業・受入事業等により実施すること		

また、「施設、設備の損傷」の項は「施設、設備、備品等の損傷」とし、運用指針・準則例示集では「小規模なもの」と例示されているところを「1件の修繕費等の費用が 100 万円程度の小規模なもの」と金額の基準を入れ責任分担を明確にしており、修繕費等に実施について以下の注を付している。

注:修繕費等の実施に際しては、緊急な場合を除き、あらかじめ教育委員会と協議を行う 必要がある。また、教育委員会が必要と認めた場合、修繕等の実施を指示することがある のでこれに従う必要がある。

一方で、運用指針・準則例示集の「資料等の損傷」の項目は示されていない。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

指定管理者制度が導入された、平成 21 年度以降の収入、費用、利用者数については以下のとおり。

項目\年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用料金収入	30,487	28,187
食事代	117,163	108,508
シーツ代	6,008	6,174
主催事業収入等	4,778	8,159
指定管理料	288,540	288,288
収入合計	446,977	439,319
主催事業費	3,794	4,577
管理費	417,555	415,364
支出合計	421,349	419,942
収入一支出	25,628	19,377
利用者数	140,695	141,333

※参考: 平成 19 年度包括外部監査報告書における、平成 18 年度行政コスト (4 施設合計のキャッシュフローコスト) は 448,964 千円であった。

<コメント>

指定管理者制度への移行以前は、菊池・豊野の少年自然の家では利用料金を徴収していなかった。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

各年度に管理運営評価票により、指定管理者の実施事業に関する評価を行っているほか、月次事業報告書を作成・入手している。モニタリングに関する意見については、下記「II. 監査の結果及び意見」の「5. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングについて」を参照。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 公の施設としての必要性について

青少年の家は、以下の2つの機能を併せ持った施設である

- (1) 来場者に対して宿泊・集合研修等の場所を提供する「研修施設」としての機能
- (2) 来場者に対して集団活動等を通じて教育を行う「教育施設」としての機能 ただし、下記のとおり施設の利用者(宿泊者)の数をみると学生の利用が大半である。

施設	宿泊者区分	宿泊者数(人)	学生割合(%)
	一般	3,659	
天草青年の家	学生	11,925	76.5
	合計	15,584	
	一般	1,702	
菊池少年自然の家	学生	6,140	78.3
	合計	7,842	
	一般	2,823	
豊野少年自然の家	学生	6,065	68,2
	合計	8,888	
	一般	5,473	
あしきた青少年の家	学生	25,235	82.2
	合計	30,708	
合 計	一般	13,657	
	学生	49,365	78.3
	合計	63,022	

※平成22年度宿泊利用者実績。

「学生」とは高校生以下のことをいい、就学前の者を除く。

【意見】

本施設の性格は教育施設としての面により重点を置くべきと考えられる。

ここで、減価償却費を除く利用者一人当たりのコストを考えると、平成22年度の場合、

1人当たり3,000円程度の経費負担を求めなければ採算は取れない。

利用者の大半が学生・児童である状況下で、これだけのコストを利用者に対して求めるとすると、特に子供の多い世帯にとっては負担が大きくなり、教育の機会の不均衡につながる恐れもある。

したがって、本施設については完全な民間への譲渡や事業の廃止はなじまないものと 考えられる。

2. 施設運営の効率性・有効性について

(1)職員の配置について

指定管理者制度導入前の専門職員・指導員(施設において、来場者に対し指導助言等を行う職員)の年齢構成と、指定管理者制度導入後の年齢構成を比較したところ、以下のような違いがみられた。

施設名\年度・項目	平成 19 年度		平成	成 22 年度	
	人数(人)	平均年齢 (歳)	人数(人)	平均年齢(歳)	
天草青年の家	5	46.8	8	33.0	
菊池少年自然の家	4	47.3	6	28.0	
豊野少年自然の家	4	47.0	5	24.8	
あしきた青少年の家	6	41.8	11	27.4	

専門職員・指導員について、年齢層の若い職員を多く採用している。指定管理者制度 導入以前は、県内の学校から教職員の異動により専門職員が配属されていたが、指定管 理者制度移行後は指定管理者が人材を確保する必要があるため、このような構成になっ たものと思われる。なお、いずれの場合においても専門職員・指導員については社会教 育主事の資格保有者が採用されている。

【意見】

職員の平均年齢が指定管理者制度導入後大幅に若くなっている。来所者への指導・助言を行う専門職員・指導員の場合、それに応じた資格や技術に加え、ある程度の経験が必要とされる場合もあるものと考えられる。

そこで、施設の繁忙期(施設にもよるが主に夏~秋にかけて)において、県職員が施設に赴いて、経験の少ない専門職員を指導・助言することが考えられる。これにより、施設に勤務する職員のスキルアップに資するものと考えられる。

また、派遣された職員が施設の状況を観察し、所管課に報告するようにすることで、指定管理者による施設の運営状況のチェックや問題点の把握、改善策の策定等にも役立つものと考えられる。

(2) 利用者の平準化と料金設定について

平成20年度を例に、各施設の宿泊利用者(延べ数。キャンプ場等宿泊棟以外の宿泊は除く)は以下のとおりである。

月度\施設	天草	菊池	豊野	あしきた	合計
4	3,763	1,071	1,368	6,112	12,314
5	2,903	1,734	1,483	4,483	10,603
6	2,359	1,842	1,126	5,094	10,421
7	1,825	2,433	1,165	4,743	10,166
8	2,785	1,830	2,253	3,687	10,555

9	1,286	1,813	495	2,088	5,682
10	1,228	1,838	388	3,885	7,339
11	681	371	688	1,869	3,609
12	374	23	291	288	976
1	1,052	0	488	332	1,872
2	279	18	81	329	707
3	1,229	404	655	1,478	3,766

施設利用の大半が学生(小中学生)であり、施設によっては地理的な要因(菊池の場合冬場は寒さが厳しい)もあり、冬季に利用者が減少する傾向にある。

【意見】

冬季における稼働率を上昇させるために冬季料金を設定し、冬季利用の増加を図ることが考えられる。

条例上、利用料金は定められた料金の1.3倍を上限として設定ができる。そこで、冬季のみ一般利用者の利用料金を下げ、夏場と比較して利用しやすい料金を設定することで、冬季の利用者の増加と夏季に集中する利用者の分散が期待できる。

また、料金面のみでの利用者の誘引を図るだけではなく、冬季にしか体験できないイベントの立案等、別の集客努力も図る必要がある。

3. 選定作業終了後の選定委員の就職状況について

指定管理者の構成団体である「特定非営利活動法人ひとづくりくまもとネット」の役員構成を調べたところ、平成23年6月時点で、前回の指定管理者選定の際に選定委員であった者が理事に含まれていた。

このような状況は、選定委員会の公平性に疑問を生じさせる可能性がある。

【意見】

選定委員がその任務の終了後に、指定管理者の役員等に就任することが、全ての場合において否定されるものではない。ただし、上記のような疑問を抱かれるリスクを回避するため、選定委員会を開催する前に、

- (1) 応募者と利害関係がないこと
- (2) 指定管理者選定後において、指定管理者として選定された者との間で一定期間は 利害関係を持たないこと

を、書面にて確認を取ることが考えられる。

なお、平成23年8月に改正された現在の運用指針第6(1)③では、選定委員が審査に参加する際の条件として、「委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者が応募者の役員等に就任している場合、当該委員は当該施設の審査に参加できない。」と規定している。

4. 指定管理者の審査について

現状の審査基準では基本的に複数の候補者があり、当該候補者の提案内容を評価した 結果相対的に点数が上の者を指定管理候補者とすることを想定しており、応募が1件の みである場合は想定されていない。

【意見】

選定委員会の審査における最低必要点数等の要件は設定されておらず、今回の案件のように応募が1件しかない場合、審査基準における「住民の平等な利用の確保」において「否」と判断されない限り、他の審査項目の点数が低くてもその応募者が選定される可能性が高く、実質的に競争原理が働かない可能性がある。

現行の運用指針では「審査基準の配点については、基準の項目ごとにそれぞれ得点を配分するものとする。なお、指定管理者として必要な最低基準を設けることができる」(運用指針第4(2)②より)とされており、これに従えば審査基準において最低基準点数を定めることは可能である。したがって、提案内容について一定基準以上の評価点数が得られなかった場合には、候補者として選定しないことができるように審査基準に定め、応募者に対しても、事前にその旨を応募要項等で明示しておけばよいものと考える。

5. 指定管理者内における責任分担について

県と指定管理者との間では、協定書締結に際しリスク分担表により、どのようなリスクをどちらが分担するのかを明示している。

これに対し、指定管理者が複数の法人による共同事業体の形をとっている場合、共同体内での責任の分担までは応募書類等で明示されていない。

【意見】

本案件の場合、NPO法人ひとづくりくまもとネットが人員の派遣と施設のソフト面での業務を主に行い、株式会社三勢が施設のハード面での管理を主に行うとされているものの、その範囲が明らかではなく、場合によっては施設で事故等が生じた場合に共同体内での責任の所在があいまいになる可能性がある。県としてもそのような事態になるリスクを看過していたのではないかという指摘がなされる可能性もある。

県と指定管理者との間でリスク分担等を明確にしているのと同様に、指定管理者の構成団体の間での責任分担を応募書類の中で明示するようにすることが考えられる。

6. 指定管理者に対するモニタリングについて

(1) 事業報告書に対するモニタリングについて

施設の利用度向上策として、指定管理者では事業を実施しており、その収支に関して は県がチェックを行っている。

【指摘事項】

平成21年度にあしきた青少年の家において行われた事業のうち、以下の事業について

収支報告書に不備があった。

<事業名>「集まれボランティア」

<収支報告書の要約>

項目	金額
参加費	114,000
法人補助費	▲3,238
収入合計	110,762
支出合計	110,762
収入一支出	0

上記のうち、「法人補助費」がマイナスの収入として表示されている。本来であれば収入合計は総額で表示し、収入と支出の差額を表示することが正しいはずである。

これは報告書の作成者が収支差額がゼロとならなければならないと錯誤して、報告書を作成したことにより生じた形式的なものであると考えられる。このような誤りは事業報告を適切に閲覧していれば検出できるレベルの誤りであり、指定管理者からの事業報告に対するモニタリングが十分に機能していなかったものと判断される。

事業報告書のうち形式的にチェックが可能な個所については項目立てをし、チェック リストとしてまとめ、報告書の閲覧時にチェック漏れがないようにする等の対策が必要 である。

(2) 立入調査時の指摘事項の文書化について

指定管理者に対しては、県の担当者が定期的に立入調査を実施し、必要に応じて指導を行っている。これにつき、平成 23 年 4 月 15 日に作成された監査委員事務局からの所管課に対する指摘事項と、これに対して講じた処置として、以下のように記載されている (抜粋)。

監査の結果	講じた処置
協定書に規定する事業計画書の提出や支	共同体の意思決定の明確化については、こ
出の決定等に関して、指定管理者である共同	れまでも共同体に対して指導を行っており、
体の意思決定がなされたことを示す文書が	1月 18 日には共同体の本部で立入検査を実
確認できない。	施し、文書決裁を行うよう指示している。

【意見】

立入検査を行い指示も行っているとのことであるが、その指示内容等が文書化されて おらず、具体的にどのような指示を行ったかが確認できない。

立入調査等を行った結果発生した指摘・指導事項については文書化し、その後の改善 状況までモニタリングできるようにすべきである。

31. 熊本県立美術館分館

熊本県立美術館は、県民の美術に関する知識向上と美術教育普及活動の場として昭和 51 年 3 月に美術館本館が熊本市二の丸に開館し、また、熊本市千葉城町にあった旧県立図書館の江図湖公園への移転に伴い施設の有効活用策として主に貸し展示場として平成 4 年 10 月に美術館分館として開館している。

美術館本館では主催・共催展や企画展を開催し、また、平成20年度より永青文庫常設展示場を開催しているのに対し、美術館分館は貸し会場として運営されており、美術館分館について平成22年度から指定管理者制度が導入された。



県立美術館本館



県立美術館分館

- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

熊本県立美術館分館の概要

施設の名称	熊本県立美術館分館		
所在地	熊本市千葉城町2番18号		
所管課	教育庁文化課		
設置条例	熊本県立美術館条例(昭和50年7月1日条例第33号)		
- 九平口 <i>仏</i>	4 つある展示室を会場として、広く発表と鑑賞の場を提供		
設置目的	することにより、本県の芸術文化振興の普及・啓発を図る		
	昭和 26 年熊本県立図書館として開館し		
##=n の シン\ #*	平成3年10月 熊本県立美術館分館として改築		
施設の沿革	平成4年10月 分館として開館		
	平成 22 年 4 月 指定管理者制度導入		
	①施設規模		
	敷地面積 4,071.43 ㎡、建築面積 1,797.15 ㎡、延床面積		
施設内容・規模	$5,084.62 \text{ m}^2$		
	②主要施設		
	展示室(3)、ギャラリー、AV 室、彫刻広場等		
営業期間・時間	休館日:月曜日及び12月25日から翌年1月4日まで		
当未别间·时间 	開館時間:9:30~18:30 (土日、休日は17:30)		
指定管理者	株式会社熊本県弘済会		
指定管理者変更の有無	平成 21 年度までは直営であり、平成 22 年 4 月から指定		
指足官垤有炙更仍有 無	管理者制度を導入		
施設の利用状況 (5年間)	下記参照		
(利用者数、利用料収入等)			

美術館分館の利用状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
使用料	11,120 千円	11,307 千円	10,845 千円	10,217 千円	11,479 千円
利用団体数	153 組	166 組	163 組	164 組	156 組
入場者数	175,873 人	173,903 人	188,975 人	162,821 人	192,846 人

平成22年度から指定管理者制度を導入し、利用料金を指定管理者の収入としている。

また、県の直営で業務を実施している県立美術館本館の施設概要及び利用状況は以下のとおりである。

熊本県立美術館本館の概要

施設の名称	熊本県立美術館本館
所在地	熊本市二の丸2番

設置目的	県民の美術に関する知識及び教養の向上に資し、本県の芸 術文化振興の普及・啓発を図る
施設の沿革	昭和 51 年 3 月 開館 平成 20 年 4 月 細川コレクション永青文庫展示室開館
施設内容・規模	 ①施設規模 敷地面積 14,200.00 ㎡、建築面積 3,446.40 ㎡、延床面積 7,942.85 ㎡ ②主要施設 展覧会場、常設展示室、装飾古墳室、収蔵庫、講堂、喫茶室、ロビー、永青文庫展示室他
営業期間・時間	休館日:月曜日及び12月25日から翌年1月4日まで 開館時間:9:30~18:30 (土日、休日は17:30)

美術館本館の利用状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
常設展	10,486 人	9,856 人	一人	一人	一人
企画展	16,537 人	17,830 人	26,552 人	34,127 人	22,806 人
共催展	42,629 人	131,146 人	131,850 人	39,468 人	45,792 人
永青文庫展	一人	一人	59,598 人	22,287 人	29,640 人
巡回展	4,293 人	3,820 人	8,126 人	2,330 人	3,231 人
展覧会入場 者計	73,945 人	162,652 人	226,126 人	98,212 人	101,469 人
貸し会場入 場者	18,696 人	33,040 人	23,332 人	97,893 人	23,132 人

2. 指定管理者の概要

県立美術館分館の指定管理者は以下のとおりである。

指定管理者の名称	株式会社熊本県弘済会
法人等の分類	民間事業者
所在地	熊本市榎町 16番7号
	平成 17 年 2 月 14 日
設立年月日	平成 17年6月解散した社団法人熊本県弘済
	会から事業譲受
代表者(県との関係の有無)	代表取締役坂田和夫(県との関係はない)

役員、職員の状況	取締役5名、監査役2名
(県職員 OB、派遣の有無等)	職員(嘱託含む)187名(県職員 OB4名)
	ビルメンテナンス業、設備機器の点検・保
主な事業内容	守・管理業務、県管理道路等の清掃業務、廃
	棄物処理業務、警備業等
	水俣港緑地及び水俣広域公園の指定管理を
	ハートリンク水俣の共同体として受けてい
他の公の施設の指定管理業務の有無	る
他の公の施設の指定官理業務の有無	また、指定管理業務以外にも県の出先機関や
	他の公の施設の設備・警備・清掃業務の委託
	を受けている

3. 平成 21 年度における指定管理者の選定手続

(1)申請資格

熊本県内に事業所を有することその他一定の要件(9頁参照)を満たす法人等。 なお、運用指針に示されている県内に事業所を有することを要件としているが、そ の設定理由は明確にされていない。

(2) 指定管理者募集スケジュール

募集期間

①募集要項の配布 平成 21 年 12 月 14 日~平成 22 年 1 月 12 日

②現地説明会 平成 21 年 12 月 25 日

③応募書類の受付 平成 21 年 12 月 25 日~平成 22 年 1 月 13 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職			
外部	学識経験者(県文化協会副会長、県美術家連盟副			
クト音り	会長)			
外部	利用者代表 (洋画家)			
外部	利用者代表 (デザイナー、美術館友の会副会長)			
外部	公認会計士			
内部	教育長			
内部	教育次長			
内部	県立美術館館長			

外部委員については、県立美術館の5名の推薦候補の中から学識経験者1名、利用者 代表2名及び会計専門家1名の構成であり、内部委員の行政関係者(内部)3名の合計7 名で選定委員会を構成している。

②選定委員会の開催状況

選定委員会の開催は平成 22 年 1 月 20 日(13 時~16 時 30 分)の 1 回のみ。 応募者 3 社に各プレゼンテーション 15 分と質疑応答 15 分の時間を設け、委員による採点、意見交換を実施し、候補者を選定。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点	
分見の正然も利用の独 児	設置目的及び県の示した管理方針との適合性	適・否	
住民の平等な利用の確保	住民の施設の平等な利用の確保		
	利用者の増加を図るための具体的な手法及び期		
	待される効果		
	サービスの向上を図るための具体的な手法及び	20 占	
施設の効用の最大限の発揮 	期待される効果	30 点	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能		
	性		
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	20 占	
官理経貨の稲人	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	- 30 点	
	安定的な運営が可能となる人的能力		
管理を安定して行う人的・財	安定的な運営が可能となる経理的基礎	30 点	
政的基礎 	類似施設の運営実績		
施設の設置目的を達成する	利用者サービスへの配慮、苦情処理への対応	10 占	
ために必要と認める事項	県内美術家団体等への配慮	10 点	
	合計	100 点	

④審査結果

7人の選定委員の配点の合計点に基づき候補者を選定。

団体名	得点
指定管理者:株式会社熊本県弘済会	405.8 点
次 点:A団体	398.4 点

指定管理者は美術館本館との連携、美術団体の意見取り入れ、予約情報・展示情報の

発信及び利用者とのトラブル防止などの県民サービスの向上に向けた提案が他の申請者 より優れていたが、次点団体との得点差は僅差であった。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

平成22年3月3日定例県議会において指定決議を受け、平成22年3月25日に指令 書にて指定を通知。

平成22年3月25日に協定書締結。

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

平成 22 年 4 月 1 日~平成 25 年 3 月 31 日 (3 年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

平成 22 年度~平成 24 年度 各年度 40,000 千円 (消費税等込)

利用料金

平成 22 年度より熊本県立美術館条例別表 2 に定める利用料を指定管理者が徴収し、 指定管理者の収入とする利用料金制度が導入されている。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①美術品等の展示のための施設を提供する業務
- ②美術館分館の施設の利用の許可に関する業務
- ③美術館分館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- ④指定管理者が美術館分館の管理上必要と認める業務

なお、美術館分館において指定管理者が実施する自主事業はない。

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項 においては示されていないが、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の 内容は運用指針・準則例示集(11頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

平成22年4月から指定管理者制度導入されているが、県が実施した管理運営評価票でも 特に指摘された事項はなく、指定管理者として入場者目標の達成、職員研修など積極的に 行っており、概ね適正な管理運営がなされている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

(1) 指定管理者からの月次報告

平成 22 年度においては、毎月施設利用状況 (利用者数及び利用料)、苦情及び対応 状況が報告されてはいるが、管理業務及び実施自主事業等の事業報告はなされていな い。

(2) 事業報告(収支報告を含む)

指定管理者から毎事業年度終了後事業報告書の提出を受けており、管理業務の実施 状況、利用状況、管理経費の収支決算、利用者調査結果等である。

(3) 県によるモニタリングの状況

所管課において、協定に基づく各種報告書の点検、苦情・事故等の対応、利用者調査及び管理運営状況の評価と県民への公表が実施されている。

なお、実地調査については実施した内容を記載した報告書はない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 美術館分館への指定管理者制度の導入について

県立美術館は企画展や共催展を開催している本館(二の丸)と貸し展示場として運営されている分館(千葉城町)とがあり場所的にも離れており、分館に指定管理者制度を導入するまでは本館の総務企画課及び学芸課の職員 2 名と嘱託職員 2 名がローテーションにて分館に勤務し業務を行っていたため、必ずしも効率的な運営とはなっていなかった。また、分館の貸し展示場業務や施設管理においては学芸員等の専門職員は必要ではなかったと考えられる。

【意見】

平成22年度より分館の貸し展示場運営及び施設管理に指定管理者制度を導入したことにより、特に分館に係る人件費削減が達成され、合わせて利用料金制を採用したことで入場者数及び使用料ともにこの5年間の最高を記録するなど民間の能力を活用し、サービスの向上と経費削減が果たせており導入の効果が認められる。

一方で美術館本館については企画展、共催展の開催や美術品の収集・調査研究等の業務があり、専門的知識や技術の蓄積、教育普及活動などが求められており、学芸員等専門的な職員が不可欠であり、県職員が業務を実施していくことが妥当であると考える。

2. 指定管理者の募集期間について

美術館分館については平成22年年度から新規に指定管理者制度が導入されているが、平成21年度における指定管理者の選定手続(2)指定管理者募集スケジュールにも記載しているとおり募集要項配布開始(公告)から募集受付締め切りまで30日程しかなく十分な周

知期間が設けられていない。

【意見】

募集期間には年末年始が入っており実質的な募集期間としては短く、広く募集の周知が行われたが疑問が残る。特に新規に指定管理者制度を導入する場合には十分な周期期間が必要であり、施設に関する情報も十分提供される必要がある。また、現地説明会も 1 回の開催(今回の募集では年末の 12 月 25 日に開催)ではなく複数回開催するなど応募者に余裕をもった申請が出来るよう配慮する必要がある。

3. 指定管理料の基準価格について

平成 21 年度の美術館分館の指定管理者募集に当たっては利用料金制を導入し、指定期間 の各年度の指定管理料(基準価格)を 42,844 千円と算定しており、その算定内訳及び平成 22 年度の指定管理者から提出された管理経費の収支に関する事業計画(予算)並びに実績 は以下のとおりである。

(単位:千円)

	甘淮压坎①	指定管理者の報告		基準価格との	計画との差
	基準価格①	計画②	実績③	差額①一③	額②-③
人件費	11,249	8,577	8,426	2,823	151
設備管理費	22,716	21,129	19,724	2,992	1,405
水道光熱費	17,807	17,640	16,280	1,527	1,359
その他運営経費	1,070	3,608	1,922	$\triangle 852$	1,686
営業外収支※			1,126	△1,126	$\triangle 1,126$
小計	52,844	50,954	47,480	5,364	3,474
利用料収入	10,000	11,000	11,479	△1,479	$\triangle 479$
差引管理経費	42,844	39,954	36,001	6,843	3,952
管理料収入	42,844	40,000	40,000	2,844	_
収支差額	_	46	3,998	△3,998	$\triangle 3,952$

※指定管理者の営業外収支は、指定管理者が消費税の課税業者であるため消費税等の負担額及び施設入居団体からの水道光熱費徴収額である。

(1) 基準価格の算定について

平成22年度からの指定管理者制度導入に伴う人件費を除く管理委託経費の基準価格の算定は、平成18年度から平成20年度までの3ヶ年の指名競争入札による契約実績の平均値と平成21年度一般競争入札による契約実績を合計し、その2分の1を委託料の根拠としている。

平成18年度からの契約実績に基づき算定した設備管理費と水道光熱費の根拠は以下のとおりである。

(単位:千円)

					* * *	
区分	指名競争入札			一般競争	委託料の	
				入札	算定額	
科目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	3ヶ年平均①	H21年度②	①と②の平均
常備警備	3,917	4,637	4,637	4,397	4,528	4,462
機械警備	759	720	750	* -		
庁舎清掃	7,918	7,918	7,918	7,918	3,444	5,681
廃棄物処理	1	1	l	※ 300	300	300
ビル管理	6,339	6,339	6,339	6,339	4,710	5,524
空調設備保守	3,430	2,874	2,625	2,976	2,580	2,778
高圧受電設備保守	113	108	108	109	85	97
電動シャッター保守	127	63	63	84	63	74
消防設備保守	335	312	312	320	319	319
昇降機保守	2,619	2,532	1,386	2,179	1,575	1,877
自動ドア保守	240	228	196	221	228	225
昇降パネル保守	224	210	210	214	210	212
除草樹木管理	141	134	134	136	134	135
営繕費	_	_		※ 1,027	1,027	1,027
設備管理費計	26,166	26,079	24,591	26,226	19,206	22,716
電気代	16,970	17,549	16,746	17,089	16,800	16,944
水道代	909	908	838	885	840	862
水道光熱費計	17,880	18,458	17,592	17,974	17,640	17,807

- ※ 1. 機械警備については美術館本館と併せて平成 25 年度まで契約済みのため、3 ヶ年 平均値から控除。
 - 2. 廃棄物処理及び営繕費については平成21年度に要した費用を3ヶ年平均値に加算。

【指摘事項】

基準価格の算定において、設備管理費及び水道光熱費の委託料根拠は、価格面での競争が十分機能していない指名競争入札での実績が反映されており、結果として基準価格が高く算定されている。

指定管理者の平成 22 年度設備管理費支出実績 19,724 千円を見ても、設備管理費の中での個々の経費支出の入り繰りはあるものの、平成 21 年度での一般競争入札での実績 19,206 千円に近似している。また、指名競争入札での 3 ヶ年実績を見ても、平成 18 年度の 26,166 千円から平成 20 年度の 24,591 千円と 1,575 千円削減されており、県として経費削減を図っていたことが伺える。

指定管理者制度導入の目的の一つには管理経費の削減があり、委託料の基準価格を算定する際には十分その趣旨を踏まえ算定すべきであり、一般競争入札での平成 21 年度実績を基に基準価格を算定する方が合理性があった。

(2) 基準価格算定での指定管理者のインセンティブについて

平成22年度基準価格42,844千円は、その他運営経費として事務費754千円が計上され、 指定管理者のインセンティブ分(利益相当)となっている。

一方で、指定管理者が提出した事業計画書の収支予算ではその他運営経費 3,608 千円に 経理事務費 400 千円、予備費 800 千円等が計上され、インセンティブ分となっていると考 えられる。

また、管理経費の収支実績を見ても、指定管理者の経費削減努力によると考えられる水道光熱費の削減 1,527 千円を含め 3,998 千円の剰余金が生じている。

【意見】

今回の基準価格では上記(1)に記載した基準価格の算定に問題があると考えるが、指定管理者に対するインセンティブは必要であり、人件費や施設管理維持費、水道光熱費等施設の管理運営に直接支出する経費と事務費は区分し、事務費については管理運営に直接支出する経費総額のたとえば5%とするなど基準を明確にし算定する必要があると考える。

4. 指定管理者における物品の管理について

指定管理者は分館での貸出品について平成22年12月25日からの休館日に備品のチェックを実施していたが、協定書第3条第1項及び2項に基づく管理物件のチェックは行っていなかった。

また、管理業務仕様書に規定されている熊本県立美術館分館の施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務の備品の管理業務については、指定管理者の事業報告書総括表及び所管課作成の管理運営評価票ともに業務実施状況報告の記載はなく、また、調査結果及び評価もなされていない。

熊本県立美術館分館の管理運営に関する協定書の抜粋

(管理物件)

- 第3条 1乙<u>(指定管理者)</u>が管理する施設及び物品等(以下「管理物件」という。)の対象は、別に甲(熊本県)が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。
 - 2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。 ※下線部は監査人が加筆

【指摘事項】

県は管理運営に関する協定書第3条第1項に規定しているとおり、指定管理者に美術館 分館の財産台帳及び備品台帳を提示し、指定管理者に管理させることが必要であり、指定 管理者が協定書及び仕様書に従い県所有の物品の管理がなされていることを確認すべきである。

なお、分館の物品等については美術館本館の職員が台帳に基づきチェックをしているとのことであったが、平成23年11月9日の現地調査時に台帳(平成23年6月29日現在配置場所毎整理表)に記載されている物品の所在確認ができないもの、平成23年6月28日に廃棄されたビデオテープレコーダー装置が整理表では処理されていないなどの問題点も見られた。また、分館守衛室の監視カメラについては映像録画システムが故障しており修理が不能であった。防犯上も問題があり設備の更新を実施する必要がある。

指定管理者は備品管理業務の実施状況を報告し、県はその内容を検討し評価すべきである。

5. 指定管理者が購入した物品について

指定管理者は平成 22 年 4 月から美術館分館の管理業務開始につき、パソコン (3 台) 340 千円 (消費税等込) 及びデジタル複合機 (1 台) 840 千円 (消費税込) を 4 月に購入し指定 管理者の備品としている。

熊本県立美術館分館の管理運営に関する協定書の抜粋

(管理物件)

第3条 3甲<u>(熊本県)</u>は、甲が支払う委託料により乙<u>(指定管理者)</u>が購入した財産のうち、熊本県立美術館分館の施設運営に特に重要な物品等については、乙の承諾を得て甲に無償で帰属させることができる。

熊本県立美術館分館管理業務仕様書の抜粋

第13 財産の帰属等

1 物品の管理

指定管理者は、教育委員会の所有に属する物品については、熊本県物品取扱規則に基づいて取り扱うこととします。

また、指定管理者は物品管理簿を備えて、その保管に係る物品を整理し、教育委員会の所有に属する物品の廃棄等の異動について、随時、教育委員会と協議し承認を得なければなりません。

2 教育委員会の委託料で購入した物品について

指定管理者が委託料により物品を購入したときは、購入した物品のうち熊本県立美術 館運営に関する資料及び備品(2万円以上のもの)は指定管理業務の終了時までに教育委 員会に寄附していただくこととします。

なお、備品を購入しようとするときは、あらかじめ教育委員会に協議し、承諾を得る ものとします。

3 委託料以外で購入しようとする備品について

指定管理者が自己資金で備品等を設置しようとする場合は、あらかじめ教育委員会と 協議し、承諾を得る必要があります。

※下線部は監査人が加筆

【指摘事項】

指定管理者からの管理業務に関する収支報告書では、これらの備品の購入支出 1,180 千円は計上されておらず、経費としてこれら備品の減価償却費が 254 千円計上されている。

一方で指定管理者の事業計画書及び平成 22 年度予算では指定管理料及び利用料収入でパソコン等を購入する計画となっている。このため、事業報告書における管理経費の収支実績状況を見ても収支差額(内部留保金)が管理業務全体でも 3,998 千円と予算値を大きく上回っている。なお、平成 21 年度の募集に応募した指定管理者以外の他の団体の事業計画及び予算を見る限り備品等の購入支出は計上されていなかった。

指定管理者は事業計画及び予算において備品購入を委託料の中に織り込んでおり、今回 の備品購入に関しては委託料により物品を購入したと判断できる。仮に指定管理者が自己 資金で備品購入したとしても、上記のとおり指定管理業務 1 年目で多額の収支差額(余剰 金)が収支報告書で発生しており自己資金で取得したとは考え難い。この点からも所管課 は指定管理者が報告してきた管理経費の支出内容を十分検証することが必要である。

県としては協定書第3条第3項及び管理業務仕様書第13「財産の帰属等」に従い県の財産として管理する必要がある。なお、今後指定管理者が購入した物品の所有権の帰属に関しては指定管理者と十分協議のうえ明確にし、対処していくことが必要である。

6. 県のモニタリングについて

県は指定管理者のアンケート調査結果を美術館協議会に付議し、聴取した意見を基に検証することになったいたが、美術館協議会からの意見聴取を怠っていた。

【指摘事項】

平成 22 年度は指定管理者導入初年度ということもあり、所管課における協定書や仕様書に基づく十分なモニタリングがなされていない点が見られたが、今後は十分留意する必要がある。また、実施した実地調査については運用指針に示された項目ごとに結果を文書として残し保管しておくことが必要である。

なお、平成 23 年度から指定管理者の年間事務計画を作成し、所管課、美術館本館及び指 定管理者の役割分担、各業務の実施時期等を明確にし運用するように改善している。

また、上記の「5. 指定管理者が購入した備品について」でも記載したように管理経費の収支の内容については所管課においても十分検証する必要がある。

7. 駐車場の有料化について

美術館分館の利用者調査においても分館の駐車場が狭いとの意見が多く寄せられている。

【意見】

県としては分館の駐車場は展示品搬入等で使用されるものとしており、入館者のための 駐車場としては考えていない。

本館の入館者は二の丸の有料駐車場を利用していることとの整合性を考えれば、展示品搬入以外の入館者の利用については駐車場の有料化を検討することも必要である。

なお、一部に美術館分館の入館者以外の駐車があることが報告されており、駐車場の管理も指定管理者の業務として明確にし、有料化がなされていない現状では美術館入館者以外の駐車がないよう駐車場管理を徹底すべきである。

8. 前回指摘事項の改善状況について

平成 19 年度の包括外部監査において県立美術館(本館及び分館)の監査を実施しているが、そのときの指摘事項については概ね改善がなされていた。

【意見】

分館の施設の有効利用については、実技講習やボランティアの研修会場として活用の取組みがなされているが、4階厨房は4年前と同様に全く使用されていない状況であり、3階会議室の利用も少ない。

今後も施設の有効活用を促進する工夫が必要である。

32. 熊本県民総合運動公園

熊本県民総合運動公園は、熊本県都市公園条例に基づき設置された都市公園であり、総合的なスポーツ・レクレーション施設を有しており、昭和 53 年 5 月から供用を開始した。約 32,000 人収容規模の陸上競技場「KK ウイング」をはじめ、全天候型屋内運動場「パークドーム熊本」、31 面のテニスコートなど県民のスポーツ活動と生涯スポーツの拠点となる数々のスポーツ施設を有する熊本を代表する総合運動公園である。



- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

熊本県民総合運動公園の概要

施設の名称	熊本県民総合運動公園
所在地	熊本市石原2丁目9番1号
所管課	教育庁体育保健課
設置条例	熊本県都市公園条例

設置目的	主に屋外スポーツを通じて県民の体育の向上と健康の増進を図
	り、県民のあらゆる年齢層が日常的に利用できる生涯スポーツの
	拠点としての役割を有する施設。
施設の沿革	昭和53年5月 開園
	平成 9年9月 屋内運動広場(パークドーム熊本)の供用開始
	平成 10 年 8 月 陸上競技場(KKWING)の供用開始
	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入
施設内容·規模	敷地面積 99.6ha
	主な施設(有料施設)
	・野 球 場・・・・A 軟式野球場:面積 11,589 ㎡、中堅 120m、両翼 90m
	B 軟式野球場:面積 11,589 ㎡、中堅 120m、両翼 90m
	照明設備有り
	・ソフトボール場・・・・A、B2面、面積8,926 ㎡、照明設備有り
	・テニスコート・・・・Aテニスコート:
	全天候4面、面積2,817㎡、照明設備有り
	Bテニスコート:
	全天候 10 面、面積 7,456 ㎡、照明設備有り
	メイン(C、D)テニスコート:
	クレー15 面、センターコートクレー1 面、壁打ちク
	レー1 面、面積 48,000 ㎡、照明設備有り
	・サッカー場···・全面芝生、110m×70m
	・ラグビー場・・・・全面芝生、130m×70m
	・多目的広場・・・・A:面積 9,958 ㎡、中央部 102m×91m
	B:面積 4,662 ㎡、中央部 92m×58m
	C:面積 9,958 ㎡、中央部 102m×91m
	・弓 道 場和弓射場8人立、洋弓射場5人立
	・相
	・体 育 館·・・・延床面積 1,080 ㎡
	主な利用形態 バスケットボールコート:1面
	バレーボールコート :2面
	バトミントンコート :6面
	・運 動 広 場面積 17,553 ㎡、人工芝、スタンド等 2,750 ㎡、照明設
	備有り
	・補助 競技場・・・・グラウンド(トラック 400m×6 レーン全天候ウレタン舗
	装、フィールド 105m×70m全面芝生)、観客 8,000 人
	収容、第3種公認

	・投 て き 場面積 9,000 ㎡、中央部 130m×70m				
	・屋内運動広場・・・・延床面積 26,938 ㎡、グラウンド(120m×106m、砂入り				
	人工芝)、観客席数約 2,000 席、大型映像装置 300 イン				
	チ、昇降式リング、室内温水プール $(25 ext{m} imes 5 $ コース、				
	幼児プール)、多目的室、会議室、ミーティングルーム、				
	体育情報ピット、ジョギングコース一周 440m、アスレ				
	チックゾーン				
	・陸上競技場延床面積 34,697 ㎡、グラウンド(トラック 400m×9 レ				
	ーン全天候ウレタン舗装、フィールド 107m×70m全				
	面芝生)、観客席数約 32,000 席、身障者席 150 席、大				
	型映像装置 7.6m×13.2m、屋内走路 100m×4 レーン、				
	インドアフィールド、トレーニングジム、会議室、照				
	明設備有り、第1種公認				
営業期間・時間	【開園時間】				
	・屋内運動広場・・(グラウンド)午前9時~午後9時30分				
	(室内温水プール)7 月~9 月…午前 10 時~午後 9 時				
	10月~翌年6月…正午~午後8時				
	・陸上競技場…(専門使用)午前9時~午後9時30分				
	(一般使用)午前9時~午後7時				
	・そ の 他・・(照明設備を有する有料公園施設)				
	4月~10月…午前6時30分~午後9時30分				
	11月~翌年3月…午前9時~午後5時				
	(その他照明設備のない有料公園施設)				
	4月~10月…午前6時30分~午後7時				
	11月~翌年3月…午前9時~午後5時				
	・体 育 館…午前9時~午後9時30分				
	【休園日】				
	ア、火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律)第3条に規定する				
	休日の場合は、翌日)				
	 イ、12月 29日から翌年1月3日まで(アに該当する場合は除く)				
指定管理者	(財)熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ(株)グループ				
指定管理者変更の有無	変更あり				
	平成 18 年度~平成 22 年度 (財)熊本県スポーツ振興事業団				
	平成 23 年度~平成 27 年度 (財)熊本県スポーツ振興事業団・				
	ミズノ㈱グループ				

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者数	697,933 人	707,742 人	675,437 人	683,334 人	646,426 人
利用料収入	103,688,700	110,529,750	108,920,080	107,459,010	99,023,290
指定管理料	554,700	553,700	562,100	565,000	564,900

平成22年度は改修による休園が多かったため、利用者数及び利用料収入は減少している。 また、平成22年度までは利用料金制は導入していない。

2. 指定管理者の概要

指定管理者は平成 18 年度から平成 22 年度までは財団法人熊本県スポーツ振興事業団単独であり、平成 23 年度から平成 27 年度は財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ㈱グループとなっているため、以下、財団法人熊本県スポーツ振興事業団について記載する。

指定管理者の名称	財団法人熊本県スポーツ振興事業団		
计上篇页八 箱	県の外郭団体(財団法人)であり、県の出資		
法人等の分類	額は 20,000 千円		
所在地	熊本市平山町 2776 番地		
設立年月日	昭和57年6月9日		
代表者(県との関係の有無)	中村 和道(県OB)		
	理事(理事長、副理事長含む)8名(県 OB2		
 役員、職員の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)	名、県職員次長2名)		
	監事 2 名(県 OB1 名)		
(県職員 OB、派遣の有無等)	評議員9名(県職員3名)		
	職員 101 名		
	県から委託を受けた施設の管理運営、体育・		
	スポーツに関する相談・指導及び助言、体		
主な事業内容	育・スポーツに関する講習会・研修会等開催、		
	施設の充実及び管理運営についての調査研		
	究等		
	熊本県立総合体育館 (平成 18 年度から)、藤		
他の公の施設の指定管理業務の有無	崎台県営野球場(平成 18 年度から)及び熊		
	本県総合射撃場(平成 23 年度から)		

なお、平成23年3月31日付けで理事2名及び評議員3名の県職員は辞任している。 また、平成23年度からの指定管理ではミズノ㈱のノウハウ導入に伴い、ミズノ社員2名 が (財) 熊本県スポーツ振興事業団の本部に常駐しサービス向上のための企画等を実施している。

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件となっている。

(2) 指定管理者募集スケジュール

	平成 17 年度	平成 22 年度
募集要項の配布	17年9月29日~11月11日	22年11月26日~12月24日
申請受付	17年11月1日~11日	22年12月20日~24日
選定委員会開催	17年12月26日	23年1月19日
協定締結	18年3月22日	23年3月16日
指定	18年3月24日	23年3月25日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職
外部	スポーツ関係有識者(県体育協会副会長)
外部	スポーツ関係有識者 (大学教授)
外部	スポーツ関係有識者(体育指導委員)
外部	公認会計士
内部	教育長
内部	教育次長
内部	体育保健課長

②選定委員会の開催状況

平成 17 年 12 月 26 日 平成 23 年 1 月 19 日

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点
分見の正然も利用の独切	設置目的及び県が示した管理方針との適合性	海,不
住民の平等な利用の確保	住民の施設の平等な利用の確保	適・否
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待	
	される効果	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期	の間片
施設の効用の最大限の発揮	待される効果	35 点
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能	
	性	
 笠田奴弗の絵社	施設の管理運営に係る経費の内容	20 点
管理経費の縮減	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	
	安定的な運営が可能となる人的能力	
管理を安定して行う人的・	安定的な運営が可能となる経理的基礎	35 点
財政的基礎	類似施設の運営実績	
施設の設置目的を達成する	利用者の苦情や要望等に対する取組内容	10 占
ために必要と認める事項	施設の補修・修繕等に対する実施内容	10 点
	合計	100 点

④審査結果

平成 17 年度の審査結果

団体名	得点
指定管理者:財団法人熊本県スポーツ振興事業団	444.5 点
次 点:A団体	401.4 点

平成 22 年度の審査結果

団体名	得点
指定管理者:財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ ミズノ㈱グループ	472.6 点
次 点:B団体	451.9 点

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(指定) (協定書)

(平成 17 年度分) 平成 18 年 3 月 24 日 平成 18 年 3 月 22 日(平成 22 年度分) 平成 23 年 3 月 25 日 平成 23 年 3 月 16 日

5. 指定管理の内容

- (1) 指定期間
 - ①平成 18 年 4 月 1 日~平成 23 年 3 月 31 日 (5 年間)
 - ②平成23年4月1日~平成28年3月31日(5年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

平成 18 年度~平成 22 年度 5 年間 2,800,400 千円

平成 23 年度~平成 27 年度 5 年間 2,038,900 千円 各年度 407,780 千円

利用料金

平成23年度の指定管理業務から利用料金制を導入。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①条例第5条第1項に規定する有料公園施設(以下「有料公園施設」という。)の利用 の許可に関する業務
- ②有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務
- ③条例第1条に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)の維持及び修繕に関する業務
- ④「熊本県民総合運動公園の管理運営に関する業務仕様書」に規定する業務
- ⑤上記に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

施設の管理運営は、指定管理者制度導入前から(財)スポーツ振興事業団が管理運営を行っていたため、指定管理者導入後も良好である。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

(1) 指定管理者は毎月業務報告書によって管理状況を県に報告している。

業務報告書は1.管理運営状況 2.維持管理状況 3.管理運営体制 4.自主事業 の区分からなっている。

毎月の業務報告書で管理状況は十分把握出来ている。

(2) 指定管理者は毎事業年度後 2 ヶ月以内に事業報告書によって年次の報告を行っている。

事業報告書は 1.管理運営状況 2.自主事業 3.危機管理体制 4.管理運営体制 の 区分により報告されている。

(3) モニタリングについては、「指定管理者 平成 22 年度 管理運営評価票」の中で「利用者調査結果」及び「意見・苦情等の対応」等でその状況が把握できる。 なお、実地調査は実施されていない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 指定管理者の募集、選定スケジュールについて(体育保健課所管6施設共通)

所管課である体育保健課の平成 22 年度における指定管理者の選定手続は、県民総合運動 公園を含め 6 施設に上り、各施設とも募集期間は平成 22 年 11 月 26 日から 12 月 24 日までの 1 ヵ月弱、現地説明会は 1 回の開催、選定委員会の開催も 1 回となっており、平成 23 年 1 月 19 日には最後の施設の選定委員会が開催され終了しており、募集から選定まで 2 ヵ月弱で指定管理者の選定がなされている。

平成22年度の指定管理者の選定における6施設の募集要項配布開始から選定委員会開催 までのスケジュールの要約、参加団体等は以下のとおりである。

	県民総合	県営八代	藤崎台県	能士士光卷	県立総合	熊本県総
	運動公園	運動公園	営野球場	熊本武道館	体 育 館	合射擊場
募集期間		11月26日~12月24日				
現地説明会	12月7日	12月6日	12月9日	12月8日	12月9日	12月10日
説明会参加	20 団体	5 団体	5 団体	3団体	18 団体	3団体
申請書受付	12月20日~12月24日					
申請受付数	4 団体	4 団体	2 団体	2 団体	4 団体	2 団体
選定委員会	1月19日	1月15日	1月19日	1月14日	1月15日	1月17日

また、選定委員は財務専門家である公認会計士が2名で2施設と4施設の委員をそれぞれ担当しているほかは、残りの外部委員3名及び内部委員3名は6施設すべてを担当している。

【意見】

上表のスケジュールを見ても明らかなように、募集から選定までの期間が 2 ヵ月足らずであり、選定委員が 6 施設で 18 団体の事業計画書等の申請書類の内容を十分検討するにはかなりの無理があると考える。

選定委員会の開催日についても、1日で2施設8団体のプレゼンテーション及び質疑応答

を実施した日もあり、応募者が十分に事業計画等につき説明の機会を与えられたか疑問が 残る。

このように、所管課において複数の施設の指定管理者の選定作業が同年度に実施される際には、十分余裕のあるスケジュールを組み、選定委員に対しても申請書類の内容を十分検討する時間の確保が出来よう配慮が必要と考える。

2. 選定委員会の内部選定委員について(体育保健課所管6施設共通)

平成22年度の指定管理者の選定に関して、所管課6施設の内部選定委員にそれぞれの施設の応募団体(財団)の評議員に就任している所管課課長が選定され、当該委員がそれぞれの施設の採点を行っていた。また、(財)熊本県スポーツ振興事業団の理事には所管次長を含め現職の県職員が2名、評議員には所管課長を含め3名が就任していた。

【指摘事項】

応募者の団体の役員等に就任している内部職員を選定委員に選任することは、選定委員会の公平性及び透明性を確保するには不適切である。また、当該委員は利害関係者として本来採点に参加すべきではないが、採点を行っていたこと自体不適当である。

なお、(財) 熊本県スポーツ振興事業団の理事及び評議員に就任していた県職員 5 名は平成 23 年 3 月 31 日付けで辞任している。

県では、平成23年8月に運用指針を改正し、内部委員の廃止、委員本人及び委員と親子、 夫婦又は兄弟姉妹に関係にある者が応募者の役員等に就任している場合、当該委員は審査 に参加できない旨を明確化する措置がなされており、今後はこのような公平性に疑念が生 じる事態はないと考える。

3. 管理運営経費の収支について

県民総合運動公園の指定管理者制度導入後 5 年間の管理経費の収支実績状況は以下のとおりである。なお、平成22年度までは利用料金制は導入されていないため、利用料収入は計上されていない。

(単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成22年度
管理委託料	554,700	553,700	562,100	565,000	564,900
その他収入	※ 43,147	※ 16,547	23,486	17,456	16,541
自主事業収入	※ 12,275	※ 12,092	13,344	15,213	13,802
収入合計	610,122	582,340	598,930	597,670	595,243
人件費	179,396	183,409	196,551	203,468	191,535
光熱水費	103,055	106,323	109,030	98,829	96,648
施設管理費	167,037	168,904	165,159	165,672	157,724
修繕費	61,689	51,080	38,153	22,914	44,182

	1				
事務費	68,247	56,338	66,625	78,378	74,568
自主事業費	24,885	15,300	15,700	14,825	11,626
支出合計	604,309	581,354	591,218	584,086	576,283
収支差額	5,813	986	7,711	13,584	18,957
内自主事業差額	△ 12,610	△ 3,207	\triangle 2,356	388	2,176
差引収支差額	18,423	4,193	11,355	13,196	16,421
利用者数	697,933 人	707,742 人	675,437 人	683,334 人	646,426 人
利用者1人当た	865.85 円	821.42 円	875.31 円	854.75 円	891.49 円
り経費コスト	000.00 □	621.42 円	879.31 円	6 94.79 □	891.49 □
スポーツ教室	C90 🗔	CE 4 E	720 E	904 🗔	749 🗐
等開催回数	629 回	654 回	730 回	804 回	743 回
スポーツ教室	11 000 1	11 407	10.204	19 110 1	10 400 1
等参加者数	11,203 人	11,427 人	12,394 人	13,118 人	12,498 人

(各年度の管理運営評価票に基づき作成)

- (注) 1. 利用者数は有料施設の利用者数であり、スポーツ大会の観客数、散歩やジョギング等での公園施設利用者等は含まれていない。
 - 2. ※の平成18年度及び平成19年度の自主事業収入には自動販売機手数料等が含まれていたため、その他収入に組替している。
 - 3. 自主事業収入はスポーツ教室、特定保健指導等の事業収入である。
 - 4. 平成 22 年度は施設改修による休園のため利用者数が減少し、利用者 1 人当たり の経費コストは上昇している。
 - 5. 平成 22 年度の自主事業についても、スポーツ教室等の開催回数及び参加者数が パークドーム改修工事による利用中止のため減少している。

【意見】

上記の平成 18 年度以降の管理経費の収支状況を見ても、平成 22 年度の施設改修による休園の影響を除くと指定管理者が年々自主事業収入を伸ばし積極的な運営に当たっていること、並びに施設の維持管理、修繕及び管理運営を適切に行っていることが理解できる。

ただし、平成 19 年度、平成 20 年度及び平成 21 年度については、指定管理者からの提出された管理経費の収支状況報告を所管課で点検・調査し、収支内容の一部修正が行われ管理運営評価票が公表されており、熊本県立総合体育館と同様に修正過程の資料等は保存されておらず、指定管理者から修正後の管理経費の収支状況報告も入手していなかった。

また、当該各年度の公表された管理運営評価票の「4.管理経費の収支状況」の「点検・調査結果及び評価」においても特段の記載はされていなかった。

所管課は点検・調査した結果は文書として保存し、管理運営評価票にその結果と評価を 記載すべきである。

4. 県のモニタリングについて (体育保健課所管 6 施設共通)

所管課の各施設における改修工事等が実施されたこともあり、十分な実地調査がなされていない。

【指摘事項】

熊本県立総合体育館の「II. 監査の結果及び意見」にも記載しているとおり、実地調査は県が実施するモニタリングの中でも重要なものであり、運用指針に規定されているように実地調査を実施し、その結果につき文書で保管しておく必要がある。

なお、所管課においては、平成23年度より実地調査の実施につき年2回(8月及び1月) 実施する旨の計画を立て指定管理者へ通知するなど改善を行っている。

33. 熊本県営八代運動公園

熊本県営八代運動公園は、八代外港に隣接し、県南地域では唯一の硬式野球場と日本陸 連第3種公認の陸上競技場及び多目的広場を有する施設で、平成4年7月の野球場の供用 開始から順次施設の供用を開始した。



- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

熊本県営八代運動公園の概要

施設の名称	熊本県営八代運動公園		
所在地	八代市新港町4丁目1番		
所管課	教育庁体育保健課		
設置条例	熊本県都市公園条例		
設置目的	県南地域を拠点とした、屋外スポーツを通じて県民の体育の向		
	上と健康の増進を図る。		
施設の沿革	平成4年 7月 野球場の供用開始		
	平成6年 4月 多目的広場の供用開始		
	平成8年10月 陸上競技場の供用開始		
	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入		

施設内容・規模	敷地面積 129,765 ㎡		
	主な施設(有料施設)		
	・野 球 場・・・・硬式野球場、敷地面積 21,340 ㎡、グラウンド(中堅 122		
	m、両翼 97.6m)、収容人数約 10,000 人(内野スタンド		
	席 4,000 人、外野芝生席 6,000 人)、事務室、記者室、		
	会議室、身障者観覧室、室内投球練習場、照明設備有		
	ŋ		
	・陸上競技場・・・・敷地面積 22,370 ㎡、トラック(全天候ウレタン舗装、		
	400m×8コース)、フィールド(ティフトン芝、100m		
	×68m)、収容人数約 3,200 人(メインスタンド 800 人、		
	芝生席 2,400 人)、本部室、放送室、救護室、記録室、		
	温水シャワー室		
	・多目的広場・・・・敷地面積 20,070 ㎡、利用形態(サッカー、ラグビー、		
	ソフトボール、運動会、遠足、レクリエーション等)		
営業期間・時間	【開園時間】		
	・野 球 場午前9時~午後9時		
	・陸上競技場・多目的広場・・・・4 月~9 月・・・午前 9 時~午後 7 時		
	10月~翌年3月…午前9時~午後		
	5 時		
	【休園日】		
	12月29日から翌年1月3日まで		
指定管理者	熊本利水工業(株)		
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 22 年度に指定)		

施設の利用状況 (5年間)

(単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者数	69,610 人	73,655 人	80,219 人	90,728 人	87,314 人
利用料収入	4,573,780	4,719,590	5,507,230	4,924,490	4,788,050
指定管理料	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	熊本利水工業(株)
法人等の分類	民間事業者

所在地	熊本市大窪4丁目2番4号
設立年月日	昭和 58 年 1 月 28 日
代表者(県との関係の有無)	前田和幸 (県との関係なし)
役員、職員の状況	取締役4名、監査役1名
(県職員 OB、派遣の有無等)	職員(嘱託含む)71名
	県 OB は職員で1名、職託で1名、派遣なし
主な事業内容	機械器具設置工事(水処理施設プラント工事等)、管
	工事、電気工事、水道施設工事、さく井工事、土木
	工事、水処理機械(ろ過機等)製作・据付、太陽光発
	電システム施設工事、施設管理事業、建築事業(住宅
	設計・施工)、保険代理店事業
他の公の施設の指定管理業務の有無	無

3. 指定管理者の選定手続

(1) 申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件となっている。

(2) 指定管理者募集スケジュール

	平成 17 年度	平成 22 年度
募集要項の配布	17年9月29日~11月11日	22年11月26日~12月24日
申請受付	17年11月1日~11日	22年12月20日~24日
選定委員会開催	17年12月26日	23年1月15日
協定締結	18年3月22日	23年3月16日
指定	18年3月24日	23年3月25日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職		
外部	スポーツ関係有識者(県体育協会副会長)		
外部	スポーツ関係有識者(大学教授)		
外部	スポーツ関係有識者(体育指導委員)		
外部	公認会計士		

内部	教育長
内部	教育次長
内部	体育保健課長

②選定委員会の開催状況

平成 17 年 12 月 26 日 平成 23 年 1 月 15 日

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審查項目	配点	
仕足の正体な利用の施 児	設置目的及び県が示した管理方針との適合性	適・否	
住民の平等な利用の確保	住民の施設の平等な利用の確保		
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期		
	待される効果	35 点	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び		
施設の効用の最大限の発揮	期待される効果		
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能		
	性		
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	20 占	
自 注准	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	- 20 点	
	安定的な運営が可能となる人的能力		
管理を安定して行う人的・ 財政的基礎	安定的な運営が可能となる経理的基礎		
	類似施設の運営実績		
施設の設置目的を達成する	利用者の苦情や要望等に対する取組内容	10 点	
ために必要と認める事項	施設の補修・修繕等に対する実施内容	10 凉	
	合計	100 点	

④審査結果

団体名	得点	
	(17年度)	(22 年度)
指定管理者:熊本利水工業(株)	448 点	456.8 点
次 点:A団体	444.5 点	453.6 点

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(指定) (協定書)

(平成 17 年度分) 平成 18 年 3 月 24 日 平成 18 年 3 月 22 日(平成 22 年度分) 平成 23 年 3 月 25 日 平成 23 年 3 月 16 日

5. 指定管理の内容

- (1) 指定期間
 - ①平成 18年4月1日~平成23年3月31日(5年間)
 - ②平成23年4月1日~平成28年3月31日(5年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

利用料金

平成18年度の指定管理業務から利用料金制を導入している。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①条例第5条第1項に規定する有料公園施設(以下「有料公園施設」という。)の利用 の許可に関する業務
- ②有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務
- ③条例第1条に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)の維持及び修繕に関する業務
- ④「熊本県営八代運動公園の管理運営に関する業務仕様書」に規定する業務
- ⑤上記に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

指定管理者制度導入前は(財)熊本県スポーツ振興事業団が施設の管理運営行っていたが、熊本利水工業㈱が指定管理者となってからも施設の管理運営は良好になされている。

- 7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況
- (1) 指定管理者は毎月業務報告書によって管理状況を県に報告している。

業務報告書は以下の内容となっている。

1.利用報告書、収入報告書、

利用人数統計、利用団体実績

10.スポーツ教室等開催回数

2.施設管理業務報告

11.スポーツ教室等参加者数

3.管理機械定期点檢台帳

12.指導者派遣回数、派遣者数、指導者派遣

9.主催・共催・後援による大会等の集客数

事業参加者数

5.稼働率

4.清掃報告書

13.その他 (無料施設開放) (職員研修日)

6.条例上の供用日以外の供用日数

(消防訓練日) (研修会参加等)

7.条例上の供用時間以外の供用時間 14.利用統計一覧

8.主催・共催・後援による大会等の開催回 15.利用統計グラフ

数

毎月の業務報告書で管理状況は十分把握出来ている。

(2) 指定管理者は毎事業年度後 2 ヶ月以内に事業報告書によって年次の報告を行ってい

事業報告書は以下の内容となっている。

1.年間利用状況報告

10.主催・共催・後援による大会等の集客数

2.主な大会利用実績

11.スポーツ教室等開催回数

3.施設稼働率

12.スポーツ教室等参加者数

4.競技別利用人数統計

13.その他(事業概要報告) (購入備品一覧)

5.利用統計一覧

(修繕箇所)

6.利用統計分析グラフ

14.施設管理業務報告

7.条例上の供用日以外の供用日数

15.管理機械定期点検台帳

8.条例上の供用時間以外の供用件数

16.年間清掃報告書

9.主催・共催・後援による大会等の開催回 17.収支計算書

数

(3) 県によるモニタリングの状況

所管課において、協定に基づく各種報告書の点検、苦情・事故等の対応、利用者調 査及び管理運営状況の評価と県民への公表が実施されている。

なお、実地調査は実施されていない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

所管課担当の施設に共通する事項については、「32. 熊本県民総合運動公園のⅡ. 監査の結果及び意見」(277頁) に記載しており、当該施設について特に記載する事項はない。

34. 藤崎台県営野球場

国指定天然記念物のクスノキが名物の藤崎台県営野球場は、昭和35年の熊本国体の時に ン完成し、以来、高校野球をはじめアマチュア野球からプロ野球まで数々の球史が繰り広 げられており、平成8年にはメインスタンドの改修工事を行い、近代的な野球場に生まれ 変わっている。



- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

藤崎台県営野球場の概要

施設の名称	藤崎台県営野球場	
所在地	熊本市宮内4番1号	
所管課	教育庁体育保健課	
設置条例	藤崎台県営野球場条例	

設置目的	野球を通じて県民の体育の向上と健康の増進を図るために設置		
	されたもので、主に高校野球やアマチュア野球等のために利用		
	されている。		
施設の沿革	昭和 35 年 10 月 供用開始		
	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入		
施設内容・規模	敷地面積 62,276 m²		
	主な施設		
	・野 球 場・・・・グラウンド面積 13,712 ㎡、中堅 121.9m、両翼 99.1		
	m、収容人員約 24,000 人、来賓室、監督室、審判控		
	室、放送室、記者室、スコアボード 27 m×11m、照明		
	設備有り		
営業期間・時間	【開園時間】		
	午前9時~午後9時まで		
	【休園日】		
	12月29日~翌年1月3日まで		
指定管理者	(財)熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ(株)グループ		
指定管理者変更の有無	変更あり		
	平成 18 年度~平成 22 年度 (財)熊本県スポーツ振興事業団		
	平成 23 年度~平成 27 年度 (財)熊本県スポーツ振興事業団・		
	ミズノ㈱グループ		

施設利用状況(5年間)

(単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者数	21,849 人	24,040 人	23,275 人	22,517 人	27,510 人
利用料収入	7,649,590	7,870,450	8,738,230	7,522,530	8,557,520
指定管理料	46,300	46,200	46,100	46,000	45,900

平成 21 年度の利用者数の減少は天候不順による影響であり、利用料収入の減少はプロ野球開催数が 3 回から 1 回へなったことによる。

2. 指定管理者の概要

指定管理者は平成 18 年度から平成 22 年度までは財団法人熊本県スポーツ振興事業団単独であり、平成 23 年度から平成 28 年度は財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ㈱グループとなっており、財団法人熊本県スポーツ振興事業団については「32. 熊本県民総合運動公園の2. 指定管理者の概要」(273 頁)に記載しているため記載は省略する。

なお、当該施設以外に熊本県民総合運動公園及び熊本県立総合体育館並びに平成23年度

から熊本県総合射撃場の指定管理者でもある。

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集(9頁参照)に示された要件となっている。

(2) 指定管理者募集スケジュール

	平成 17 年度	平成 22 年度
募集要項の配布	17年9月29日~11月11日	22年11月26日~12月24日
申請受付	17年11月1日~11日	22年12月20日~24日
選定委員会開催	17年12月22日	23年1月19日
協定締結	18年3月22日	23年3月16日
指定	18年3月24日	23年3月25日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職		
外部	スポーツ関係有識者(県体育協会副会長)		
外部	スポーツ関係有識者 (大学教授)		
外部	スポーツ関係有識者(体育指導委員)		
外部	公認会計士		
内部	教育長		
内部	教育次長		
内部	体育保健課長		

②選定委員会の開催状況

平成 17 年 12 月 22 日 平成 23 年 1 月 19 日

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	設置目的及び県が示した管理方針との適合性	
	住民の施設の平等な利用の確保	適・否

	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待		
	される効果	35 点	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期		
施設の効用の最大限の発揮	待される効果		
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能		
	性		
// TT //	施設の管理運営に係る経費の内容	20 占	
管理経費の縮減	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	 20 点 能性	
英理を定立て行るしめ 。	安定的な運営が可能となる人的能力		
管理を安定して行う人的・	安定的な運営が可能となる経理的基礎 35点		
財政的基礎	類似施設の運営実績		
施設の設置目的を達成する	利用者の苦情や要望等に対する取組内容	10 占	
ために必要と認める事項	施設の補修・修繕等に対する実施内容	10 点	
	合計	100 点	

④審査結果

平成 17 年度の審査結果

団体名	得点
指定管理者:財団法人熊本県スポーツ振興事業団	394.6 点
次 点:他に応募なし	_

平成 22 年度の審査結果

団体名	得点
指定管理者:財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ ミズノ㈱グループ	463.6 点
次 点:B団体	415.1 点

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

(指定) (協定書)

(平成17年度分) 平成18年3月24日 平成18年3月22日(平成22年度分) 平成23年3月25日 平成23年3月16日

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

- ①平成 18年4月1日~平成23年3月31日(5年間)
- ②平成23年4月1日~平成28年3月31日(5年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

平成 18 年度~平成 22 年度 5 年間 230,500 千円 平成 23 年度~平成 27 年度 5 年間 187,850 千円

利用料金

平成18年度の指定管理業務から利用料金制を導入している。

- (3) 指定管理者が行う業務の内容等
 - ①施設及び設備(以下「施設等」という。)を提供する業務
 - ②野球競技に関する相談に応じ、及び指導を行う業務
 - ③条例第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務
 - ④野球場の使用の許可に関する業務
 - ⑤野球場の施設等の維持及び修繕に関する業務
 - ⑥「藤崎台県営野球場の管理運営に関する業務仕様書」に規定する業務
 - ⑦上記に掲げるもののほか、指定管理者が野球場の管理上必要と認める業務
- (4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

施設の管理運営は、指定管理者制度導入前から(財)熊本県スポーツ振興事業団が管理運営を行っていたため、指定管理者導入後も良好である。

- 7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況
- (1) 指定管理者は毎月業務報告書によって管理状況を県に報告している。

業務報告書は 1.管理運営状況 2.維持管理状況 3.管理運営体制 の区分からなっている。

毎月の業務報告書で管理状況は十分把握出来ている。

(2) 指定管理者は毎事業年度後 2 ヶ月以内に事業報告書によって年次の報告を行っている。

事業報告書は 1.管理運営状況 2.自主事業 3.危機管理体制 4.管理運営体制 の区分により報告されている。

(3) 県によるモニタリングの状況

所管課において、協定に基づく各種報告書の点検、苦情・事故等の対応、利用者調査及び管理運営状況の評価と県民への公表が実施されている。

なお、実地調査は実施されていない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

所管課担当の施設に共通する事項については、「32. 熊本県民総合運動公園のⅡ. 監査の結果及び意見」(277頁) に記載しており、当該施設について特に記載する事項はない。

35. 熊本武道館

熊本武道館は武道の振興・普及を図り、県民の心身の健全な発達に寄与するため設置された施設であり、一般武道愛好者の利用はもとより、各種競技大会、昇段審査、講習会等に利用され、また、青少年の健全育成を図るため年間を通して武道教室が開催されている。



- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

熊本武道館の概要

施設の名称	熊本武道館
所在地	熊本市水前寺 5 丁目 23 番 2 号
所管課	教育庁体育保健課
設置条例	熊本武道館条例(昭和 46 年 9 月 30 日条例第 62 号)
	武道の振興・普及を図り、もって県民の心身の健全な発達
	に寄与するために設置されたもので、一般武道愛好者の利
設置目的	用はもとより、各種競技大会、昇段審査、講習会等に利用
	されており、また、青少年の健全育成を図るため年間を通
	じて武道教室を開催している。

佐乳の沙甘	昭和 46 年 8 月 供用開始			
施設の沿革	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入			
	①施設規模			
	延床面積 3,143 ㎡			
施設内容·規模	②主要施設			
	剣道場、柔道場、小道場(2)、会議室(40人収容)及			
	び宿泊室(30 人収容)等			
学光 期間,	休館日:月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで			
営業期間・時間	開館時間:9:00~21:00			
指定管理者	財団法人熊本県武道振興会			
指定管理者変更の有無	変更なし(平成 17 年度及び平成 22 年度に指定)			
施設の利用状況(5年間)	下記参照			
(利用者数、利用料収入等)				

施設の利用状況(5年間)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者数	64,448 人	67,495 人	64,299 人	64,897 人	67,842 人
使用料	5,019 千円	4,927 千円	5,189 千円	5,206 千円	4,956 千円
指定管理料	38,103 千円				

2. 指定管理者の概要

指定管理者の名称	財団法人熊本県武道振興会
法人等の分類	県の外郭団体(財団法人)であり、県の出資
(伝八寺の刀類)	額 1,000 千円
所在地	熊本市水前寺5丁目23番2号
設立年月日	昭和 47 年 3 月 30 日
代表者(県との関係の有無)	紫垣 正良
	理事(理事長、副理事長含む)10 名(県職
 役員、職員の状況	員次長1名)
	監事2名
(県職員 OB、派遣の有無等)	評議員 11 名(県職員体育保健課長 1 名)
	職員5名
	武道の普及奨励に必要な事業、青少年の育成
主な事業内容	指導に必要な事業、施設の管理・運営に関す
	る事業等
他の公の施設の指定管理業務の有無	なし

3. 平成 22 年度における指定管理者の選定手続

(1)申請資格

熊本県内に事業所を有することその他一定の要件 (9 頁参照) を満たす法人等。 なお、指定管理者募集方針の参加資格とその設定理由において、県内に実業団や競 技団体との信頼関係の構築が重要であり、地域との密接な連携が不可欠として、県 内に事務所を有することを参加資格としている。

(2) 指定管理者募集スケジュール

募集期間

①募集要項の配布 平成 22 年 11 月 26 日~平成 22 年 12 月 24 日

②現地説明会 平成 22 年 12 月 8 日

③応募書類の受付 平成 22 年 12 月 20 日~平成 22 年 12 月 24 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職		
外部	スポーツ関係有識者(県体育協会副会長)		
外部	スポーツ関係有識者 (大学教授)		
外部	スポーツ関係有識者(体育指導委員)		
外部	公認会計士		
内部	教育長		
内部	教育次長		
内部	体育保健課長		

外部委員については、スポーツ関係有識者 3 名 (うち、利用者代表 2 名 (競技団体代表、一般利用者代表各 1 名)) 及び会計専門家 1 名の構成であり、内部委員の行政関係者 (内部) 3 名の合計 7 名で選定委員会を構成している。

②選定委員会の開催状況

選定員会の開催は平成 23 年 1 月 14 日 (13 時~15 時 55 分) の 1 回のみ。 応募者 2 社に各プレゼンテーション 15 分と質疑応答 15 分の時間を設け、委員による 採点、意見交換を実施し、候補者を選定。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点
た足の正常な利用の強視	設置目的及び県が示した管理方針との適合性	適・否
住民の平等な利用の確保	住民の施設の平等な利用の確保	
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待	
	される効果	
施設の効用の最大限の発揮	サービスの向上を図るための具体的手法及び期	35 点
旭故の別用の取入取の光揮	待される効果	66
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能	
	性	
第四級典の統領	施設の管理運営に係る経費の内容	20 点
管理経費の縮減	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20 点
管理を安定して行う人的・財	安定的な運営が可能となる人的能力	
政的基礎	安定的な運営が可能となる経理的基礎	35 点
以的基礎	類似施設の運営実績	
施設の設置目的を達成する	利用者の苦情や要望等に対する取組内容	10 点
ために必要と認める事項	施設の補修・修繕等に対する実施内容	
	合計	100 点

④審査結果

7人の選定委員の配点の合計点に基づき候補者を選定。

団体名	得点
指定管理者:財団法人熊本県武道振興会	427.4 点
次 点:A社	385.6 点

サービス向上を図るための取組みや自主事業を安定的に実施する人的能力及び県内の 各武道競技団体との連携が指定管理候補者の方が評価された結果である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

平成 23 年 2 月 24 日定例県議会において指定議決を受け、平成 23 年 3 月 25 日に指令書にて指定を通知。

平成23年3月16日に協定書締結。

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

- ①平成18年4月1日~平成23年3月31日(5年間)
- ②平成23年4月1日~平成28年3月31日(5年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

利用料金

平成 23 年度の指定管理業務より利用料金制を導入し、熊本武道館条例別表に定める 使用料を指定管理者が徴収し、指定管理者の収入とする。このため、上述のように 指定管理料が減額されている。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①柔道、剣道その他の武道のために施設及び設備を提供する業務
- ②柔道、剣道その他の武道に関する相談に応じ及び指導を行う業務
- ③武道館設置の目的を達成するために必要な業務
- ④武道館の使用の許可に関する業務
- ⑤武道館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- ⑥管理運営上必要と認める業務

なお、熊本武道館において指定管理者が実施する自主事業 (スポーツ教室、イベント等) がある。

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

平成18年4月から指定管理者制度を導入しているが、指定管理者である(財)熊本県 武道振興会の施設の管理運営状況は良好である。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

(1) 指定管理者からの月次報告

平成 22 年度においては、毎月施設利用状況(利用者数及び使用料)を前年度と比較して報告され、また、管理業務及び実施自主事業も事業月間報告として記載されている。

(2) 事業報告(収支報告を含む)

指定管理者から毎事業年度終了後事業報告書の提出を受けており、内容は管理業務

の実施状況、武道館の利用状況、使用料の収入実績、管理経費の収支決算等である。

(3) 県によるモニタリングの状況

所管課において、協定に基づく各種報告書の点検、苦情・事故等の対応、利用者調査及び管理運営状況の評価と県民への公表が実施されているが、平成 21 年度及び 22 年度においては所管している施設の大規模改修工事等のため実地調査に関しては十分なモニタリングがなされていない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 施設の必要性について

熊本武道館は昭和 46 年 8 月に建設され、一般武道愛好者の利用を図り、本県武道の普及 振興を目指すとともに、特に青少年育成の場として、武道を通じ立派な躾と精神修養に重 点を置くスポーツ施設である。

【意見】

本県の武道はこれまで剣道・柔道ともに優秀な人材を輩出しており、熊本武道館の設置目的を果たしており、また、今日、青少年の躾・精神修養は教育現場での重要なテーマでもあり、県民の心身の健全な発育に寄与しているものと考える。

しかし、熊本武道館は建設からすでに 40 年を経ており施設の老朽化は否めない状況である。施設利用者が丁寧な利用に努め、また、日々の管理も適切に行われていることから 40 年経過した施設としての整備状況は良好であると考えられるが、施設としての安全性や機能性を保持し競技大会や講習会を実施して行くには今後 5 年から 10 年の間には施設の建替えが必要となることが想定される。県は熊本市とも協議の上、熊本武道館の今後のあり方を検討すべきである。

2. 選定委員について

平成22年度指定管理者の選定委員会の外部選定委員4名は、スポーツ関係有識者3名(県体育協会副会長、大学教授、体育指導委員)及び財務関係専門者1名(公認会計士)で構成されている。これらの外部選定委員は体育保健課の他の指定管理者導入施設の選定委員でもある。また、内部選定委員の体育保健課長は財団の評議員に就任している。

【意見】

平成 22 年度での所管課の指定管理者選定施設は 6 施設に上り、選定委員のスケジュール 調整等困難な面があることは理解できるが、武道館という施設の特殊性を考慮すれば、武 道館の設置目的である武道の振興普及、武道愛好家の利用促進という観点からスポーツ関 係有識者枠の外部選定委員には武道指導者、利用者代表の委員が選任されるべきである。

それぞれの施設においてその特殊性があると考えられ、施設の有効活用、利用者の利便性の面から施設の特殊性に関して専門性を有する委員や利用者を委員に選任する必要があ

る。

3. 備品台帳について

熊本武道館の現地調査を行い備品の管理状況を確認したが、指定管理者の現品の管理状況は良好であったが、所管課が作成する備品台帳には数量の記載がなく複数の備品を別の場所に設置してあることから台帳上の確認ができなかった。

【意見】

所管課は備品台帳作成に当たって設置場所等を考慮し、数量欄を設ける、設置場所欄を 設けるなど工夫する必要がある。

36. 熊本県立総合体育館

県立総合体育館は本県におけるスポーツの普及振興の拠点として、県内体育施設の指導的役割を果たすスポーツセンターとしての性格を有し、県内各種のスポーツ大会から国際スポーツ大会までの開催をはじめ、個人、グループのスポーツやレクレーションに利用できる施設である。また、各種スポーツ教室の開催、運動能力の測定、トレーニング法の指導など健康・体力づくりの相談に応じている。



- I. 施設及び指定管理者等の概要
- 1. 施設の概要

熊本県立総合体育館の概要

施設の名称	熊本県立総合体育館
所在地	熊本市上熊本1丁目9番28号
所管課	教育庁体育保健課
設置条例	熊本県立総合体育館条例(条例第33号)

	県民への屋内体育・スポーツの普及及び振興を図るために	
	設置されたものであり、各種国際大会や日本選手権大会等	
設置目的	の開催が可能で、かつ県民が気軽にスポーツに親しむこと	
	ができ、各種講習会、研修会等にも利用できる屋内スポー	
	ツの拠点となる施設。	
歩乳の外状	昭和 57 年 10 月 供用開始	
施設の沿革	平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入	
	①施設規模	
	敷地面積 33,057 ㎡、建築面積 11,882 ㎡、延床面積	
施設内容・規模	15,214 m²	
	②主要施設	
	大体育室、中体育室、小体育室、室内温水プール等	
	休館日:火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで	
営業期間・時間	開館時間:9:00~21:00	
	なお、施設により開館時間に違いあり	
指定管理者	財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ㈱グループ	
	変更あり。	
	平成 18 年度~平成 22 年度 (財)熊本県スポーツ振興	
指定管理者変更の有無	事業団	
	平成 23 年度~平成 27 年度 (財)熊本県スポーツ振興	
	事業団・ミズノ㈱グループ	
施設の利用状況(5年間)	T 今1 全 07	
(利用者数、利用料収入等)	下記参照	
営業期間・時間 指定管理者 指定管理者変更の有無	②主要施設 大体育室、中体育室、小体育室、室内温水プール等 休館日: 火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで 開館時間:9:00~21:00 なお、施設により開館時間に違いあり 財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ㈱グループ 変更あり。 平成18年度~平成22年度 (財)熊本県スポーツ振興 事業団 平成23年度~平成27年度 (財)熊本県スポーツ振興	

施設の利用状況(5年間)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者数	345,143 人	370,096 人	361,716 人	359,104 人	362,532 人
使用料	55,482 千円	60,094 千円	57,163 千円	56,588 千円	57,860 千円
指定管理料	199,790 千円	199,290 千円	198,790 千円	198,790 千円	198,790 千円

2. 指定管理者の概要

指定管理者は平成 18 年度から平成 22 年度までは財団法人熊本県スポーツ振興事業団単独であり、平成 23 年度から平成 27 年度は財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ㈱グループとなっているため、以下、財団法人熊本県スポーツ振興事業団について記載する。

指定管理者の名称	財団法人熊本県スポーツ振興事業団	
法人等の分類	県の外郭団体(財団法人)であり、県の出資	
	額は 20,000 千円	

所在地	熊本市平山町 2776 番地
設立年月日	昭和57年6月9日
代表者(県との関係の有無)	中村 和道(県OB)
	理事(理事長、副理事長含む)8名(県 OB2
	名、県職員次長2名)
役員、職員の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)	監事2名(県OB1名)
(県職員 OB、派遣の有無等) 	評議員9名(県職員3名)
	職員 101 名
	県から委託を受けた施設の管理運営、体育・
	スポーツに関する相談・指導及び助言、体
主な事業内容	育・スポーツに関する講習会・研修会等開催、
	施設の充実及び管理運営についての調査研
	究等
	熊本県民総合運動場 (平成 18 年度から)、藤
他の公の施設の指定管理業務の有無	崎台県営野球場(平成 18 年度から)及び熊
	本県総合射撃場(平成 23 年度から)

なお、平成23年3月31日付けで理事2名及び評議員3名の県職員は辞任している。 また、平成23年度からの指定管理ではミズノ㈱のノウハウ導入に伴い、ミズノ社員2名 が(財)熊本県スポーツ振興事業団の本部に常駐しサービス向上のための企画等を実施し ている。

3. 平成 22 年度における指定管理者の選定手続

(1)申請資格

熊本県内に事業所を有することその他一定の要件(9頁参照)を満たす法人等。 なお、指定管理者募集方針の参加資格とその設定理由において、台風等の災害時や 緊急時の危機管理に対する迅速かつ適切な対応が必要であり、県内に実業団や競技 団体との信頼関係の構築が重要であり、地域との密接な連携が不可欠として、県内 に事務所を有することを参加資格としている。

(2) 指定管理者募集スケジュール

募集期間

①募集要項の配布 平成 22 年 11 月 26 日~平成 22 年 12 月 24 日

②現地説明会 平成 22 年 12 月 9 日

③応募書類の受付 平成 22 年 12 月 20 日~平成 22 年 12 月 24 日

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職		
外部	スポーツ関係有識者(県体育協会副会長)		
外部	スポーツ関係有識者 (大学教授)		
外部	スポーツ関係有識者(体育指導委員)		
外部	公認会計士		
内部	教育長		
内部	教育次長		
内部	体育保健課長		

外部委員については、スポーツ関係有識者 3 名(うち、利用者代表 2 名(競技団体代表、一般利用者代表各 1 名))及び会計専門家 1 名の構成であり、これに内部委員の行政関係者 3 名の合計 7 名で選定委員会を構成している。

②選定委員会の開催状況

選定委員会の開催は平成 23 年 1 月 15 日(9 時~13 時 30 分)の 1 回のみ。 応募者 4 社に各プレゼンテーション 15 分と質疑応答 15 分の時間を設け、委員による採点、意見交換を実施し、候補者を選定。

③審査基準及び配点

各選定委員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点	
住民の平等な利用の確保	設置目的及び県が示した管理方針との適合性	適•否	
住民の十寺な利用の権保	住民の施設の平等な利用の確保	心。 白	
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待		
	される効果	35 点	
施設の効用の最大限の発揮	サービスの向上を図るための具体的手法及び期		
	待される効果		
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能		
	性		
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	90 占	
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20 点	

管理を安定して行う人的・財	安定的な運営が可能となる人的能力		
政的基礎	安定的な運営が可能となる経理的基礎	35 点	
	類似施設の運営実績		
施設の設置目的を達成する	利用者の苦情や要望等に対する取組内容	10 点	
ために必要と認める事項	施設の補修・修繕等に対する実施内容] 10 点	
	合計	100 点	

④審査結果

7人の選定委員の配点の合計点に基づき候補者を選定。

団体名	得点
指定管理者:財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ ミズノ㈱グループ	479.6 点
次 点:A団体	440.6 点

他の 3 団体に比べ、ミズノが全国で実施しているスポーツプログラムやスポーツ大会等を取り入れた自主事業の実施による利用者増加・利用者サービスの向上の取組みや必要な人員確保が評価された結果となっており、全ての委員が指定管理候補者に最高評価をしている。

なお、次点団体は提案価格が一番低く施設の管理運営に係る経費の内容は評価されたが、当該施設の効用を最大限に発揮するための具体的手法や施設の安定的な運営に関して指定管理候補者が勝っているとしている。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

平成 23 年 2 月 24 日定例県議会において指定議決を受け、平成 23 年 3 月 25 日に指令書にて指定を通知。

平成23年3月16日に協定書締結。

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

- ①平成 18年4月1日~平成23年3月31日(5年間)
- ②平成23年4月1日~平成28年3月31日(5年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

平成 18 年度~平成 22 年度 18 年度 199,790 千円

19年度 199,290千円

20~22 年度 198,790 千円

平成 23 年度~平成 27 年度 各年度 121,630 千円

利用料金

平成 23 年度の指定管理業務より利用料金制を導入し、熊本県立総合体育館条例別表に定める使用料を指定管理者が徴収し、指定管理者の収入とする。このため、上述のように指定管理料が減額されている。

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

- ①体育・スポーツのための施設及び設備を提供する業務
- ②体育・スポーツに関する相談に応じ及び指導を行う業務
- ③体育・スポーツの普及振興に必要な業務
- ④体育館の使用の許可に関する業務
- ⑤体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- ⑥仕様書に規定する業務、管理運営上必要と認める業務 なお、体育館において指定管理者が実施する自主事業(スポーツ教室、医療連携、 特定保健指導等)がある。

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

平成 18年4月から指定管理者制度が導入されているが、県が実施している各年度での管理運営評価票では、平成 20年度において施設利用に関し「元気体力測定室の利用拡大」の取組みにつき指摘をし、翌年度から利用者増の改善に取り組まれるなど、指定管理者としても積極的な管理運営がなされている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

(1) 指定管理者からの月次報告

平成 22 年度においては、毎月施設利用状況(利用者数及び施設使用料)を前年度と 比較して報告され、また、管理業務、施設の維持管理状況及び実施自主事業も事業月 間報告として記載されている。

(2) 事業報告(収支報告を含む)

指定管理者から毎事業年度終了後事業報告書の提出を受けており、管理業務の実施 状況、体育館の利用状況、使用料の収入実績、管理経費の収支決算等である。

(3) 県によるモニタリングの状況

所管課において、協定に基づく各種報告書の点検、苦情・事故等の対応、利用者調査及び管理運営状況の評価と県民への公表が実施されている。

なお、実地調査は実施されていない。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

- 1. 指定管理者の選定に関して
- (1) 募集期間及び選定委員会での審査時間について

指定管理者の選定手続の指定管理者の募集スケジュール及び選定委員会の開催状況にも記載した通り、募集期間が募集要項の配布から応募書類の受付までが1ヵ月しかなく、また、選定委員会の開催は1回であり、応募した4団体にプレゼン・質疑・仮採点の時間40分がそれぞれ設けられ、委員の意見交換会・採点の時間50分が設けられているが十分な時間とは考えられない。

【意見】

応募団体の中には今回の指定管理者へ初めて応募してきた団体もあり、それらの団体の 取組みを 15 分のプレゼンテーション及び 15 分の質疑応答で選定委員が判断するにはかな り無理があるよう感じられる。事前に選定委員には事業計画等の応募書類と事業計画の概 要版を配布しているとのことであったが、各団体が提出した応募書類は 50 頁を超える内容 のものがほとんどであり、特に新規に応募してきた団体に対してはプレゼン及び質疑応答 の時間をもっと設けるべきである

審査結果にも記載した通り、選定委員会では次点団体(新規応募者)は提案価格が一番低く施設の管理運営に係る経費の内容は評価されたが、当該施設の効用を最大限に発揮するための具体的手法や施設の安定的な運営に関して指定管理候補者が勝っているとしている。ただし、その具体的な内容については選定委員がどのような質疑応答をして判断したか質疑内容等の議事が保管されていないため確認できなかった。

選定委員のスケジュール調整が困難であり、出来る限り効率的に実施しようとすることは十分理解できることではあるが、応募者に十分な説明の時間を確保し、更なる公平性を保持し指定管理者の選定を進めるべく配慮が必要である。

(2)配点基準について

配点基準の中の「事業計画の内容が管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」という選定項目の審査項目として、施設の管理運営に係る経費の内容の配点が 15 点あるが、 県の指定管理者制度に係る運用指針で規定されている提案価格の得点算出方法では配点に 対する得点が結果として僅少な点数となり、経費削減への取組みが反映されない結果となっている。 提案価格の得点=(1.0-(提案価格/基準価格))×提案価格に配点された得点(15 点)

【意見】

今回の応募 4 団体の中で指定管理候補者に選定された団体は指定期間 5 年間の提案価格 が 608,150 千円と最も高く、一方で次点団体は一番低い提案価格 565,163 千円を提示して おり、指定管理料だけ見ると次点団体が 7%削減していることになる。

しかし、運用指針に規定されている得点算出方法で配点されているため、各委員 15 点の配点に対して指定管理候補者の得点は 0.8 点、次点団体の得点は 1.8 点と配分点数に対して極端に低い点数となり、得点差も 1.0 (1.8-0.8) と少なく、選定委員会での「提案価格は一番低く施設の管理運営に係る経費の内容は評価された。」という結果が十分に反映されているとは考え難い。

公の施設においては管理経費削減がすべてではないが、現行の算定方法では提案価格と 基準価格の差が大きくならないと配点された得点に対する算定得点が上がらないため、他 の選定項目の審査項目の得点が相対的に高くなる結果となっている。応募者の経費削減に 対する取組みが評価される配点に改めるべきである。

2. 県立総合体育館の備品について

県立総合体育館にはスポーツ用品、トレーニング機器、事務用機器など多くの備品が設置され、備品一覧表(配置場所別)の台帳が所管課において作成され管理されている。

平成 23 年 11 月 9 日に現地調査を実施し台帳に基づき一部のトレーニング機器やスポーツ用品につき現品との照合を行ったが、台帳には記載されていないものが見られた。

所管課及び指定管理者に確認すると台帳に記載されていないトレーニング機器等は指定 管理者のリース物件であったり、または既にリースが終了しそのまま体育館で利用してい る備品等であった。

【意見】

スポーツ施設として県立体育館で常備し、利用者が使用するトレーニング機器やスポーツ用品については、本来県が購入し常備所有し、指定管理者に管理させることが必要であり、県の所有に属する備品として整理することが必要である。

県では財政削減の中トレーニング機器等の更新が出来ず、やむを得ず指定管理者が運営 上必要と考え一部の備品につきリース物件として体育館に設置したものと考えられるが、 今日の会計の考え方では備品のリース取引は実質的には備品購入と同じ効果があるとされ ており、リース料が指定管理者の委託料から支出されているのであればリース終了後のリ ース物品は委託料で購入し取得した備品と同じことになる。

なお、平成 22 年度においても財団は 157,500 円の備品を委託管理料の中から購入支出しており、県へ提出された事業報告書総括表及び所管課が作成した管理運営評価票の管理経費の収支状況では保守契約等として施設管理費の支出として報告され、県の点検・調査結果及び評価においては「収入の範囲内で業務を適切に執行しており、評価できる。」とされ

ているが、収支内容の検証が不十分である。

このように県立体育館には多くのスポーツ用品、トレーニング機器があり、それらの備品の帰属を明確にし適正な管理運営をしていくためにも協定書や仕様書において指定管理者の備品購入及びリースについて取り扱いを明確に規定すべきである。

3. 管理経費の収支状況の検証について

県立体育館の指定管理者制度導入後 5 年間の管理経費の収支実績状況は以下のとおりである。なお、平成 22 年度までは利用料金制は導入されていないため、利用料収入は計上されていない。

(単位:千円)

			IIOO 左座	1101 F =	H22	年度
	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	予算	実績
管理委託料	199,790	199,290	198,790	198,790	199,420	198,790
自主事業収入	7,838	8,300	8,896	9,692	9,660	9,611
その他収入	348	327	357	352	270	386
収入合計	207,976	207,917	208,043	208,834	209,350	208,788
人件費	85,420	86,540	87,571	86,532	93,500	87,520
光熱水費	48,055	54,598	57,102	53,839	57,700	55,377
施設管理費	23,965	23,312	25,742	24,968	24,020	24,977
修繕費	10,413	10,876	12,420	14,336	7,500	14,239
事務費	32,166	23,701	16,253	18,062	12,970	13,809
その他	_	_	_	_	4,000	
自主事業費	5,929	6,300	8,688	7,096	9,660	6,302
支出合計	205,948	205,327	207,778	204,833	209,350	202,227
収支差額	2,028	2,590	265	4,001	_	6,561
内自主事業差額	1,909	2,000	207	2,596	_	3,309
差引収支差額	119	590	58	1,405	_	3,252
利用者数 (人)	345,143	370,096	361,716	359,104	376,000	362,532
利用者1人当たり	596.70 円	554.79 円	574.42 円	570.40 円	556.78 円	558.28 円
経費コスト						
スポーツ教室等開 催数	866 回	1,020 回	1,095 回	1,075 回	_	1,034 回
スポーツ教室等参 加者数 (人)	18,978	19,646	22,668	22,968	_	21,188

(各年度の管理運営評価票に基づき作成)

【意見】

上記の平成 18 年度以降の管理経費の収支状況を見ても、平成 22 年度を除き指定管理者が年々スポーツ教室等の参加者を増やし自主事業収入を伸ばし積極的な運営に当たっていること、並びに施設の維持管理、修繕及び管理運営を適切に行っていることが理解できる。

なお、指定管理者からの管理経費収支状況の報告内容を所管課で点検・調査し、平成 19 年度、平成 20 年度及び平成 21 年度については一部修正して管理運営評価票に記載し公表されているが、指定管理者からの報告内容の修正過程の資料が残っていなかった。修正過程の内容を示す資料の保存は必要であり、また、指定管理者からも収支状況の修正報告を提出させる必要がある。

また、所管課ではこれまで指定管理者の計画(予算)と実績の差異は検証していないとのことであり、指定管理者が計画した施設の管理運営が適切であることを補完するためにも計画(予算)差異については内容を検討していくことが望まれる。特に施設管理費や修繕費については計画の進捗状況を確認し、指定期間を通じて必要十分な施設の維持管理がなされていることを検証することが重要であると考える。

4. 県のモニタリングについて

平成 20 年度から平成 22 年度にかけて大体育室をはじめ施設の消防設備改修工事を実施し、また、平成 22 年度において備品購入等を実施したため実地調査に関しては十分なモニタリングがなされていない。

【指摘事項】

平成 20 年度から平成 22 年度にかけて施設の改修工事の実施、備品購入など所管課で対応すべき事項が多く、また、平成 22 年度では所管している指定管理者制度導入 6 施設の指定管理者の選定作業もあり、担当する 2 名の職員では十分な対応が取れなかったことが考えられるが、実地調査は県の実施するモニタリングの中でも重要なものである。

運用指針に規定されているように実地調査を実施し、その結果につき文書で保管しておく必要がある。

なお、所管課においては、平成23年度より実地調査の実施につき年2回(8月及び1月) 実施する旨の計画を立て指定管理者へ通知するなど改善を行っている。

37. 熊本県総合射撃場

熊本県総合射撃場は、平成 11 年開催の「くまもと未来国体」の射撃競技場として整備された、クレー射撃、ライフル射撃の機能を持つ、国際試合にも対応できる国内トップクラスの総合射撃場である。

I. 施設及び指定管理者等の概要



1. 施設の概要

施設の名称	熊本県総合射撃場
所在地	上益城郡益城町砥川字日平 3586
所管課	教育庁 体育保健課
設置条例	熊本県総合射撃場条例
	「県民に射撃競技の場を提供し、もって県民のスポーツの
設置目的	振興に寄与するため(条例第1条より抜粋)」に設置され
	たもので、ライフル射撃及びクレー射撃等の国際大会の開
	催も可能な施設。

施設の沿革	平成 10 年 5 月 供用開始 平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入				
施設内容・規模	施設名 建物面積、構造、施設内容等 クレー射撃場 トラップ射撃場1面、スキート射撃場1面、トラップ・スキート併用2面 ライフル射撃場 小口径ライフル射撃場 (射程 50m) 26 射座、エアライフル射撃場 (射程 10m) 26 射座 会議室・研修室 152 ㎡				
休場日	・毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は水曜日)・年末年始休場日(12月29日~1月3日)				
指定管理者	財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ㈱グループ				
指定管理者変更の有無	変更あり。 平成 18 年度~平成 22 年度 一般社団法人熊本県クレー射撃協会 平成 23 年度~平成 27 年度 (財)熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ㈱グループ				
施設の利用状況(5年間) (利用者数、利用料収入等)	(単位:人・千円) 項目\年度 平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度 平成 21 年度 平成 22 年度 利用者数 8,205 8,645 9,176 6,722 5,931 使用料収入 27,698 26,192 30,368 16,545 13,170				

2. 指定管理者の概要 (平成 22 年度までの指定管理者について記載、平成 22 年 5 月現在)

指定管理者の名称	一般社団法人 熊本県クレー射撃協会
法人等の分類	一般社団法人
所在地	熊本県上益城郡益城町砥川 3586
設立年月日	平成 21 年 4 月 2 日(一般社団法人への移行日)
代表者(県との関係の有無)	理事長 栁 一朗
	※県の役職員であった経験はない。
役員、職員の状況	理事 5名 (元県職員等は含まれていない)
(県職員 OB、派遣の有無等)	職員 11名
主な事業内容	熊本県内における射撃競技を愛好する県民の団体であっ
	て、クレー射撃競技を普及、振興させると共に、会員の資
	質向上を目指すことを目的とする
他の公の施設の指定管理業務	無
の有無	

3. 指定管理者の選定手続

(1)申請資格

参加資格については、運用指針・準則例示集 (9 頁参照) に示された要件であり、熊本 県内に事業を有することその他一定の要件を満たす法人等としている。

(2) 指定管理者募集スケジュール

募集要項配布期間:平成22年11月26日~12月24日

質問事項の受付: 平成 22 年 11 月 26 日 (金) ~平成 22 年 12 月 14 日 (火) まで

現地説明会の実施:平成22年12月10日(金)(3団体参加)

申請書類提出期間:平成22年12月20日(月)~平成22年12月24日(金)

(3)審査の方法

①選定委員会の構成

選定委員の内部外部の別、役職名

区分	役職				
外部	スポーツ関係有識者(県体育協会副会長)				
外部	スポーツ関係有識者 (大学教授)				
外部	スポーツ関係有識者(体育指導委員)				
外部	公認会計士				
内部	教育長				
内部	教育次長				
内部	体育保健課長				

②選定委員会の開催状況

選定委員会は平成 23 年 1 月 17 日に開催されている。選定委員会で出された各委員からの意見、選定結果等については、下記③以降を参照。

③審査基準及び配点

各選定員の審査基準及び配点は以下のとおり。

選定項目	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	設置目的及び県が示した管理方針との適合性	
住民の平寺は利用の確保	住民の施設の平等な利用の確保	適・否
施設の効用の最大限の発揮	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待	
	される効果	0 年 占
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期	35 点
	待される効果	

	合計	100 点
ために必要と認める事項施設の補修・修繕等に対する実施内容		10 点
施設の設置目的を達成する	利用者の苦情や要望等に対する取組内容	10 点
以的基礎	類似施設の運営実績	
政的基礎	安定的な運営が可能となる経理的基礎	35 点
管理を安定して行う人的・財	安定的な運営が可能となる人的能力	
官理性質の相例	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20 点
管理経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	20 点
	性	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能	

④審査結果

団体名	得点(満点:700点)
指定管理者:(財)熊本県スポーツ振興事業団・ ミズノ㈱グループ	418.6 点
次 点:A団体	406.5 点

国内有数の機能を持つ当射撃場の有効活用の観点や、利用者・利用料金の増に向けた 取組み等において、選定委員会での指定管理候補者の評価が勝っていた結果である。

4. 指定管理者の指定及び協定書の締結

選定委員会の開催:平成23年1月17日

指定管理候補者となったことの通知:平成23年2月3日

協定書の締結:平成23年3月16日

管理者に対する指定の指令:平成23年3月25日

5. 指定管理の内容

(1) 指定期間

- ①平成 18 年 4 月 1 日~平成 23 年 3 月 31 日 (5 年間)
- ②平成23年4月1日~平成28年3月31日(5年間)

(2) 指定管理料、利用料金等

指定管理料

利用料金

平成 18 年度の指定管理業務から利用料金制を導入している。

• 射擊場使用料

区分				単位	料 金
一般	ライフル	空気銃	学生	1人1時間までごとにつき	100 円
使用	射擊場	射場その他の者		1人1時間までごとにつき	160 円
		小口径	学生	1人1時間までごとにつき	200 円
		銃射場	その他の者	1人1時間までごとにつき	370 円
		光線銃	学生	1人1時間までごとにつき	100円
	射場		その他の者	1人1時間までごとにつき	160 円
	クレー射撃場		県内の者	1人1日につき	490 円
			学生 (県外)	1人1日につき	780 円
			その他(県外)	1人1日につき	1,640 円
専用	ライフル	空気銃射	場	4 時間までごとにつき	13,130 円
使用	射撃場	小口径銃射場		4 時間までごとにつき	33,600 円
		光線銃射場		4 時間までごとにつき	3,050 円
	クレー射撃場		1面1日につき	19,950 円	

※料金は平成23年4月1日現在であり、クレー射撃場の学生(県外)及びその他 (県外)の料金が従前の料金から変更されている。

• 附属設備使用料

区 分	単 位	料 金
クレー放出機	クレー1 枚につき	40 円
光線銃装置	一式1時間までごとにつき	60 円
会 議 室	1 室 1 時間までごとにつき	420 円
研 修 室	1室1時間までごとにつき	630 円

(3) 指定管理者が行う業務の内容等

協定書において、以下のとおり定められている。

第2条 (略)

- (1) 射撃競技のための施設及び設備を提供する業務
- (2) 射撃競技に関する相談に応じ、及び指導を行う業務
- (3) 条例第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務
- (4) 射撃場の使用の許可に関する業務
- (5) 射撃場の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 別記1「熊本県総合射撃場管理運営に関する業務仕様書」(以下「仕様書」という。) に規定する業務
- (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、指定管理者が射撃場の管理上必要と認める業務

(4) 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との管理業務に係る責任分担(リスク分担)については、募集要項において示し、協定書において決定しており、具体的なリスク分担の内容は運用指針・ 準則例示集(11 頁参照)のとおりである。

6. 指定管理者導入後の施設の管理運営状況

指定管理者制度が導入された平成18年度以降の収入、費用、利用者数については以下のとおりである。

(単位:千円・人)

項目\年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
クレー射撃場利用料	26,574	24,943	27,731	15,391	12,128
ライフル射撃場利用料	1,075	1,136	2,243	1,123	1,011
研修室利用料	47	112	178	31	0
会議室利用料	0	0	0	0	7
その他	1,004	1,334	2,119	2,726	868
指定管理料	36,885	36,885	36,885	36,885	36,885
収入合計	65,587	64,412	69,158	56,157	50,900
事業費	9,094	6,728	6,964	5,547	2,900
管理費	55,158	57,053	60,359	50,408	44,703
支出合計	64,252	63,781	67,323	55,956	47,604
収入一支出	1,334	631	1,834	201	3,295
利用者数	8,205	8,648	9,176	6,722	5,931
主催事業・大会等開催回数	9	18	27	21	28
射擊教室等開催回数	0	0	2	13	13
同上、参加人数	0	0	47	69	約 170

(コメント)

- ・事業費は主に射撃用クレーの購入費。
- ・平成 20 年度の管理費は、大規模大会開催に対応するための人件費増加(約 5 百万円) によるもの。
- ・平成21年度以降は、諸般の事情により全国規模の大会の実施が減少し、射撃場使用 料収入が大幅に減少したため、人件費等の圧縮により支出を抑えている。

7. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況

各年度に管理運営評価票により、指定管理者の実施事業に関する評価を行っているほか、月次事業報告書を作成・入手している。モニタリングに関する意見については、下

記「Ⅱ. 監査の結果及び意見」の「3. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングについて」を参照。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. 公の施設としての必要性について

本施設は射撃競技者向けの競技施設である。射撃競技は一部(光線銃を使用するもの) を除き使用する用具(銃砲)の所持・保管等に厳格な法規制が敷かれており、このため 競技人口を増やすことは容易ではない。

また、射撃場の仕様についても法令で詳細な定めがあり、特に大規模大会が開催可能な規模の施設であれば、その設置・維持には多額の費用が必要となる。体育館などの汎用性のある体育競技施設と異なり、他の競技への転用も難しく、前述の競技人口の問題と合わせると、採算がとれるような施設にはなりにくいのが実情であり、民営による施設の運営しか認められないとすると射撃施設のほとんどが運営できなくなり、競技自体が実施できなくなることも考えられる。

【意見】

完全な民営は難しいため、公の施設としての運営はやむを得ないと考えられる。ただし、実際に利用可能な競技人口が限られていること、基本的に採算が見込めないものであることを考慮し、少しでも効率的な運用が可能となるよう、積極的な大会の誘致や、競技可能な人口の裾野を広げる努力が求められるものと考える。

2. 指定管理者の選定手続におけるリスク分担項目の設定について

募集要項及び協定書に示されたリスク分担項目は運用指針・準則例示集の示された項目のみであるが、県は指定管理者に対し銃弾に使用されている鉛に起因する環境汚染が生じていないか、指定管理者に対してモニタリング(地下水に含まれる鉛の量の測定等)を求めている。

仮に重大な環境汚染が生じた場合、施設(鉛を拡散させないような施設構造の採用・維持や、鉛回収のための設備)に起因する場合、管理者(鉛回収の頻度や回収後の鉛の管理)に起因する場合等が考えられるが、その際のリスク分担につき、上記のリスク分担では明確になっていない。

【意見】

このようなリスクは、他の施設では生じることのない射撃場固有のものであり、事前に募集要項で明示されていなければ、責任の所在があいまいになる可能性があるとともに、リスクの開示が事前になされていなかったことを理由に指定管理者がリスク負担を拒否することも考えられる。

指定管理に際して、当該施設に固有なリスクは事前に洗い出した上で募集要項内のリスク分担表の上でも明らかにし、応募者全員に周知した上で募集するようにすべきである。

3. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングについて

上記「Ⅱ-6.指定管理者導入後の施設の管理運営状況」でも述べたとおり、平成 21 年度以降、射撃競技を主催する競技団体の問題から総合射撃場における大規模大会の開催ができない状況となっており、利用者数が減少していた。

当該事項については平成 21 年度の管理運営評価票において、直接ではないが以下のと おり言及されている。

<平成21年度管理運営評価票「3.利用状況」に関するコメント>

【点検・調査結果及び評価】

クレー射撃場に関しては利用者数が前年度の半分以下となっており、公設の施設として利用者数の維持・拡大が必要不可欠である。

ライフル射撃場に関しては利用者数が増加しているが、特にビームライフルは特段の 資格や免許が不要で、ライフル射撃の入門としても位置づけられており、引き続き、競 技の普及に向けて取り組んでいく必要がある。

クレー射撃場の利用者減少理由は、当射撃場での大規模大会開催が見送られたことが 原因であるが、管理運営評価票では利用者数の減少理由等にはその点が示されていない。

【意見】

「1.公の施設としての必要性について」で述べたとおり、本施設の効率的な運営には、大規模大会の誘致による利用効率の向上が必要であり、上記のように利用者数が大きく減少する事象は効率的な運営に重要な影響を与えるにもかかわらず、その理由が管理運営評価票に明記されていない。

管理運営評価票は施設の運営状況のモニタリング結果を記録するだけではなく、運営 状況を県民に広く開示するための資料でもある。施設の効率的な運営に大きな影響を与 えるような事象が生じた場合には、これを管理運営評価票にも記載して県民に開示すべ きであると考える。